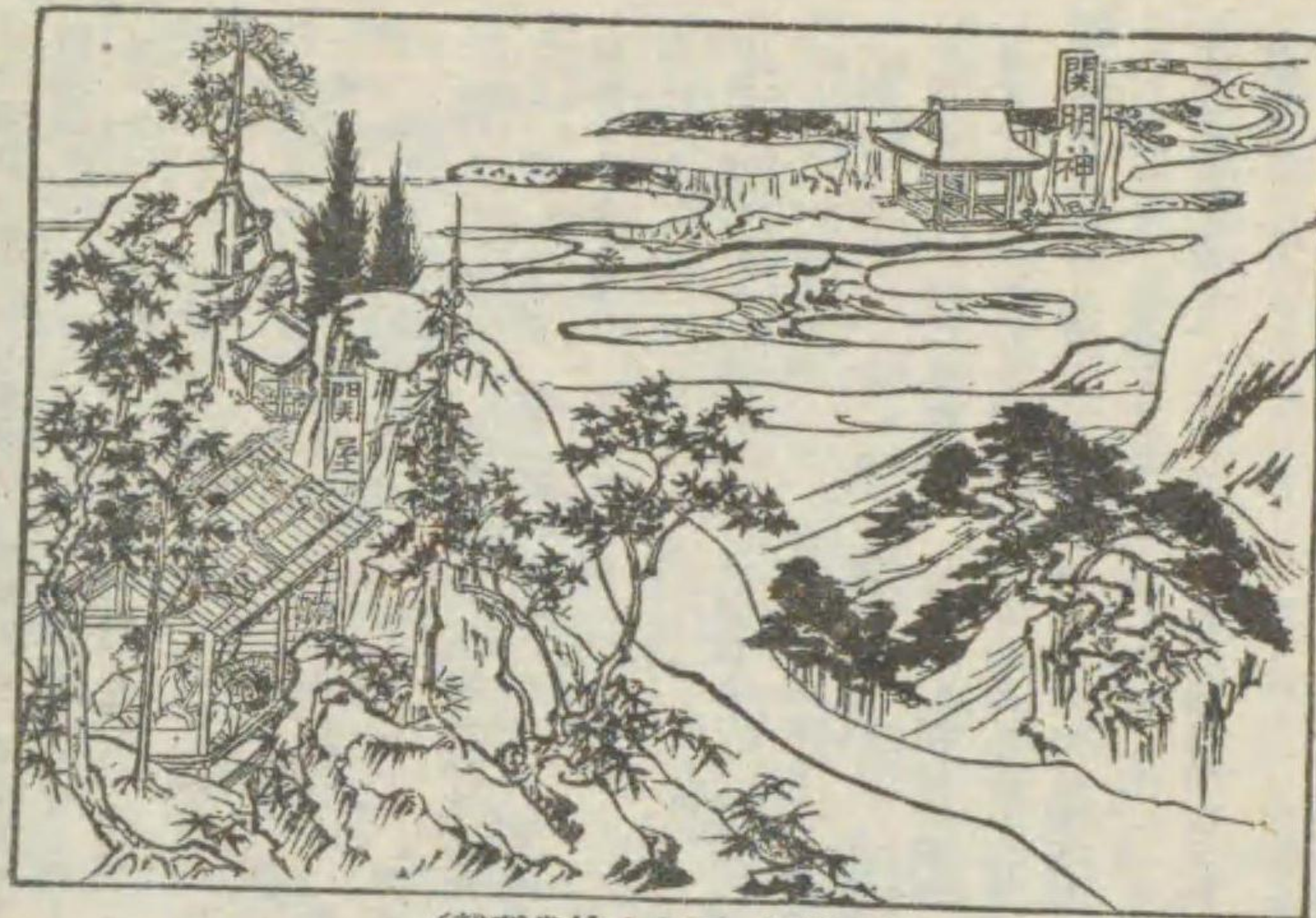


セキ

固を主としたるを以て、日出開門し、日没閉門し、關を越ゆるには、皆過所によりて通過せしむ。過所は本郡本司に請うて得、若し廿日を過ぎて行かざるものは更に申請して過所を替へ、途中故障ありし時には、近國國司に申請して關に送らしむ。船筏にて水

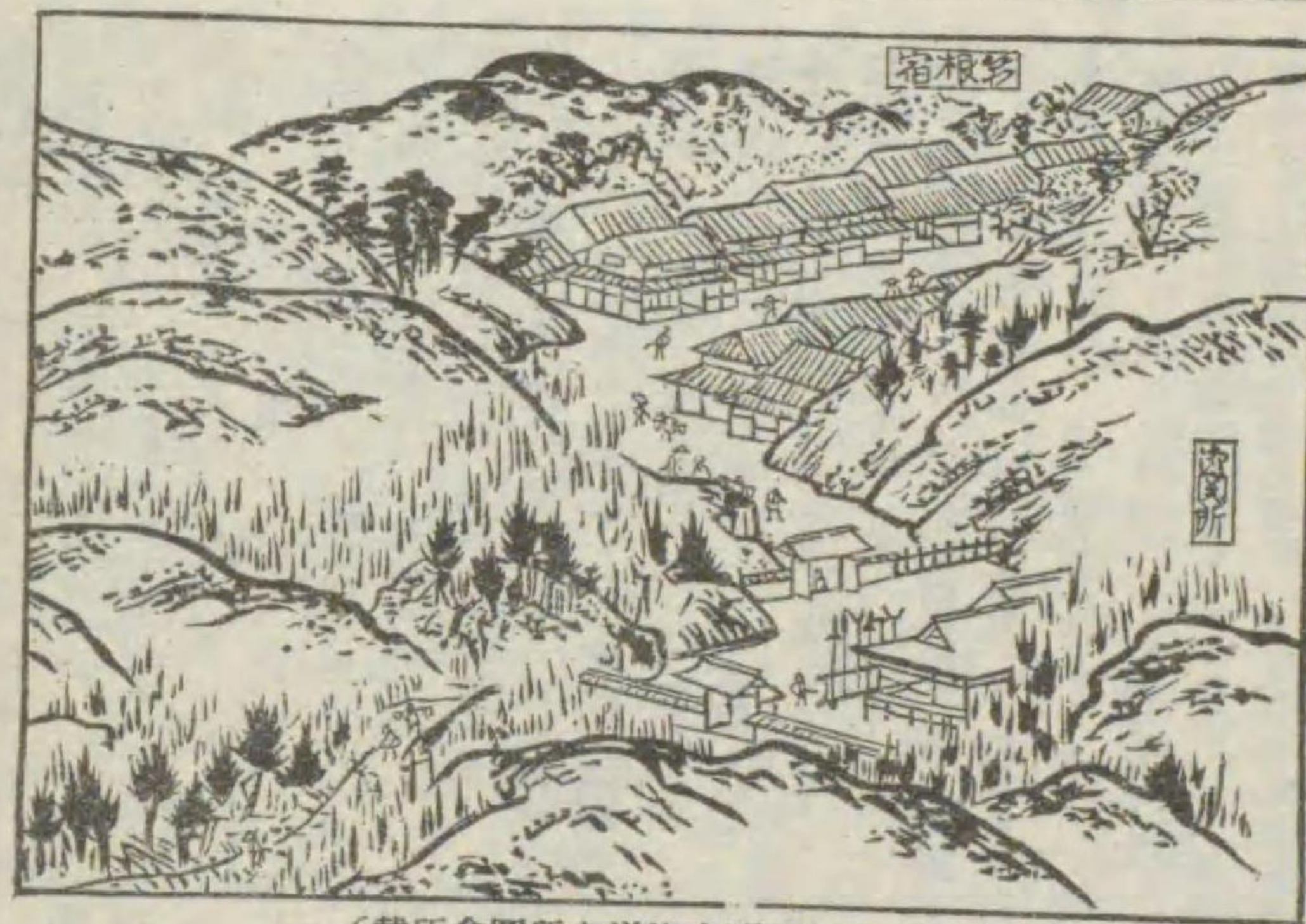


(載所卷繪人上運一)關河白

關を通過するものは、長門及び唐津、兵庫關を除く外過所を要せず、旅人の關津に入るものは過所の關名によりて勘過し、政で行く所を訪はず、餘關を越んとするものは關司の隨意にするを得ず、旅人の過所を替へて、關所馬に乗じて出入するものは關司勘過

セキ

して、録白案記して、驛鈴傳符は旅人に還付せしめ、庸調の脚夫は本國の歴名によりて送使と共に勘度せしむ。外國人の關に入る時は、一物以上所有の物を關司當座官人と共に具録して、治部省に申さしめたり。特に三關は最も重じたりしと見え、三關國司には特

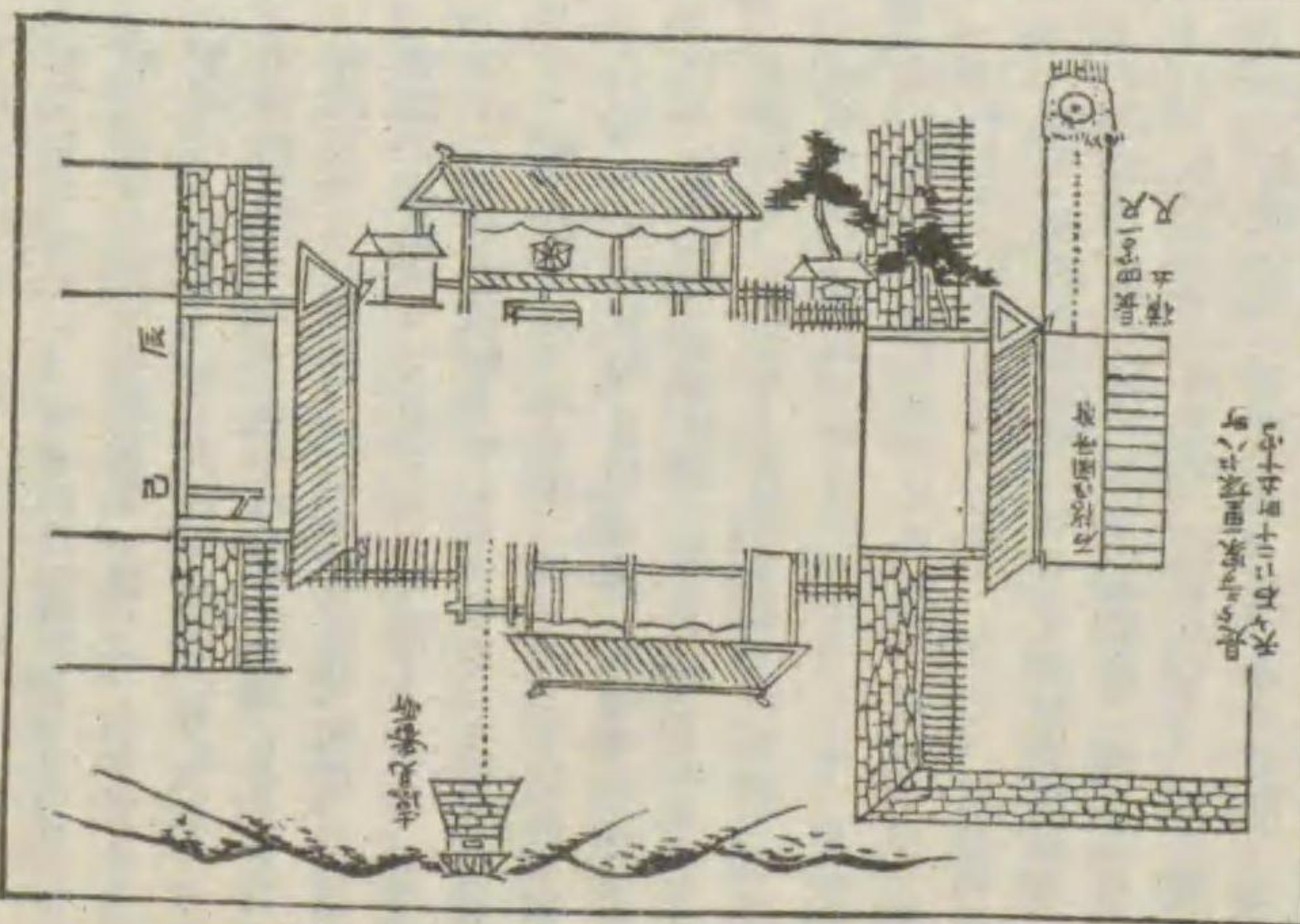


(載所會圖所名道海東)關根箱

に兼仗を賜ひ、又關司は最も權力ありて、上下飛驒の書は必ず開見したりしが、延暦八年四月勅して、關を開く事を得せしめたり。又三關の關門は、寶龜十一年四月に鈴鹿關西内城の大鼓鳴り、天應元年二月四日中城門大鼓鳴り、同年五月鈴鹿城門守屋四國鳴動

セキ

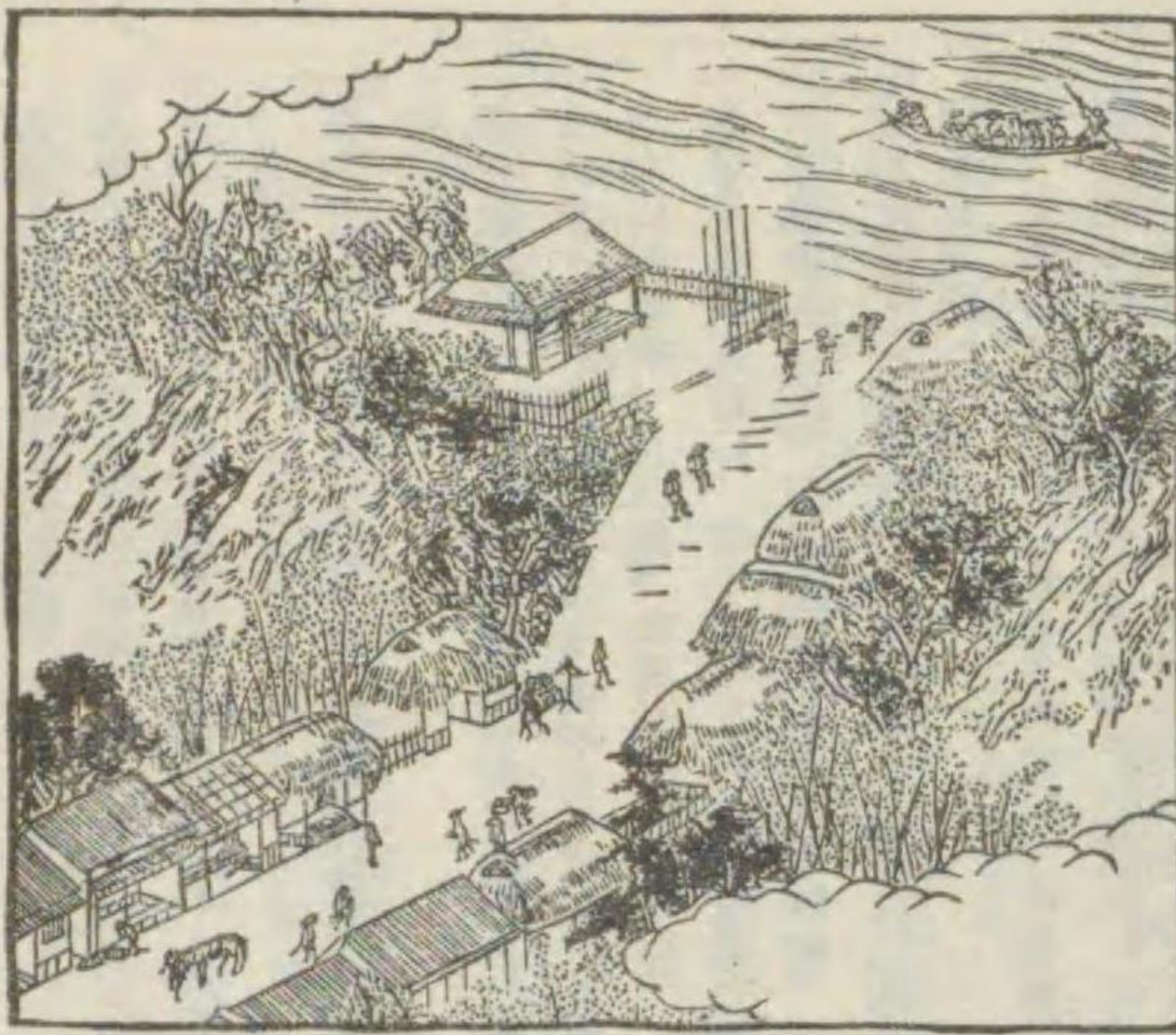
したる事續紀に見えれば、其宏大なりしを知るべし、又私かに關を度る者は之を罪し、三關は徒一年、攝津長門は一等を減じ、餘關は二等を減す、關門に據らず問道より越ゆる者は越度者(オチド)と見做して、一等を加へて罪したり。平城天皇大同元年三月桓



(載所上書調誌地宿根箱年四保天)關根箱

武天皇崩するや、使を伊勢美濃越前に遣して故關を固守せしめ、又嵯峨天皇弘仁元年九月、平城上皇都を平城に遷さんとして人心動搖するや、使を伊勢近江美濃三關に遣して、三關を固守せしめたるを思へば、關は既に廢せられたる後にありても、事あるに際しては、故關に據りて之を警固せしめたるを見るべし。

セキ



(載所會圖所名中道路蘇岐)關橋梁

害甚しきを以て、上野國守の請により相模國足柄坂、上野國碓氷坂に關を置き、兵を以て守り、往還の人を勘過せしめ、明年また過所を以て兩關を度せしめたり。然れども此等諸關は王朝時代の末期には大槪衰へ、三關の如きは板屋荒廢して雨露月光を漏らし、歌人をして感慨措く能はざるに至らしめたり、これと同時に權門諸社寺私に關を置きて、警固の用

尋で仁明天皇承和二年には、陸奥國の奏請により、長門關に准じて白河多爾關を勘過して警固し、蝦夷を防拒せしめ、文德天皇天安元年には、諸國盜賊多きを以て、近江相坂關を復し、新に大石龍華二關を新置して警固し、陽成天皇元慶四年九月には、陸奥國の奏請により、諸人の關門に濫入するを禁じたり。醍醐天皇昌泰二年九月には、坂東群盜蜂起して、倭

セキ

に備へたり。延暦元年四月一日の高野山文書に、興福寺高野山に際して所々の關を固め、金峯山僧徒の往復を停めしこと見えたり、これ僅に一例に過ぎざるも、此に類する私設の關の多かりしこと想像するを得べし。なほ又關は陸上ののみならず、海港要津にもこれを設けたり。瀬戸内海沿岸のその如き是なり。就中下ノ關兵庫關淀關の如きは最も顯著なるものとす。而して此等諸關が警固の本義を失ひ、通行税を徵收するに至りしは、王朝時代の末期若しくは鎌倉時代の初期にあるべし。此の時に當り朝廷の權既に衰へて、財政窮迫し、諸勅願寺の如き容易に建つる能はず、要路に當る關より税を徵し、以て其用途に充てしめたり。文治三年淀關を造東寺料所としたるが如き其一例なり。而して兵庫關淀關は收入最も多かりしと見え、この後或は延暦寺に、東寺に、東大寺に、興福寺に、修造料所として寄附したり。鎌倉時代の末に至りては、諸豪族等恣に新關を起し、通行税を徵して利益を壟斷し、交通を障げ商賣を妨げしを以て、幕府令して大津葛葉兩關を除く外、悉く新關を停め、且つ葛葉關税を東大寺に寄進したり。此時代の關は一逼上人繪傳によりて其梗概を知るべし。南北朝より室町時代に至り、警固と徵税との目的を以て、關塞至る所に設けられ、行旅の困難名狀すべからざるものなり。光明天皇貞和二年、幕府諸國新關を設け、或は津料と稱し、水陸行客を征するを嚴禁し、守護違犯するものあらば、其罪を改易し、代官の私設ならば、其領邑を沒收し、邑なきものは遠流に處せしめたり。然れども猶止まず、崇光天皇觀應二年、又令して新關を禁止したり。然れども濫設は止まざるのみならず、朝廷幕府も共に、大體ある時には、新關を設け、行路より征

セキ

設して其用途に充てたり。幕府曾て皇室の爲めに、新關を建てたるに、足利義政の夫人は其征税を私して、自家の用に充てたり。此の外諸國の豪族、神社佛閣等皆随意に關を設けて、征税を私し、交通不修行旅極めて困難なり。既にして織田信長の起るや、其領内に於ける關を停めたる事あり、永祿十二年伊勢を平げし時、諸關を停止し、往來の累なからしめたるが如き是なり。江戸時代に及び、幕府は自衛上、關所を要地に配置して警備する所ありしと共に、また私人の關所を設くることを禁じたり。寛永十二年に發布したる武家諸法度の中に、「私之關所、新法之津留制禁之事」とありて、寛文三年の法度もこれと同じく、天和三年以後の法度は、法文中に省略せられたり。雖も、事實に於ては舊に從ひて制禁せられたるなり。されば此時代に於ける關所は、皆幕府の設置に係るものにして、其場所は時代によりて増減ありと雖も、重要な地に至りては、全く變更する所なし。而して其守衛は、關所所在地もしくは其附近の大名家、交代寄合、代官等をして其任に當らしめたり。(表を參看せよ)「關所改」また通行人の改め方は、寛永二年八月廿七日の令には、「(一)往還の輩、番所の前にて笠頭巾を脱がせて通すべき事、(二)乗物にて通る者は、乗物の戸を開かせて通し、女乗物は女を以て改めしむる事、(三)公家門跡、其外大名等は、以前より其由届くるに於て改むるに及ばず、但し疑はしき事あらば、臨機の處置を執るべき事」と規定し、大體の方針は後世迄これを遵奉したり。而して今切關と箱根關とは、東海道の要衝に當れるが故に、最重要視せられ、検査の如きも非常に精細を極めたり。その他に至りては此の如くならざりき。今寛文七年五月今切關に對して發布したる規定を左に擧ぐべし、

セキカ

池田輝政等を以て南宮山に備へ、水野勝成等を以て大垣に備へ、家康自ら麾下の士を率ゐて中軍とな

セキケ

家康の手中に歸す(徳川實紀、日本戰史關ヶ原役) セキケチリウ 關口流 關口氏心の創めたる

セキシ

賊徒佐竹結城等と戦ふ、興國元年尊良親王小田城に入る、春日顯時、一條具信、唐橋經泰等供奉す、親

セキツ

といへり、はじめ葉を高原吉種に受け、長ずるに及び天然の偉才を以て大に数理の微妙を極め、前人未

セキフ

此曲を用ふ、始め舞ありしが、後、編みたるをも、内教坊此曲を奏し、中央樂の舞を傳へり、貞保

セゼノ

は松に竹とかの輪を置きたり、勝所村(近江國滋賀郡) 勝所城 慶長六年徳川家康大津城を此地に移し、戸田、西を封す、奥地志略に、大津口勢多口に門

セツサ

有家人奴婢、及宅資、四隣五保共爲檢校、財物營...

セツシウ

雪舟 名は等楊、雪舟、備...



(集菟掛纂編料史)藏所寺樂常口山

す、師僧、これを戒むること敷度にも及ぶも聞入れざり...

セツシ

國寺に入りて洪徳禪師の弟子となり、又鎌倉に至り...

セツシ

菴(桂傍)に請うて、其記をつくらしむ、其後周防の...

セツシヤウ

天皇に代りて萬機の政を總覽する人、攝籙、執柄、博...

セツシ

以て母后攝政し給ふ、推古天皇の時、月皇子、孝明天...

セツシ

Table listing names and dates, organized by family or lineage (e.g., 花山, 冷泉, 陽成).

セツシ

Table listing names and dates, organized by family or lineage (e.g., 仲志, 四條, 後深草).

セツシ

明治 二條齊敬 慶應三、正 慶應三、三
表中(ク)は關白に轉じたる符號
セツシヤウケマンドコロノクダシフミ
攝政家政所下文 攝政家政所より下す文書

セツソウ

雪村 名は周繼、通稱は雪村、如圭、儉齋、鶴仙老等の號あり、在俗の時名を平藏といへり
節刀 天皇より將軍出征の時賜はる刀を云ふ、即ち關外賞罰の權を附與する標なり、節は符節なり、軍防令に、凡大將出征、皆授節刀、義解に、凡節者、以三髮牛尾爲之、使者所擁也、今以三刀劍代之、故曰節刀、雖名實相異、其所用者一也と云へり、節刀は凱旋の時、必ず朝廷に返し奉るなり、節刀につきては古來より説ありて、太刀と同じとし或は別としたり、然れども天徳紀に節刀四十餘柄、建武大元曆文書に、太刀四十八柄と見えたり

セツタウ

節刀 天皇より將軍出征の時賜はる刀を云ふ、即ち關外賞罰の權を附與する標なり、節は符節なり、軍防令に、凡大將出征、皆授節刀、義解に、凡節者、以三髮牛尾爲之、使者所擁也、今以三刀劍代之、故曰節刀、雖名實相異、其所用者一也と云へり、節刀は凱旋の時、必ず朝廷に返し奉るなり、節刀につきては古來より説ありて、太刀と同じとし或は別としたり、然れども天徳紀に節刀四十餘柄、建武大元曆文書に、太刀四十八柄と見えたり

セツタ

れば、太刀と同じものにて、四十柄ありしこと明なり、其上靈劍二あり、其一の破敵は將軍を遣はす時に給ふもの、即ち節刀なりと云ふ、或は四十八柄を總稱したることもありき、猶太刀契(ダイトケイ)を見よ○節刀はまた使に授けらるる事あり、上の節刀と同じく、或權力を委任するの標なるべし

セツツ

の如きは、之と相符合するもの多し、斗量の如きは、其製作從來容量を以て準とするが故に、所用尺度は、頗る杜撰に屬すと雖も、今之を檢査するに、從來斗量の容量は此尺を以て造る幾んど密とす、今其長短折衷の算により、又四郎尺正器一尺二重を以て、此度の正器とす、而して其行はれたる時期は詳かならず(法規分類大全)

セツツケンジ

攝津源氏 清和源氏の攝津に在るものを云ふ、鎮守府將軍頼光の子左馬權頭頼國より出づ、頼國は、頼實、頼實、頼綱、國房、師光を生む、頼綱左衛門尉たり、曾祖父滿仲より世々攝津多田に居る、因て多田氏を稱す、攝津源氏の中多田氏最も著る、頼實滿統に居り、滿統は稱す、其族深津古川の諸氏あり、頼實の後井上氏あり、國房陸奥守となり、美濃源氏の祖となる(ミノゲンジ)參看)師光の後を福島氏とす、頼綱は明國、仲政、國直を生む、明國の後、野瀬有垣の諸氏と爲る、仲政兵庫頭となり馬場氏と稱し、頼政頼行を生む、頼政右京大夫となり、治承中平氏を滅さんと謀り敗死す、第五子廣綱、其後太田氏となる、頼政の孫宗綱、其後那部氏となる、仲政又國房の曾孫光重を養子となし、深柄氏と稱す、其族に松崎、坂田、堀、尾塞、飯倉等の氏あり、頼政、頼行の子兼綱を養子と爲す、其子頼綱三河大河内に徙り居る、大河内氏を稱す、初め頼政仲綱相繼で伊豆守に任するに及び、子孫世襲す、源頼朝の時武田信光に代り、後十餘年頼政の裔復守謙と爲る、其族多田氏と稱す、頼行の孫頼連、越後の小國保に居り、小國氏を稱す、其族に大中川、小中川、船津、久島、福島諸氏あり、國直美濃山縣郡に居り、山縣氏を稱す、其族に飛騨瀬栗野、神門、上有智、落合、福島、清水、神野、平野等の氏あり、國直

セツチ

の亂、長祿中足利成氏を攻めし時も、延徳中佐々木氏を伐ちし時も皆將軍より請奏して、錦御旗を給はれりと云へり、節刀を給ふことなかりしは、武家名目抄の説の如くなるべしと雖も、節刀そのものありしことは、太刀契の條に委しく述べたれば參照すべし、嘉永六年ハルリ浦賀に入港以來、上下人心沸騰し、開港攘夷二説に分れ、國家の安危に關する時に當り、朝廷攘夷に決し、上古の御制を思召されしと見え、文久三年四月石清水宮に行幸して、攘夷の節刀を征夷大將軍徳川家茂に給はらんとす、將軍病と稱して扈從せず、依りて一掃慶喜に給はらんとす、慶喜亦辭して受けざりき、明治元年正月四日、仁和寺宮彰仁親王を征討大將軍とし、御學問所にて節刀を親ら授け給ひ、翌二月東征大總督有栖川熾仁親王にまた節刀を授けらる、これ節刀を給ふことの最後なり○遺唐使に授けらるる時は、古き時代は詳かならず、文武天皇大寶元年正月粟田真人を遣唐執節使に任じたることあれば、此時は節刀を授けられし事明かなり、爾來派遣毎にみな之を授與せられたりき、持節大將軍(ヤセツガイシヤウカン)參看(武家名目抄、古事類苑帝王部、戊辰職記、明治外史)

セツチユウ

節中 私年號、推古天皇三十一年に相當し、翌年仁王と改む(古代年號、逸年號考)
セツチユウアン 雪中庵 大島善太(オホシマレウタ)を見よ、
セツチユウガク 折衷學 經學の一派、朱子、陽明、古學、古文辭學に偏せず、漢唐の註疏、宋明諸家の説を取捨折衷して、専ら先聖の遺訓を闡き、又前修の及ばざる所を匡て移めたり、和泉人柳原支輔紀州侯に仕へ、學を講ずるに學流を區別するを好まず、漢唐傳註と宋明諸説とを用ひ、關詒は馬

セツチユウカク

の子弟、攝津能勢郡を領し、能勢氏を稱す、四世の孫頼仲、本國田尻莊の地頭となる、其後田尻氏を稱す(氏族志)セイヤウケンジ參看、
○頼光 頼國 頼實 資兼資長
頼綱 明國 行國 頼盛 行綱 宗綱
師光 仲政 頼政 仲綱 宗綱 公綱
滿隆 國直 頼行 廣綱 頼季 頼有
光重 頼行 宗頼 頼連 小綱

の著説に據り、義理は程子の心性により、折衷法は實に之に胚胎せり、尋で片山兼山井上金嶽出で、子弟を教導するに、古註疏を始め、博く漢宋以下諸家の書を極め、其長を取りて、衆説を折衷し、最も穩當を主としたるより折衷學起り、關東の學之れが爲めに一變せり、次で豐島豐洲、古昔陽、山本北山、太田錦城、松崎謙堂等の諸家、皆折衷學を唱導して世に顯はる(先哲叢談)今學派を左に示す、
○井上蘭齋 井上四明 山本北山 山中天水
井上金嶽 井上南臺
八田華陽 龜田鶴齋 龜田綾瀨
○片山兼山 小田穀山 蒲生君平
小野君山
武田梅龍 村瀬榜亭 田能村竹田
片山北海 尾藤二洲 龜田三九
○宇野士新 赤松澄洲 大川蘭齋 大江玄圃
宇野士朗 龍草廬 岡崎慶門
○中西談淵 小川天門 金谷靜齋
○宇野士新 石川金石
細井平洲 秦 鼎
○宇野士朗 石作駒石

セツチ

セツチユウジャク 折衷尺 江戸時代に行はれたる尺の一種、寛政享和の際、伊能忠敬が享保尺と又四郎尺とを長短折衷して作りたるものに係る、蓋し中世以降、尺度器の法漸々訛謬し、種類紛雜、濫製百出するに至るに及て、眞偽辨じがたく、正否分くるに由なき爲め、長短を折衷して一時の便に供したるものなり、然して此尺、長と短との間にあるが故に、近世尺度器法の伸縮するもの坊簡散布の器

セツツ

セツツケンジ 攝津源氏 清和源氏の攝津に在るものを云ふ、鎮守府將軍頼光の子左馬權頭頼國より出づ、頼國は、頼實、頼實、頼綱、國房、師光を生む、頼綱左衛門尉たり、曾祖父滿仲より世々攝津多田に居る、因て多田氏を稱す、攝津源氏の中多田氏最も著る、頼實滿統に居り、滿統は稱す、其族深津古川の諸氏あり、頼實の後井上氏あり、國房陸奥守となり、美濃源氏の祖となる(ミノゲンジ)參看)師光の後を福島氏とす、頼綱は明國、仲政、國直を生む、明國の後、野瀬有垣の諸氏と爲る、仲政兵庫頭となり馬場氏と稱し、頼政頼行を生む、頼政右京大夫となり、治承中平氏を滅さんと謀り敗死す、第五子廣綱、其後太田氏となる、頼政の孫宗綱、其後那部氏となる、仲政又國房の曾孫光重を養子となし、深柄氏と稱す、其族に松崎、坂田、堀、尾塞、飯倉等の氏あり、頼政、頼行の子兼綱を養子と爲す、其子頼綱三河大河内に徙り居る、大河内氏を稱す、初め頼政仲綱相繼で伊豆守に任するに及び、子孫世襲す、源頼朝の時武田信光に代り、後十餘年頼政の裔復守謙と爲る、其族多田氏と稱す、頼行の孫頼連、越後の小國保に居り、小國氏を稱す、其族に大中川、小中川、船津、久島、福島諸氏あり、國直美濃山縣郡に居り、山縣氏を稱す、其族に飛騨瀬栗野、神門、上有智、落合、福島、清水、神野、平野等の氏あり、國直

セツツシキ

攝津源氏 清和源氏の攝津に在るものを云ふ、鎮守府將軍頼光の子左馬權頭頼國より出づ、頼國は、頼實、頼實、頼綱、國房、師光を生む、頼綱左衛門尉たり、曾祖父滿仲より世々攝津多田に居る、因て多田氏を稱す、攝津源氏の中多田氏最も著る、頼實滿統に居り、滿統は稱す、其族深津古川の諸氏あり、頼實の後井上氏あり、國房陸奥守となり、美濃源氏の祖となる(ミノゲンジ)參看)師光の後を福島氏とす、頼綱は明國、仲政、國直を生む、明國の後、野瀬有垣の諸氏と爲る、仲政兵庫頭となり馬場氏と稱し、頼政頼行を生む、頼政右京大夫となり、治承中平氏を滅さんと謀り敗死す、第五子廣綱、其後太田氏となる、頼政の孫宗綱、其後那部氏となる、仲政又國房の曾孫光重を養子となし、深柄氏と稱す、其族に松崎、坂田、堀、尾塞、飯倉等の氏あり、頼政、頼行の子兼綱を養子と爲す、其子頼綱三河大河内に徙り居る、大河内氏を稱す、初め頼政仲綱相繼で伊豆守に任するに及び、子孫世襲す、源頼朝の時武田信光に代り、後十餘年頼政の裔復守謙と爲る、其族多田氏と稱す、頼行の孫頼連、越後の小國保に居り、小國氏を稱す、其族に大中川、小中川、船津、久島、福島諸氏あり、國直美濃山縣郡に居り、山縣氏を稱す、其族に飛騨瀬栗野、神門、上有智、落合、福島、清水、神野、平野等の氏あり、國直

セツツクニ

攝津國 關東は河内、西は播磨、南は和泉及び海、北は山城丹波に至る、東西凡十二里餘、南北凡九里、畿内に屬す、形勢平野東南に開き、群峯西北に連り、淀川其中を横貫し、海灣其外を抱擁す、大阪府海陸の衝に當り、百貨灌輸し、人

セツツクニ

の亂、長祿中足利成氏を攻めし時も、延徳中佐々木氏を伐ちし時も皆將軍より請奏して、錦御旗を給はれりと云へり、節刀を給ふことなかりしは、武家名目抄の説の如くなるべしと雖も、節刀そのものありしことは、太刀契の條に委しく述べたれば參照すべし、嘉永六年ハルリ浦賀に入港以來、上下人心沸騰し、開港攘夷二説に分れ、國家の安危に關する時に當り、朝廷攘夷に決し、上古の御制を思召されしと見え、文久三年四月石清水宮に行幸して、攘夷の節刀を征夷大將軍徳川家茂に給はらんとす、將軍病と稱して扈從せず、依りて一掃慶喜に給はらんとす、慶喜亦辭して受けざりき、明治元年正月四日、仁和寺宮彰仁親王を征討大將軍とし、御學問所にて節刀を親ら授け給ひ、翌二月東征大總督有栖川熾仁親王にまた節刀を授けらる、これ節刀を給ふことの最後なり○遺唐使に授けらるる時は、古き時代は詳かならず、文武天皇大寶元年正月粟田真人を遣唐執節使に任じたることあれば、此時は節刀を授けられし事明かなり、爾來派遣毎にみな之を授與せられたりき、持節大將軍(ヤセツガイシヤウカン)參看(武家名目抄、古事類苑帝王部、戊辰職記、明治外史)

セツツクニ

の子弟、攝津能勢郡を領し、能勢氏を稱す、四世の孫頼仲、本國田尻莊の地頭となる、其後田尻氏を稱す(氏族志)セイヤウケンジ參看、
○頼光 頼國 頼實 資兼資長
頼綱 明國 行國 頼盛 行綱 宗綱
師光 仲政 頼政 仲綱 宗綱 公綱
滿隆 國直 頼行 廣綱 頼季 頼有
光重 頼行 宗頼 頼連 小綱

セツ

民宮殿、中國の樞軸たり。唐原浩古、漢速國と云ふ、仁德天皇高津宮に都す、(今東成郡高津小橋)孝德天皇亦長柄豊崎宮に都す、(西成郡長柄村)天武天皇六年攝津職を設け、延暦中國司に改めて府を西生郡に置く、(府跡未詳、續日本後紀承和十一年鴻臚館を以て府とするの語あり、館址今東成郡玉造の南眞田山に在りと云ふ)、遂に轉じて國名となる、治承中平清盛、安徳天皇を奉じて福原の都(今兵庫)に徙る、未だ半歳ならず都に復す、元暦元年平氏再び天皇を奉じて此に居り、幾干もなくして讃岐に奔る、鎌倉幕府の時、大内惟義を守護とす、建武中興楠木氏本國の守護を兼ね、足利尊氏赤松範資をして州疆を侵略せしめ、後に佐々木秀詮を守護とし、應安中管領細川頼之、これに代り、終に其管國となる、其臣薬師寺氏をして守護代たらしむ、頼之より六傳して政元に至る、其義子高國澄元互に相闘き、池田伊丹の諸族競ひ起り、或は澄元に屬し、或は高國に應じ、全國分裂す、永正五年高國終に本國を取て尼ヶ崎城に居る、享祿四年高國澄元が子晴元と天王寺に戦て敗死し、地皆晴元に歸す、天文の末、三好長慶高國が義子氏綱を奉じて國境を侵し、晴元を逐ひ、終に本國を奪ひ、同族をして芥川に居て之を守らしむ、永祿中織田信長之を降し、地を分て伊丹親興池田勝政和田惟政に與ふ、元龜の末惟政を誅し、勝政を逐ひ、荒木村重を守護とす、天正七年村重叛し、伊丹城を棄て出亡す、信長地を以て池田信輝に賜ふ、豊臣氏信輝を轉封して其地を有し、大阪城を築きて之に居る、元和元年豊臣氏亡び、徳川氏其故城を修し、松平忠明に賜ふ、同八年始めて内藤信政を以て城代となし、成士及び藩歩卒を置き、攝河泉藩の政刑を統べしむ、後幸奉行を兵庫に置く、又封を本國に得る者、尼ヶ崎、松平忠

喬、高槻(永井直清)、三田(九鬼久隆)、麻田(青木一重)凡て四藩、明治維新大阪を以て府となし、更に兵庫縣を置き之を治む、(古より管郡の變遷左表の如し、詳しくは各郡の條參看すべし(日本地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽))

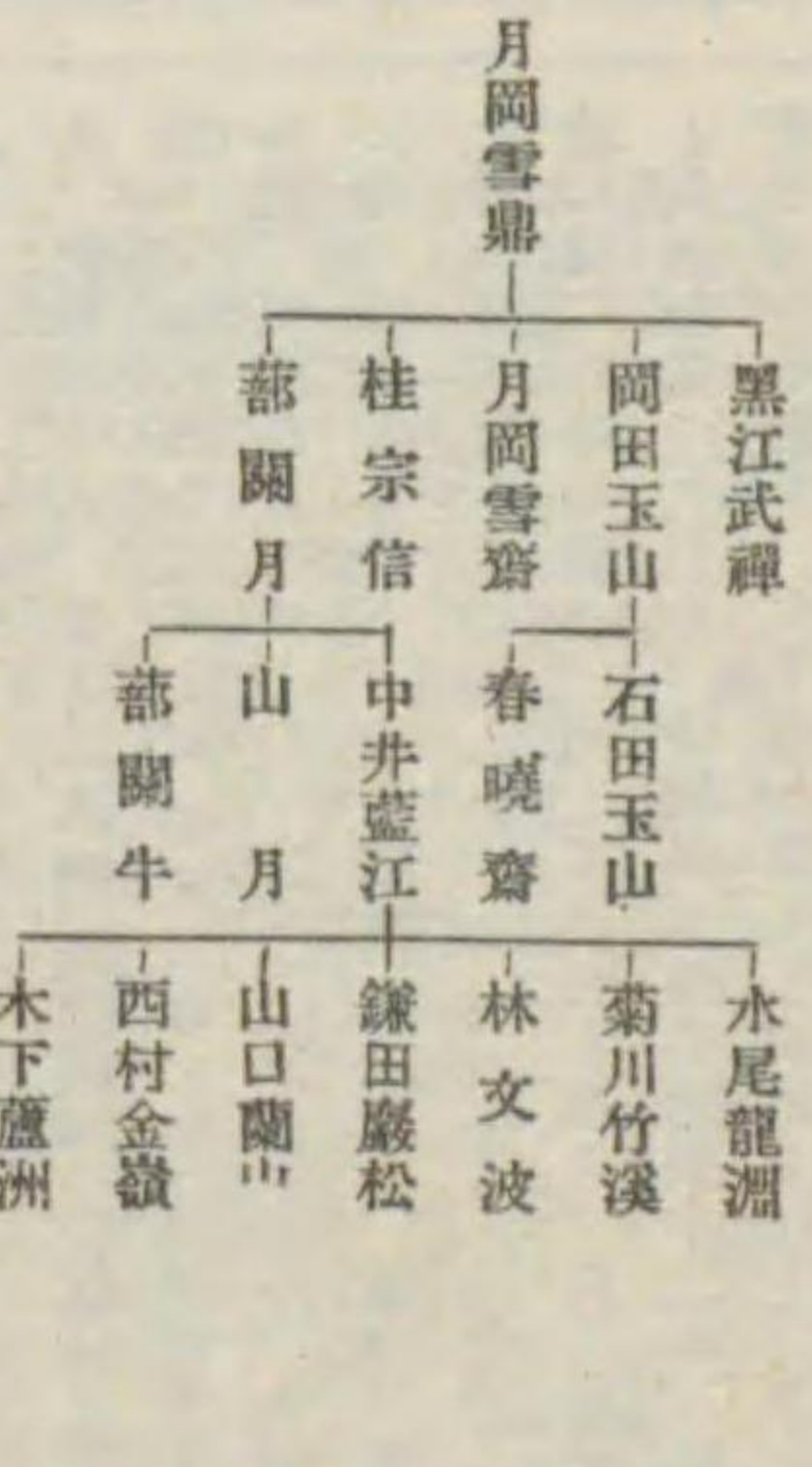
Table with columns for historical regions and names, including 六國史, 靈異記, 姓抄, etc.

セツ

セツテ

Table with columns for names and locations, including 矢田部, 有馬, etc.

雪鼎派 月岡雪鼎の創めたる繪畫の一派、ツキチカセツテイ(參看(百家系譜))



セツテフ

攝蝶 飾馬の具の名、物具裝束抄唐鞍の具に、攝蝶、胸掛十、鞆十八、面掛十と見え、長秋記に、蝶形鞆左右各五、胸當七、面當十とありて、此蝶形も、攝蝶と同一物なり、此香葉を結付る處の金物を、攝蝶にせるを云ふなるべし、是を攝蝶と名づくるは、攝字字書に引持也、また曲折也、とありて、香葉と此金物と互に引持つ故に名づくるならん、或は蝶の羽と羽とを相持して、或は曲折する形によりたる名ならん、また攝猶結と見え、又攝也安也、などいふ註も見えれば、香葉を控へりて安する意とも思はる、また此蝶といふ名も、彼の羽と羽と攝するより名づけたれば、攝蝶も、蝶胡蝶などいふと同じく、只蝶の事をいへるものならんか(飾馬考) セツドシ 節度使 兵士並に子弟本手官船等を檢定し、弓馬を起し、陣列を講習し、兵器を作る等の事を掌る、(續紀)天正四年八月、東

セツバ

海東山陰西海の四道に始めて置く、道別に判官主典各四人、醫師陰陽師各一人あり、同六年四月節度使の事既に記るにより、國司主典以上をして其事を掌らしむ、天平寶字五年十一月、東海南海西海三度に節度使を置く、正副使判官録事等あり、同八年悉く之を罷む(續紀) セツバ 切羽(接葉) 刀劍の鏢の兩面、柄と鞘とに當る處に添ふる金物にて、薄き橢圓形をなしたるものを云ふ、穴ありて刀心を貫く、狹鏢の約なり、或は添鏢の轉約と云ふ、大切羽、中切羽、小切羽、佐々切羽の四あり、大切羽は鏢より少し小さく鏢形也、赤銅に七子を打ち家の紋をちらす、紋に金覆輪あり、中切羽は大小より少し小きもの、小切羽は四つ、其内二つは金、二つは銀を用ふ、さし、切羽は赤銅にて大き小切羽に同じ、厚は小切羽を四枚重ねし程、堅に五六厘宛の大きに菊座の如きざみめを付く、金銀の小切羽の間に重ね用ふ(倭訓栞、軍用記、武家名目抄) セツパン 攝判 權檢校(ヤンケンゲウ)を見よ、 セツフク 切腹 名義腹を自ら切り割きて死ぬることといふ、江戸時代には、士以上の階級にして刑名なり、而して此刑は、名は切腹なれども實は斬首なりき、なほ士分の刑に斬罪あり、又同じく斬首するものなれど、斬罪は、火付盜賊殺人等武士道にあるまじき重罪、又は國事犯の如きを處し、切腹は同じく國事に關するも、罪の性質條理ありて、武士の本分を辱めざる場合、或は私事に屬するも、事應武士道に汚さざる時は、寛典としてこれに處したり、故に切腹と斬罪とは罪の性質によりて刑を異にせるものと知るべし(方)切腹は十文字に切る事、中古

セツ

のならびにして故實とせしものなるが、時には腹を一字に切る事もありき、切腹には、先づ刀を左の方へ突立て右の方へ引廻し、其刀を引抜て取直し、胸の下鳩尾(此所心臓ある所)の所へ刃を下の方へ向て突込て、柄を逆手に持ち、仰向たる手を持直して押かへし(此時手握拳下の方へ向ふなり)力にまかせて柄頭を握て下へ押さぐるなり、是にて胸より臍まで堅に切さぐる事、袴の横紐の所まで押さぐれば、臍の所までは、儘に切るなり、心臓へ刀を突立るを以て、是にて氣絶ゆべきなり、別に咽喉を突くに及ばざれども、人によりて突く事ありき、江戸時代の中頃より刑式となりて、打首同様處せられ、殆ど眞の切腹なるものなし、今其方法は、正副介錯人ありて、獄舎内にて處刑する事もあり、共に檢視を發して之を監視す、まづ邸中を割して砂を敷き、其上に疊二疊を敷きて處刑の場とし、正介錯人四人に對し、自ら姓名を陳べて一禮し、刀を抜き其背後に居る、副介錯人は四人を扶けて衣を脱せしめ、相圖の咳を發すると共に、牢屋同心木刀を載せたる三方を持ち來りて、囚人の席を距ること三尺許におき、これを戴かしむ、囚人手を伸べて之を執らんとする時、正介錯人背後より首を刎れ、右手に髪を取り、左手を下へ添へ、右膝をつき檢使の方へ横面を向けらるなり、藩邸におけるも右と同じ、只その藩の好意によりて、多少取扱ひの丁寧なるを差とするのみ(原)上古自殺の法は、縊死もしくは燒死等に對して、切腹のことなし、而して史籍に見えたるは、續古事談に、藤原保輔の事を述べて、カマナチヌキテ、腹ナサシキリテ、胸チヒキイテタリケリ」とあるをばはじめとなせども、廣く行はる事となりしは、

セツ

王朝の末年、即ち源平時代より、源平が、家の柱を後に當て、切腹せむこと保元物語に見えたるは、恐らくその流傳なるべし、鎌倉時代以後には武士の自殺は切腹に限られ、更に江戸時代及びては、單に自殺の方法たるの外、又士以上の階級に定まれり、死刑(シケイ)、斬罪(ザンザイ)の條參看(眞文雜記、類聚名物考、徳川政刑史料、徳川時代御仕置、古事類苑法律部) セツフシヤウ 節部省 淳仁天皇天平寶字二年、大藏省を改めて本名となす、續紀に「大藏省出納財物、應有節制、故改爲節部省云々」とあり、同八年仲麿殺して令制に復せらる(續紀) セツフデン 節婦田 名義王朝時代節婦を賞して、其口分の租を免じ、或は別に賜へる田を云ふ、不輸租田なり(續紀)續紀聖武天皇天平十四年八月甲戌の條に、令左右京四畿内七道諸國司等、上孝子順孫義夫節婦力田之名」とあり、稱徳天皇神護景雲と改元せられし時、詔して孝子、順孫、義夫、孝婦、節婦力田は二級を賜ひ、終身田租を免給せらる、光仁天皇及び嵯峨天皇の時、また節婦を賞して終身田租を免せらる、延喜の制不輸租田となす(續紀、延喜式、田制篇) セツブン 節分 名義立春の前日といふ、冬の節分れて春に移るを以て名付く(原)源平平安朝時代には、大寒に入るの前日、土牛童子の像をつくりて、夜半時大内の諸門に建て、寒氣を送り出し、立春の前日夜半時之を撤したり、此事弘仁延喜の兩式、小野宮年中行事等に見ゆ、また門戸に終の枝、鐘の頭を挿す事も、寛平延喜の際既に行はれしは、土佐日記に「小家の門のなよしの頭終云々」とあるにて知るべし、尋で鐘を以て鐘に代へしは、藤原爲家の

セツヨ—セツレ

歌に「世の中は数ならずともひらぎの色に出てもいはいとぞおもふ」とあれば、貞原の頃其風ありしこと明かなり、また大豆を打ちて邪氣を拂ふ事は、花營三代記に「應永廿二年正月八日己卯節分、大豆打役昭心、カチクリ打アキノ方申西ノアヒ也、アキノ方ヨリウチテ、アキノ方ニテ止云々」と見え、臥雲日件録文安四年十二月廿二日の條に「明日立春故、及ノ昏景當毎ノ室散ニ煎豆、因唱ニ鬼外福内四字、蓋此方驅難之様也」と見ゆ、また此夜、炒豆に頭髪と鏡との三物を包みて、乞食の夜行の者に與ふるとは、宗長手記大永六年の條に載せられたれば、これも大永以前に始まりしを知るべし、江戸時代に入りても一般に之を行ひしが、其行事は、餅の頭と枝の葉を門戸に挿み、豆を打ちて福は内と唱ふるも、從來の風と同じかりき、按ずるに、龜または餅の頭並に枝を挿む事は、惡鬼これを恐るゝと信ぜられたるが爲めにして、豆を打つば邪氣を拂ふが爲なり、なほ豆打の風は、蓋し追儼の行事の推し移りしものなるを、先賢の既に説かれたるがごとし、ツキナシ、參看(古今要覽稿)王朝時代の末より節分を避けて、居所を逃へる風行はるゝを節分方違と云ふ、天皇、上皇、女院、攝關大臣以下皆方違したる、と日記記録に見えたり、

セツヨウシフ

節用集 卷二 寫本二卷 天地、時候、人倫、人名、官名、支體、財寶、衣服、草木、畜類、光影、言語、數量等の十三門に分ち、日用の字を伊呂波分けに眞字を以て之を記し、間々注釋を加ふ、開國林宗二〇宗二は奈其の饒頭屋なり、牡丹花宵相に就きて學び源氏林逸抄等の著あり、

セツレウ

節料 節會の日に王臣を饗する類食を云ふ、大膳職大炊寮にて之を掌る、弘仁式に始めて見ゆ、延喜の制に依れり、詳しくは延喜式を見よ、

セツロ—セトウ

セツロク

節會の時、親王及び、臣下に給ふ祿を云ふ、起原治平十一月新嘗會、九月大射に給ふ節祿は、清寧天皇の朝に、正月七日、同十六日、九月九日の節祿は、天武天皇の朝に、七月七日の節祿は、持統天皇の朝に、孰れも見えたるを始めとす、文武天皇大寶令に至りて、節日を定めて、物を給ひたり、慶雲三年に至りて、大射の祿法を改定す、聖武天皇神龜元年五月五日獵騎を觀し時、士以上に祿を賜ふ、五年三月三日内親王以下百官使部以上に節祿を給ひ、文人詩を賦するものは、各資給十匹、布十端を給ふ、天平元年正月元日、群臣内外命婦に給ふ、爾後毎年節祿を給ふこと枚舉しがたし、醍醐天皇延喜中、節祿を給ふの制を委しく定む、即ち正月七日、十六日節會、十七日大射、五月五日騎射、九月九日新嘗祭等に皇太子以下に純綿布等を給ふの數、詳に延喜式に見えたり、後世朝廷の權方衰へ、用途缺乏するに及びて、之れを給ふこと漸く減じ、鎌倉南北朝を過ぎて、室町時代の中葉に至りて、全く絶えたり(食貨志)

セツロク

攝政 攝政を云ふ、祿はすぶる意、書紀推古天皇元年條に、立麻呂豐聰耳皇子、爲皇太子、仍攝攝政以萬機委焉」とあり、セツシヤウシ參看、

セトウカ

旋頭歌 和歌の一體、短歌の下に句に、五文字または七文字の句一ツを加へたるものをいふ、加ふる所、並びに文字の數が五文字なるを七文字なるを、讀み人の心に任せられたれども、今日まで世に傳はれるものは、殆ど五七七七七七の樣式より成り、其外には、五七五七七五、五七五七七の二樣式あるのみなり、かく上下の二句共に五七七より成り、下より上に旋るの意にて旋頭歌と名付く、古風三體考に、尾句を頭句に旋らして等し

セトヤ

きより出たる名なり」と見ゆ、また「センドウカ」とも訓す、なほ混本歌、雙本歌といふも異名同物なり、但し混本歌は後世短歌の末の一句を闕きたるものなれば、ことになりて、其義變じたり(コンボンカ參看)起原治平書紀雄略天皇の十三年九月の條に「あたらしき猪名部のたかみかけしすみなほしかなければそれかかけんよあたらすみなは」とあるを初見とす、尋で萬葉古今の兩集に多く載せられたれば、當時行はれしことを知るべし、また續千載集に載せたるは、前にいへる異例に屬するものにして、藤原俊成が「みとり子とおもひし人もおといわとてそむく世をみるかなしきは夢かうつゝいか」と詠みて藤原隆信に送りたる返しに「ありてなき夢もたれにかとはれまし君か見る世に背かさりせば」とあり、前なるは五七七七七、後なるは五七七七七より成る、而して鎌倉時代の中葉以後は、之を弄ぶもの漸く少く、遂に全く世より忘れられ、只僅に一部専門歌人中詠する者あるのみとなりたり(興義抄、拾芥抄、悅目抄、古風三體考)

セトヤキ

瀬戸焼 尾張國春日井郡瀬戸村に於て製出せる陶器をいふ、瀬戸焼より轉じて俗に陶器を總稱して瀬戸物と云ふ、起原治平書紀天智六年四月、造器器生尾張國山田郡の人三家部乙磨等三人傳習して業を成し、雜生に準じて出身を聽す、と見え、其陶器を貢進すること弘仁式、延喜式、朝野群載等にも見ゆ、然れど其物品見えざれば、或は是土器の一種ならんか、其始めて陶磁の製出ありしは、瀬戸の住人加藤藤四郎(通稱)四郎左衛門春慶より出づ、後堀河天皇貞應二年、春慶本邦の陶器支那の精巧に如かざるを嘆き、僧道元に従て入宋し、製陶術を學ぶ、と五年、安貞元年八月歸朝し、清國に歴遊して陶器に造る土を求め、遂に尾張國春日井

セトウカ

旋頭歌 和歌の一體、短歌の下に句に、五文字または七文字の句一ツを加へたるものをいふ、加ふる所、並びに文字の數が五文字なるを七文字なるを、讀み人の心に任せられたれども、今日まで世に傳はれるものは、殆ど五七七七七七の樣式より成り、其外には、五七五七七五、五七五七七の二樣式あるのみなり、かく上下の二句共に五七七より成り、下より上に旋るの意にて旋頭歌と名付く、古風三體考に、尾句を頭句に旋らして等し

セニ

瀬戸村に於て其土を得、樂を鼓に開き、瓶干幣といふ、是其始めなり、而して陶工春慶の名によりて、春慶焼とも稱せり、春慶より資す所の土鑄を用ひて作りたるを後世茶室之をカラモノと稱す、瀬戸の土を用ひたるを一般に古瀬戸といふ、又渡宋以前赤津村にて製せしものを掘出し、手といふ、(據て藤四郎密と稱するは、馬ヶ城、瓶子、樽、峰出ヶ根、守宮、禪長庵、朝日、細倉、古瀬戸、鐵瓶、目細、長田、源氏等の諸番をいふ)足利より降て織田豊臣の世、茶道益々隆盛なるに當りて之が價を定む、後世之を大名物といふ、二代目より四代目に至る皆藤四郎と稱す、而して世人單に藤四郎と呼ぶものは、二代藤四郎の製品に限れり、初代の製品は古瀬戸と呼び、三代四代は何代藤四郎の作といふ、享和元年加藤吉左衛門の弟民吉、肥前に至り有田磁器の法を得、四年にて歸り始めて青花磁器を製す、是より先製陶衰頽殆ど極りなかりしが、是に至て全村再び製陶の業に従事し、今日に至れり、二代藤四郎の時、黄瀬戸の發明あり、焼物の挿繪參看(古今陶藝攷、如蘭社誌)

セニ

貨幣の一種、品質は礦物を用ひ、中央に穴を穿ちたるもの、現時は殆ど貨幣と同意味に用ひらる、セニとは錢の字の古訓なり、鵝眼、青鬼、鳥目、青銅等の異稱あり、品價、主に銅鐵なれども、金銀鉛眞鍮等にて製したるもありき、又實用ならざるものに紙錢あり(紙幣とは別なり)、土錢あり、紙錢は紙に錢形を印したる者ならんか詳かならず、土錢は即ち泥錢なり、祭祀の用に供するなり、切符割符に錢に代ふるの證票にして、今の爲替切手の如し、又玩弄錢あり、多くは繪錢にして、玩弄に供するものなり、又厭勝錢あり、凶災を厭して吉祥を求むるに供するなり(計數)一錢を文と云ひ、十錢を匹と云

セニ

百錢を指すと云ひ、千錢を貫と云ふ、而して文と貫とは通常の名にして、文は貫の下にも加ふるなり、又錢を貫くに乘を以てし、收蔵に便する者を指すと云ひ、又貫と云ひ、貫と云ふ、國語に古はツラと云ひ、丁錢にサシと云ふ、此外また丁錢、九六錢の名あり、丁錢は足百にて、百文即ち百文なるを、九六は九十六文を以て、百文とするを云ふ、徳川氏九六を以て百と爲す、起原治平上古は無爲にして、事簡易なりしかば、交易には互に物品を以てし、貨幣未だ起らず、顯宗天皇二年の紀に、稻斛銀錢一文の文あり、錢の史に見ゆる是を始と爲し、亦銀錢の始と爲す、天武天皇の紀には、銅錢あり、銀錢あり、銅錢始めて見ゆ、元明天皇元年、武藏國より和銅を獻せしを以て、元和銅と改め、催鑄錢司を置き、銀錢銅錢を鑄る、和同開珎是なり、是を鑄錢の事の明かに史に見えたる始めと爲す、是より先き持統文武の兩朝に、鑄錢司を置きし事ありしかど、天武の朝の錢と共に、一も存せるを見ざるのみならず、昔日に存せし跡をも見ず(顯宗の朝の錢と稱するものはあり、但し據るべき確微を得ず)、唯和銅の兩錢は、今尙ほ往々目撃する所なり、淳仁天皇の天平寶字四年、金銀銅の三種の錢を鑄る、金を開基勝寶と云ひ、銀を太平元寶と云ひ、銅を萬年通寶と云ふ、金銀を鑄る此に始まる、新錢は舊の十に當て、銀は舊の十に當て、金は銀の十に當て、舊錢と並び行ふ、爾後新鑄ある毎に、多く此當十の制を用ひたり、原來鑄錢の事は、支那に據りしなれども、金銀を以てして之を通用の貨幣と爲し、我國の發明か、或は別に本づく所ありしか詳かならず、是より後、稱徳天皇の神功開寶、桓武天皇の隆平永寶、嵯峨天皇の富壽神寶、仁明天皇の承和昌寶、長平大寶、清和天皇の觀靈神寶、貞觀永寶、宇多

ゼニ

の舊に倣ひ、銅質を改められた、猶ほ舊物に及ばざること遠し、其後に至ては精粗一ならず、其形も大小厚薄の異あり、元文元年、江戸深川十萬坪に於て、鐵錢を鑄る、是を鐵錢の始めとす、明和五年、銀座に於て、眞鍮を以て當四錢を鑄、背に波文あり、是を當四錢の始めと爲す、而して眞鍮は是れより先、寛保年間、京都の商人官に請ひて、元字錢を鑄しを以て始とすれど、官鑄は明和に始まる、凡て寛永通寶は、鑄造せし年月の久しきと、鑄造せし所の多きを以て、其種類も亦夥し、故に背文を以て稱するあり、年號を以てするあり、錢質を以てするあり、地名を以てするあり、人名を以てするあり、俗稱を以てするあり、文字錢、十字錢、小字錢、川字錢、足字錢、元字錢、長字錢、久字錢、久二錢は、背文を以てするなり、正徳佐字、享保佐字、元文佐字、安永佐字、享保仙字、元文仙字は、背文に冠するに、年號を以てするなり、七條錢、深川錢、難波錢、鳥羽錢、遠江錢、若山錢、伏見錢、寂光寺錢、秋田錢、藤澤錢は、地名を以てするなり、元文龜戶錢は、地名に冠するに、年號を以てするなり、鐵錢、佐字錢、眞鍮、元字錢、伏見鐵錢、千字鐵錢は、錢質を以てするなり、鳥屋錢、萩原錢は、人名を以てするなり、耳白錢、清水錢、有來錢、之呂女錢は、俗稱を以てするなり、此餘尙ほ多けれども、今は煩はしく載せず、(クラン)エイツウハハ、參看、寶永五年、當十大錢を鑄る、文を寶永通寶と云ふ、昔の論郭に永久世用とあり、當十錢は古今唯是のみ、天保六年、當百大錢を鑄る、文を天保通寶と云ふ、背に當百の字あり、其形圓なり、當百も圓も亦此より外になき所なり、寛久三年、當四錢を鑄る、文を寛久永寶と云ふ、背に波紋あり、寛永當四錢に倣ふ、江戸時代鑄錢の事あり

これを以て最終と爲す、而してまた此時代幕府より一地方にのみ、特に許して鑄造せしめし者あり、仙臺通寶、箱館通寶の如し、仙臺通寶は、天明元年より仙臺藩に於て、鐵を以て撫角錢を鑄て、之を封内に行ひし者なり、箱館通寶は、安政四年箱館にて鼓鑄し、亦鐵錢にして、其孔を圓にせり、元明天皇の朝同開珎錢を鑄るや、士民は米布等の類を用ひし舊俗に慣ひ、以て便と爲さず、世上に行はれざりしかば、朝廷にては蓄錢叙位の法を設け、或は郡領の選任を聽すに、貯錢の多寡を以てし、田地を賣買するは法の禁する所なるを、錢を以てする時は、特に之を聽す等の種々の權宜の制を設け、以て其途を開きしかば、錢貨の用漸く廣まり、鑄錢の擧も屢々ありしが、村上天皇の天徳以後中絶し、民間復錢を用ふることを喜ばず、華山天皇の朝には、錢貨の行はれざるを以て、奉幣使を諸社諸院に發して其流用を祈り、一條天皇の朝には、檢非違使に勅して、錢貨を用ひざる者を檢責せり、然れども錢の世に有用なる、誰か竟に之を覺らざる、唯久して鼓鑄せざりしを以て、大に外國錢を用ふるに至る、抑々外國錢を用ひし事は、其始を詳かにせざれども、後三條天皇の延久四年に、交關に宋錢を禁するの勅あり、當時其大に行はれしを知るべし、爾後外國錢の輸入せる者多く、海内専ら之を用ひしが、後小松天皇の應永十年支那人、相模國三浦の海上に漂著せしに由り、鎌倉の足利氏にては、其舶に載せたる所の錢を擧げて之を沒收し、又足利幕府にては、明と通信し、錢を乞ひて以て國用を足したり、皆永樂錢なり、永樂錢は後に單に永錢、又は永と云ひたり、是より後に明と往來する事絶えざりしかば、常に彼の錢を用ひしが、江戸幕府にて、寛永錢を鑄るに至り、其勢大に發

ふ(「エイラクセン」參看)、永錢の外に京錢の稱あり、鑄錢に對して云へり、京錢は京都、及び其以西の諸國の錢にして、又精錢と云ふ、亦鑄錢に對する稱なり、要するに京錢は關東にて稱する所なり、或は云ふ京錢は即ち鑄錢ならんと、鑄錢は薄惡にして、人の厭棄するに由りて名づくるなり、○なほ錢に私鑄を禁するは律の制なり、元明天皇の朝には其法の猶ほ輕きを以て、更に其禁を嚴にし、其後敕令の出づる毎に、特に私鑄をして寛典に沾はしめず、嵯峨天皇の朝には、終身配役の法を立てたり、而して淳仁天皇の藤原仲麻呂に私鑄を聽し、徳川氏に於ける、箱館に於けるが如きは特例なり、徳川氏にては、寶金を造る者を極刑に處したれど、私鑄錢の事の聞えざるは、當時其獲る所の少くして、之を作す者の多からざりしに由れるならん、貨幣(クアヘイ)、金銀貨(キンギンバク)、紙幣(シハイ)參看(古事類苑泉貨部)

名 稱	鑄造時代	名 稱	鑄造時代
和同開珎	和銅元年	乾神通寶	建武元年
萬年通寶	天平寶字四年	永樂通寶	天正年間
太平元寶	同	天正通寶	天正十五年
開基勝寶	同	文祿通寶	文祿元年
神功開寶	天平神護元年	慶長通寶	慶長十一年
隆平永寶	延暦十五年	元和通寶	元和三年
富壽神寶	弘仁九年	寬永通寶	寬永十三年
承和昌寶	承和二年	寶永通寶	寶永五年
長年大寶	嘉祥元年	天寶通寶	天保六年
鏡益神寶	貞觀元年	文久永寶	文久三年
貞觀永寶	同十二年	【備考】永樂通寶	寛永通寶の鑄造通寶
寬平大寶	同十一年	【備考】永樂通寶	寛永通寶の鑄造通寶
延喜通寶	延喜七年	【備考】永樂通寶	寛永通寶の鑄造通寶
乾元大寶	天徳二年	【備考】永樂通寶	寛永通寶の鑄造通寶

ゼニ

ゼニサ

錢座 江戶時代、錢を鑄造する所をいふ、起原諸藩、寛永十三年六月、銀座役人秋田宗古に命じ芝濱手及び近江坂本に於て、新に錢座を建て、始めて銅錢を鑄る、是れを錢座の始めとす、此の後元文に新金銀を改め鑄造せしより、金銀の數多く、錢の相場高直に成しより、江戸、大阪、長崎、仙臺、秋田、其外所々に錢座を建て、専ら新錢を鑄造せしが、延享二年に至りて、悉く錢座を廢す、(此内大阪錢座は、寛保元年五月より延享二年に至り、凡五年にして廢し、仙臺錢座は、元文二年五月より延享二年五月に至り、凡九年にして止む、江戸錢座は、元文元年五月より、延享元年に至り、凡九年にして廢す)、明和二年七月後藤庄三郎に命じ、龜井戸村にて六千四百坪の地所を賜ひ、鑄錢座を立て、安永三年九月に至りて、鑄錢座を廢す、凡十年、明和九年九月向後、金銀座の外、新規錢座雖、成旨を令せり(貨幣秘録)

ゼニモノ

錢紋 紋所の名、永樂錢の形に倣したるもの、水野氏の家紋に之を用ふ、始め祖先軍功あるを以て參内の時、永樂錢を捧ぐる故、永樂錢を以て家紋となしたりと云ふ、駿河沼津の水野、出羽山形の水野、紀伊新宮の水野、上總鶴牧の水野、但馬出石の仙石氏等皆之を用ふ、○裏錢(裏面を寫したるもの)は、丹波篠山の青山、攝津三田の九鬼氏之用ふ(家譜、武鑑、諸家紋鑑)

ゼニケミ

畝引檢見 檢見の一種、段取檢見とも、根取檢見とも云ふ、根取とは、田方上中の等位に従ひ、一段歩に對する收穫額の定率を置

ゼニセ

五公五民の法を以て、地租を徵收するを云ふ、不作にして減租を請ふときは、定額收穫額の一坪當を算出し、實地検査の登量と比較し、其減額の數を段別に換算し、之を檢見引と成し、地段別より控除し、殘段別に定率を乗じ、租額を定むるを云ふ、古法にして享保以前は代官所にて用ひしかど、享保以後は多く有毛檢見を用ひて此法廢れたり(舊幕府治要略)地方凡例錄に、古より田方上中下にて根取米定まれば、假令ば上田は一段に取米七斗五升、中は六斗五升、下は五斗なりといふ、石盛に幾少取として一段歩より納る取米定まれば、その上田の取米七斗五升に、五合摺五公五民の法、四を乗じ粗に直し、三石と成る、一段の坪數三百歩にて割れば、一步に粗一升に當る、是根取の當合なり、右の粗だけあれば、檢見不足なきも、損毛ありて一步に平均粗八合ありて、上田の根取に二合不足いたし、中、下とも夫々檢見をなす足故、その不足の粗丈け段別に直し、本段別の内より檢見引と記して之を減じ、殘段別に根取米の段當を乗じて取米を得るなり、是を畝引檢見と唱ふと見えたり、ケミの條參看、

ゼニセ

涉成園 名義東本願寺の別業、源融の別業なる河原院の舊跡なりといへり、今俗に積段邸と稱す、山城國京都市、起原諸藩、頼山陽の涉成園記によれば、「東六條之建也、由は於慶長之幕議、而其別業之給、則出乎寛永之教示、其壯麗善美可レ知也、相傳昔源左府融起河原院莊、今之別墅、即其遺址、復戈以來、人烟填咽、距河原院、引其清泉、爲池、移豐臣太閤伏水舊構、爲殿、外周以垣、環植枳殼、民呼之枳殼殿、而其實曰涉成園、取陶淵明之詩也」とあり、以て寛永年間以後東本願寺の別

ゼニマ

蟬丸 名義、姓氏詳かならず、蟬丸の名を以て世に知らる、醍醐醍醐天皇の第四子なりとの説あれど、信ずるに足らず、醍醐教實親王の雜色なり、親王は宇多天皇の皇子にして最遲孫に長じ、

ゼニサ

錢座 江戶時代、錢を鑄造する所をいふ、起原諸藩、寛永十三年六月、銀座役人秋田宗古に命じ芝濱手及び近江坂本に於て、新に錢座を建て、始めて銅錢を鑄る、是れを錢座の始めとす、此の後元文に新金銀を改め鑄造せしより、金銀の數多く、錢の相場高直に成しより、江戸、大阪、長崎、仙臺、秋田、其外所々に錢座を建て、専ら新錢を鑄造せしが、延享二年に至りて、悉く錢座を廢す、(此内大阪錢座は、寛保元年五月より延享二年に至り、凡五年にして廢し、仙臺錢座は、元文二年五月より延享二年五月に至り、凡九年にして止む、江戸錢座は、元文元年五月より、延享元年に至り、凡九年にして廢す)、明和二年七月後藤庄三郎に命じ、龜井戸村にて六千四百坪の地所を賜ひ、鑄錢座を立て、安永三年九月に至りて、鑄錢座を廢す、凡十年、明和九年九月向後、金銀座の外、新規錢座雖、成旨を令せり(貨幣秘録)

ゼニモノ

錢紋 紋所の名、永樂錢の形に倣したるもの、水野氏の家紋に之を用ふ、始め祖先軍功あるを以て參内の時、永樂錢を捧ぐる故、永樂錢を以て家紋となしたりと云ふ、駿河沼津の水野、出羽山形の水野、紀伊新宮の水野、上總鶴牧の水野、但馬出石の仙石氏等皆之を用ふ、○裏錢(裏面を寫したるもの)は、丹波篠山の青山、攝津三田の九鬼氏之用ふ(家譜、武鑑、諸家紋鑑)

ゼニケミ

畝引檢見 檢見の一種、段取檢見とも、根取檢見とも云ふ、根取とは、田方上中の等位に従ひ、一段歩に對する收穫額の定率を置

ゼニセ

五公五民の法を以て、地租を徵收するを云ふ、不作にして減租を請ふときは、定額收穫額の一坪當を算出し、實地検査の登量と比較し、其減額の數を段別に換算し、之を檢見引と成し、地段別より控除し、殘段別に定率を乗じ、租額を定むるを云ふ、古法にして享保以前は代官所にて用ひしかど、享保以後は多く有毛檢見を用ひて此法廢れたり(舊幕府治要略)地方凡例錄に、古より田方上中下にて根取米定まれば、假令ば上田は一段に取米七斗五升、中は六斗五升、下は五斗なりといふ、石盛に幾少取として一段歩より納る取米定まれば、その上田の取米七斗五升に、五合摺五公五民の法、四を乗じ粗に直し、三石と成る、一段の坪數三百歩にて割れば、一步に粗一升に當る、是根取の當合なり、右の粗だけあれば、檢見不足なきも、損毛ありて一步に平均粗八合ありて、上田の根取に二合不足いたし、中、下とも夫々檢見をなす足故、その不足の粗丈け段別に直し、本段別の内より檢見引と記して之を減じ、殘段別に根取米の段當を乗じて取米を得るなり、是を畝引檢見と唱ふと見えたり、ケミの條參看、

ゼニセ

涉成園 名義東本願寺の別業、源融の別業なる河原院の舊跡なりといへり、今俗に積段邸と稱す、山城國京都市、起原諸藩、頼山陽の涉成園記によれば、「東六條之建也、由は於慶長之幕議、而其別業之給、則出乎寛永之教示、其壯麗善美可レ知也、相傳昔源左府融起河原院莊、今之別墅、即其遺址、復戈以來、人烟填咽、距河原院、引其清泉、爲池、移豐臣太閤伏水舊構、爲殿、外周以垣、環植枳殼、民呼之枳殼殿、而其實曰涉成園、取陶淵明之詩也」とあり、以て寛永年間以後東本願寺の別

ゼニマ

蟬丸 名義、姓氏詳かならず、蟬丸の名を以て世に知らる、醍醐醍醐天皇の第四子なりとの説あれど、信ずるに足らず、醍醐教實親王の雜色なり、親王は宇多天皇の皇子にして最遲孫に長じ、

セン

自ら流泉啄木の曲を作りたれども、堅く秘して人に傳へざりしを、蟬丸いつとなく、これを聞き覚え、遂には其曲を彈じ得るに至れりといふ、後ち隱者となりて四方に流瀝したりしが、延喜五年頃、逢坂の關の邊に庵室を結び、時に琵琶を彈するを樂しむとなせり、其所持にかゝる琵琶は無名といへる名器なりき、當時琵琶の名手として著明なりし源博雅のこときも、流泉啄木の曲は、蟬丸に付きて傳授を受けたりといへり、以て其重んぜられたるを知るべし、蟬丸また和歌を善くす、彼の百人一首に入りたる「これや、このゆくも歸るも別れては知るもしらぬもあふ坂のせき」の詠は、普く人口に膾炙する所なり、世或は蟬丸を以て盲人なりと信するものあれど、右の逢坂の詠の端しがきに「逢坂の關に庵室を作りて住しに、行きかふ人を見てよめる」とあるにて誤りなる事明かなり(百人一首一夕話)

セン

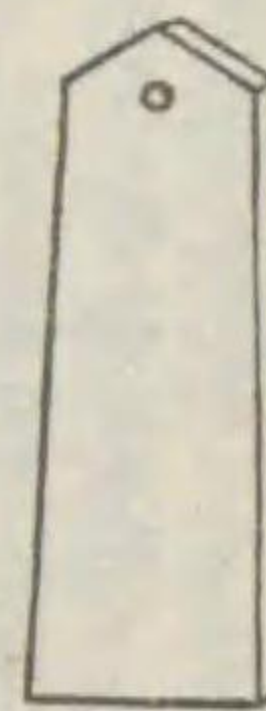
籥(笙) 卷本に結び附け、或は冊子の間に挟み置きて、檢出の用に供する文房具を云ふ、即ち表題にて見出し易き爲なり、もと支那の制によりたるものにて、牙又は木竹を以て製し、經籍の名を記し、上頭に孔を穿ち、結を通じ、帙簧の紐に附け、或は直に卷子に結び付く、又軸頭を直に籤に造りて、その書名年號等を記すものあり、之れも籤と云ひ、又往來軸と云ふ、牙にて造りたるを牙籤と云ふ、伊藤東涯はコハセと譯したり、檢、棹、燕尾、面食、金題、押題、表簧、狹篋子、籤貼、冊題、外題、轉頭、勝頭、題條とも云へり、其形一定せず、好古小録に、軸頭を牙籤の如く製して、其書名及び年號等を記す軸を名て籤と云ふ(南都にて往來の軸と云ふ、何の義たるを知らず)、嘗て古物數十枚を見るに其の形一ならず、意に在せて造るものなりと云へり、余輩も亦正倉院東大寺等に

センイ

の古文書の軸を見るに其形も同じきもの少し、正倉院文書天平勝寶七年四月廿一日造東寺司牒に、牙籤漆杖と見えたり、空禮物語國譯の條に、大將云々、藤つばのわか宮の御もとにて、てづからわうらい月日かきて、せむたて、御なし給へり」と見えたり(牙籤考、同附録、同附記、古事類苑文學部)また除目籤と稱するものあり、安齋隨筆に、「除目籤と云ふ事あり、又籤とも書く、或書に云く、除目の前に小折紙に任を書き付けてなし置くなり、夫をちい



高麗山切掛(高麗山切掛)



高麗山切掛(高麗山切掛)

センイウカ

仙遊楽 唐樂、食調二十四曲中の一、一名仙人河又仙神歌と稱す、新樂にて小曲、或は古樂とも云へり(起原沿革)傳來詳ならず、齋宮群行の時、樂人此曲を勢多の橋上に於て奏するよし、教訓抄などに見ゆ、舞は無し(歌備品目、禮樂志)

センイリウ

先意流 信田一圓重次の創めたる薙刀術の流派、其門人正木俊光其妙旨を得て正木流を創む○重大の事蹟詳ならず(武術流派)江戶時代のはじめ頃の人なるがごとし(武術流派)

センエ

善慧 證空(シヨウカウ)を見よ、
センエウテン 宣耀殿 大内裡宮殿の一、後宮にして女御の居所なり、センニョウテンとよむ例なり、麗景殿の北、貞觀殿の東に在り、廣さ七間四面(南北の廂を合せ九間)、四方に廂あり、中央七間二間を身舎とす、西は廂の外に簀子あり、中央に反橋の渡廊を以て貞觀殿南廂東一間の東面に通じ、其南第一間にも同く反橋の渡廊ありて常寧殿北廂の東面に接す、西面に庭あり、立並を建つ、南は、切馬道によりて麗景殿に接す、其間に築塙片廂あり、東は、南第三間の所に、淑景舎の西廂の南端に通ずる渡廊あり、北は、壇及び溝を隔て、安喜門に相對す、皇居(クラウキヨ)の挿給參看(拾芥抄、大内裡圖考證)

センカイ

線鞋 沓の一種、縮緬にて作りたるもの、王朝時代男女之を普通に用ひたり、輕妙にして事に便なるより、婦人之を用ふといふ、著くる時、其上を縮むれば履の如く、其上を解けば舒ふといふ、延喜式縫殿寮式鏡魂齋服の條に、縮鞋四兩と見えたり(箋註倭名抄)

センカハシヤウス井

千川上水 上水(シヤウスキ)を見よ、

センカフ

禪閑 關白の父たる前關白の出家したるものを云ふ、禪定太閤の略稱なりと云ふ(官職釋儀、故實拾要、有職中抄)然れども、もとは攝關家に限りたる事にあらざるべし、吉野院訓抄文治二年八月十三日の條に「且申合殿關白門可被相計一歎」とあり、この殿關白門は、藤原親經の父後經にして參議左大臣なりしなり、

センキ

善紀 五年號、相當年代詳ならず、運歩色葉集に、孝體天皇二十二年相當に作り、三

センキ

年間編纂と爲す、按廣沙に、武烈元年相當と爲し、年代記皇代記等は、繼體天皇十六年相當に作り、凡四年間編纂と爲す、また二中歴は善紀に作る(逸年號考) **センキヨ** 篋籠 鉦鼓をのする臺架を云ふ、この器今傳はらず、故に其形詳かなることを得ず、延喜兵庫寮式に、鉦鼓篋籠九脚とある是なり、隋書に横曰、儀、飾以鱗屬、植曰、篋、飾以高及羽屬、篋加木板上上謂之業、段人刻其上爲、崇牙、以挂懸、周人畫、繪、爲、篋、載之以、雙、垂、五、采、羽、於、其、上、垂、流、蘇、以、合、采、羽、五、代、相、因、同、用、之、文、獻、通、考、鐘、磬、筚、篥、木、兩、端、刻、龍、蛇、鱗、物、之、形、鐘、篋、植、木、刻、益、獸、之、形、爲、之、趾、磬、篋、植、木、刻、羽、鳥、之、形、爲、之、趾、大、架、小、架、編、鐘、磬、之、也、など見えたり、本邦に傳ふる鉦鼓等の臺架と異なる所あれど、亦參考に資すべし(歌備品目、樂器考) **ゼンクネノタカヒ** 前九年戰 **ゼンク** 阿倍賴時は陸奥の豪族なり、累世其地に住し、賴時に至りて、遂に膽澤、和賀、江刺、科枝、志波、岩手の六郡を領し、衣川の險に據りて、賴りに附邊を侵略し、威國外に及ぶ、海陸を跨りし、資産富饒なれども、賦貢を輸せず、僞役を勤めず、而して代々の國司之を制する事能はざるなり、後冷泉天皇の永承中國司藤原登任奥羽の兵を率ゐて大に鬼切部に戦ふ、登任敗績し死者甚だ多し、事京都に聞ゆ、延謙源賴義を擧げて、陸奥守兼鎮守府將軍とし、賴時を討たしむ、賴義即ち子義家、義綱等を具して陸奥に下りしが、會々大戦ありて其罪を免す、賴時大に喜び身を委ねて歸伏し、爾來國境靜謐なる事數年なり、賴義任滿つるの年、府務を行はんが爲に鎮守府に入り、留まること數十日、賴時之を奉する恭謹にして、駿馬金寶の類を獻でること頗る多し、既にして賴義國府に

ゼンク

傳らんとし阿久利川に宿る、其夜人あり、藤原光貞の營を犯し人馬を殺傷せり、探知するに賴時の子貞任の所爲なり、賴義大に怒り貞任を捕へて罪せんとす、賴時之を聞き、子弟同族を集め、衣川に據り關を閉ぢて反す、天喜四年七月朝廷賴義に勅して之を討たしむ(傳)賴義即ち坂東の兵を發して歩騎數萬を得、國內また響の如くに應ぜり、賴時の女婿藤原經清、平永衡等皆勇に叛して賴義に歸す、賴義其内應せん事を恐れ、永衡及び其腹心の者四人を斬る、經清自ら安んぜず、即ち流言を陣中に放ちて曰く、賴時輕騎を遣はし、國府を襲はんとす、時に賴義麾下の諸將の妻子國府に在り、故に衆皆國府に歸らんことを賴義に勸む、是において賴義は金爲時をして賴時を攻めしめ、自ら驍騎數千を率ゐ、走せて國府に歸る、經清等大軍應援の間に乘じ、私兵八百餘人を具して賴時の軍に投ぜり、今年賴義任滿しかば、朝廷新司を補したれども、合戦の事を聞き辭して赴任せざるを以て、更に賴義を重任して、なほ征伐の事に従はしむ、五年九月賴義賴時と大に戦ふ、三日、賴時流矢に當りて死す、貞任父に代りて軍を督し、勢日に盛んなり、十一月賴義兵千八百を率ゐる貞任を川崎の橋に討つ、此の日大風雨あり、人馬凍餒す、貞任即ち精兵を率ゐ出で、島海に戦ふ、賴義大敗し、僅かに身を以て免かる、即ち奏して曰く、諸國の兵糧兵士、徵發の名ありと雖も、到來の實なく、且つ出羽守源兼長、臣と力を戮せて賊を討するの意なし、裁許を蒙るにあらずば、何ぞ征伐するを得んと、朝廷即ち兼長の任を止め、源齊賴を以て出羽守に補す、然して齊賴亦遷延して來り接げず、諸國の兵糧軍兵また到らず、故を以て貞任經清等益々諸郡を横行し、人民を却略し、官物を徵納す、其勢頗る強く、賴義

ゼンク

制すること能はず、即ち出羽の豪族藤原光貞及び其類を討つて官軍を援けしむ、藤原五年賴義の任滿しかば、朝廷高麗程を以て之に代ふ、國民軍士等皆賴義の威風を慕うて、經重に従はず、經重巴むを得ずして京都に歸る、朝議紛紜の間、賴義賴りに使を光頼武則に遣して其來り救はんとを求む、是に於て武則同年七月を以て、子弟一萬餘人を率して來會す、八月共に兵を合し、小松橋に貞任の弟宗任を敗る、時會々霖雨あり、空しく數日を送り、賴義の陣中軍糧に乏し、宗任其弊に乗じ、磐井以南の諸軍を誘ひ、官軍の糧道を絶ち、其輜重を奪ふ、賴義兵一千を粟原郡に分遣して之を防ぎ、又三千人を磐井郡村に遣はし稻禾を刈らしめて糧となす、營中留まるもの少し、貞任探知し、精兵八千を以て其營を襲ふ、克たす、賴義勝に乗じて追撃し、衣川橋を燒き、島海橋を抜く、貞任等退きて厨川橋に據り、死守奮闘し鋒頗る鋭し、賴義大軍を以て之を圍み、且火を放つ、會々大風起りて煙燄天に漲り、樓櫓屋舎一時に灰燼となる、貞任圍を衝て出づ、官軍鋒を以て之を刺す、いまだ死せず、大橋に載せて賴義の前に至る、賴義その罪を責むれども答へず、尋で死す、弟重任、子千代童子、及び經清等縛に就きて斬らる、伯父爲任、弟家任、宗任等出で、降り全黨皆平(傳)六年二月賴義、貞任重任清經等の首を京におくる、京都以て壯觀となす、朝廷其功を賞し、賴義を拜して從四位上伊豫守となし、武則を以て從五位下鎮守府將軍となす、尋で七年に至り、賴義捕虜を具して京都に上る、前後兵を用ふることに實に九年の久しきに及べり、故に後三年の戰に對して前九年の戰といふ(陸奥話記、百練抄、大日本史)

ゼンク

善化 五年號、繼體天皇十六年に

ゼンク

相當し凡五年間(海東諸國記凡四年に作る)繼續す(逸年號考)
ゼンクワウ井ノニフダウ 禪光院入道
徳大寺實淳(トクダイシサネアツ)をいふ、

ゼンクワウコクシ

千光國師 榮西(エイサイ)をいふ、

ゼンクワウジ

善光寺 所在 信濃國水内郡長野市の北大峰の麓

願は淨土宗別格寺○本尊は一光三尊の阿彌陀佛(中央に阿彌陀の立像、脇立は觀音勢至の二菩薩)、一説に釋迦牟尼佛なりとも云ひ、古來二説あれども、寺傳には斷じて一光三尊の阿彌陀佛なりとす、實見したる者の言に依れば、所謂推古式の金銅像にして、密教傳來以前の式なるを以て、彌陀釋迦分明ならざる所ありと(彌陀釋迦)扶桑略記、欽明天皇十三年十月百濟の聖明王、經像等を獻する條に、或記を引て曰く、信濃國善光寺阿彌陀佛像則此佛也、小治田天皇推古御時壬戌年四月八日、命、奉巨勢大夫、奉請、送信乃國云々、又善光寺緣記を引て曰く、「天國排開廣庭天皇(欽明)治十三年壬申十月十三日、從百濟國阿彌陀三尊淨像來、著日本國攝津國難波津、其後經三十七箇年、始知有佛法、仍以此三體、爲佛像之最初、故俗人號之、悉曰本師如來、小聖田推古天皇十年壬戌四月八日、依佛之託宣、忽下諭言、奉移信乃國水内郡、佛像最初靈驗揚焉、件佛像者、元是釋尊在世之時、天然毘沙離國月蓋長者、隨釋尊教、正向西方、遙致禮拜、一心持念彌陀如來觀音勢至、爾時三尊從一身於一握手中、現住、月蓋門闢長者面一見、佛三菩薩、忽以金銅所奉、壽萬一之佛菩薩佛也、月蓋長者遷化之後、佛像隨空、飛到百濟國、已歷一千餘年、其後淨來本國、善光寺是其所

ゼンク

像也」とあり、神皇正統記欽明天皇の條に、むかし佛在世に天竺の月蓋長者歸つてまつりし、彌陀三尊の金像を傳へて渡し奉りける、難波の堀江におくられたりしを、善光と云ふりたりてまつりて、信濃國に安置しける、今の善光寺是なり」とあり、寺傳には推古天皇十年、善光信乃國伊奈郡麻績の里に草屋を營みて佛像を安置し、皇極天皇元年水内郡芋井の郷、即ち今の長野に遷したりとあり、是等は直に事實として信用すべからざれども、今の本尊は所謂推古式の古像なりと云へば、古き由來あるべしと雖も、唯其創立の年代等文獻の微すべきものなきを以て、詳かにし難し、吾妻鏡に依るに、治承三年に火災に罹り、文治三年七月頼朝國內の庄公に令して奉加せしめて再興せしむ、下知狀に、右件寺靈驗殊勝伽藍也、草創年舊、堂宇破壞、加之動有火災之難、礎石之外更無殘云云」とあり、以て其創立年代の舊くして治承以後大に荒敗したりし狀を知るべし、幾もなく再興の工事成りて、建久二年十月二十二日(金堂落慶)嘉祿三年十月十六日(五重塔落慶)、寛元四年三月十四日、建長五年四月廿六日に供養法會あり、弘長三年三月北條時頼水内郡深田郷内の水田六町を寄附して、不斷經衆不斷念佛衆等の料に充てたり、當時天台宗園城寺に屬して別當職等あり、大に隆盛なるを致せり、然るに文永五年三月、及び正和二年三月に火災に罹りて諸堂燒失し、相國寺無求等に謀り、諸國に募縁して再興したり、其後數々火災に逢ひて燒失したり、弘治元年武田信玄甲斐に新善光寺を建立し、永祿元年八月本尊を遷して安置し、天正十年織田信長美濃岐阜に本尊を遷し、尋いで信濃尾張の甚目寺に遷し、同十一年徳川家康遠江浜松岡江寺に遷し、慶長二年七月後醍醐天皇の勅に當り、山城東山坊善光寺に遷し、同

ゼンク

年八月に至り信濃の本寺に歸座す、慶長六年九月家康水内郡長野等の地一千石を寄附す、寛永十九年五月火災に罹る、翌年再興したりしが、元祿十三年七月又火災に罹りて諸堂燒失し、同十四年十二月より諸國に募縁し、同十六年幕府伊賀守水井眞敬伊豆守眞田信房をして工事を監督せしめ、寛永四年七月に至りて落成す、是れ即ち現今の本堂なり○本堂、正面に在り、總屋根坪數一千一百五十二坪八分三厘、南面外陣(二)に拜堂彌勒の間といふ中陣内陣に分れ、内陣の高所瑞雲壇上七重の戸張の内に本尊を安置し、右方(東方)に善光同夫人彌生姫、同長子善佐の像(元祿十五年江戸山口某寄附)を安置す、瑞雲壇の下に戒壇あり○山門、寛延三年五月の建立、正面に歡喜心院宮善光寺の額を掲ぐ、○鐘樓、本堂の東南に在り、嘉永元年の再建○經堂、本堂の西南に在り、寶曆四年再建、同八年落慶○二王門、長野市大門町通を上りたる所に在りしが、明治二十四年燒失したり○五重塔、本堂の東に在りしが、元祿十三年七月燒失したる後、再建せす○大勸進、山門の西に在り、別當を置く、寺傳には、大檀越始祖甲斐國司若麻績東人(後善光と稱す)を第一世大勸進別當となすといふも、其實鎌倉時代の初め再建に方り、諸國募縁したるより大勸進の稱起りたるものなるべし、吾妻鏡に、善光寺大勸進上人とあり、天台宗に屬し本尊の鑄鑪を掌り、兒僧を監す○大本願、善仁王門下に在り、寺傳には、推古天皇の大本願により、本寺建立ありて、大臣藤原馬子の女を尼とし、尊光尼と號し、寺務職に補す、是れを第一世となすと云ふも、固より信すべからず、中古天台宗聖德院に屬し、元文五年六月東叡山支院となり、明治十一年十一月淨土宗知恩院所屬となる、(大勸進大木殿の約等略)なり、(五

ゼンク

年に至り和解せり(吾妻鏡、濟北集、空華集、善光寺史略、芋井三寶記、善光寺道名所圖會、善光寺名所圖會)
ゼンクワウモシ 宣光門 大内裡八省院二十五門の一、拾芥抄に、謂之北面覆道第一内門、と見ゆ、大極殿の東に當り、東福門の東廊を隔つ四間の所に在り、着龍樓の北廊十五間の所に在り(大内裡圖考證)
ゼンクワウモン井 宣光門院 名 藤原實子、法名通昭智、權大納言實明の三女、母は大納言公實の二女、花園天皇の妃永仁五年に生る、元弘二年正月八日從三位、正慶元年十二月十三日准三宮、建武五年四月廿八日院號あり、貞和四年十一月十四日尼と爲る(女院小傳)
ゼンクワウテンワウ 宣化天皇 名 御名は檜隈高田、また高田尊、武小廣國推尊とも稱す、繼體天皇の第二皇子、御母は尾張連草香の女目子媛、第二十八代の天皇、雄略天皇十一年降誕、安閑天皇の崩後六十九歳にして即位し、大和國橿原入野宮に在りて天下を治め給へり、二年新羅任那を犯せるを以て、大伴狹手彦を遣はして任那を鎮せしめ、且百濟を救はしむ、在位四年にして崩す、御壽七十三、大和國高市郡白檉村身狹桃花鳥坂上陵に葬る(皇胤紹運錄、大日本史、陵墓一覽)
ゼンクワウモン 仙花門 大内裡内廓の門、一に宣華又は仙華に作る、紫宸殿の西北、明義門の北に在り、即ち紫宸殿北廊の西面の階より、清涼殿に至る處に在り(大内裡圖考證)
ゼンクワウモン井 仙華門院 名 源隆子、藤原實子、土御門天皇の皇女、母は中納言有雅の女、寛元二年十二月十六日、内親王宣下、同日伊勢齋宮と爲り、同四年正月廿九日退下す、寶治二年八

ゼンケ

月八日、皇宮の御所(後醍醐)遷長三年三月廿七日院號を賜ひたり、弘長二年八月廿一日遷す(女院小傳)
ゼンケ 宣下 天皇の御言を下すを云ふ、勅宣の下る義なり、院號宣下、親王宣下、將軍宣下と云ふ類なり(有職小説)
ゼンケウクワン 遷喬館 善芝村藩の學校 所在 大和國式上郡(現今磯城郡)芝村字駒止 沿革 元祿九年織田長清、式上郡戒重村に創立し、京都より北村可昌を招き、共に文學を修む、又武館一棟を建て、育英場と稱し、武術を研究せしめ、朱子學を主とす、正徳三年居所替の爲め、芝村駒止に移せり、明治三年に至り明喬館と改稱す(日本教育史資料)
ゼンケウシ 宣敎使 名 義明 明治政府初年の職名、宣敎の事を掌る所 沿革 明治二年四月太政官中置く所の敎導取調局より繼續し、七月官制改革により獨立したる、大敎宣布の職を掌ること、なり、十月、神祇官の管する所と爲る(法令全書)
ゼンケウジ 泉橋寺 所在 山城國相樂郡上粕村 今に泉橋院と云ふ、宗旨 淨土宗 本尊地藏、聖觀音 願 願 天平十三年、僧行基橋を泉川に架し、其供養を修めんが爲に之を建立せし所なり、行基寺を五畿内に創立すること四十九院、當寺は其一に居る、初め律宗なり、天平十三年三月聖武天皇泉橋院に行幸あり、行基の爲めに食封一百戸を付し、左大臣橘諸兄も食封五十戸を施入す、孝謙崇徳兩帝の臨幸あり、もと本寺なりしが、寶永中淨土宗となれり、往古は堂宇善美なりしが、今は其幾分を存するのみ(山城名勝志、平安通志、京華要誌)
ゼンケウチ 千家氏 天穗日命より出づ、皇孫降臨の初めに當り、天神諸神と議して、國平の使神

ゼンケ

を授け給ふ、天穗日命を以て、その國土を巡視し、その子武甕槌命を遣して大國主神を稱め、遂に天下を巡らしむ、故を以て天神大國主神の爲に、天日隅宮を營造し穗日命をして、その祭祀を主らしむ、これ則ち出雲國造の始祖なり、而して代々國造に補せられ、出雲大社の西側三歲川の西邊に住す、二十四世果安もまた和銅元年國造に補せられ、五十三世孝時の五男孝宗家職を襲ぎ、その弟貞孝また別立して北島と稱す、よりにて孝宗は自ら稱して千家と號す、これより先、前家また先家の字を用ひたりしが、これに至りて千家と稱するに至れるなり、爾來連續相續き出雲大社の祠官たり、明治に至り華族に列せられ男爵を授けらる(華族諸家譜)
○天穗日命 武甕槌命 櫛瓊命 津佐命
櫛瓊前命 櫛月命 櫛瓊島海命 櫛田命
知理命 毛呂須命 阿多命 氏祖命 饑饉命
來日田維穗命 三島足勢命 意宇足勢命 宮向宿禰
布奈宿禰 布爾宿禰 意岐善大臣 美許大臣 叡屋臣
帶許督 果安 廣島 弟山 益方 岡上
岡成 人長 千岡 兼連 旅人 豐持
時信 常助 氏弘 春年 吉忠 岡明
國經 賴兼 宗房 兼宗 兼忠 兼經
宗孝 孝房 孝綱 政孝 義孝 泰孝
孝時 孝宗 直岡 高國 持國 直信
貞孝 北島

セシゲ

高俊 豊俊 高勝 直勝 慶勝 義廣
元勝 尊能 尊光 尊房 直治 宗敏
廣満 豊昌 豊實 俊勝 俊秀 尊之
尊孫 尊澄 尊福

セシゲノジンシヤ

浅間神社
駿河國府中(今静岡市宮ヶ崎町)駿機山○新宮ともいふ、現今神部神社、大歳御祖神社と合せて國幣小社たり。木之花開耶姫命(相殿に瓊々杵尊、萬幡姫を祀る)醍醐天皇の延喜中勅願に依りて、當國の富士本宮淺間より勸請して創建す、因て新宮といふ、村上天皇の御宇、駿河の國司瑞夢に依りて再び奏聞の上社中の再建あり、その後代々の將軍修理を加ふ、降りて天正慶長の頃、徳川家康深く信仰して造營修築する所あり、代々國の名工を寄せ結構壯麗なる社殿等を造營せり、安永二年火災に罹り社殿諸堂悉く炎上す、神領二千六百餘石を有す、祭祀は甚だ多し、往古勅使奉向朝儀の式ありしといふ、年中の大祀、二月廿日舞樂會、三月三日桃華會神事、五月五日、六月廿日流鏑馬、四月十一月初申日の祭等を行ふ、明治廿一年國幣社に進列す(駿河國誌、新風土記、官國幣社一覽、古事類苑神祇部)

センコウジ

山之内村○福源山と號す。禪宗臨濟派に屬す、關東十刹の第一たり。建國、康元年北條時頼通世の素懐を遂げんとし、幽栖の地を卜して、一字を造立し、量明寺と名づけ、堂の傍に一亭を設けて閑居す、同年七月宗尊親王參詣、十一月十三日時頼、道隆を戒師とす。弘長三年十一月時頼

セシロ

當寺の北亭に卒す、時頼の卒後廟所となり、住僧なきを以て、遂に廢寺となる、建長中時宗再興して禪興寺と稱し、道隆を開基とす、康暦元年十二月管領足利氏滿堂塔を建立し、頗る壯大を極む、その後漸次衰頽す、天文十六年十月小田原北條氏より、當寺總門内の田圃及び山野竹木を塔頭明月院に寄附せるを見れば、本寺の荒廢せし事想像するに餘あり、江戸時代佛殿僅に存し、明月院に屬せしが、現今は明月院のみとなり、塔頭明月院、開山は守嚴、開基は上杉憲方なり、初め明月庵と稱す、永徳三年十二月左兵衛督氏滿庵領として岩瀬郷を寄す、後屢々寄進す、應永元年十月憲方卒して此に葬り、法名を明月院と號す、蓋し庵號も此時改めて院と稱せしなるべし、後上杉憲定憲基等定等地を寄附院を保護す、江戸時代建長寺の塔頭に處す。寶物に古文書の外明月院古圖(憲方の頃のもの)、上杉憲方の像あり、共に國寶なり、時頼の墓は院の前の田圃に在り(鎌倉遺跡考、新編相模國風土記稿)

センコクウチ

仙石氏(但馬出石) 姓は藤原、鎮守府將軍利仁の七世後藤原戶判官則明、源賴義に從ひて前九年役に功あり、其男四郎大夫能秀美濃國に住す、五世三郎大夫成基、源賴朝に仕ふ、七世大膳亮久重、建武二年足利尊氏に仕へ、曆應中同國山縣郡中村の地を賜ひ千石谷に住す、依て千石を氏とす、後千石に改む、曾孫仙石權左衛門秀豐、土岐氏に屬し、五百貫餘の地を領す、五世治兵衛久盛、享祿中齊藤山城守土岐氏を亡ぼす時、封邑を守る、後千石に改む、其子勝弘、越前國伊豫守菅原國滿の養子となり孫次郎と稱す、永祿六年仙石家一族死して嗣なきを以て復歸し、室蘭國與に仕ふ、秀久の時、織田信長に從ひて豐後秀吉の部下となる、姊

センコクヒデヒサ

仙石秀久
稱權兵衛。久盛の子。少より豐臣秀吉に仕ふ、秀吉播磨を領して、いまだ織田信長の部將たりし時、信長の命あるにより、秀久を淡路に遣はして、安宅冬康を須本城に攻めしむ、秀久即ち海に航してこれを降す、幾干もなくして信長弑逆に遇ひ、秀吉事を執るに及び、須本城を秀久に賜ふ、天正十一年七月叙爵して越前守と稱し、十三年の夏、四國の戰に先鋒し、功を以て讃岐を賜ひ、因てこれに移る、十四年秀吉の島津義久を征するや、秀久、長曾我部元親と共に、兵を率ゐて豐後の府に至り、尋て月次川に於て義久の軍と戦つて大敗す、秀吉其罪を攻めて封を奪ふ、十八年小田原征伐の時、及ぶ、

セシロ

秀久密に軍に從ひ、小笠原貞慶の手に留りて、奮戦す、秀吉其志を慕し、七月罪を許し、更に信濃小諸城を授け、五萬石を食ましむ、慶長五年徳川家康の上杉景勝を征せんとして奥州に下向せる時、之に從ひしが、石田三成等舉兵の報あるに及び、徳川秀忠に屬して西上し、上田城攻の時には其先驅たり、後命によりて小諸城に留り、遂に關ヶ原の戰に會せざりき、十九年五月六日卒す(徳川實紀、藩翰譜)

センゴクフ

千石夫 夫役の一種、徳川家康慶長八年二月、結城秀康以下七十八諸侯に課して江戸市街を修理し、水路を疏鑿せしむ、是時千石に一人の役夫を課せしを以てこの名あり(徳川實紀)

センサイアハセ

前裁合
前庭に栽うべき草木の勝れたるものを集めて、人数を左右に番ひて其優劣を判じ、題を設けて歌を詠じ、興を催はしたる遊戯を云ふ、前裁とはも草木の類を前庭に植ゑたる有様を云へるものなるが、後には専ら庭に栽うべき草木の名となれり。原語「宇多天皇寛平の時菊合あれば、此の頃より行はれしこと明なれど、前裁合と云へるは、延喜元年に行ひしを始めとす、日本紀略に「延喜元年八月二十五日、甲辰、有前裁合事」とあり、又拾遺集賀部に、右大臣源光の家に、前裁合し侍ける、まけわざをうどねりたりばなのすけずみかし侍ける、ちどりのかたつくり侍けるに、よませてはべりける、つらゆき、たがとしの敷とかはみん行かへりちどりなる濱のまさき、を」と見えたり、爾來内裡、院宮以下諸臣の家にても盛行はれし、と勅撰和歌集、夫木抄、榮花物語、著聞集等に見えたり、前裁考を按ずるに、前裁を受したるは室町時代までにして、其後は家屋建築法に變化を生じたるを以て、前裁大に衰へたりと云

センサイワカシフ

千載和歌集
二十卷。四季、別、族、哀傷、賀、戀、雜、短歌、旋頭、物名、俳諧、釋教、神祇に部類し、歌凡二千八百四十四首、或は千二百七十七首(を収む)海永二年藤原俊成、後白河院の院宣に依て撰集し、後鳥羽天皇文治三年九月奏覽す(群書一覽、歴代和歌勅撰考)

センジ

宣旨
公文書の一、もと勅旨を宣傳する義なり、職員令に「中務卿、掌、審署詔勅覆奏宣旨勞問云々事」、義解に宣旨謂「侍從之宣、命也、集解に宣旨者宣出也、旨者勅旨也」と見えたり、然るに後ち一轉して別に口勅を傳宣するの簡便法となり、更に文書の名稱となれり。三種に分る、(一)類案符宣抄、(二)類案符宣抄、(三)同書

- 右被三石大臣宣、爾、厨家用新地子是定、而至三子件布、更請宣物、於事論之、甚非道理、宣支三度年中用新、仰所出國、交易令、進、永以爲例者、弘仁三年十二月廿八日、少外記船連渡守奉(二)同書、左大臣宣、比來仰諸國、令進、慎火之文、進即每旬令、覽上宣、以爲恒例、天長三年三月十三日、少外記島田朝臣清田奉(三)同書、召、仰右兵衛權大尉藤原誼世并右馬大屬布施保、左少辨藤原朝臣元善傳宣、中納言藤原朝臣忠平宣、五畿七道諸國所居住之宿衛等、且注賞賜、可言

セシロ

上之世、宣下知者、僅宣符到來之後二十日內宣上者、延喜九年十月十九日、左大史小野常實、右の第一と第二とは、太政官なる上卿より外記に仰せ下したるものを書き場合にして、第三は辨官より天皇の旨を傳へしものを書きし場合なり。辨官、内侍勅旨を承りて、職事藏人に傳へ、職事陣に出で、其上卿に告げ、上卿外記に命じて其旨を記して宣下す、これ第一の書式なり、又時として辨官に命じて、辨官より史官に宣下して其事を書かしむ、これ第三書式に當る、而して此の宣旨より更に變化して、口宣を生ずるに至れり。原語「もと内侍掌りて、中務卿に傳へて、宣下したりしが、時として内侍より直ちに勅旨を仰せ下す」とあり、之を内侍宣と云ふ、類案符宣抄に、應勅内案事、内侍宣、有勅進奏之紙、最惡者多、自今以後簡清好者、應宛奏紙、若不改正、執奏之少納言必罪之、當番案主、宜知意勅之、不可遺忘、延曆九年二月十四日

セシロ

川役以來の戦功により、天正十一年淡路須本城に二萬石に封ぜらる、十三年四國を征せし後讃岐に移封、十四年秀吉の命を以て豊後に入り、島津義久の兵と戦つて大敗す、秀吉大に怒りて所領を沒收す、十八年小田原征伐の時、功を以て罪を許され、信濃小諸城五萬石に封ぜらる、慶長五年徳川家康に從ひて上杉氏を討す、關ヶ原の役秀忠に從ふ、于兵部少輔忠政大版の役従軍して功あり、八年十二月一萬石を加賜せられ、移て上田城を治む、前封を併せて六萬石、寛文九年二月越前守政明、二千石を叔父次右衛門政勝に分封す、寛永三年二月封を但馬國に移され、出石城を治む、天保八年十二月道之助久利二萬八千八十石を削らる、子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(藩翰譜、武鑑、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

セシ

セシ

セシ

【勅書(チヨクシヨ)を参看すべし(黒板博士説)】
セシ 宣旨 女房の名、中宮、春宮、齊宮、關白等の家に仕ふる女房を云ふ、初めは、宣下の時の宣旨を取り傳へたる女房を言ひしが、後には宣旨を取り傳へざるも、上臈の女房を宣旨と云ふに至れり(八雲御抄、玉葉、葉黃記、有職問答)

膳司 膳部「ガシハテノツカサ」とも訓む。御膳を進むる時先づ嘗め、又は膳差、酒酌、果蔬等の事を掌る、后宮十二司の一。膳司尚膳一人、準正四位、典膳二人、準從五位、掌膳四人、采女六十人(原注)文武天皇の大寶元年創置、延喜以後廢して復置かず(令義解)

禪師 禪定の宗師の義、佛教の三學(戒定慧)中殊に禪定は肝要なれば、高僧を崇めて禪師と云ふ、善住意天子所問經に「天子問、何等比丘得言禪師、文殊師利答言、天子此禪師者、於一切法一行思量、所謂不生、若知是知得言禪師云々」とあり(法苑珠林)天平寶字元年九月、道鏡を大臣禪師となし、天平神護元年十月、太政大臣禪師となす、然るに後禪宗興るに及んで、禪師は禪宗に限りて、用ふることなれり、支那唐朝に達磨の法孫神秀を大通禪師と號す、空華日工集に「禪師號自神秀號大通禪師」始焉といへり、我國にては後宇多天皇始めて建長寺の開山道隆示寂の後、大覺禪師の稱號を賜ふ、爾來臨濟曹洞の高僧にして禪師の稱號を賜はる者鮮からず、今禪師となりし人々を示せば左の如し(續日本紀、元亨釋書、空華日工集、禪林象器箋)

佛乘禪師	慧廣	大通禪師	子曇	佛觀禪師	慈永	佛覺禪師	德旋
法燈禪師	覺心	智覺禪師	道海	大光禪師	宗巳	正眼智鑑禪師	勇健
佛照禪師	慧曉	國一禪師	世源	正宗護法禪師	妙顯	大智圓應禪師	祖應
大法源禪師	道泉	佛智禪師	慧雲	佛慧圓應禪師	宗直	智海大珠禪師	周顯
法雲普濟禪師	元暉	法照禪師	琛海	佛滿禪師	法析	宗鏡禪師	周皎
佛頂禪師	惠宗	妙應光國慧海慈濟禪師	永瑛	佛範宗通禪師	大闡	寶鑑圓明禪師	靈致
佛心禪師	普門	大祖正眼禪師	義亨	弘宗禪師	一慶	佛日眞照禪師	宗深
本源禪師	道生	佛應禪師	妙準	大道眞源禪師	英朝	佛日眞照禪師	宗深
佛日眞照禪師	楚俊	佛慧禪師	運良	通照禪師	惠雲	正宗大曉禪師	祖一
佛林慧日禪師	運良	普濟大聖禪師	宗然	等慈禪師	義柱	普覺禪師	紹仁
覺源禪師	處齊	寶覺眞空禪師	友梅	法公安威禪師	竺源	佛智圓應禪師	巧安
弘宗定智禪師	長芳	大本禪師	居中	鏡智法明禪師	周勝	佛日禪師	桂悟
佛印禪師	智侃	佛種慧濟禪師	圓月	德光眞照禪師	義東	大梁興宗禪師	宗玩
廣濟禪師	慈照	神光寂照禪師	宗錫	德光眞照禪師	宗器	能照法王禪師	心昭
佛慈禪師	志玄	正宗廣智禪師	印元	寶光智證禪師	慧應	密傳正印禪師	宗忠
廣圓明鑑禪師	祖龍	圓經禪師	順空	佛智法燈禪師	慧應	本照禪一禪師	宗珍
慧鑑明照禪師	靈彦	安覺禪師	德悟	普濟英宗禪師	支津	普應圓融禪師	宗珍
性眞圓智禪師	中諦	聖閑禪師	聖閑	佛照大光禪師	支津	佛果禪師	存圓
覺照禪師	德瓊	廣照禪師	至遠	眞如廣照禪師	宗普	佛通禪師	大慧
眞覺禪師	志高	圓應大機禪師	常訴	妙應大忍禪師	宗喜	佛統大明禪師	宗穆
實隆眞空禪師	宗棟	寶珠護國禪師	崇孚	大機盤空禪師	宗喜	佛慧振宗禪師	宗穆
興文圓慧禪師	宗因	寂寂常照禪師	禪傑	大悲廣通禪師	紹霖	法雲大仰禪師	宗穆
宗愷信建禪師	周佐	見性悟心禪師	元釋	佛日金蓮禪師	文龍	寶智圓明禪師	宗穆
慧光大圓禪師	得勝	本如實性禪師	宗隆	佛海禪師	明一	天桂禪師	承朝
興宗明教禪師	周鳳	眞源大照禪師	德見	東光智燈禪師	宗碩	靈燈普光禪師	建隆
圓明證智禪師	道秀	直指心源禪師	宗珀	德輝普燈禪師	宗程	大猷慈濟禪師	宗哲
慈照慧燈禪師	仁恭	眞覺禪師	法序	大綱智海禪師	宗平	大珠法光禪師	宗主
大機弘宗禪師	宗益	佛照慧明禪師	紹理	大佛國禪師	宗平	大通智勝禪師	支承
佛海禪師	妙瑛	佛慈禪師	法序	大佛國禪師	宗平	大通智勝禪師	支承
佛眞禪師	妙瑛	佛慈禪師	法序	大佛國禪師	宗平	大通智勝禪師	支承

セシ

セシ

セシ

大覺禪師	可什	大達禪師	正田	佛慧眞空禪師	慧廣	大通禪師	子曇
大徹正源禪師	宗壽	大智佛勝禪師	宗數	佛照禪師	覺心	智覺禪師	道海
大智海禪師	照元	惠日定光禪師	宗清	佛照禪師	慧曉	國一禪師	世源
本覺禪師	業安	廣覺禪師	宗卓	大法源禪師	道泉	佛智禪師	慧雲
廣德正宗禪師	宗胃	廣覺禪師	宗卓	法雲普濟禪師	元暉	法照禪師	琛海
眞智圓應禪師	宗高	眞寂禪師	宗卓	佛頂禪師	惠宗	妙應光國慧海慈濟禪師	永瑛
圓智常照禪師	圓慧	圓通無礙禪師	宗卓	佛心禪師	普門	大祖正眼禪師	義亨
圓照佛慧禪師	秀格	圓智悟空禪師	宗卓	本源禪師	道生	佛應禪師	妙準
慈光圓照禪師	紹及	金剛正眼禪師	宗卓	佛日眞照禪師	楚俊	佛慧禪師	運良
竺仙大法禪師	宗劉	宏光禪師	宗卓	佛林慧日禪師	運良	普濟大聖禪師	宗然
眞機眞猷禪師	宗榮	慈德慧濟禪師	宗卓	覺源禪師	處齊	寶覺眞空禪師	友梅
眞覺普應禪師	宗什	靈輝慧明禪師	宗卓	弘宗定智禪師	長芳	大本禪師	居中
眞應大觀禪師	宗點	眞應禪師	宗卓	佛印禪師	智侃	佛種慧濟禪師	圓月
心月圓光禪師	洞壽	本寂心印禪師	宗卓	佛慈禪師	慈照	神光寂照禪師	宗錫
圓機眞信禪師	宗文	應通禪師	宗卓	廣濟禪師	志玄	正宗廣智禪師	印元
勝覺禪師	元津	佛照大鏡禪師	宗卓	佛慈禪師	祖龍	圓經禪師	德悟
佛心廣通禪師	宗慶	佛光普照禪師	宗卓	廣圓明鑑禪師	中諦	安覺禪師	聖閑
耶源天眞禪師	宗園	佛照大圓禪師	宗卓	慧鑑明照禪師	靈彦	聖閑禪師	至遠
佛照盛禪師	善來	佛國妙嚴禪師	宗卓	性眞圓智禪師	德瓊	廣照禪師	常訴
佛嚴禪師	妙讓	佛國普照禪師	宗卓	覺照禪師	宗棟	圓應大機禪師	崇孚
佛國大安禪師	宗眼	佛興禪師	宗卓	眞覺禪師	周佐	寂寂常照禪師	禪傑
妙乘神悟禪師	宗胖	佛興禪師	宗卓	佛照慧明禪師	得勝	見性悟心禪師	元釋
佛眼眞照禪師	念惠	佛海慈濟禪師	宗卓	大機弘宗禪師	道秀	本如實性禪師	宗隆
普覺圓光禪師	寶生	佛眼天祐禪師	宗卓	佛海禪師	周鳳	眞源大照禪師	德見
圓慧通禪師	宗龍	佛光大弘禪師	宗卓	佛眞禪師	宗益	直指心源禪師	宗珀
大觀禪師	理有	慧燈神照禪師	宗卓	佛慈禪師	妙瑛	佛照慧明禪師	紹理
法光圓融禪師	令山	佛印眞證禪師	宗卓	佛海禪師	妙瑛	佛慈禪師	法序
佛慧禪師	是英	佛印大光禪師	宗卓	佛眞禪師	妙瑛	佛慈禪師	法序
佛慧大圓禪師	宗牧	宗慧大照禪師	宗卓	佛慈禪師	妙瑛	佛慈禪師	法序

佛慧眞空禪師	慧廣	大通禪師	子曇	佛照禪師	覺心	智覺禪師	道海
寶覺佛印禪師	慧曉	國一禪師	世源	佛照禪師	慧雲	佛滿禪師	法析
法源禪師	道泉	佛智禪師	琛海	佛範宗通禪師	大闡	佛日眞照禪師	宗深
法隆隆禪師	元暉	法照禪師	永瑛	弘宗禪師	一慶	佛日眞照禪師	宗深
法覺佛慧禪師	惠宗	妙應光國慧海慈濟禪師	義亨	大道眞源禪師	英朝	正宗大曉禪師	祖一
法覺佛慧禪師	普門	大祖正眼禪師	妙準	通照禪師	惠雲	普覺禪師	紹仁
佛德禪師	道生	佛應禪師	宗然	等慈禪師	義柱	佛智圓應禪師	巧安
佛性心宗禪師	楚俊	佛慧禪師	運良	法公安威禪師	竺源	佛日禪師	桂悟
佛性活通禪師	運良	普濟大聖禪師	宗然	鏡智法明禪師	周勝	大梁興宗禪師	宗玩
法海普融禪師	宗錫	寶覺眞空禪師	友梅	德光眞照禪師	義東	能照法王禪師	心昭
佛德大滿禪師	宗棟	大本禪師	居中	寶光智證禪師	慧應	密傳正印禪師	宗忠
覺海禪師	宗因	佛種慧濟禪師	圓月	佛智法燈禪師	慧應	本照禪一禪師	宗珍
禪山吐光禪師	宗棟	聖閑禪師	順空	普濟英宗禪師	支津	普應圓融禪師	宗珍
弘宗普門禪師	得勝	見性悟心禪師	德悟	佛照大光禪師	支津	佛果禪師	存圓
明覺禪師	周鳳	本如實性禪師	宗隆	眞如廣照禪師	宗普	佛通禪師	大慧
清泉禪師	道秀	眞源大照禪師	德見	妙應大忍禪師	宗喜	佛統大明禪師	宗穆
正續大祖禪師	宗益	直指心源禪師	宗珀	大機盤空禪師	宗喜	佛慧振宗禪師	宗穆
大興圓光禪師	宗益	眞覺禪師	法序	大悲廣通禪師	紹霖	法雲大仰禪師	宗穆
佛宗禪師	宗喜	佛照慧明禪師	紹理	佛日金蓮禪師	文龍	寶智圓明禪師	宗穆
龍巖大雲禪師	宗喜	法慧通明禪師	宗寬	佛海禪師	明一	天桂禪師	承朝
佛機大雄禪師	宗瑋	覺雄禪師	宗寬	東光智燈禪師	宗碩	靈燈普光禪師	建隆
法雄眞德禪師	宗瑋	佛印圓證禪師	宗寬	德輝普燈禪師	宗程	大猷慈濟禪師	宗哲
覆天一柱禪師	宗瑋	普覺圓光禪師	宗寬	大綱智海禪師	宗平	大珠法光禪師	宗主
空慧淨照禪師	宗鏡	廣德快菴禪師	宗寬	佛照慧明禪師	宗平	大通智勝禪師	支承
海慧悟明禪師	宗鏡	傳通無礙禪師	宗寬	佛慧圓應禪師	宗平	大通智勝禪師	支承
清淨本然禪師	宗鏡	圓光大照禪師	宗寬	佛滿禪師	宗平	大通智勝禪師	支承
大慈廣照禪師	宗鏡	明堂古鏡禪師	宗寬	佛範宗通禪師	宗平	大通智勝禪師	支承
慈光不昧禪師	宗鏡	佛海慈雲禪師	宗寬	弘宗禪師	宗平	大通智勝禪師	支承
法眼眞淨禪師	宗鏡	佛證古心禪師	宗寬	大道眞源禪師	宗平	大通智勝禪師	支承
桃林契悟禪師	宗鏡	佛證古心禪師	宗寬	通照禪師	宗平	大通智勝禪師	支承

セシ 前司 前任の國司をいふ、コクシをいふ、

セシウラク 千秋樂 般涉調廿二曲中の一、新樂にて小曲也(原注)後三條天皇の大嘗會に、風俗所預源賴能に勅して之を作ら、教坊記を按ずるに、千秋樂あり、唐書に云ふ、開元中八月五日を以て千秋節と爲し、天下講樂すと、蓋し千秋樂の起るところ此にあるか(禮樂志)

セシマス 宣旨樹 宣旨によりて、制定せられたる樹をいふ、其樹に二つあり、後三條天皇延久の時の延久宣旨樹、堀河天皇寛治の時の寛治宣旨樹となす、詳しくは「エンキヤセシマス」ノクワンザンセシマスを見よ、

セシ 善信 俗名鞍部島女、司馬達等の女、敏達天皇十三年十月、慧便に従つて、

ゼンシ

禪藏(梁人夜菩の女)慧香(錦織壺の女)の二尼と共に出家す、是本邦出家の始めなり、大臣蘇我馬子、精舎を督み、三尼を迎へて供養す、同十四年物部守屋中巨勝海葬して佛教を排するに方り、捕はれて海石櫛市の市亭に引出されて鞭打たれ、後ち救されて馬子に附せらる、用明天皇二年、善信馬子に謂て曰く、出家の人は戒を以て本となす、願くは百濟に赴きて戒を受けんと、崇峻天皇元年、馬子善信を百濟國使に附して發遣し法を求めしむ、三年春、善信等三尼百濟より歸る、櫻井寺に住す、これより善信に就いて得度する者甚多し(日本書紀、元亨釋書)

ゼンシ

善信 親鸞(シラン)を見よ、煎物賣 茶賣をいふ、煎じものは即ち茶の事なり、茶器を荷ひ或は水茶屋などにて茶を賣ぐ者の稱、七十一番歌合に「思ひわびさてもいかは煎じもの戀の病の薬ならば」猿樂狂言煎じ物の文句に「陳皮乾薑甘草も加へて煎じ詰めたる煎じ物ぞせし」など見えれば、室町時代の中頃既に煎じ物を賣りしと見えたり、江戸時代に尙此俗ありて、神事佛事或は花見など人の群集する土地へは、必ず賣りに出でしものなりと云ふ(雲錦隨筆)

ゼンシ

煎物賣 茶賣をいふ、煎じものは即ち茶の事なり、茶器を荷ひ或は水茶屋などにて茶を賣ぐ者の稱、七十一番歌合に「思ひわびさてもいかは煎じもの戀の病の薬ならば」猿樂狂言煎じ物の文句に「陳皮乾薑甘草も加へて煎じ詰めたる煎じ物ぞせし」など見えれば、室町時代の中頃既に煎じ物を賣りしと見えたり、江戸時代に尙此俗ありて、神事佛事或は花見など人の群集する土地へは、必ず賣りに出でしものなりと云ふ(雲錦隨筆)

ゼンシ

善信 親鸞(シラン)を見よ、煎物賣 茶賣をいふ、煎じものは即ち茶の事なり、茶器を荷ひ或は水茶屋などにて茶を賣ぐ者の稱、七十一番歌合に「思ひわびさてもいかは煎じもの戀の病の薬ならば」猿樂狂言煎じ物の文句に「陳皮乾薑甘草も加へて煎じ詰めたる煎じ物ぞせし」など見えれば、室町時代の中頃既に煎じ物を賣りしと見えたり、江戸時代に尙此俗ありて、神事佛事或は花見など人の群集する土地へは、必ず賣りに出でしものなりと云ふ(雲錦隨筆)

ゼンシ

善信 親鸞(シラン)を見よ、煎物賣 茶賣をいふ、煎じものは即ち茶の事なり、茶器を荷ひ或は水茶屋などにて茶を賣ぐ者の稱、七十一番歌合に「思ひわびさてもいかは煎じもの戀の病の薬ならば」猿樂狂言煎じ物の文句に「陳皮乾薑甘草も加へて煎じ詰めたる煎じ物ぞせし」など見えれば、室町時代の中頃既に煎じ物を賣りしと見えたり、江戸時代に尙此俗ありて、神事佛事或は花見など人の群集する土地へは、必ず賣りに出でしものなりと云ふ(雲錦隨筆)

ゼンシ

善信 親鸞(シラン)を見よ、煎物賣 茶賣をいふ、煎じものは即ち茶の事なり、茶器を荷ひ或は水茶屋などにて茶を賣ぐ者の稱、七十一番歌合に「思ひわびさてもいかは煎じもの戀の病の薬ならば」猿樂狂言煎じ物の文句に「陳皮乾薑甘草も加へて煎じ詰めたる煎じ物ぞせし」など見えれば、室町時代の中頃既に煎じ物を賣りしと見えたり、江戸時代に尙此俗ありて、神事佛事或は花見など人の群集する土地へは、必ず賣りに出でしものなりと云ふ(雲錦隨筆)

ゼンシ

善信 親鸞(シラン)を見よ、煎物賣 茶賣をいふ、煎じものは即ち茶の事なり、茶器を荷ひ或は水茶屋などにて茶を賣ぐ者の稱、七十一番歌合に「思ひわびさてもいかは煎じもの戀の病の薬ならば」猿樂狂言煎じ物の文句に「陳皮乾薑甘草も加へて煎じ詰めたる煎じ物ぞせし」など見えれば、室町時代の中頃既に煎じ物を賣りしと見えたり、江戸時代に尙此俗ありて、神事佛事或は花見など人の群集する土地へは、必ず賣りに出でしものなりと云ふ(雲錦隨筆)

ゼンシ

善信 親鸞(シラン)を見よ、煎物賣 茶賣をいふ、煎じものは即ち茶の事なり、茶器を荷ひ或は水茶屋などにて茶を賣ぐ者の稱、七十一番歌合に「思ひわびさてもいかは煎じもの戀の病の薬ならば」猿樂狂言煎じ物の文句に「陳皮乾薑甘草も加へて煎じ詰めたる煎じ物ぞせし」など見えれば、室町時代の中頃既に煎じ物を賣りしと見えたり、江戸時代に尙此俗ありて、神事佛事或は花見など人の群集する土地へは、必ず賣りに出でしものなりと云ふ(雲錦隨筆)

ゼンシ

善信 親鸞(シラン)を見よ、煎物賣 茶賣をいふ、煎じものは即ち茶の事なり、茶器を荷ひ或は水茶屋などにて茶を賣ぐ者の稱、七十一番歌合に「思ひわびさてもいかは煎じもの戀の病の薬ならば」猿樂狂言煎じ物の文句に「陳皮乾薑甘草も加へて煎じ詰めたる煎じ物ぞせし」など見えれば、室町時代の中頃既に煎じ物を賣りしと見えたり、江戸時代に尙此俗ありて、神事佛事或は花見など人の群集する土地へは、必ず賣りに出でしものなりと云ふ(雲錦隨筆)

ゼンシ

善信 親鸞(シラン)を見よ、煎物賣 茶賣をいふ、煎じものは即ち茶の事なり、茶器を荷ひ或は水茶屋などにて茶を賣ぐ者の稱、七十一番歌合に「思ひわびさてもいかは煎じもの戀の病の薬ならば」猿樂狂言煎じ物の文句に「陳皮乾薑甘草も加へて煎じ詰めたる煎じ物ぞせし」など見えれば、室町時代の中頃既に煎じ物を賣りしと見えたり、江戸時代に尙此俗ありて、神事佛事或は花見など人の群集する土地へは、必ず賣りに出でしものなりと云ふ(雲錦隨筆)

ゼンシ

善信 親鸞(シラン)を見よ、煎物賣 茶賣をいふ、煎じものは即ち茶の事なり、茶器を荷ひ或は水茶屋などにて茶を賣ぐ者の稱、七十一番歌合に「思ひわびさてもいかは煎じもの戀の病の薬ならば」猿樂狂言煎じ物の文句に「陳皮乾薑甘草も加へて煎じ詰めたる煎じ物ぞせし」など見えれば、室町時代の中頃既に煎じ物を賣りしと見えたり、江戸時代に尙此俗ありて、神事佛事或は花見など人の群集する土地へは、必ず賣りに出でしものなりと云ふ(雲錦隨筆)

ゼンシ

前將軍上毛君稚子、間人連蓋大中將軍巨勢神前臣譚語、三輪君根麻呂、後將軍阿倍引田臣比羅夫、大宅臣鎌柄(云々)と見ゆ、(二)は前征夷大將軍の義なり、將軍(シヤウケン)征夷使(セイイシ)參看、ゼンシヤウジ 善正寺 所住山城國京都上京區岡崎町〇妙善山と號す、善吉日蓮宗、本國寺に屬す、元京都六檀林の〇本尊釋迦如來、善正院爲めに嵯峨龜山に一字を創立し、秀次の法名(善正院殿建岸大居士)を取て寺に名づく、慶長五年今の地に移す、開基は求法院第三世日鏡上人なり、寛永元年日鏡講堂學寮を興し、一宗の學徒を教養したり〇本堂、釋迦堂、秀次の塔、並に健性院三印法印(秀次の父)瑞龍院日秀尼(秀次の母)、致祥院榮岳利生(秀次の室)の塔あり(平安通志、京華要誌)

ゼンシ

善正寺殿 豊臣秀次(トヨトミヒデタカ)を見よ、ゼンシヤク 仙籍 殿上の日給簡を云ふ、「ニツキフノフダ」を見よ、ゼンシヤマヅリ 千社詣 諸神社佛閣に參詣して、札などを貼るをいふ、麓の花に、「神社佛閣には千社參などとして、その稱荷社かしこの天神宮などいへるまで、うるさきばかり札はれるわざは、もといづれの時か、帝(山天山皇)の法皇の御位にならせ給ひて、卅三所の靈場を札うち巡り給ひしより起れるといへり、近頃はそれのおんあとなつぎ奉りて、天恩孔平といひし人なせり云々」と云へり、遠遊笑覽に「千社參は、明和七年撰の江戸名物鑑にもみえず、安永〇かたのことなるべし、神社のみならず、佛寺にも詣するは千社參といふは、いかに、禮五吉とかいへるは其始めの頃の者に、それが、禮五吉と

ゼンシ

善正寺殿 豊臣秀次(トヨトミヒデタカ)を見よ、ゼンシヤク 仙籍 殿上の日給簡を云ふ、「ニツキフノフダ」を見よ、ゼンシヤマヅリ 千社詣 諸神社佛閣に參詣して、札などを貼るをいふ、麓の花に、「神社佛閣には千社參などとして、その稱荷社かしこの天神宮などいへるまで、うるさきばかり札はれるわざは、もといづれの時か、帝(山天山皇)の法皇の御位にならせ給ひて、卅三所の靈場を札うち巡り給ひしより起れるといへり、近頃はそれのおんあとなつぎ奉りて、天恩孔平といひし人なせり云々」と云へり、遠遊笑覽に「千社參は、明和七年撰の江戸名物鑑にもみえず、安永〇かたのことなるべし、神社のみならず、佛寺にも詣するは千社參といふは、いかに、禮五吉とかいへるは其始めの頃の者に、それが、禮五吉と

ゼンシ

善正寺殿 豊臣秀次(トヨトミヒデタカ)を見よ、ゼンシヤク 仙籍 殿上の日給簡を云ふ、「ニツキフノフダ」を見よ、ゼンシヤマヅリ 千社詣 諸神社佛閣に參詣して、札などを貼るをいふ、麓の花に、「神社佛閣には千社參などとして、その稱荷社かしこの天神宮などいへるまで、うるさきばかり札はれるわざは、もといづれの時か、帝(山天山皇)の法皇の御位にならせ給ひて、卅三所の靈場を札うち巡り給ひしより起れるといへり、近頃はそれのおんあとなつぎ奉りて、天恩孔平といひし人なせり云々」と云へり、遠遊笑覽に「千社參は、明和七年撰の江戸名物鑑にもみえず、安永〇かたのことなるべし、神社のみならず、佛寺にも詣するは千社參といふは、いかに、禮五吉とかいへるは其始めの頃の者に、それが、禮五吉と

ゼンシ

善正寺殿 豊臣秀次(トヨトミヒデタカ)を見よ、ゼンシヤク 仙籍 殿上の日給簡を云ふ、「ニツキフノフダ」を見よ、ゼンシヤマヅリ 千社詣 諸神社佛閣に參詣して、札などを貼るをいふ、麓の花に、「神社佛閣には千社參などとして、その稱荷社かしこの天神宮などいへるまで、うるさきばかり札はれるわざは、もといづれの時か、帝(山天山皇)の法皇の御位にならせ給ひて、卅三所の靈場を札うち巡り給ひしより起れるといへり、近頃はそれのおんあとなつぎ奉りて、天恩孔平といひし人なせり云々」と云へり、遠遊笑覽に「千社參は、明和七年撰の江戸名物鑑にもみえず、安永〇かたのことなるべし、神社のみならず、佛寺にも詣するは千社參といふは、いかに、禮五吉とかいへるは其始めの頃の者に、それが、禮五吉と

ゼンシ

善正寺殿 豊臣秀次(トヨトミヒデタカ)を見よ、ゼンシヤク 仙籍 殿上の日給簡を云ふ、「ニツキフノフダ」を見よ、ゼンシヤマヅリ 千社詣 諸神社佛閣に參詣して、札などを貼るをいふ、麓の花に、「神社佛閣には千社參などとして、その稱荷社かしこの天神宮などいへるまで、うるさきばかり札はれるわざは、もといづれの時か、帝(山天山皇)の法皇の御位にならせ給ひて、卅三所の靈場を札うち巡り給ひしより起れるといへり、近頃はそれのおんあとなつぎ奉りて、天恩孔平といひし人なせり云々」と云へり、遠遊笑覽に「千社參は、明和七年撰の江戸名物鑑にもみえず、安永〇かたのことなるべし、神社のみならず、佛寺にも詣するは千社參といふは、いかに、禮五吉とかいへるは其始めの頃の者に、それが、禮五吉と

ゼンシ

善正寺殿 豊臣秀次(トヨトミヒデタカ)を見よ、ゼンシヤク 仙籍 殿上の日給簡を云ふ、「ニツキフノフダ」を見よ、ゼンシヤマヅリ 千社詣 諸神社佛閣に參詣して、札などを貼るをいふ、麓の花に、「神社佛閣には千社參などとして、その稱荷社かしこの天神宮などいへるまで、うるさきばかり札はれるわざは、もといづれの時か、帝(山天山皇)の法皇の御位にならせ給ひて、卅三所の靈場を札うち巡り給ひしより起れるといへり、近頃はそれのおんあとなつぎ奉りて、天恩孔平といひし人なせり云々」と云へり、遠遊笑覽に「千社參は、明和七年撰の江戸名物鑑にもみえず、安永〇かたのことなるべし、神社のみならず、佛寺にも詣するは千社參といふは、いかに、禮五吉とかいへるは其始めの頃の者に、それが、禮五吉と

ゼンシ

善正寺殿 豊臣秀次(トヨトミヒデタカ)を見よ、ゼンシヤク 仙籍 殿上の日給簡を云ふ、「ニツキフノフダ」を見よ、ゼンシヤマヅリ 千社詣 諸神社佛閣に參詣して、札などを貼るをいふ、麓の花に、「神社佛閣には千社參などとして、その稱荷社かしこの天神宮などいへるまで、うるさきばかり札はれるわざは、もといづれの時か、帝(山天山皇)の法皇の御位にならせ給ひて、卅三所の靈場を札うち巡り給ひしより起れるといへり、近頃はそれのおんあとなつぎ奉りて、天恩孔平といひし人なせり云々」と云へり、遠遊笑覽に「千社參は、明和七年撰の江戸名物鑑にもみえず、安永〇かたのことなるべし、神社のみならず、佛寺にも詣するは千社參といふは、いかに、禮五吉とかいへるは其始めの頃の者に、それが、禮五吉と

ゼンシ

善正寺殿 豊臣秀次(トヨトミヒデタカ)を見よ、ゼンシヤク 仙籍 殿上の日給簡を云ふ、「ニツキフノフダ」を見よ、ゼンシヤマヅリ 千社詣 諸神社佛閣に參詣して、札などを貼るをいふ、麓の花に、「神社佛閣には千社參などとして、その稱荷社かしこの天神宮などいへるまで、うるさきばかり札はれるわざは、もといづれの時か、帝(山天山皇)の法皇の御位にならせ給ひて、卅三所の靈場を札うち巡り給ひしより起れるといへり、近頃はそれのおんあとなつぎ奉りて、天恩孔平といひし人なせり云々」と云へり、遠遊笑覽に「千社參は、明和七年撰の江戸名物鑑にもみえず、安永〇かたのことなるべし、神社のみならず、佛寺にも詣するは千社參といふは、いかに、禮五吉とかいへるは其始めの頃の者に、それが、禮五吉と

ゼンシ

善正寺殿 豊臣秀次(トヨトミヒデタカ)を見よ、ゼンシヤク 仙籍 殿上の日給簡を云ふ、「ニツキフノフダ」を見よ、ゼンシヤマヅリ 千社詣 諸神社佛閣に參詣して、札などを貼るをいふ、麓の花に、「神社佛閣には千社參などとして、その稱荷社かしこの天神宮などいへるまで、うるさきばかり札はれるわざは、もといづれの時か、帝(山天山皇)の法皇の御位にならせ給ひて、卅三所の靈場を札うち巡り給ひしより起れるといへり、近頃はそれのおんあとなつぎ奉りて、天恩孔平といひし人なせり云々」と云へり、遠遊笑覽に「千社參は、明和七年撰の江戸名物鑑にもみえず、安永〇かたのことなるべし、神社のみならず、佛寺にも詣するは千社參といふは、いかに、禮五吉とかいへるは其始めの頃の者に、それが、禮五吉と

ゼンシ

善正寺殿 豊臣秀次(トヨトミヒデタカ)を見よ、ゼンシヤク 仙籍 殿上の日給簡を云ふ、「ニツキフノフダ」を見よ、ゼンシヤマヅリ 千社詣 諸神社佛閣に參詣して、札などを貼るをいふ、麓の花に、「神社佛閣には千社參などとして、その稱荷社かしこの天神宮などいへるまで、うるさきばかり札はれるわざは、もといづれの時か、帝(山天山皇)の法皇の御位にならせ給ひて、卅三所の靈場を札うち巡り給ひしより起れるといへり、近頃はそれのおんあとなつぎ奉りて、天恩孔平といひし人なせり云々」と云へり、遠遊笑覽に「千社參は、明和七年撰の江戸名物鑑にもみえず、安永〇かたのことなるべし、神社のみならず、佛寺にも詣するは千社參といふは、いかに、禮五吉とかいへるは其始めの頃の者に、それが、禮五吉と

ゼンシ

ば書たるにて、板にて摺たるにはあらず、是等は其徒の中に於て廣く知られたる者となむ、唯人にしらるゝを手がらとす、いと益なき戯れなり、又落書してありくものまたみゆ云々、とあり、東都歳事記に、千社參りと號して稻荷千社へ詣る者、小き紙に己が名所を記したる札をばりてしるしとす、此族殊に多し、何れも中人以下の態也」とあり、ゼンシユウ 禪宗 佛敎の「宗、禪とは梵語にして、具には禪那といふ、靜慮とも定とも譯す、乃ち禪定を修して、心性を得得するを宗義とするが故に禪宗と名づく、名相言教に拘泥せずして、佛陀の心印を單傳するものなるが故に佛心宗とも名づく(宗心傳)起原(起原)釋迦成道の後、四十九年の間、大小權實等の諸敎を説きし後、一日梵天王、靈鷲山に至り、金蓮華を以て佛に獻じ、大衆の爲めに說法せんことを請ふ、佛、法座に登りて其華を拈す、大衆解することなし、獨り摩迦迦尊者被頰微笑す、佛曰く、吾に正法眼藏涅槃妙心あり、摩迦迦尊者に附囑すと、禪宗は此に淵源すと云ふ、其後阿難、商那和修、優婆塞多等二十八傳して菩提達磨に至る(衣鉢エハツ)參看)達磨、其師般若多羅の遺意を奉じて支那に來る、實に梁の大通元年九月二十一日とす、北魏に行き少林寺に止りて終日打坐面壁す、慧可、儒を捨て師に投じ、雪夜臂を斷ちて法を求む、達磨爲めに法を授け、並に衣鉢を遺して信を表す、爾來、僧傑、道信を経て弘忍に至りて二派に分る、即ち慧能は南宗を開き、神秀は北宗を開く、慧能の下に二流を出す、一を南嶽懷讓とし、一を曹原思とす、南嶽の後、臨濟宗等となり、曹原の後、曹洞宗等となる、而して本邦における佛敎は、文德天皇の御宇に、善安國師の上定惠律師、佛敎の祖に對して我が邦に來り

ゼンシ

善正寺殿 豊臣秀次(トヨトミヒデタカ)を見よ、ゼンシヤク 仙籍 殿上の日給簡を云ふ、「ニツキフノフダ」を見よ、ゼンシヤマヅリ 千社詣 諸神社佛閣に參詣して、札などを貼るをいふ、麓の花に、「神社佛閣には千社參などとして、その稱荷社かしこの天神宮などいへるまで、うるさきばかり札はれるわざは、もといづれの時か、帝(山天山皇)の法皇の御位にならせ給ひて、卅三所の靈場を札うち巡り給ひしより起れるといへり、近頃はそれのおんあとなつぎ奉りて、天恩孔平といひし人なせり云々」と云へり、遠遊笑覽に「千社參は、明和七年撰の江戸名物鑑にもみえず、安永〇かたのことなるべし、神社のみならず、佛寺にも詣するは千社參といふは、いかに、禮五吉とかいへるは其始めの頃の者に、それが、禮五吉と

ゼンシ

善正寺殿 豊臣秀次(トヨトミヒデタカ)を見よ、ゼンシヤク 仙籍 殿上の日給簡を云ふ、「ニツキフノフダ」を見よ、ゼンシヤマヅリ 千社詣 諸神社佛閣に參詣して、札などを貼るをいふ、麓の花に、「神社佛閣には千社參などとして、その稱荷社かしこの天神宮などいへるまで、うるさきばかり札はれるわざは、もといづれの時か、帝(山天山皇)の法皇の御位にならせ給ひて、卅三所の靈場を札うち巡り給ひしより起れるといへり、近頃はそれのおんあとなつぎ奉りて、天恩孔平といひし人なせり云々」と云へり、遠遊笑覽に「千社參は、明和七年撰の江戸名物鑑にもみえず、安永〇かたのことなるべし、神社のみならず、佛寺にも詣するは千社參といふは、いかに、禮五吉とかいへるは其始めの頃の者に、それが、禮五吉と

ゼンシ

善正寺殿 豊臣秀次(トヨトミヒデタカ)を見よ、ゼンシヤク 仙籍 殿上の日給簡を云ふ、「ニツキフノフダ」を見よ、ゼンシヤマヅリ 千社詣 諸神社佛閣に參詣して、札などを貼るをいふ、麓の花に、「神社佛閣には千社參などとして、その稱荷社かしこの天神宮などいへるまで、うるさきばかり札はれるわざは、もといづれの時か、帝(山天山皇)の法皇の御位にならせ給ひて、卅三所の靈場を札うち巡り給ひしより起れるといへり、近頃はそれのおんあとなつぎ奉りて、天恩孔平といひし人なせり云々」と云へり、遠遊笑覽に「千社參は、明和七年撰の江戸名物鑑にもみえず、安永〇かたのことなるべし、神社のみならず、佛寺にも詣するは千社參といふは、いかに、禮五吉とかいへるは其始めの頃の者に、それが、禮五吉と

ゼンシ

善正寺殿 豊臣秀次(トヨトミヒデタカ)を見よ、ゼンシヤク 仙籍 殿上の日給簡を云ふ、「ニツキフノフダ」を見よ、ゼンシヤマヅリ 千社詣 諸神社佛閣に參詣して、札などを貼るをいふ、麓の花に、「神社佛閣には千社參などとして、その稱荷社かしこの天神宮などいへるまで、うるさきばかり札はれるわざは、もといづれの時か、帝(山天山皇)の法皇の御位にならせ給ひて、卅三所の靈場を札うち巡り給ひしより起れるといへり、近頃はそれのおんあとなつぎ奉りて、天恩孔平といひし人なせり云々」と云へり、遠遊笑覽に「千社參は、明和七年撰の江戸名物鑑にもみえず、安永〇かたのことなるべし、神社のみならず、佛寺にも詣するは千社參といふは、いかに、禮五吉とかいへるは其始めの頃の者に、それが、禮五吉と

ゼンシ

善正寺殿 豊臣秀次(トヨトミヒデタカ)を見よ、ゼンシヤク 仙籍 殿上の日給簡を云ふ、「ニツキフノフダ」を見よ、ゼンシヤマヅリ 千社詣 諸神社佛閣に參詣して、札などを貼るをいふ、麓の花に、「神社佛閣には千社參などとして、その稱荷社かしこの天神宮などいへるまで、うるさきばかり札はれるわざは、もといづれの時か、帝(山天山皇)の法皇の御位にならせ給ひて、卅三所の靈場を札うち巡り給ひしより起れるといへり、近頃はそれのおんあとなつぎ奉りて、天恩孔平といひし人なせり云々」と云へり、遠遊笑覽に「千社參は、明和七年撰の江戸名物鑑にもみえず、安永〇かたのことなるべし、神社のみならず、佛寺にも詣するは千社參といふは、いかに、禮五吉とかいへるは其始めの頃の者に、それが、禮五吉と

ゼンシ

善正寺殿 豊臣秀次(トヨトミヒデタカ)を見よ、ゼンシヤク 仙籍 殿上の日給簡を云ふ、「ニツキフノフダ」を見よ、ゼンシヤマヅリ 千社詣 諸神社佛閣に參詣して、札などを貼るをいふ、麓の花に、「神社佛閣には千社參などとして、その稱荷社かしこの天神宮などいへるまで、うるさきばかり札はれるわざは、もといづれの時か、帝(山天山皇)の法皇の御位にならせ給ひて、卅三所の靈場を札うち巡り給ひしより起れるといへり、近頃はそれのおんあとなつぎ奉りて、天恩孔平といひし人なせり云々」と云へり、遠遊笑覽に「千社參は、明和七年撰の江戸名物鑑にもみえず、安永〇かたのことなるべし、神社のみならず、佛寺にも詣するは千社參といふは、いかに、禮五吉とかいへるは其始めの頃の者に、それが、禮五吉と

ゼンシ

善正寺殿 豊臣秀次(トヨトミヒデタカ)を見よ、ゼンシヤク 仙籍 殿上の日給簡を云ふ、「ニツキフノフダ」を見よ、ゼンシヤマヅリ 千社詣 諸神社佛閣に參詣して、札などを貼るをいふ、麓の花に、「神社佛閣には千社參などとして、その稱荷社かしこの天神宮などいへるまで、うるさきばかり札はれるわざは、もといづれの時か、帝(山天山皇)の法皇の御位にならせ給ひて、卅三所の靈場を札うち巡り給ひしより起れるといへり、近頃はそれのおんあとなつぎ奉りて、天恩孔平といひし人なせり云々」と云へり、遠遊笑覽に「千社參は、明和七年撰の江戸名物鑑にもみえず、安永〇かたのことなるべし、神社のみならず、佛寺にも詣するは千社參といふは、いかに、禮五吉とかいへるは其始めの頃の者に、それが、禮五吉と

ゼンシ

善正寺殿 豊臣秀次(トヨトミヒデタカ)を見よ、ゼンシヤク 仙籍 殿上の日給簡を云ふ、「ニツキフノフダ」を見よ、ゼンシヤマヅリ 千社詣 諸神社佛閣に參詣して、札などを貼るをいふ、麓の花に、「神社佛閣には千社參などとして、その稱荷社かしこの天神宮などいへるまで、うるさきばかり札はれるわざは、もといづれの時か、帝(山天山皇)の法皇の御位にならせ給ひて、卅三所の靈場を札うち巡り給ひしより起れるといへり、近頃はそれのおんあとなつぎ奉りて、天恩孔平といひし人なせり云々」と云へり、遠遊笑覽に「千社參は、明和七年撰の江戸名物鑑にもみえず、安永〇かたのことなるべし、神社のみならず、佛寺にも詣するは千社參といふは、いかに、禮五吉とかいへるは其始めの頃の者に、それが、禮五吉と

ゼンシ

善正寺殿 豊臣秀次(トヨトミヒデタカ)を見よ、ゼンシヤク 仙籍 殿上の日給簡を云ふ、「ニツキフノフダ」を見よ、ゼンシヤマヅリ 千社詣 諸神社佛閣に參詣して、札などを貼るをいふ、麓の花に、「神社佛閣には千社參などとして、その稱荷社かしこの天神宮などいへるまで、うるさきばかり札はれるわざは、もといづれの時か、帝(山天山皇)の法皇の御位にならせ給ひて、卅三所の靈場を札うち巡り給ひしより起れるといへり、近頃はそれのおんあとなつぎ奉りて、天恩孔平といひし人なせり云々」と云へり、遠遊笑覽に「千社參は、明和七年撰の江戸名物鑑にもみえず、安永〇かたのことなるべし、神社のみならず、佛寺にも詣するは千社參といふは、いかに、禮五吉とかいへるは其始めの頃の者に、それが、禮五吉と

ゼンシ

善正寺殿 豊臣秀次(トヨトミヒデタカ)を見よ、ゼンシヤク 仙籍 殿上の日給簡を云ふ、「ニツキフノフダ」を見よ、ゼンシヤマヅリ 千社詣 諸神社佛閣に參詣して、札などを貼るをいふ、麓の花に、「神社佛閣には千社參などとして、その稱荷社かしこの天神宮などいへるまで、うるさきばかり札はれるわざは、もといづれの時か、帝(山天山皇)の法皇の御位にならせ給ひて、卅三所の靈場を札うち巡り給ひしより起れるといへり、近頃はそれのおんあとなつぎ奉りて、天恩孔平といひし人なせり云々」と云へり、遠遊笑覽に「千社參は、明和七年撰の江戸名物鑑にもみえず、安永〇かたのことなるべし、神社のみならず、佛寺にも詣するは千社參といふは、いかに、禮五吉とかいへるは其始めの頃の者に、それが、禮五吉と

ゼンシ

山城の四山に檀林寺を創して、始めて禪宗を唱ふ、然れども時機未だ熟せずして、傳法其人を得ず、終に支那に歸る、此外道昭、行表、傳教、弘法、慈覺、覺阿等の諸師、皆禪宗を傳へたれども、皆其傳を失ふ、文治中能忍弟子を宋に遣して禪宗を傳へ、榮西宋に入り、建久二年臨濟宗を傳へ、道元亦宋に入り安良二年曹洞宗を傳へたるより、入宋傳法するもの甚だ多く、禪宗漸く弘通し、北條足利二氏執政の間最も其隆盛を極め、京都鎌倉に五山十刹の大禪刹興したり、降りて江戸時代に入り、承應三年明僧隆琦(隱元)歸化して臨濟宗の一派を傳へ、後ち黃檗宗といふ、これより我禪宗に臨濟曹洞黃檗の三宗あり、臨濟宗(リンゼイシユウ)、曹洞宗(サウドウシユウ)、黃檗宗(ワウハクシユウ)を見よ(日本佛敎史綱、佛敎各宗綱要、十二宗綱要)

ゼンシ

專修寺 伊勢國養老郡(今阿蘇郡)一身田村 〇具には專修阿彌陀寺と云ひ、別號無量壽寺と云ひ、山號高田山と云ふ、(四目)眞宗高田派の本山(起原)嘉祿元年親鸞靈夢に感じて、下野國芳賀郡大内莊に一道場を建立し、信濃國善光寺の阿彌陀佛の一體分身一光三尊の靈像を感得安置し、尋で寺號を、高田山專修阿彌陀寺と云ふ、後親鸞一流の法門を弟子眞佛に附囑して此寺を繼がしむ、仍て眞佛二世の住持となる、眞佛の後、顯智、專空、定專、空佛、順證、定顯、眞惠、相續して一方の大道場なりしが、眞惠諸國教化の志願を起し、加賀越前近江等を巡行して伊勢に入りて教化し、菟齋郡一身田の黒田某の強請により、遂に寺基を此地に移すこととなり、寛正六年此地に建築の工事を起し、幾干もなく落成し、專修寺の號を移して本山となし、下野の舊寺基を存して別院となす、文明九年六

ゼンシ

專修寺 伊勢國養老郡(今阿蘇郡)一身田村 〇具には專修阿彌陀寺と云ひ、別號無量壽寺と云ひ、山號高田山と云ふ、(四目)眞宗高田派の本山(起原)嘉祿元年親鸞靈夢に感じて、下野國芳賀郡大内莊に一道場を建立し、信濃國善光寺の阿彌陀佛の一體分身一光三尊の靈像を感得安置し、尋で寺號を、高田山專修阿彌陀寺と云ふ、後親鸞一流の法門を弟子眞佛に附囑して此寺を繼がしむ、仍て眞佛二世の住持となる、眞佛の後、顯智、專空、定專、空佛、順證、定顯、眞惠、相續して一方の大道場なりしが、眞惠諸國教化の志願を起し、加賀越前近江等を巡行して伊勢に入りて教化し、菟齋郡一身田の黒田某の強請により、遂に寺基を此地に移すこととなり、寛正六年此地に建築の工事を起し、幾干もなく落成し、專修寺の號を移して本山となし、下野の舊寺基を存して別院となす、文明九年六

ゼンシ

專修寺 伊勢國養老郡(今阿蘇郡)一身田村 〇具には專修阿彌陀寺と云ひ、別號無量壽寺と云ひ、山號高田山と云ふ、(四目)眞宗高田派の本山(起原)嘉祿元年親鸞靈夢に感じて、下野國芳賀郡大内莊に一道場を建立し、信濃國善光寺の阿彌陀佛の一體分身一光三尊の靈像を感得安置し、尋で寺號を、高田山專修阿彌陀寺と云ふ、後親鸞一流の法門を弟子眞佛に附囑して此寺を繼がしむ、仍て眞佛二世の住持となる、眞佛の後、顯智、專空、定專、空佛、順證、定顯、眞惠、相續して一方の大道場なりしが、眞惠諸國教化の志願を起し、加賀越前近江等を巡行して伊勢に入りて教化し、菟齋郡一身田の黒田某の強請により、遂に寺基を此地に移すこととなり、寛正六年此地に建築の工事を起し、幾干もなく落成し、專修寺の號を移して本山となし、下野の舊寺基を存して別院となす、文明九年六

ゼンシ

專修寺 伊勢國養老郡(今阿蘇郡)一身田

センス

司代の邸等に出現して歌舞すること恒例となり、禁中正月五日、幕府は同日七日、此ことありき、而して三十二番歌合(天文六年以後のものなる事骨董集に見ゆ)を按ずるに、千秋萬歳法師とありて、法師が白装束に香冠著たる圖を描けり、更に遡りて勘中記正應二年正月八日の條に「參院、千秋萬歳法師參入云々」と見え、花園院御記文保三年正月朔日の條に「千秋萬歳法師參入」などあるを見れば、鎌倉より室町の中頃までは、蓋し法師姿なりしものこととし、而して彼等は如何なることを爲し、かと考ふるに、右に擧げたる花園院御記の續きには亂舞せること見え、看聞御記永享三年正月五日の條に「千秋萬歳(サルカウ)參院」とあり、言繼卿記天文二年正月五日の條には「千秋萬歳參、如例參議定所御庭、曲舞(盛長夢物語、賴朝都入等也)」とあり、同書十九年正月五日の條には「舞曲(和田酒モリ、ナス興)等舞了」とあり、以て歌謡舞曲せる有様を伺ふべし、而して以上の萬歳は、みな貴族間に一定の得意を有して出入せるものなりしが、之を學びて一種門付けの如き萬歳を生じたること、臥雲日伴縁文安四年正月二日の條に「一種乞食、草履首、到人家、歌祝言、世號之千秋萬歳、前後相逐來、各與三百錢」とあるに於て知らる、れ即ち後世市中に徘徊せる萬歳の基因を爲すものなり、江戸時代には其はじめにありては、年々朝廷へ出入したりしが、正親町天皇の御忌正月五日に當れるより自ら中絶するに至れり、但し壬生定基日記貞享五年正月六日の條に、弘御所の南庭に於て千秋萬歳の催ありしこと見え、幕府にて行へる事は、此時代にはなしと雖も、大名旗本等の家々へは、各々得意を定めて出入したりき、又臥雲日伴縁にあるが如く、次に攝政職人を召して昇殿の人々、職人頭以下所衆、瀨口等勅授帶佩、彩色牛車の事等を仰せらるる等の儀式あり、式了て入御、式日後數日にして開關解陣あり、而して嘉承二年堀河天皇崩御の時、堀河白河上皇の命を以て踐祚儀ありしは、異例にして、久壽二年後白河天皇、壽永二年後鳥羽天皇の踐祚亦之に同じ、後鳥羽天皇は劍履なくして、踐祚ありしも特例にして、後元弘の光嚴、建武の光明天皇は後鳥羽天皇の例によりて踐祚あり、承久三年後堀河天皇は關東の奏によりて踐祚の儀を行ひ、觀應三年後光嚴天皇は節會劍履なく上皇の命もなく踐祚の儀を行ひしは最も新例とす、(原田)踐祚に二種あり、一は先帝の崩後を承け、一は前帝の禪讓を受け給ふ事、其別なかりしが、後世踐祚の後、更に即位式を行ふふこととなりて、其性質又從つて差異を生ずるに至れり、即ち踐祚は、天皇の位に備はり給ふを稱し、即位とは、踐祚したる事を天下萬民に告知するを稱するなり、蓋し踐祚の後、更に即位の禮を行はれしは桓武天皇、淳和天皇等なれども、未だ踐祚即位の名稱を以て、之を別しにあらざる、その事あるは後世の事にて、醍醐、朱雀、村上の三天皇は、受禪の後に前帝を尊びて太上天皇となし、朱雀天皇は、先帝の崩後、即位の前に、皇太子及び皇后を冊立し給へり、以て既に帝位を踐み給へる事を知るべし、踐祚、即位の分れしこと、蓋し此の時代なるべし、且つ上古は、受禪の踐祚は、其日直ちにこれを行ひ、崩後を承くる踐祚は、時日を経てこれを行ふ常例とせり然れども、其年月の長短は、種々にして必ずしも一様ならず、而して皇太子が、先帝の崩後を承け、又は前帝の禪讓を受けて踐祚し給へるは、古今

センセ

き門付の萬歳は頗る多く、歳首には連日戸毎に流しあるきたり、なほ此頃の萬歳は室町以前の如く、舞曲を爲すものなく、只歌詞を述ぶるに止りたれど、別に才藏といへる從者を伴ふを常とす、才藏は鼓を打ちて萬歳の歌謡に和し、また滑稽を旨として人を笑はする事をなしたるものにして、江戸にては日本橋の四日市に、毎年十二月才藏市といふあり、諸國より才藏の希望者集まり來るを以て、萬歳は此處にて適當のものを撰みて履ひ入るゝなりといへり、萬歳は各地にありと雖も、主として、京都へは大和より、中國へは美濃より、東國へは三河より出づ、大和萬歳、美濃萬歳、三河萬歳等の稱あり、また尾張島津より出づる島津萬歳もありき、明治維新後も從前のごとく行はれしが、近時著しく衰頹の状態を呈したること、人の知れるがごとし(滑稽雜誌、卅二番歌合註、風俗畫報)

センセイモン

宣政門

大内裡八省院二十五門の一、東面の外門ともいふ、東面の中門にして大さ五間、戸三間、左右に感化、通陽の二門あり、章善門と相對し、去ること五十二丈四尺といふ、結構は蒼龍樓東廊より會昌門東廊に至る七十二丈、而して宣政門は、北廊三十一間、南廊三十四間、門五間、楹間一丈四尺、楹外七尺とす、古圖に宣政善二門相去ること五十二丈四尺、東西楹間一丈一尺、環楹六尺なりといふ(大内裡圖考證)

センセイモト

宣政門院

子孫傳記醍醐天皇の第二皇女母は後京極院(孝德)元應元年六月廿六日内親王と爲り、同年十月廿八日一品に叙せられ、天徳二年十二月十九日薨宮に卜定され、同三年正月十二日准三宮、元弘元年退下、建武二年二月二日院號あり、附葬三年五月廿九日出家す、

センセ

センシ

正平十七年(貞治元)五月七日崩す(女院小傳)

センセウジ

專照寺

所在越前國足羽郡足羽山の東北現今の福井市豊町(眞宗)眞宗越前三門徒派の一本山(本山)本尊春日作の阿彌陀佛(也)親鸞の弟子眞佛の後、專海圓善を経て如導あり、本願寺覺如の北化に際して就いて弟子となり、正應三年八月足羽郡大町と云ふ地に車屋道場と云ふを築きて、宗風を弘通したるが、如導の歿後、其道場廢頹し、第三代淨一と云ふ者、これを再興せんとし、中野に一字を築き、專照寺と號したり、即ち此寺なり、永享九年足利義教教書を下して一本寺となし、天正十三年八月勅願所となり、其後の地に移轉す、中古妙法院門跡の院家なりしが、寛政の頃妙法院の關係を絶ちて獨立本山となり、今日に及べり(縁起書、越前國名蹟考、佛教各宗綱要)

センリ

踐祚

天皇が大統を受け繼ぎ給ふことをいふ、代始和抄に「踐祚と云ふ事は、位をふむといふ心なり、祚の字もとは祚の字なれども、多分祚の字を用ひ來れり、此二字ひとへに新帝にかけたる名目なり」と云へり、アマツヒツギシロシメスとも訓めり(傳)受禪踐祚と、崩御後の踐祚とは稍々異なりと雖も、大概は同じきを以て、今受禪踐祚の概略に就て述ぶべし、踐祚は讓位と同日にして、兼日又は當日に、必ず警固、固關の儀あり、當日は攝政以下諸卿參著して、先帝より新帝に劍履内侍所を渡し給ふ、新帝先づ東御座に出御し、攝關之に候す、劍履役人左衛門陣より入り、中門を経て、南殿の南階を登りて東御座に參りて、劍履を内侍に授けて退く、是より先、内侍二人畫御座に出で御儀の左右にありて劍履を受取りて、夜御座に置く、此御座は、東女官に御太刀架、内裏は、御掛印、御座は、御座に候す、

センシ

置く、次に攝政職人を召して昇殿の人々、職人頭以下所衆、瀨口等勅授帶佩、彩色牛車の事等を仰せらるる等の儀式あり、式了て入御、式日後數日にして開關解陣あり、而して嘉承二年堀河天皇崩御の時、堀河白河上皇の命を以て踐祚儀ありしは、異例にして、久壽二年後白河天皇、壽永二年後鳥羽天皇の踐祚亦之に同じ、後鳥羽天皇は劍履なくして、踐祚ありしも特例にして、後元弘の光嚴、建武の光明天皇は後鳥羽天皇の例によりて踐祚あり、承久三年後堀河天皇は關東の奏によりて踐祚の儀を行ひ、觀應三年後光嚴天皇は節會劍履なく上皇の命もなく踐祚の儀を行ひしは最も新例とす、(原田)踐祚に二種あり、一は先帝の崩後を承け、一は前帝の禪讓を受け給ふ事、其別なかりしが、後世踐祚の後、更に即位式を行ふふこととなりて、其性質又從つて差異を生ずるに至れり、即ち踐祚は、天皇の位に備はり給ふを稱し、即位とは、踐祚したる事を天下萬民に告知するを稱するなり、蓋し踐祚の後、更に即位の禮を行はれしは桓武天皇、淳和天皇等なれども、未だ踐祚即位の名稱を以て、之を別しにあらざる、その事あるは後世の事にて、醍醐、朱雀、村上の三天皇は、受禪の後に前帝を尊びて太上天皇となし、朱雀天皇は、先帝の崩後、即位の前に、皇太子及び皇后を冊立し給へり、以て既に帝位を踐み給へる事を知るべし、踐祚、即位の分れしこと、蓋し此の時代なるべし、且つ上古は、受禪の踐祚は、其日直ちにこれを行ひ、崩後を承くる踐祚は、時日を経てこれを行ふ常例とせり然れども、其年月の長短は、種々にして必ずしも一様ならず、而して皇太子が、先帝の崩後を承け、又は前帝の禪讓を受けて踐祚し給へるは、古今

センシ

センシ

の恒例なれども、時によりて必ずしも然らず、或は皇太子ならずして踐祚し、或は親王たりしのみにて踐祚し、或は皇太子ならず、親王ならずして、踐祚し給へるもあり、孰れも異例なりとす、凡そ幼帝踐祚し給へば、必ず攝政を置く、清和、朱雀、一條、鳥羽、崇徳、近衛、六條、安徳、後小松、桃園等の天皇皆然らざるはなし、明治に及びても、皇室典範の中に、これを規定せり、女帝の踐祚に至りては、或は置き或は置かず、女帝の中、推古、皇極、持統等の天皇は、先帝の皇后にして踐祚し、元明天皇は皇太子の妃にして踐祚し、元正、孝謙、明正、後櫻町等の天皇は、何れも皇女にて踐祚し給へり、而して此等の女帝中、皇極天皇及び孝謙天皇が、讓位の後更に重祚し給ひし事は、異例の最甚しきものとす、而して重祚は歴朝の中、此二女帝に限れり、なほ即位(ツクキ)の條を合せ見るべし(西宮記、古事類苑帝王部、皇室典範)

センリウエキ

千宗易

幼字典四郎、利休または抛笠齋と號す、堺の人、十七歳にして茶道を學び、壺子傳授を紹鷗に受け、最其技に長ず、はじめ織田信長に仕へ、後豊臣秀吉に仕へて、頗る眷遇せらる、天正十六年秀吉、大徳寺の僧古溪に命じ、宗易に利休居士の號を授けしむ、此年十月秀吉北野に遊びて若醜を張るや、宗易常に其事を督せり、而して當時茶道流行し、宗易其宗匠たるの故を以て世の敬重する所となる、また茶器の新舊可否の如き、宗易の鑒定によりて、其價を定めしがゆゑ、宗易私傳の意を蓄へ、謝金の多少によりて、これを決し、大に富貴を得たりといへり、尋で古溪と管議し、大徳寺の山門を造立し、事畢るの後、八徳投方頭巾を著し、鞆を履ちて牀に倚るの自像を彫刻し、閣上に安ず、既にして秀吉の寵や衰へ、謫また其間に

センダイジャウ

仙臺城

所在陸前國宮城郡仙臺市の西端廣瀬川の西(原田)往昔千葉介平常胤の五男五郎胤道、宮城郡國分莊を領し、此城を築き居る、青葉城と稱す、因て國分を姓とす、子孫相續して能登守盛氏に至り、嗣ながらしかば、伊達晴宗の五男彦九郎盛重を養ひて嗣となす、故あり羽後秋田に奔る、慶長五年伊達政宗更に之を修築し、はじめて府城と爲す、而して古城城邊に千體の佛ありしを以て千體城と號し、復千代に改めしが、茲に至り三度改めて仙臺といふ、寛永十五年二ノ丸を築む、爾來子孫世襲して明治維新に至り、今第二師團の兵營となる、或は云ふ繼體天皇の時、始めて此城を置き、千代と號し、用明天皇の御宇、千體の佛を安置し千體と改め、後鳥津陸奥守之に居り、鳥津西移の後、結城七郎政光之に居し、永祿中能登守宗政之に居ると、蓋し信を置き難し(觀遠聞老誌、封内風土記、明治政覽)

センダイツウハウ

仙臺通寶

江戸時代に行はれたる錢貨の一種、陸奥國仙臺にて通用の寶貨なるを以て此名なり(傳)鐵にて作る、形ち撫角なり、重さ詳かならず(原田)天明四年十一月、江戸幕府より特許を得て、五箇年間石巻に於て鑄造し、仙臺領内にのみ之を通用せしむ、金一分に錢二貫七八百文に當つといふ(天明集成、大日本貨幣

セニボ

はなかりしもの、如く、下りて朝廷に於て懺悔法の講會を催さるゝに及びて、漸く莊嚴の典儀を備ふるに至る、之を懺法講といひ、略してまた單に懺法とも稱したり、懺法講は勅會なり、後白河天皇の保元中、仁壽殿に於て修したるを以て權輿とし、次に後二條天皇の嘉元中、仙洞に於て、法華懺法講を修し、次に醍醐天皇の建武中、春秋二季彼岸に懺法講を修したることあれど、正しく朝廷懺儀の佛事となりたるは、北朝後光嚴天皇應安元年正月(南朝正平二十三年)禁裏講定所に於て、懺法講會ありしを起原と爲すべし、故に花山院忠定の著にせる花壽記に、應安元年三月奉為光嚴院三十三年御佛事、被行懺懺法、是嚴儀始也と見えたり、蓋し懺法講は、天皇が在天の列聖、皇后、皇太后等を祭らせ給ふ佛事にして、中古以來朝廷の重典たり、其儀は、歴朝勅宣の出づる所にして、時々輕重異略ありと雖も、法式の嚴重なる實に他に比類なし、而して先帝國恩は、勅宣に依りて、七日、五日、三日の長短あり、國母聖忌も亦日數同じからざれども、三日を以て常規とす、其道場は、紫宸殿、清凉殿、仙洞御所、其他門跡寺院に就て修するあるも、近古以來は、概れ禁裏清凉殿を以て道場と爲し、乃ち宮殿の中央に釋迦、文殊、普賢の三聖を奉安して壇を飾り、香華燈燭等の供具を獻じ、鐘鼓樂器を並列し、以て法會を嚴飾す、萬衆の至尊導師衆僧と共に行道周匝して、散華燒香の事あり、而して參勤の導師調聲は、大抵法親王、三千院、曼殊院、輪王寺、妙法院、青蓮院、毘沙門堂、なれども、時宜により山門、奥山の僧正以上、御名代を勤むる事あり、衆僧も兩山より出て、別勤を奉じて參勤す、一度懺法講に列する者は、超えて大僧都に昇進の給旨を得ふがゆゑに、終身僧中の榮と爲したり(皇朝天台

セニマン

史略) 千幡 源實朝(ミナモトノサネトモ)を見よ、

セニミヤウ 宣命 名義 公文書の一、邦語を以て天皇の言を宣布するものを云ふ、之を「ミコトノリ」と稱し、神事に係るを「ノリコト」と稱す、共に天皇の大命を宣ぶるの義、宣は宣讀、命は給言なり、支那にて秦以前天子の言を命と云へり、初めは其人にかけて、告げ聞かせることを言ひしが、後には其本書を指して宣命と云ふ、又西宮記には、詔書の宣讀すべきものを宣命と云へり、宣命は多くの儀式に用ひられしを以て、其文詞を重じて一定したり、公式令には事件の大小によりて、宣命の書出を規定せられたるもの外、續紀等にある宣命等を併せ考ふるも、書出の文句は大概一定したり(詔書、セウシヨ)參看、平安朝時代の中葉以後は儀式上にも漢文の影響を受けて、和漢混合體のものを生じ、古來よりのものと併行したり、即ち混合體のものは、書出に日付を書きたり、今左に兩様の宣命を示す、而して此の宣命が古文、祭文等に用ひられしを以て、この様式は、太上天皇或は攝關等も之れを用ふるに至れり、文武天皇元年八月即位の時の宣命(續日本紀)

百官人等四方食國平 治奉止 任賜國守等至皇 百官人等四方食國平 治奉止 任賜國守等至皇 直支賦之心以而御稱稱而緩忘事無久務結而仕奉止 詔大命乎 諸聞食止詔、故如此之狀、聞食悟而欲將 仕奉人者其仕奉是狀隨品々賜賜上賜治將賜物 止詔天皇大命乎諸聞食止詔、 鳥羽天皇(仁元年三月立后の宣命(朝野群載)) 維嘉承三年歲次戊子三月辛亥朔廿三日癸酉、掛長 支某大神乃廣前、恐畏恐毛申賜、止申久去年十二月 一日、天皇即、位賜、依天如、所、生、尊、崇、天皇、后、乃 位、立、定、給、止、有、利、因、茲、天、吉、日、其、辰、是、擇、定、天、官 位、姓名、是、差、使、天、禮、代、乃、御、幣、奉、奉、出、給、布、掛、長、支、太 神、此、狀、是、久、安、久、聞、食、天、內、職、臣、全、久、治、給、天、坤、育、之、仁、與 地、厚、潤、久、陰、教、之、德、與、後、星、鎮、明、天、之、常、磐、盤、盤、 護、幸、給、天下、海、內、遠、無、爲、有、載、守、恤、給、止、恐、恐、 奏、毛、申、賜、止、申

作者大内記藤原敦光

現御神主大八島國所知天皇大命宣命(續日本紀) 皇太子等王臣百官人等天下公民間諸聞食止詔、高天原 事始而遠天皇祖御世中今至皇孫天皇御子之阿禮 坐、彌繼繼大八島國所知次上天、神乃御子隨 天皇神之依之奉、隨聞看來此天津日嗣高御座之 業、現御神主大八島國所知次天皇命、授賜 此、其、賜、高、高、廣、厚、厚、大、命、受、賜、恐、恐、此、方 食國天下、調賜、平、賜、天下、公、民、平、惠、賜、此、後、賜、 皇、皇、神、所、思、行、矣、詔、天皇、大、命、宣、命、宣、命、宣、命、宣、命、 是以

上代は總て儀式を整へ、言詞を以て宣布せしが、漢文の詔勅の制定より後は、即位、改元、立后、立坊等の儀式に行はれ、詔勅と並行はる、宣命の見えたるは、續紀文武天皇元年八月庚辰にある初めとす、書式の條にあるものは、奈良朝の末より漢文の影響を受け、平安朝の初めより、宣命の用漸く一變し、神社山陵の告文等のみ用ふる、こととなり、然れども即位大嘗會の大儀に宣命大夫の宣制の儀ありて、古禮の存せるなり、宣制の儀、眞觀儀式に委しく見えたり、この朝儀の宣命と、神社山陵の告文とは江戸時代まで行はれしが、維新の後告文のみ宣命と稱するは、古義にあらずし、宣命の稱を廢し、天皇親祭し給ふは告文と稱し、勅使の奏するを祭文と改めたり、時に明治六年四月三日(今日

セニヤウ

セニヤウノツカヒ 宣命使 宣命を讀み上ぐる使を云ふ、セニヤウを見よ、 セニヤウノヘン 宣明版 宣命使の著座して宣命を讀む場所を云ふ、版は木を以て造りたるものなり(令義解、建武年中行事詳解) セニヤウレキ 宣明曆 曆の一種、清和天皇貞觀三年六月、五紀曆を廢して之を用ふ、ヨコミ參看、 セニヤウモン 宣陽門 大内裡内廊門の一、東陣、東閣門、左兵衛陣、宮東面中門とも謂ふ、内裡の東面、正中門にて、外建春門と相對し、温明殿の門口より去ること二尺の所に在り、大き三間一戸にて、椽皮屋に圓檣なり、西面に庇及び日障あり、壇は條石を以て圍み、東西に石階あり、各一級、東面に溝あり、條石を以てたむ、門外の左右に伏舎あり、門内に、左兵衛督の宿所(北方)及び左大將直處(南方)あり、又北十四間に嘉陽(南方)四間に延政の二門あり(大内裡圖考證) セニヤウモン 宣陽門院 觀手内親王、法名圓智、後白河天皇の第六皇女、母は從二位高階榮子、(丹後局と稱す)相模守平業房の妻なり、養和元年十月五日生れ、文治三年八月三日著袴、同五年十二月内親王となり、同日准三宮となり、建久二年六月院號宣下あり、明年三月後白河法皇崩御前に六條長講堂並に長講堂領を讓與せらる、是れ母丹後局、後白河法皇の寵ありしを以て、諸皇子女に勝れて多くの所領を得給ひしなり、故を以て當時最も勢力ありて、源通親も之れが別當たりき、元久二年三月落飾、建長四年所領を鷹司院に譲り、尋て六月崩す、年七十二、其所領は鷹司院より後深草

天皇に傳はり、兩統併立に關係し、我邦史上の一大事件となるに至れり、(ナカヤカサガワリナリ)參看 (女院小傳、皇室御領史) センユウジ 泉涌寺 山城國愛宕郡下京區今熊野町〇もと法輪寺、仙遊寺とも號す、真言宗、大本寺〇本尊彌勒釋迦阿彌陀の三體、聖德太子開山は弘法大師にして初法輪寺と號す、聖德太子の齋衡二年、藤原緒嗣神修上人のために、修理を加へ仙遊寺と改む、爾後廢壞せしが、順德天皇の建保六年、後初律師、之を再興し、伽藍成るに及び、堂傍清泉涌出する故を以て、改め泉涌寺と號す、此時より真言天台禪律四宗兼學の道場となる、貞應三年官符を賜はり勅願寺となる、始め四條天皇を此寺域に葬り奉りしより、往々至尊の御葬所となり、戰國の衰世に及び、後土御門天皇以後遂に歴代の陵寢となり、泉涌寺と稱して今に及べり〇佛殿、西面二重瓦屋、中央に彌勒、右に釋迦、左に阿彌陀を安置し、左脇壇に梵天王、帝釋天、掌簿判官、感應使者、右脇壇に開山後翁、及び支那の元照、道宣の像を安置す〇舍利殿、佛殿の東に在り、亦西面、中央に舍利塔(佛牙舍利を納む)を安置す〇開山堂、舍利殿の後に在り、後翁の像を安置す、泉涌寺の額を掲ぐ、張即之の筆なり〇靈妙殿、開山堂の東、方丈構内に在り、歷代天后后妃の尊牌を奉安す、靈妙殿の額を掲ぐ、後西院天皇の宸筆なり、其南に四條天皇宸影殿あり、同天皇の御影を奉安す〇釋迦堂、中門の内北側に在り、後水尾天皇の御建立〇觀音堂、釋迦堂と並び立つ、東福門院の御建立〇中門、佛殿の西に在り、東山の額を掲ぐ、張即之の筆〇浴室、佛殿

の西に在り〇泉涌水、佛殿の南西に在り、寺領の起ると、その後の山に歴代の天皇、皇后、及び皇族の御陵多く安す(山城名勝志、山州名勝誌、平安通志、京華要誌) センユウジヤク 泉涌寺尺 尺の一、古尺にて、泉涌寺に藏するを以て此名あり、曲尺の八寸二分に相當す、後初國師傳來の物と云ひ傳ふ、本朝度量權衡改に、泉涌寺長尺筆記には、周尺事當世流布に有三不同、佛所の用は、金尺の八寸なり、建仁寺の相傳は八寸二分に餘る、當時の相承は八寸一分半なりとあり、此筆記は、文龜永正の間のものなり、今彼寺の尺を奉りしを計れば、八寸二分なるに、長尺は八寸一分半と云へり、其校せし長、半分の異なるは、其頃既に詭長の曲尺ありて計りしものならん、中根璋が律原發揮には、八寸二分有奇と云へば、余が得し奉尺の詭長しかりしにあらざるべしと見えたり、 センユウジノミササキ 泉涌寺陵 「センユウジ」を見よ、 センラウ 仙郎 五位藏人の唐名、仙は殿上の意、五位藏人は、頭に次で殿上の事を掌る故にかく名づく、白居易が詩に、仙郎靜寂禁園間と見えたり、(クラウドコロ)參看、 センリンジ 禪林寺 當麻寺(タイマアラ)を見よ、 センリンジ 禪林寺 山城國京都上京區南禪林寺町〇來迎山と號す、世に永觀堂と稱す、初め無量壽院と號す、(淨土宗、西山派の本山)〇本尊阿彌陀の坐像、俗に見返りの本尊と云ふ、(藤原齊衡二年、弘法大師の弟子僧眞紹仁明天皇の聖恩に報ぜんがため、藤原關雄の山莊を改めて

セニヤ

セニヤ

ゼンリ

一寺となす、是れ其始めなり、清和天皇貞觀五年九月六日勅して定額となし、禪林寺と號せしめ、且つ宸翰寺額を賜ふ、元慶元年十二月二十七日、太上皇の御願堂を建營し、寺地狹隘なるを以て、公田四町を施入せらる、爾來皇子皇孫禪德の高僧を住持たらしめ、眞言の宗風弘通すること數十世なり、承暦中三論宗の僧永觀入りて住持となり、東南院を建立し盛に三論並に淨土の念佛を弘通す、依て之を中興の祖と爲す、爾來永觀堂と呼ぶ、其後西山の證空の弟子淨音入りて住持となり、淨土教を弘通す、依て西山西谷派の本寺となる、嘉暦中殿堂荒廢せしが、僧覺源永觀の夢告により、漸次寺門を興復す、應永年間堂舎傾倒せしにより、通陽門院資を投じて修理したりしが、應仁の兵火に罹り、荒廢すること久しかりし、明應六年後土御門天皇勅して諸堂を建營せしめらる○本堂、西向、正面に本尊阿彌陀佛、脇壇左に永觀自作の立像、空海の作と傳ふる地藏を安置し、右に淨土曼荼羅を安置す○祖師堂、南向、善導、法然、善惠(證空)の像を安置す○客殿、中央の佛間に釋迦を安置し、外廊欄間に土佐光信筆の三十六歌仙の圖あり○傳法堂、客殿の東北に在り、中央に阿彌陀、左に不動を安置す○經藏、方丈、庫裡、浴室、皆祖師堂の北にあり○講堂、甘露殿と名づく、行場其前に在り○清和天皇の塔(五輪塔婆)、後三條天皇塔(九重塔婆)、方丈の東南に在り、御茶毘の灰を收め奉りたるものと云ふ○寶物は佛畫類最も多し、惠心筆といふ山越阿彌陀來迎圖、藥師、二十五菩薩、十界圖、唐子厚筆と云ふ赤衣釋迦、張思恭の筆と云ふ阿彌陀三尊、唐畫十大弟子等は優なるものなり、(山城名勝志、平安通志、京華要志)

ゼンワ

侍の子にて、僧となりたる者を稱す、古は國名を付けしが、後世は公名許を付く(寺官抄) **ゼンワカドコロ** 撰和歌所 「ソカドコロ」を見よ、

セヤク

セヤク井

施藥院 名義王朝時代諸國の藥種を納めて、窮乏の病人を養治する所をいふ、即ち施藥所也、施藥院司とも云ふ、後世には略して「ヤクペンシ」とよむ事故實たり、初め大和平城京にあり、後ち山城國左京の唐橋南室町の西(地原清華)天平二年四月、光明皇后始めて之を設く、續紀同條に「始置皇后宮施藥院、令諸國以職封並大臣家封戸庸物、充價、買取草藥、毎年進之」と見えたり、初め皇后職並大臣家より費用を給せられたりしが、後には官の處分となれるなるべし、其後何時の頃より中絶したりしを、淳和天皇の天長二年十一月、施藥院使司、判官、主典、醫師各々一人を定置せられたり、蓋し此御宇に再興ありしものなるべし、然るに幾干もなくしてまた廢頽に歸し、尋でまた藤原氏私立の條に、故左大臣贈正一位藤原朝臣冬嗣、情深謙拙、義貴能施、遂乃折割食封千戸、貯收施藥、勸學兩院、藤原氏諸親絶之者、同氏子弟勸學之輩、量班ヨ典之、と見ゆ、これ冬嗣の建立に係れるものならんか、職原抄を按ずると、施藥院使の條に「使醫道四位以下補之、爲彼道重職也、判官、主典、件職往古藤原長者宣也」とあり、藤原氏私設の病院も、後また其職員を官より命ぜらるるに至るを知るべし、但し當時施藥院其物の存在せるにはあらざるべく、只空名に留まれるに似たり、從うて藤原私設のものが、何時代まで連續したりしか、將た朝廷より職員を任命するに至れるは何時に係るか詳ならず、爾來

セラノ

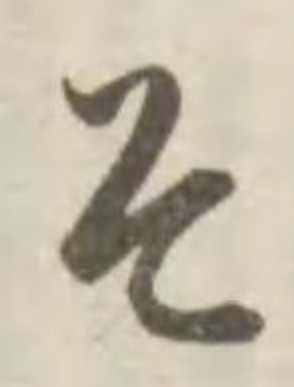
藥院使に補せられしもの多しと雖も、是等はみな官に科するものなりき、別當一人藤氏を以て之を長官に任ず、施藥院使、判官、主典、醫師等ありし事、右に擧げたるがごとし○又興福寺内にも置きたり、天平寶字元年十二月勅して、普く疾病及び貧乏の徒を救養せんが爲めに、越前國懸田一百町を以て、永く山科寺(興福寺)施藥院に施入せしめたり(標註職原抄、大内裡圖考證、文藝類纂)

セラノコホリ

世羅郡 備後國 天武天皇の時、備後國を建て、後ち十二郡を管す、蓋し世羅も亦其一郡なるべし、三代實錄世良に作り、延喜式以後世羅に作る、倭名抄に桑原(クハバラ)大田(オホタ)津口(ツグチ)飯張(トモハリ)等の郷あり、正保圖世良に作り、寛文中世羅に復す、寛知集以後之に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

セワリグク

脊割具足 具足的一種、脊の所に引合せて著る故に名づく、グクシと著る、



租 田地に課したる税、田租(テンソ)、租税(ソセイ)を見よ、
蘇 (蘇) 牛羊などの乳を煎煉して製したるもの、ケウニウを見よ、
リンカウ 蘇因高 小野妹子(チノノイモ)を見よ、

ソウ

又出家とも云ふ、英僧僧伽那の略、或は和合、或は無諍と譯す、中阿含經に、有る者干性異名異族、剃除鬚髮、著袈裟衣、至信捨家從佛學、道、是名出家、五分律に僧者從四人已上也、僧史略に、若單日僧則四人以上方得稱之、今謂二分稱爲僧理亦無爽云々と見えて、も四人以上を僧と云ひしが後には一人をも僧と云へり、猶委しく知らんとせば、禪譯名義集、枳橋居士集等を見るべし、我國にて始めて僧となりたるは德濟とす(釋氏要覽、釋林象器箋)

ソウ

支那にて趙氏の建てたる國號、始祖を趙匡胤と云ふ、漢の京兆の尹、廣漢の後ちと稱す、五代後周に仕ふ、世宗の時、北漢契丹と連合して來寇す、周高平に戰て大に之を破る、匡胤宿衛の將として最も戰功あり、殿前都虞侯となる、是匡胤の名を知られし始めなり、嘗て殿前檢點に進み、更に歸德の節度使となれり、時に五代八十餘年の紛亂に、上下亂を厭ひ、一英主の下に歸せんことを望めり、會契丹入寇したりしかば、匡胤命を授けて、兵を率ゐて陳橋驛(河南省開封府祥符縣)に至りし時、將士匡胤を擁立して主となす、世宗遂に位を匡胤に讓る、是を宗の太祖皇帝と云ふ、太祖、その弟太宗と共に次第に諸方割據の群雄を平定して、遂に全國を統一せり、太祖は亦唐宋以來地方藩閥宿將の勢強くして、人主を廢立するが如き驕暴に懲り、宰相趙普等と謀りて、兵馬の實を解き、節度使に代ふるに文官を以てし、中央集權の政を行ひ、從來の宿弊を一洗せり、その弟太宗に至り、天下一統の餘威に乗じて、交趾を征せしも利なく、交趾獨立せり、又北支那地を復せんとし、遼を征伐せしも利なし、其子眞宗の時に至りて盛幣を遼に與へて和約を結びたり、此の時に

ソウ

當りて西遼の別部は支那の西北に據り、國を西夏と號し、連年宋の西邊を侵せり、眞宗の仁宗に至り、歲幣銀絹茶等を入れて、和を結び少しく小康を得たり、神宗の時に至り、太宗以來外交に失敗し、財政大に困難を極め、國威の振はざるを慨き、銳意國光を耀さんとし、王安石を擧用して新法を行へり、而して効果未だ擧らずして帝は死し、朝廷にては新舊二大朋黨の争あり、政論を闘はすこと三十餘年に及びたり、徽宗の時に至り、新法派の蔡京等政を擅にし、一族を顯要の地に居らしめ、且つ帝に勤めて奢侈土木の功を起し、國費多大にして國運漸く衰頽の基を成せり、此の時遼大に衰へしも、新に金國滿洲に風起して、遼を伐ち、宋の邊境を侵せり、徽宗依りて金と同盟し、遼を挾撃して之を亡ぼしたり、然るに此役宋は連戰敗れて、金のみ全勝せしを以て、割地に當りて歲幣を收めて、僅かに燕京の一部を得たるのみなりき、然るに金は勢を得て更に宋に寇し燕京を取り汴京を侵す、宋將怯懦防ぐ能はず欽宗の時に至り、割地贈幣して、一時知約を結びて、勤王の師を起して金に當りしも、連戰連敗して、金軍は遂に汴京を陥れ、徽宗欽宗太子親王諸皇族以下三千餘人を捕へて北歸せり、是に於て欽宗の弟康王構、應天府にありて、位に即く、是を高宗高帝と云ふ、金の勢を恐れて、楊子江の南に幸し、都を臨安(浙江省杭州府)に遷せり、是を南宋と云ふ、此時に當りて金の南侵益々愈なりしも、宋には張浚李綱岳飛胡鈐等の忠勇義烈なる軍人、主戰論の學者ありて、敵愾心盛にして、屢々金の軍を敗り、恢復を謀るもの少からざりき、然るに高宗怯懦にして、媾和論者秦檜を信じ、宰相となし、當時最も武勇なる岳飛を殺して金と和し、臣の禮を取り、歲貢を贈り、等太后及び

ソウ

徽宗の神宮を造らるを得たり、是より新政を興にし、權を恣にして主戰論者を貶斥し、張浚趙鼎の如きも遠逐せらるるに至り、後ち主戰論を云ふものなく、金後に國勢衰へしを以て南北和して二十餘年邊境寧きを待たり、後金主亮都を北京に遷し、南侵を企て大軍を率ゐて宋を攻めしが利なし、軍中に弑せられ、其從弟世宗位に昇る、賢明にして武をすむ、且つ宋に人を遣はして再び和せしむ、宋は孝宗位に即き、銳意恢復を謀り、張浚李綱等をして金軍を攻めしめ利なきを以て、金と和し、臣禮歳貢を改めて歲幣としたり、此の時に當りて、北方蒙古の鐵木真興起して、其の勢旺盛を極め、遂に成吉思汗となり、蒙古諸部落を併せ、西夏を陥れ、金を侵す、金防ぐ能はず和を媾す、宋寧宗の時に至り、蒙古の太宗と同盟を結び、金の汴京を攻めて、之を陥る、後ち金は蒙古の爲に亡ぼされたり、宋の將趙鼎等金の亡びたるに乗じて、北方を恢復すべしとなし、汴京を取らる、蒙古大に怒り盟約を破りたるを責め、兵を送りて邊境を侵すに至る、蒙古は太宗の後世祖國を大元と號し、歐亞を卷席せし餘威に乗じて宋を亡ぼさんとす、然るに宋は高宗の後漸次衰へ度宗皇帝位に即き妾臣賈似道權を専らにし、諸將元以降るもの多く、國勢益々衰へたり、孝恭帝景炎元年元の大軍南下するや、張世傑文天祥等勤王の師を起して戦ひしも、連勝旺盛を極めたる元兵に抗するを得ず、臨安の都より益々南方に逃れ、終に崖山に遷りしが、元軍の攻撃益々愈にして、文天祥は元に捕はれ、陸秀夫帝を負うて海に投じ、諸臣十萬餘人悉く海に投じて死し、世傑舟にのりて安南に逃れ、爲す所あらんとせしも、舟覆没して死す、是に於て宋の遺族盡く滅て、海内皆元の版圖に歸せり、宋太祖より是に至る、

ソウイ

なり(官制沿革略史)
ソウイチケンゲウ 總一檢校

は竹永、法名源照居士、平家朝臣に達し、師堂派の庶流、源照派の元祖たり、正田尊一に就きて音曲を研め、元祖一檢校にも劣らず、呂の調、律の吟、妙を究め衆に秀でしかば、後小松院の敷聞に達し常に院中に入らず、院敷の餘り後花園天皇に御奏達ありて總一に紫衣を賜ひ、夫より後、檢校たらん者紫衣の定色衣を著用すべき旨、永宣旨を賜ふ、是を盲人紫衣の始と爲す、職に在ること七年(當道要集)

ソウウチ

宗氏(對馬府中) 姓は桓武平氏、清盛の四男新中納言知盛の末孫なり、初め知盛西海に授せし時一人の孤子あり、乳母の夫右馬助惟宗某之を護して西海に通る、成長の後、元服して己の姓に易へ、宗右馬太郎と稱せしむ、男宗彌、二郎重尙と號す、一説に、大判事惟宗善經の子左大史允政五世の孫筑前判官左衛門尉惟宗信房、平知盛の家人となり環浦に討死す、男鬼丸丸楳嶺に在り、乳母父宗儀氏抱て山中に逃る、成長して宗冠者信國と號す、子孫因て氏とすと、重尙寛元四年對馬島に渡り、島主阿比留氏を追討して之を領す、其子助國、文永十一年蒙古襲來の時忠戦して死す、其孫盛國、太宰府に遷れ居す、其子彦次郎經茂、元弘三年太宰少貳貞經大友具簡等と共に、北條英時を攻め軍功あり、經茂天資驍勇世に鬼部所と稱す、足利尊氏に從ひ、引兩紋を賜ひ、九州侍所となる、其子頼茂應安中父の遺徳を襲ぎ、又太宰府に住す、後ち對馬に歸り居す、是より先朝鮮と好みを通じ、男貞茂應永二十六年跡を繼ぎ、嘉吉三年始めて朝鮮交易を相約し、每歲船五十艘を彼國に渡し、彼より米豆二萬石を島主に送らしむ、其孫貞國、應仁二年惟宗氏を改め平氏を稱す、孫實成守

ソウガウ

僧綱 僧官の僧正、僧都、律師、僧位の法印法眼法橋の總稱、全國の僧尼を統領し、法務を綱持することを掌る、僧綱の事務所を僧綱所とも綱所とも云ふ(ガウシヨ) 參看 僧綱 文武天皇の時、僧正大僧都律師四人あり、大寶の制、僧正僧都律師の三人となす、聖武天皇の時、更に大僧正を置く、但當置にあらず、弘仁十年僧正大僧都各一人、少僧都二人、律師四人となり、圓融天皇の世、僧正三人、大僧都一人、少僧都二人、律師十二人となる、白河天皇應徳三年十一月には、僧正三人、大僧都五人、少僧都八人、律師十四人、平法師四人、法眼五人、法橋十八人と定め、鎌倉時代には僧正十三人、正眞律師百五十人と多きに至る、起原 推古天皇三十二年、律師を任ずるに至る、起原 推古天皇三十二年、始めて僧正僧都法頭の三官を以て僧尼を統領せしむ、文武天皇大寶元年制定して、僧綱は衆徒の推舉によりて之を勅任す、即ち德行よく徒衆を化し、道路欽仰して法務を綱持するに足るものを推舉し、衆徒連署して大政官に牒す、佛法日に月に盛にして、鎌倉室町以後大寶令の制絶え、別に規定を設けて、皇子は權大僧都、皇孫は權少僧都を初任とし、攝籙大臣の子息は權少僧都等を初任となす、是に至りて僧官の進路二途となり、一は宿徳を以てし、一は貴族子弟の門地を以て任ず、江戸幕府の時も舊慣故例により僧綱の進退を定む、享和二年諸宗の本山に命じて、各宗僧位進退に關する宗規慣例等を上申せしめ、是を準據として遵守したりき、明治五年勅して僧綱を廢す、其後天台眞言等に、一宗内に僧侶の階級を設け、僧正僧

ソウガ

義盛の時朝鮮と和せず、兵を率ゐて朝鮮熊川城を攻む、衆寡敵せず戦死す、其子盛弘男盛賢、大永六年盛長の遺徳を嗣ぎ、將盛と改名す、此時朝鮮と和せず、男貞泰天文十一年將軍義晴一字を授け晴康と改名す、將盛五男昭景(後ち義智)元龜元年伊那郡主と爲る、天正五年將軍義昭一字を授け、同七年兄義純の封を襲ぐ、時に十二歳、義調代て國事を裁す、同十五年義調卒去により再封を襲ぐ、此年豊臣秀吉筑紫に赴くや、義智馳せ加はる、依て本領を安堵す、同十七年九月從四位下に叙し侍從に任じ羽柴の號を許さる、文祿四年朝鮮在陣の戦功により、薩摩國出水郡の内一萬石を賜ふ、慶長四年肥前國基肄養父二郡の内に移さる、同五年關ヶ原の役、其臣調信大阪方に從ひしが、亂後許されて本領を安堵す、慶長十年五月、朝鮮との國際を周旋するの勞を以て、十萬石の封領に準じ、且つ從四位侍從世襲の格を賜はる、元祿十五年八月、義真子五百石を家臣柳河野前の子取せられたる地肥前國松浦郡に、及び毎歲金壹萬貳千兩を加賜せらる、寛延三年每歲金貳千兩銀三貫匁を加賜せらる、子孫相襲ぎ、明治に至り華族に列し、伯爵を授けらる(藩翰譜、武鑑、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)
○重尙 助國 盛明 盛國 經茂 頼茂
貞茂 貞盛 成職 貞國 村盛 義盛
盛長 將盛 晴康 義調 茂尙 義純
義智 義成 義真 義倫 義方 義誠
方照 義如 義善 義暢 義功 義賢
義重 義和 重正 重盛

ソウガ

ソウガ

し吉事祥瑞を書き集めて奏聞するを云ふ、奏瑞とも云ふ、テウガと參看、

ソウガ

増賀 俗姓橋、參議恒平の子、十歳比叡山に登り慈惠の侍童となり、後ち大乘戒を受けて僧となり、十二年間山を下らずして修行練學を事とす、頗る三塔の間に盛譽あり、一日侍童を從へて父母の家を省す、父歿し、母寡居して零落を極む、師大に悲み、侍童を怠りたる罪を謝す、母却て悦ばずして曰く、汝は出家の身なれば、汝の侍童を求めず、唯汝が修業練學の功を積み、一日も早く菩提の大道を成就して、両親を救はんことを望むなり、今汝を見るに、出家にして尙ほ名聞を求めんとするが如し、若し然らば、永く両親を菩提の大道に誘引すること能はざるべしと、師、母の言を聞いて大に感激し、直に比叡山に還り、奮に倍して奮勵し、一夜の間根本中堂に籠りて祈願す、後ち飄然山を下り、伊勢の内宮に詣りて祈願す、一夕夢に菩提の大道を成就せんには、先づ名聞を去れと告ぐる者あるを覺えて大に喜び、著衣を脱して路傍の乞食に施與し、一絲を掛けずして比叡山に登る、大衆皆師を以て狂せりとなす、後ち山を下りて諸國に經行す、冷泉上皇勅して供奉となさんとし給ふも、伴り狂して召に應ぜず、東三條院詮子宮中に延請して戒師となし給ふ、師宮中に入りて狂態をなす、慈惠の僧正に任ぜられ、宮中に入りて恩を謝するに方り、師靴鞋魚を帶して劍となし、瘦牛に騎して行列の前驅をなす、應和三年七月如覺の勅めにより、大和多武軍に上りて出陣す、長保五年六月朔に籠り、侍僧に命じて恭周、並に轉を待ち來らしめ、自ら恭を圍み、且胡蝶の曲を奏し、日く我れ少時此一事を成しむ、人に此此せらる、今

ソウガ

僧綱の事務所を僧綱所とも綱所とも云ふ(ガウシヨ) 參看 僧綱 文武天皇の時、僧正大僧都律師四人あり、大寶の制、僧正僧都律師の三人となす、聖武天皇の時、更に大僧正を置く、但當置にあらず、弘仁十年僧正大僧都各一人、少僧都二人、律師四人となり、圓融天皇の世、僧正三人、大僧都一人、少僧都二人、律師十二人となる、白河天皇應徳三年十一月には、僧正三人、大僧都五人、少僧都八人、律師十四人、平法師四人、法眼五人、法橋十八人と定め、鎌倉時代には僧正十三人、正眞律師百五十人と多きに至る、起原 推古天皇三十二年、律師を任ずるに至る、起原 推古天皇三十二年、始めて僧正僧都法頭の三官を以て僧尼を統領せしむ、文武天皇大寶元年制定して、僧綱は衆徒の推舉によりて之を勅任す、即ち德行よく徒衆を化し、道路欽仰して法務を綱持するに足るものを推舉し、衆徒連署して大政官に牒す、佛法日に月に盛にして、鎌倉室町以後大寶令の制絶え、別に規定を設けて、皇子は權大僧都、皇孫は權少僧都を初任とし、攝籙大臣の子息は權少僧都等を初任となす、是に至りて僧官の進路二途となり、一は宿徳を以てし、一は貴族子弟の門地を以て任ず、江戸幕府の時も舊慣故例により僧綱の進退を定む、享和二年諸宗の本山に命じて、各宗僧位進退に關する宗規慣例等を上申せしめ、是を準據として遵守したりき、明治五年勅して僧綱を廢す、其後天台眞言等に、一宗内に僧侶の階級を設け、僧正僧

ソウガ

僧綱の事務所を僧綱所とも綱所とも云ふ(ガウシヨ) 參看 僧綱 文武天皇の時、僧正大僧都律師四人あり、大寶の制、僧正僧都律師の三人となす、聖武天皇の時、更に大僧正を置く、但當置にあらず、弘仁十年僧正大僧都各一人、少僧都二人、律師四人となり、圓融天皇の世、僧正三人、大僧都一人、少僧都二人、律師十二人となる、白河天皇應徳三年十一月には、僧正三人、大僧都五人、少僧都八人、律師十四人、平法師四人、法眼五人、法橋十八人と定め、鎌倉時代には僧正十三人、正眞律師百五十人と多きに至る、起原 推古天皇三十二年、律師を任ずるに至る、起原 推古天皇三十二年、始めて僧正僧都法頭の三官を以て僧尼を統領せしむ、文武天皇大寶元年制定して、僧綱は衆徒の推舉によりて之を勅任す、即ち德行よく徒衆を化し、道路欽仰して法務を綱持するに足るものを推舉し、衆徒連署して大政官に牒す、佛法日に月に盛にして、鎌倉室町以後大寶令の制絶え、別に規定を設けて、皇子は權大僧都、皇孫は權少僧都を初任とし、攝籙大臣の子息は權少僧都等を初任となす、是に至りて僧官の進路二途となり、一は宿徳を以てし、一は貴族子弟の門地を以て任ず、江戸幕府の時も舊慣故例により僧綱の進退を定む、享和二年諸宗の本山に命じて、各宗僧位進退に關する宗規慣例等を上申せしめ、是を準據として遵守したりき、明治五年勅して僧綱を廢す、其後天台眞言等に、一宗内に僧侶の階級を設け、僧正僧

ソウガ

僧綱の事務所を僧綱所とも綱所とも云ふ(ガウシヨ) 參看 僧綱 文武天皇の時、僧正大僧都律師四人あり、大寶の制、僧正僧都律師の三人となす、聖武天皇の時、更に大僧正を置く、但當置にあらず、弘仁十年僧正大僧都各一人、少僧都二人、律師四人となり、圓融天皇の世、僧正三人、大僧都一人、少僧都二人、律師十二人となる、白河天皇應徳三年十一月には、僧正三人、大僧都五人、少僧都八人、律師十四人、平法師四人、法眼五人、法橋十八人と定め、鎌倉時代には僧正十三人、正眞律師百五十人と多きに至る、起原 推古天皇三十二年、律師を任ずるに至る、起原 推古天皇三十二年、始めて僧正僧都法頭の三官を以て僧尼を統領せしむ、文武天皇大寶元年制定して、僧綱は衆徒の推舉によりて之を勅任す、即ち德行よく徒衆を化し、道路欽仰して法務を綱持するに足るものを推舉し、衆徒連署して大政官に牒す、佛法日に月に盛にして、鎌倉室町以後大寶令の制絶え、別に規定を設けて、皇子は權大僧都、皇孫は權少僧都を初任とし、攝籙大臣の子息は權少僧都等を初任となす、是に至りて僧官の進路二途となり、一は宿徳を以てし、一は貴族子弟の門地を以て任ず、江戸幕府の時も舊慣故例により僧綱の進退を定む、享和二年諸宗の本山に命じて、各宗僧位進退に關する宗規慣例等を上申せしめ、是を準據として遵守したりき、明治五年勅して僧綱を廢す、其後天台眞言等に、一宗内に僧侶の階級を設け、僧正僧

ソウガ

ソウガ

宋學 朱子學(シウシカク)を見よ、見外齋、また種玉庵等の號あり、少にして律僧となる、性和歌を好み、心敬の名を開き京都に遊きて、借に歌道を経營す、年壯なるに及び、猪苗代兼載に就きて連歌を學び、遂に其奥に達す、時に天下連歌を喜ぶもの多く、推して宗匠となす、朝廷また花の下の號を賜ふ、平生羈旅を好みて四方に遊び、殆んど定居なし、天明十二年隅田川の邊に寓し、同年六月更に九州に赴く、文龜二年また信濃より山東に適き、入間川を渉り、鎌倉を経て駿河に到り、七月晦日箱根湯本里に宿して病を發し、遂に旅宿に歿す、年八十二、宗祇嘗て東常縁を景慕して美濃に訪問し、古今集の傳授を受く(「コキンテンシ」參看)世に堺傳授といふ、(「吾妻問答」筑紫道記(野史))

ソウケ

人、親王を以て之に補す、帶劍して勅を待つ、副總官一人、三位、大總管兼仗十人、副總官六人を給ふ、判史二人、主事四人、(「源朝野」天平三年十一月始めて置き、一品新田部親王を大總管とし、從三位藤原宇合を副總官となす、養和元年正月、源行家尾張國を襲ひ、美濃近江より都に攻入らんとす、宣旨を下して前右大將平宗盛を以て、五畿内並に伊賀伊勢近江丹波諸國の總官となし、之を防がしむ、天平の例によりしなり、(「チンアン」參看)續紀、玉葉、百練抄、源平盛衰記)

ソウサ

中に召して禪旨を詢ふ、風間相續、檀越大通院、知勝院、都花院を敕立して開山となす、慶長九年五月二十日寂す、年六十七(延寶傳燈錄、本朝高僧傳)

ソウガク 宗祇 俗稱は飯尾氏、自然齋、見外齋、また種玉庵等の號あり、少にして律僧となる、性和歌を好み、心敬の名を開き京都に遊きて、借に歌道を経營す、年壯なるに及び、猪苗代兼載に就きて連歌を學び、遂に其奥に達す、時に天下連歌を喜ぶもの多く、推して宗匠となす、朝廷また花の下の號を賜ふ、平生羈旅を好みて四方に遊び、殆んど定居なし、天明十二年隅田川の邊に寓し、同年六月更に九州に赴く、文龜二年また信濃より山東に適き、入間川を渉り、鎌倉を経て駿河に到り、七月晦日箱根湯本里に宿して病を發し、遂に旅宿に歿す、年八十二、宗祇嘗て東常縁を景慕して美濃に訪問し、古今集の傳授を受く(「コキンテンシ」參看)世に堺傳授といふ、(「吾妻問答」筑紫道記(野史))

ソウケン 僧官 朝廷より賜はる僧侶の官、即ち僧正、僧都、律師を云ふ、(「ソウカウ」及び各條に就て見るべし、)

ソウサイシヨク 總裁職 政事總裁職(「ヒシソウサイシヨク」を見よ、)

ソウケウノコシ 葱花葦 奥の一種、屋蓋に葱花の如き金屬の飾あるを以て名づく、安齋隨筆に、神事の時、乘御の聲の屋上に葱花を作りて置く、葱花とはヒトモシと云ふ草花の形にて圓く尖りたるものなり、即ち橋の欄干のギボウシの形に同じ云々、只屋上の飾りに珠の形を置きたるが葱花に似たる故葱花と名づくるなり」と云へり、天皇神事行幸、又は普通の行幸の時に乘御す(有職抄、安齋隨筆、乘物考)猶「コシ」及び同條の挿繪を見るべし、

ソウケウノコシ 贈官 勳功ありし人に、死後官を贈るを云ふ、大寶元年正月、大納言正廣參大伴宿禰御行薨す、天皇甚だ、これを悼惜し、正廣貳右大臣を贈り給ふを始めとす、養老四年十月、右大臣藤原不比等に太政大臣正一位を贈り、天平七年十一月知太政官事舍人親王に太政大臣を贈りしより、太政大臣を以て左右大臣の贈官と爲す事に定れり(「官制沿革略史」)

ソウサイシヨク 總裁職 政事總裁職(「ヒシソウサイシヨク」を見よ、)

ソウケウノコシ 葱花葦 奥の一種、屋蓋に葱花の如き金屬の飾あるを以て名づく、安齋隨筆に、神事の時、乘御の聲の屋上に葱花を作りて置く、葱花とはヒトモシと云ふ草花の形にて圓く尖りたるものなり、即ち橋の欄干のギボウシの形に同じ云々、只屋上の飾りに珠の形を置きたるが葱花に似たる故葱花と名づくるなり」と云へり、天皇神事行幸、又は普通の行幸の時に乘御す(有職抄、安齋隨筆、乘物考)猶「コシ」及び同條の挿繪を見るべし、

ソウケウノコシ 贈官 勳功ありし人に、死後官を贈るを云ふ、大寶元年正月、大納言正廣參大伴宿禰御行薨す、天皇甚だ、これを悼惜し、正廣貳右大臣を贈り給ふを始めとす、養老四年十月、右大臣藤原不比等に太政大臣正一位を贈り、天平七年十一月知太政官事舍人親王に太政大臣を贈りしより、太政大臣を以て左右大臣の贈官と爲す事に定れり(「官制沿革略史」)

ソウサイシヨク 總裁職 政事總裁職(「ヒシソウサイシヨク」を見よ、)

ソウケウノコシ 葱花葦 奥の一種、屋蓋に葱花の如き金屬の飾あるを以て名づく、安齋隨筆に、神事の時、乘御の聲の屋上に葱花を作りて置く、葱花とはヒトモシと云ふ草花の形にて圓く尖りたるものなり、即ち橋の欄干のギボウシの形に同じ云々、只屋上の飾りに珠の形を置きたるが葱花に似たる故葱花と名づくるなり」と云へり、天皇神事行幸、又は普通の行幸の時に乘御す(有職抄、安齋隨筆、乘物考)猶「コシ」及び同條の挿繪を見るべし、

ソウケウノコシ 贈官 勳功ありし人に、死後官を贈るを云ふ、大寶元年正月、大納言正廣參大伴宿禰御行薨す、天皇甚だ、これを悼惜し、正廣貳右大臣を贈り給ふを始めとす、養老四年十月、右大臣藤原不比等に太政大臣正一位を贈り、天平七年十一月知太政官事舍人親王に太政大臣を贈りしより、太政大臣を以て左右大臣の贈官と爲す事に定れり(「官制沿革略史」)

ソウサイシヨク 總裁職 政事總裁職(「ヒシソウサイシヨク」を見よ、)

ソウケウノコシ 葱花葦 奥の一種、屋蓋に葱花の如き金屬の飾あるを以て名づく、安齋隨筆に、神事の時、乘御の聲の屋上に葱花を作りて置く、葱花とはヒトモシと云ふ草花の形にて圓く尖りたるものなり、即ち橋の欄干のギボウシの形に同じ云々、只屋上の飾りに珠の形を置きたるが葱花に似たる故葱花と名づくるなり」と云へり、天皇神事行幸、又は普通の行幸の時に乘御す(有職抄、安齋隨筆、乘物考)猶「コシ」及び同條の挿繪を見るべし、

ソウケウノコシ 贈官 勳功ありし人に、死後官を贈るを云ふ、大寶元年正月、大納言正廣參大伴宿禰御行薨す、天皇甚だ、これを悼惜し、正廣貳右大臣を贈り給ふを始めとす、養老四年十月、右大臣藤原不比等に太政大臣正一位を贈り、天平七年十一月知太政官事舍人親王に太政大臣を贈りしより、太政大臣を以て左右大臣の贈官と爲す事に定れり(「官制沿革略史」)

ソウサイシヨク 總裁職 政事總裁職(「ヒシソウサイシヨク」を見よ、)

ソウケウノコシ 葱花葦 奥の一種、屋蓋に葱花の如き金屬の飾あるを以て名づく、安齋隨筆に、神事の時、乘御の聲の屋上に葱花を作りて置く、葱花とはヒトモシと云ふ草花の形にて圓く尖りたるものなり、即ち橋の欄干のギボウシの形に同じ云々、只屋上の飾りに珠の形を置きたるが葱花に似たる故葱花と名づくるなり」と云へり、天皇神事行幸、又は普通の行幸の時に乘御す(有職抄、安齋隨筆、乘物考)猶「コシ」及び同條の挿繪を見るべし、

ソウケウノコシ 贈官 勳功ありし人に、死後官を贈るを云ふ、大寶元年正月、大納言正廣參大伴宿禰御行薨す、天皇甚だ、これを悼惜し、正廣貳右大臣を贈り給ふを始めとす、養老四年十月、右大臣藤原不比等に太政大臣正一位を贈り、天平七年十一月知太政官事舍人親王に太政大臣を贈りしより、太政大臣を以て左右大臣の贈官と爲す事に定れり(「官制沿革略史」)

ソウサイシヨク 總裁職 政事總裁職(「ヒシソウサイシヨク」を見よ、)

ソウケウノコシ 葱花葦 奥の一種、屋蓋に葱花の如き金屬の飾あるを以て名づく、安齋隨筆に、神事の時、乘御の聲の屋上に葱花を作りて置く、葱花とはヒトモシと云ふ草花の形にて圓く尖りたるものなり、即ち橋の欄干のギボウシの形に同じ云々、只屋上の飾りに珠の形を置きたるが葱花に似たる故葱花と名づくるなり」と云へり、天皇神事行幸、又は普通の行幸の時に乘御す(有職抄、安齋隨筆、乘物考)猶「コシ」及び同條の挿繪を見るべし、

ソウケウノコシ 贈官 勳功ありし人に、死後官を贈るを云ふ、大寶元年正月、大納言正廣參大伴宿禰御行薨す、天皇甚だ、これを悼惜し、正廣貳右大臣を贈り給ふを始めとす、養老四年十月、右大臣藤原不比等に太政大臣正一位を贈り、天平七年十一月知太政官事舍人親王に太政大臣を贈りしより、太政大臣を以て左右大臣の贈官と爲す事に定れり(「官制沿革略史」)

ソウサイシヨク 總裁職 政事總裁職(「ヒシソウサイシヨク」を見よ、)

ソウケウノコシ 葱花葦 奥の一種、屋蓋に葱花の如き金屬の飾あるを以て名づく、安齋隨筆に、神事の時、乘御の聲の屋上に葱花を作りて置く、葱花とはヒトモシと云ふ草花の形にて圓く尖りたるものなり、即ち橋の欄干のギボウシの形に同じ云々、只屋上の飾りに珠の形を置きたるが葱花に似たる故葱花と名づくるなり」と云へり、天皇神事行幸、又は普通の行幸の時に乘御す(有職抄、安齋隨筆、乘物考)猶「コシ」及び同條の挿繪を見るべし、

ソウケウノコシ 贈官 勳功ありし人に、死後官を贈るを云ふ、大寶元年正月、大納言正廣參大伴宿禰御行薨す、天皇甚だ、これを悼惜し、正廣貳右大臣を贈り給ふを始めとす、養老四年十月、右大臣藤原不比等に太政大臣正一位を贈り、天平七年十一月知太政官事舍人親王に太政大臣を贈りしより、太政大臣を以て左右大臣の贈官と爲す事に定れり(「官制沿革略史」)

ソウサイシヨク 總裁職 政事總裁職(「ヒシソウサイシヨク」を見よ、)

ソウケウノコシ 葱花葦 奥の一種、屋蓋に葱花の如き金屬の飾あるを以て名づく、安齋隨筆に、神事の時、乘御の聲の屋上に葱花を作りて置く、葱花とはヒトモシと云ふ草花の形にて圓く尖りたるものなり、即ち橋の欄干のギボウシの形に同じ云々、只屋上の飾りに珠の形を置きたるが葱花に似たる故葱花と名づくるなり」と云へり、天皇神事行幸、又は普通の行幸の時に乘御す(有職抄、安齋隨筆、乘物考)猶「コシ」及び同條の挿繪を見るべし、

ソウケウノコシ 贈官 勳功ありし人に、死後官を贈るを云ふ、大寶元年正月、大納言正廣參大伴宿禰御行薨す、天皇甚だ、これを悼惜し、正廣貳右大臣を贈り給ふを始めとす、養老四年十月、右大臣藤原不比等に太政大臣正一位を贈り、天平七年十一月知太政官事舍人親王に太政大臣を贈りしより、太政大臣を以て左右大臣の贈官と爲す事に定れり(「官制沿革略史」)

ソウサイシヨク 總裁職 政事總裁職(「ヒシソウサイシヨク」を見よ、)

ソウケウノコシ 葱花葦 奥の一種、屋蓋に葱花の如き金屬の飾あるを以て名づく、安齋隨筆に、神事の時、乘御の聲の屋上に葱花を作りて置く、葱花とはヒトモシと云ふ草花の形にて圓く尖りたるものなり、即ち橋の欄干のギボウシの形に同じ云々、只屋上の飾りに珠の形を置きたるが葱花に似たる故葱花と名づくるなり」と云へり、天皇神事行幸、又は普通の行幸の時に乘御す(有職抄、安齋隨筆、乘物考)猶「コシ」及び同條の挿繪を見るべし、

ソウケウノコシ 贈官 勳功ありし人に、死後官を贈るを云ふ、大寶元年正月、大納言正廣參大伴宿禰御行薨す、天皇甚だ、これを悼惜し、正廣貳右大臣を贈り給ふを始めとす、養老四年十月、右大臣藤原不比等に太政大臣正一位を贈り、天平七年十一月知太政官事舍人親王に太政大臣を贈りしより、太政大臣を以て左右大臣の贈官と爲す事に定れり(「官制沿革略史」)

ソウサイシヨク 總裁職 政事總裁職(「ヒシソウサイシヨク」を見よ、)

ソウケウノコシ 葱花葦 奥の一種、屋蓋に葱花の如き金屬の飾あるを以て名づく、安齋隨筆に、神事の時、乘御の聲の屋上に葱花を作りて置く、葱花とはヒトモシと云ふ草花の形にて圓く尖りたるものなり、即ち橋の欄干のギボウシの形に同じ云々、只屋上の飾りに珠の形を置きたるが葱花に似たる故葱花と名づくるなり」と云へり、天皇神事行幸、又は普通の行幸の時に乘御す(有職抄、安齋隨筆、乘物考)猶「コシ」及び同條の挿繪を見るべし、

ソウケウノコシ 贈官 勳功ありし人に、死後官を贈るを云ふ、大寶元年正月、大納言正廣參大伴宿禰御行薨す、天皇甚だ、これを悼惜し、正廣貳右大臣を贈り給ふを始めとす、養老四年十月、右大臣藤原不比等に太政大臣正一位を贈り、天平七年十一月知太政官事舍人親王に太政大臣を贈りしより、太政大臣を以て左右大臣の贈官と爲す事に定れり(「官制沿革略史」)

ソウサイシヨク 總裁職 政事總裁職(「ヒシソウサイシヨク」を見よ、)

ソウケウノコシ 葱花葦 奥の一種、屋蓋に葱花の如き金屬の飾あるを以て名づく、安齋隨筆に、神事の時、乘御の聲の屋上に葱花を作りて置く、葱花とはヒトモシと云ふ草花の形にて圓く尖りたるものなり、即ち橋の欄干のギボウシの形に同じ云々、只屋上の飾りに珠の形を置きたるが葱花に似たる故葱花と名づくるなり」と云へり、天皇神事行幸、又は普通の行幸の時に乘御す(有職抄、安齋隨筆、乘物考)猶「コシ」及び同條の挿繪を見るべし、

ソウケウノコシ 贈官 勳功ありし人に、死後官を贈るを云ふ、大寶元年正月、大納言正廣參大伴宿禰御行薨す、天皇甚だ、これを悼惜し、正廣貳右大臣を贈り給ふを始めとす、養老四年十月、右大臣藤原不比等に太政大臣正一位を贈り、天平七年十一月知太政官事舍人親王に太政大臣を贈りしより、太政大臣を以て左右大臣の贈官と爲す事に定れり(「官制沿革略史」)

ソウサイシヨク 總裁職 政事總裁職(「ヒシソウサイシヨク」を見よ、)

ソウシ

の海清寺、河内の觀音寺、尾張の瑞雲寺、丹波の龍興寺に歴住し、寛正三年八月勅を拜して大德寺に任じ、細川勝元等の歸依を受く、應仁元年大德寺に兵火に罹りて焼失し、宗深丹波の龍興寺に屏居す、一條兼良詩を贈りて慰問す、文明の初め、勝元山城に龍興寺を興して延請するに任せ、入りて住し、同十八年六月二日寂す、年七十九、法眼六十二、諸弟子遺命に従ひ、全身を妙心寺の衡梅院に埋む、宗深の門より宗隆、宗頌、禪傑、英朝の四人出で、各一流の祖となる(妙心寺六祖傳、延寶傳燈錄、本朝高僧傳)

ソウシ 宗興 名諱實名は玄興、字は南化、勅して定慧圓明國師と諡す(「宗興」俗姓一柳氏を學び、禪教に通曉す、後京都に入り諸禪師に請益す、快川喜に崇福、慧林兩寺に隨侍して、心印を傳ふ、稻葉一徹美濃の花溪を敕立して請す、天正の初め勅を奉じて妙心寺に出世す、豐臣秀吉、洛南に祥雲寺を敕立して、請じて開山となす、後開成天皇御

伊勢國桑名郡御府村(三尊神社) 尾張國中郡御府村(大徳神社) 三河國寶飯郡白鳥村 遠江國磐田郡見附(淡海國玉神社) 駿河國安部郡靜岡市(神部神社) 甲斐國巨摩郡(御嶽神社) 伊豆國田方郡三島(三島神社) 相模國海老原郡(今中郡)國府新宿(六所明神) 武藏國多摩郡府中(六所明神) 安房國平群郡總社村(?) 上總國市原郡總社村(?) 下總國葛飾郡府中須和田村 常陸國茨城郡府中 近江國神崎郡(小幡社) 美濃國不破郡府中(國府宮) 信濃國筑摩郡府中(鎮守天神社) 上野國群馬郡高崎 下野國都賀郡國府(六所明神) 出羽國田川郡藤島村(六所明神) 陸奥國宮城郡市川村(?) 若狹國遠敷郡府中村(郷中明神) 越前國南條郡武生町 加賀國能美郡國府 越後國頸城郡高田町 佐渡國雜田郡吉岡村 丹後國與佐郡府中 但馬國氣多郡 因幡國法美郡(宇倍神社?) 伯耆國久米郡國府村 出雲國意宇郡大草村 石見國那賀郡下府村

ソウシ

ソウシ

ソウシ 宗興 名諱實名は玄興、字は南化、勅して定慧圓明國師と諡す(「宗興」俗姓一柳氏を學び、禪教に通曉す、後京都に入り諸禪師に請益す、快川喜に崇福、慧林兩寺に隨侍して、心印を傳ふ、稻葉一徹美濃の花溪を敕立して請す、天正の初め勅を奉じて妙心寺に出世す、豐臣秀吉、洛南に祥雲寺を敕立して、請じて開山となす、後開成天皇御

ソウシ 宗興 名諱實名は玄興、字は南化、勅して定慧圓明國師と諡す(「宗興」俗姓一柳氏を學び、禪教に通曉す、後京都に入り諸禪師に請益す、快川喜に崇福、慧林兩寺に隨侍して、心印を傳ふ、稻葉一徹美濃の花溪を敕立して請す、天正の初め勅を奉じて妙心寺に出世す、豐臣秀吉、洛南に祥雲寺を敕立して、請じて開山となす、後開成天皇御

伊勢國桑名郡御府村(三尊神社) 尾張國中郡御府村(大徳神社) 三河國寶飯郡白鳥村 遠江國磐田郡見附(淡海國玉神社) 駿河國安部郡靜岡市(神部神社) 甲斐國巨摩郡(御嶽神社) 伊豆國田方郡三島(三島神社) 相模國海老原郡(今中郡)國府新宿(六所明神) 武藏國多摩郡府中(六所明神) 安房國平群郡總社村(?) 上總國市原郡總社村(?) 下總國葛飾郡府中須和田村 常陸國茨城郡府中 近江國神崎郡(小幡社) 美濃國不破郡府中(國府宮) 信濃國筑摩郡府中(鎮守天神社) 上野國群馬郡高崎 下野國都賀郡國府(六所明神) 出羽國田川郡藤島村(六所明神) 陸奥國宮城郡市川村(?) 若狹國遠敷郡府中村(郷中明神) 越前國南條郡武生町 加賀國能美郡國府 越後國頸城郡高田町 佐渡國雜田郡吉岡村 丹後國與佐郡府中 但馬國氣多郡 因幡國法美郡(宇倍神社?) 伯耆國久米郡國府村 出雲國意宇郡大草村 石見國那賀郡下府村

ソウシ 宗興 名諱實名は玄興、字は南化、勅して定慧圓明國師と諡す(「宗興」俗姓一柳氏を學び、禪教に通曉す、後京都に入り諸禪師に請益す、快川喜に崇福、慧林兩寺に隨侍して、心印を傳ふ、稻葉一徹美濃の花溪を敕立して請す、天正の初め勅を奉じて妙心寺に出世す、豐臣秀吉、洛南に祥雲寺を敕立して、請じて開山となす、後開成天皇御

ソウシ 宗興 名諱實名は玄興、字は南化、勅して定慧圓明國師と諡す(「宗興」俗姓一柳氏を學び、禪教に通曉す、後京都に入り諸禪師に請益す、快川喜に崇福、慧林兩寺に隨侍して、心印を傳ふ、稻葉一徹美濃の花溪を敕立して請す、天正の初め勅を奉じて妙心寺に出世す、豐臣秀吉、洛南に祥雲寺を敕立して、請じて開山となす、後開成天皇御

伊勢國桑名郡御府村(三尊神社) 尾張國中郡御府村(大徳神社) 三河國寶飯郡白鳥村 遠江國磐田郡見附(淡海國玉神社) 駿河國安部郡靜岡市(神部神社) 甲斐國巨摩郡(御嶽神社) 伊豆國田方郡三島(三島神社) 相模國海老原郡(今中郡)國府新宿(六所明神) 武藏國多摩郡府中(六所明神) 安房國平群郡總社村(?) 上總國市原郡總社村(?) 下總國葛飾郡府中須和田村 常陸國茨城郡府中 近江國神崎郡(小幡社) 美濃國不破郡府中(國府宮) 信濃國筑摩郡府中(鎮守天神社) 上野國群馬郡高崎 下野國都賀郡國府(六所明神) 出羽國田川郡藤島村(六所明神) 陸奥國宮城郡市川村(?) 若狹國遠敷郡府中村(郷中明神) 越前國南條郡武生町 加賀國能美郡國府 越後國頸城郡高田町 佐渡國雜田郡吉岡村 丹後國與佐郡府中 但馬國氣多郡 因幡國法美郡(宇倍神社?) 伯耆國久米郡國府村 出雲國意宇郡大草村 石見國那賀郡下府村

ソウシ 宗興 名諱實名は玄興、字は南化、勅して定慧圓明國師と諡す(「宗興」俗姓一柳氏を學び、禪教に通曉す、後京都に入り諸禪師に請益す、快川喜に崇福、慧林兩寺に隨侍して、心印を傳ふ、稻葉一徹美濃の花溪を敕立して請す、天正の初め勅を奉じて妙心寺に出世す、豐臣秀吉、洛南に祥雲寺を敕立して、請じて開山となす、後開成天皇御

ソウシ 宗興 名諱實名は玄興、字は南化、勅して定慧圓明國師と諡す(「宗興」俗姓一柳氏を學び、禪教に通曉す、後京都に入り諸禪師に請益す、快川喜に崇福、慧林兩寺に隨侍して、心印を傳ふ、稻葉一徹美濃の花溪を敕立して請す、天正の初め勅を奉じて妙心寺に出世す、豐臣秀吉、洛南に祥雲寺を敕立して、請じて開山となす、後開成天皇御

伊勢國桑名郡御府村(三尊神社) 尾張國中郡御府村(大徳神社) 三河國寶飯郡白鳥村 遠江國磐田郡見附(淡海國玉神社) 駿河國安部郡靜岡市(神部神社) 甲斐國巨摩郡(御嶽神社) 伊豆國田方郡三島(三島神社) 相模國海老原郡(今中郡)國府新宿(六所明神) 武藏國多摩郡府中(六所明神) 安房國平群郡總社村(?) 上總國市原郡總社村(?) 下總國葛飾郡府中須和田村 常陸國茨城郡府中 近江國神崎郡(小幡社) 美濃國不破郡府中(國府宮) 信濃國筑摩郡府中(鎮守天神社) 上野國群馬郡高崎 下野國都賀郡國府(六所明神) 出羽國田川郡藤島村(六所明神) 陸奥國宮城郡市川村(?) 若狹國遠敷郡府中村(郷中明神) 越前國南條郡武生町 加賀國能美郡國府 越後國頸城郡高田町 佐渡國雜田郡吉岡村 丹後國與佐郡府中 但馬國氣多郡 因幡國法美郡(宇倍神社?) 伯耆國久米郡國府村 出雲國意宇郡大草村 石見國那賀郡下府村

ソウシ 宗興 名諱實名は玄興、字は南化、勅して定慧圓明國師と諡す(「宗興」俗姓一柳氏を學び、禪教に通曉す、後京都に入り諸禪師に請益す、快川喜に崇福、慧林兩寺に隨侍して、心印を傳ふ、稻葉一徹美濃の花溪を敕立して請す、天正の初め勅を奉じて妙心寺に出世す、豐臣秀吉、洛南に祥雲寺を敕立して、請じて開山となす、後開成天皇御

ソウシ 宗興 名諱實名は玄興、字は南化、勅して定慧圓明國師と諡す(「宗興」俗姓一柳氏を學び、禪教に通曉す、後京都に入り諸禪師に請益す、快川喜に崇福、慧林兩寺に隨侍して、心印を傳ふ、稻葉一徹美濃の花溪を敕立して請す、天正の初め勅を奉じて妙心寺に出世す、豐臣秀吉、洛南に祥雲寺を敕立して、請じて開山となす、後開成天皇御

伊勢國桑名郡御府村(三尊神社) 尾張國中郡御府村(大徳神社) 三河國寶飯郡白鳥村 遠江國磐田郡見附(淡海國玉神社) 駿河國安部郡靜岡市(神部神社) 甲斐國巨摩郡(御嶽神社) 伊豆國田方郡三島(三島神社) 相模國海老原郡(今中郡)國府新宿(六所明神) 武藏國多摩郡府中(六所明神) 安房國平群郡總社村(?) 上總國市原郡總社村(?) 下總國葛飾郡府中須和田村 常陸國茨城郡府中 近江國神崎郡(小幡社) 美濃國不破郡府中(國府宮) 信濃國筑摩郡府中(鎮守天神社) 上野國群馬郡高崎 下野國都賀郡國府(六所明神) 出羽國田川郡藤島村(六所明神) 陸奥國宮城郡市川村(?) 若狹國遠敷郡府中村(郷中明神) 越前國南條郡武生町 加賀國能美郡國府 越後國頸城郡高田町 佐渡國雜田郡吉岡村 丹後國與佐郡府中 但馬國氣多郡 因幡國法美郡(宇倍神社?) 伯耆國久米郡國府村 出雲國意宇郡大草村 石見國那賀郡下府村

ソウシ 宗興 名諱實名は玄興、字は南化、勅して定慧圓明國師と諡す(「宗興」俗姓一柳氏を學び、禪教に通曉す、後京都に入り諸禪師に請益す、快川喜に崇福、慧林兩寺に隨侍して、心印を傳ふ、稻葉一徹美濃の花溪を敕立して請す、天正の初め勅を奉じて妙心寺に出世す、豐臣秀吉、洛南に祥雲寺を敕立して、請じて開山となす、後開成天皇御

ソウシ 宗興 名諱實名は玄興、字は南化、勅して定慧圓明國師と諡す(「宗興」俗姓一柳氏を學び、禪教に通曉す、後京都に入り諸禪師に請益す、快川喜に崇福、慧林兩寺に隨侍して、心印を傳ふ、稻葉一徹美濃の花溪を敕立して請す、天正の初め勅を奉じて妙心寺に出世す、豐臣秀吉、洛南に祥雲寺を敕立して、請じて開山となす、後開成天皇御

伊勢國桑名郡御府村(三尊神社) 尾張國中郡御府村(大徳神社) 三河國寶飯郡白鳥村 遠江國磐田郡見附(淡海國玉神社) 駿河國安部郡靜岡市(神部神社) 甲斐國巨摩郡(御嶽神社) 伊豆國田方郡三島(三島神社) 相模國海老原郡(今中郡)國府新宿(六所明神) 武藏國多摩郡府中(六所明神) 安房國平群郡總社村(?) 上總國市原郡總社村(?) 下總國葛飾郡府中須和田村 常陸國茨城郡府中 近江國神崎郡(小幡社) 美濃國不破郡府中(國府宮) 信濃國筑摩郡府中(鎮守天神社) 上野國群馬郡高崎 下野國都賀郡國府(六所明神) 出羽國田川郡藤島村(六所明神) 陸奥國宮城郡市川村(?) 若狹國遠敷郡府中村(郷中明神) 越前國南條郡武生町 加賀國能美郡國府 越後國頸城郡高田町 佐渡國雜田郡吉岡村 丹後國與佐郡府中 但馬國氣多郡 因幡國法美郡(宇倍神社?) 伯耆國久米郡國府村 出雲國意宇郡大草村 石見國那賀郡下府村

ソウジ

總社 播磨國飾磨郡姫路(伊和明神)
 美作國吉田郡總社
 備前國上道郡祇園村總社
 備中國吉備郡總社(野俣神社)
 安藝國安藝郡府中村(多家神社)
 周防國佐波郡總社村(金切大明神)
 淡路國三原郡國衙(十一明神)
 紀伊國名草郡府中村(?)
 阿波國名東郡觀音寺村
 讃岐國阿野郡林田村
 伊豫國野間郡(越智郡)國府
 土佐國長岡郡國府
 筑前國御笠郡原田村(筑紫神社?)
 筑後國御井郡和泉村(?)
 豐前國仲津郡國作村
 肥後國飽田郡古府中(國造神社?)
 大隅國噺吹郡國府中村(守公神社?)
 對馬國下縣郡(和多郡美神社?)

野間總社 伊豫國野間郡(越智郡)國府
 同 土佐國長岡郡國府
 同 筑前國御笠郡原田村(筑紫神社?)
 同 筑後國御井郡和泉村(?)
 同 豐前國仲津郡國作村
 同 肥後國飽田郡古府中(國造神社?)
 同 大隅國噺吹郡國府中村(守公神社?)
 同 對馬國下縣郡(和多郡美神社?)

寺院總社
 多武峯總社 法成寺總社
 法性寺總社 蓮花王院總社
 常光院總社 平泉寺中央總社
 東福寺總社 栖霞寺總社
 延曆寺總社(日吉社) 一乘寺總社
 第內總社
 北山殿總社
 ソウシヤウ 總省 八省を云ふ、被管に對しての稱(延喜式)、「ヒクラン」の條參看、
 ソウシヤウ 僧正 僧官、僧綱の一、僧徒の進行を正し導く事を掌る、法印大和尚位に相當す、釋氏受戒に由り、正者政也、自正正人、克

ソウジ

數政令、故蓋以下比丘无法者、馬元と稱、漸染俗風、將乖雅則、故擇有德望者、以法而攝之、令歸乎正、故云僧正と見えたり、僧正、一人、聖武天皇天平十七年正月、藥師寺の僧行基を大僧正となす、是大僧正の始なり、圓融天皇天元年八月、僧正良源を之に任ず、天台宗にての始め、花山天皇寛和二年僧正寛朝を之に任ず、眞言宗にての始め、一條天皇長保二年八月僧正勤修を之に任ず、三井寺派にての始め、後鳥羽天皇建久元年五月僧正信圓を之に任ず、興福寺にての始めなり、爾來天台座主、東寺長者、三井寺長者、興福寺別當にて、法器ある者の外は大僧正たるを得ざりき、僧正、一人後に二人となる、推古天皇の代、觀勒始めて任ぜらる、我國僧正の始めなり、文德天皇齊衡三年十月東寺眞濟を之に任ず、眞言宗にての始め、村上天皇天德二年正月延曆寺延昌を之に任ず、天台宗の始め、一條天皇の代勝算を之に任ず、三井寺にての始め、後冷泉天皇の永承五年十二月眞範を之に任ず、興福寺にての始めなり、一階僧正(イッカイソウジヤウ)の條を見よ、權僧正、初め一人、後に數人となる、清和天皇貞觀七年九月壹演を權僧正に任ぜしを始めとす、元慶三年十月法眼通照を權僧正とす、天台宗にての始め、延喜二年三月大僧都聖寶を之に任ず、眞言宗にての始め、永承元年十二月餘慶を之に任ず、三井寺にての始め、永承四年十一月大僧都眞範を之に任ず、興福寺にての始めなり、凡權僧正は正官に一等を降るは固よりなれども、一條天皇の正曆五年十一月勅して自今以後僧正權高次に依るべしと云へり、鎌倉室町以後權僧正増して三人なり、六人、多きは十餘人に及ぶに至り、江戸時代に至り權僧正に任ずる寺極めて多し、諸宗僧正に於て見

ソウジ

て、梁普通六年法雲を大僧正となせり、我國にては、推古天皇の朝、百濟の僧觀勒を任ぜしを始めとす、大寶の制一人なりしが、聖武天皇の朝大僧正を置き、清和天皇貞觀七年權僧正を置き、圓融天皇の朝大僧正僧正權僧正三人を置き、崇徳天皇の朝に至り正僧正一時に二人を任ず、其後令制亂れて、貴族の子弟の僧となる者には別に規定を設け、故に人數隨て増加す、釋家官班記に「僧正員數上古三人(大正權)中古四人或五人(大一人正一人權三人)其後八人(權六人或正二人)近來總數及二十餘人、於今不_レ及員數沙汰一歟、於大僧正者、古來只一人勿論也、とあり、徳川氏の時には、山王の別當觀理院、武藏仙波の喜多院、上野世良田の長樂寺、筑後高良山の蓮臺院、尾張御宮の別當壽壽院、紀伊御宮の別當靈蓋院、山門の松祥院の如きは、皆僧正に昇任する例なりき、ソウカカシ參看(書紀、令義解、三代實錄、初例抄、釋家官班記、諸宗儀範、僧官考)

ソウシヤウ 奏狀 名國公文書の一、臣下より政治上に關する意見等を天皇に上つるものを云ふ、もと支那より來りし式なるが、唐六典には見えぬ、我公式令は蓋し六朝の制に據れるものなるべし、舊儀令に規定したるは、太政官より上つるものにて、事の大小によりて三つに區別せり、

(一)論奏式
 太政官議奏、其事
 太政大臣位臣姓名
 左大臣位臣姓名
 右大臣位臣姓名
 大納言位臣姓名
 年月日

ソウジ

大納言位臣 大納言位臣姓名
 (一)奏事式
 太政官議奏、其司位姓名等解狀云々、謹以申聞謹奏、
 年月日
 太政大臣位臣姓名
 左大臣位臣姓名
 右大臣位臣姓名
 大納言位臣姓名
 奉勅依奏、若更有勅語須附者、各置狀附云々、
 大納言位臣
 (二)便奏式
 太政官奏、其司所申其事云々、謹奏、
 年月日
 奉勅依奏、若不依奏者、即云、勅處分云々、
 少納言位姓名
 右の外彈正臺より上つる奏あり、同じく公式令に見ゆ、
 奏彈式 カシコムテ
 彈正臺臺奏、其司位姓名罪狀事、
 具官位姓名
 右一人犯狀云々、
 勅一件甲乙事狀、如右、謹以上聞謹奏、
 年月日 彈正尹位臣姓名
 聞御書
 後には他省察所等及び、正倉院文書には、天平勝寶元年九月八日、東大寺寫經所の奏あり、令制によれば、奏は公文書として用ひらるゝものなれども、亦個人として政治上の意見を言上するに用ひらる、即ち三善清行の意見封事の如きは是なり、又天文博士より

ソウジ

密封して上つる密奏あり(合奏解、黒坂博士説)
 ソウシヤウ 増上寺 増上寺 東京芝公園
 ○三條山と號す、廣度院、初めは光明寺と云ふ、文四淨土宗、關東總本山○本尊、阿彌陀佛、傳惠心、丈四尺、風雨雷鳴弘法大師の弟子宗叡、東國に巡化して武藏貝塚(今の東京麹町北白川宮邸の附近)に一字を建立し、數百年の間屢々興廢あり、北朝至徳二年、聖聰眞言宗を改めて淨土宗となし、明徳四年十二月諸堂宇を建立し、後ち日比谷及び龍ノ口に移轉し、天正十八年八月、住持存應(源譽)始めて徳川家康に謁し、永く同寺を一門の菩提所と定めらる、慶長三年日比谷より今の地に移轉し、勸許紫衣地となす、同十年改造の工事成り、十三年十一月常業衣地となり、寛永元年再び改造し、諸堂宇壯麗を極め、元祿九年修葺す、後屢々火災に罹りたるも、徳川氏の歸依を以て毎に再建せられ、方丈領千五百石、障居料二百石、靈屋料九千四十石を附せられたり、維新後稍衰へたれども、關東の總本山と稱し、關東淨土宗の諸寺を總轄す、明治六年十二月耶蘇教の信徒某放火し、諸堂宇焼失し、同十二年十一月再建の工事を起して落成するに至る○本堂、本尊を安置す、間口十五間三尺、奥行十四間三尺、箱棟作、明治六年の火災に罹り、同十二年の再建に係る○護國殿、本堂の背後に在り、黒本尊を安置す、寛延二年七月三門外より移し此に建築したり○開山堂、始めは安國殿といふ、聖聰存應以下歴代の像(享保以下は位牌)を安置す、寛永十年建築し、享保十年、及び寶曆元年十月修葺したり○經藏、一切經三部を藏す、一は宋本五千七百四十四卷、二は元本五千三百九十七卷、三は高麗本六千四百六十七卷なり、慶長十年建築し、天和元年十二月改造し、其後屢々修葺し、享和二年改造したり○方丈、三門を入りて左に在

ソウジ

ソウシヤウ 奏者番 江戶幕府の職名、歲始、五佳節、朔望等に、諸侯以下の者、將軍に謁する時、進見者を伴ひ、進獻の太刀目録を披露す、其他殿中の禮式に關する事多く、又諸侯參勤の時、國持にあらざる家に上使を役す、芙蓉問詰とす、寛永九年、始めて二人を置き、後年萬石以上の任となり、増加して廿四人に至る、一人づゝ當直せり、萬治元年以後、寺社奉行たる者は、必當職よりして之を兼ねる事となりたり、もと此職は、譜代の大名を以て、先づ之れに充て、其器量によりて、寺社奉行、又若年寄とし、後には京都所司代より、老中に至る、故に譜代大名出身の職なり、文久二年

ソウジ

此職を廢し、諸衆、寺社奉行、大目附、高家、進物番をして、其職事を分掌せしむ。同三年また是を起し、慶應元年に至りて止む。西丸奏者番は、慶安三年九月家綱西城に在りし時、奏者井上正利、水野元綱の二人を屬せしを始とす(官制沿革略史)

ソウジ

奏授 令制にて、叙位の等級の三の一、大臣の奏聞によりて位を授くるを云ふ、六位以下内八位外七位以上を云ふ、官制(クワンセイ)參看(令義解、官職難儀)

ソウジユ

崇壽寺 別名相模國鎌倉郡亂橋村辨谷に舊址あり。金剛山と號す。高僧目禪宗臨濟派。元亨元年北條高時の創立、僧士雲を開山とし、諸山の列に進む。元弘二年新田義貞鎌倉攻の時、長崎高重當寺に來りて土雲に問て曰く、如何なるか。是勇士愆事、土雲答へて、下如吹毛急用前と、高重此語を聞き、門前より馬を引寄せ敵陣に馳入て奮闘す、觀應三年四月足利氏厚木郷の地を寄附す、故を以て應永年間まで盛なりしが、其後漸次衰頽して、終に廢寺となる(相模國風土記稿)

ソウシユン

宗舜 名諱 號は日峯、禪源大濟禪師と號す。山城國嵯峨の人、九歳にして岳雲登に隨侍し、十五にして得度し、十九にして大戒を受く、後、無文選、南山薫に參し、次に無因和尚に參し、一日豁然として大悟す、便ち印記を受く、無因示寂の後、美濃無著菴に居る、また尾張に瑞泉寺を創し、尋で、永享の初妙心寺に昇住す、此時殿堂類毀殆んど盡く、宗舜勞働百端、幾干もなくして百廢俱に舉る、文安四年勅を奉じて大徳寺に遷住す、住持すること三日にして辭して妙心寺に歸る、翌五年正月十六日病なくして寂す、年八十一、法臘六十二、後土御門天皇の時、藏源大濟禪師と號す(本朝高僧傳、

ソウジ

扶桑釋林僧寶傳) 宗純 名諱字は一休、號は狂雲子、初の名は周建と云ふ。系統傳に後小松天皇の落胤と云ふ、母は藤原氏。六歳京都安國寺像外鑑に投じて侍童となり、後寶幢寺に於て清叟仁の維摩經を講ずるを聴き、十三歳出遊の志あり、東山の墓誌に依りて詩を學び、一日春草を詠して、榮辱悲歡目前事、君恩淺處草方深の句あり、一時世に傳唱す、後再び清叟仁に就きて、内外の書を講究し、次に謙翁因に就て關山派の宗風を聽き、應永二十二年、近江堅田に往き、華叟に講を求め、強て門下に留りて教を受く、同二十五年、一日誓者の妓玉龍を失ひて、落飾するの物語を演ずるを聞き、忽然として省す、華叟乃ち一休の二大字を書して與ふ、因りて之を號とす、同二十七年五月二十日夜、鴉聲を聞きて省あり、華叟の寂後、諸方に經行し、永享四年、和泉に至りて幽栖し、毎に市街に出づるに、一木籠を手にす、同五年後小松天皇不豫の際、召されて宮中に入り心要を説く、後土御門門前を號し、宗純の號

ソウズ ソウチ

頤を傾りて、副書を燒棄す、永享十年銅駝坊の北に閑居し、門を閉ちて世に接せず、永享十二年大徳寺の如意菴に入りて住し、享徳元年晴巖菴に移り住す、應仁元年兵亂を避けて、薪の圃恩菴に入り、尋で文明元年大和に逃れ、和泉を経て攝津住吉に至りて閑居す、六年二月二十三日勸請を拜して大徳寺の住持となり、九月又兵亂を避けて和泉に至り、十三年十一月二十一日寂す、年八十八、遺著狂雲集あり(年譜、本朝高僧傳)

一休天下老和尚

居す、六年二月二十三日勸請を拜して大徳寺の住持となり、九月又兵亂を避けて和泉に至り、十三年十一月二十一日寂す、年八十八、遺著狂雲集あり(年譜、本朝高僧傳)

ソウズ井

奏瑞 奏賀(ソウガ)を見よ、

ソウタイシヤウ

將 總軍の首帥を云ふ、又總大將軍とも云ふ、私稱なり、太平記矢野閣の條に、「三番に仁木細川今河石堂一萬餘騎、下の瀬を渡り、官軍の總大將軍田義貞に打て懸りたり」、新撰應仁記武術騷動の條に、公方勢は廣川と云所に陣を取、總大將軍領代細川護岐守成之云と見えたり、

ソウタジヤウテンワウ

贈太上天皇 「ダツヤウテンワウ」を見よ、

ソウチ

總持寺 補陀落山と號す。三島郡) 三矢村大字總持寺。西國巡禮二十番の札所なり。本尊十一面觀音像、四國巡禮二十番の札所なり。

ソウチ

信し、一寺を建立せんとして果さず、其子中納言山陰七父の所願を果さんとて、遺唐大使大御佛井に託して、白檀の香木を求め、千手觀音像を刻み、佛寺を建立す、時に寛平二年なり、緣起に云ふ、承和の中、中納言命を以て太宰府に到る、途次偶々漁民の龜を殺さんとするを見て、錢を與へて海に放たしむ、後船に搭じて西航の際、幼兒誤て海中に陥る、中納言大に悲む、時に一龜あり、兒を背に載せて海上に浮ぶ、中納言大に喜び、是れ觀音の加護なりと、數年の後、唐より白檀を得て觀音像を刻せしむ、今の本尊是なりと、元龜年間兵火の爲に烏有に歸す、慶長八年豐臣秀頼、片桐且元に命じて再興せしむ、今の堂宇即ち是なり(朝野群載、伽藍開基記、和漢三才圖會、名勝圖會、名勝地誌)

ソウチ

總持寺 所在 能登國鳳至郡樺比村。諸嶽山と號す。曹洞宗大本山也。原田聖武天皇天平年間、行基開創し、諸嶽院と稱したりしが、元亨元年住持定賢律師、登山に歸依し、遂に此寺を師に附し改めて曹洞宗の道場となす、乃ち登山入りて中興し、諸嶽山總持寺と號す、寺傳に同年八月後醍醐天皇十種の疑問を設けて、諸禪僧に質したまひたるに、登山の奏對最も觀感あり、勅して此寺を官寺に列し、紫衣を賜ふと云ふ、正中元年七月登山法席を弟子峨山に讓る、これより峨山大に寺基を興す、正平六年峨山の弟子太源通幻無端實峯大徹の六人此寺の境内に各一院を開き、是等五院の住持交替して、此寺の住持となることす、天文九年二月一宗僧侶階昇進の事に關して、永平寺に抗し、爾來兩寺の間紛議絶ゆることなし、元龜元年火災に罹りて諸堂燒失し、天正十七年後陽成天皇勅して此寺を一宗の本寺となしたまひたりと云ふ、元和元年徳

ソウチ

川家康加賀寶賢寺住持泰山の請を答れ、此寺を本山となし、同年七月永平寺並に此寺に法度を下し、國主前田氏亦條目を定む、之れより永平寺を總本山と號す、寛永四年再び位階昇進の事に關して紛議あり、幕府の官裁を請へり、明曆三年國主前田氏寺領四百石を寄附し、且總持寺條目を改定す、然れども爾來紛議絶ゆる事なく、元祿十六年寛政八年文久元年明治五年官裁を請へり、十二年二月再び兩大本山盟約を結び、廿五年三月盟約を破棄して分立せんとして紛議あり、今日に至り兩本山對立するも總持寺の末寺は一宗の大部分を占む、寺域は五千四百餘坪にして、總門(三松閣)を入り、寶珠橋を渡れば、正門に勅使門あり、勅使門の次に一大樓門あり、之を入れば正面に佛殿あり、右に法堂、紫雲閣、暮沿齋、接賓館、祥雲閣、茶所、大庫裡、左に衆寮、東司、四堂寮等あり、佛殿の後に祠堂あり、その傍より峻しき磴路を登りたる所に傳燈院あり、而も堂宇の壯麗なる實に國內に冠たりしが、惜いかな、明治三十一年四月火災に罹りて灰燼となれり、依りて三十九年、此寺を武藏國檜橋郡鶴見に移轉せんとするの議起り、能登の信徒の反抗ありたるにも拘はらず遂に決行することとなり、工事に著手し一部の完成を見るに至る(三州志、曹洞宗史略、名勝地誌)

ソウチ

ソウチヤウ 宗長 名諱字は久庵、待月庵考) 總地頭 總領地頭(ソウチヤウ)を見よ、



ソウチ

ソウチヤウテンワウ 增長天王 佛經にて四天王の一、梵語に毗留勒又、又は毘流離と云ふ、譯して增長と云ふ、又免離と譯す、能く自他の威徳善根を増長せしむる故に名づく、南方の主にて南州を守護す、故に南方天王と云ふ、須彌山の半第四層の南端瑠璃に居す、鳩槃荼等の元量百千の鬼神を領す、身は赤肉色にて右に利劍を持し、左に拳を作りて腰に安す(續譯名義集、佛教いろは辭典、尊容抄、佛語解釋)

ソウツ

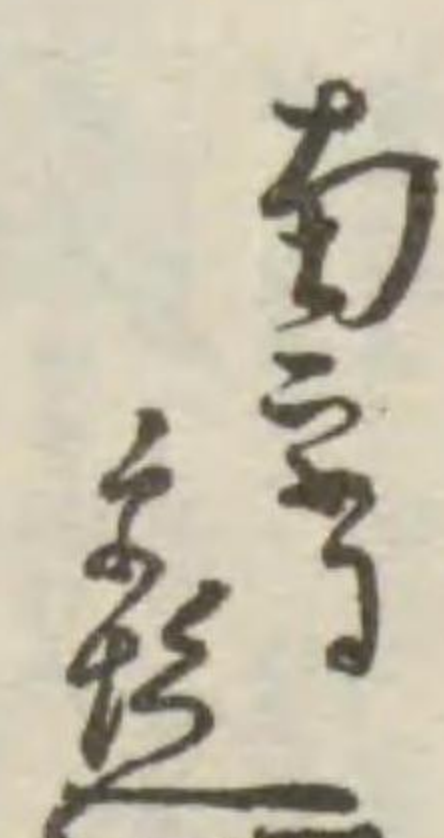
大僧都、天武天皇白鳳二年十一月、元興寺道昭を任ぜしを始めて、桓武天皇延暦十五年、少僧部行賀之に任ず、興福寺にての始め、淳和天皇天長四年少僧部空海之に任ず、真言宗にての始め、醍醐天皇延喜十六年四月、天台座主増命之に任ず、天台宗にての始めなり、爾來四大寺の僧の顯密に兼通する人にあらずれば此職に補するを許されずと云ふ、權大僧都、文德天皇仁壽三年十月、少僧部眞濟を任ぜしを始めて、村上天皇天曆五年七月、延昌之に任ず、天台宗にての始め、後興福寺の經教之に任ず、唯識宗にての始めなり、少僧都、天武天皇白鳳二年十二月、義成を任ぜしを始めて、孝謙天皇天平勝寶七年五月、慈訓之に任ず、興福寺にての始め、淳和天皇天長元年三月、空海之に補す、真言宗にての始め、宇多天皇寛平二年、座主圓珍之に任ず、天台宗にての始め、爾來四大寺の僧顯密兼學の人にあらずれば容易に任ぜざりき、權少僧都、仁明天皇嘉祥三年十二月、律師道雄を任ぜしを始めて、朱雀天皇承平五年十月、法眼尊意之に任ず、天台宗にての始め、爾來台密の僧徒にて傳法灌頂を受けし後之に任ず、起原階階支那の劉宋に沙門都、隋に國僧都の稱あり、我國には推古天皇の朝に、鞍部德積を任ぜしを始めて、其後大少僧都の二つに分る、天武天皇二年十二月、僧義成を少僧都に任じ、大僧都は天武天皇二年十一月、僧道昭を大僧都に任ぜしを初例とす、扶桑略記に、文武天皇慶雲元年三月、始めて大少を分つとなすは誤なり、權僧都の始めは、文德天皇仁壽三年十月、少僧部眞濟を權大僧都に、仁明天皇嘉祥三年十二月、道雄を權少僧都に任ぜしを始めて、圓融天皇元四年、大僧都一人、少僧都二人とし、白河天皇應徳三年十一月には大僧都一人、少僧都二人、權僧都一人となり、鎌倉時代以後は數十人の多きに

ソウツ

至る、永宣旨にて任じたり、僧綱(ソウカウ)を見よ(書紀、續紀、初例抄、僧綱補任、官班記、諸宗儀範)
ソウツ井フシ 總追捕使 (一)守護を云ふ、(二)ユゴシを見よ、(三)諸莊園神社等に置きたる職名、追捕使(ツキアヒシ)の條を見るべし、
ソウニン 奏任 令制にて、任官の等級の三の一、大臣の奏聞によりて官を授くるを云ふ、内外諸官の主典以上及び郡領軍殺等を云ふ、勅任(チヨクニン)參看(令義解、官職雜儀)
ソウニンモン 崇仁門 大内裡内廊の門、軒廊戸とも云ふ、紫宸殿の西北、明義門の西に在り、即ち紫宸殿北廂の西階より清涼殿に至る道に在り、鳥羽天皇の諱によりて額を撤すと云ふ(拾芥抄、大内裡圖考證)

ソウハ

當、座主、長者を云ふ、各條參看、
ソウハウ 宗彰 名譽 澤庵と號す、別に東海尊翁と云ひ、冥子と云ふ、系統 秋庭綱典の子、綱典は山名氏の家臣、但馬出石の人、母は牧田氏、臨濟宗勝福寺に入りて希先和尚に師事し、山城大德寺の童甫の郷に來るに會し、隨侍して大德寺に至り、妙心寺の愚堂和尚に參請し、後大和に遊びて教義を學習し、且和泉に至りて文西一凍の諸和尙に參請し、慶長九年八月四日一凍より印可を受け、同十一年大德寺の首座となり、後和泉の南宗寺に住し、十四年三月玉甫等の推舉により、勅を拜して大德寺に住したるも、僅に三日にして辭し、和泉に還り、後京都に入りて大德庵に住す、近衛信尹、細川忠興、淺野幸長等歸依するもの多し、後大和和泉の地方に流浪し、詩歌吟詠す、鳥丸光廣屢々之に書を贈り、師亦光廣より文學上の教を受けたり、元和四年三月大德寺住持義隆退隱し、後住に關して議論ありしが、師等正隱を推し、同年四月勅あり正隱住持となり、古例に依り紫衣を賜ふ、然るに翌五年に至り、幕府は正隱の開堂を以て法度に違ふものとなし、京都の所司代に命じて嚴責せしむ、一山の大家大に恐懼す、師亦方辭解したれども、聽許せられず、六年二月幕府は師及び玉室江月等を江戶に召して詰問し、七月廿五日に至り、師を出羽上山に配流し、正隱の紫衣を奪ふ、既にして師を出羽上山に配流し、山中に普雨庵を營つて居居せしが、九年八月廿九日、山中に對り、勅に歸還せしむ、寛永十一年七月廿九日



三日にして辭し、和泉に還り、後京都に入りて大德庵に住す、近衛信尹、細川忠興、淺野幸長等歸依するもの多し、後大和和泉の地方に流浪し、詩歌吟詠す、鳥丸光廣屢々之に書を贈り、師亦光廣より文學上の教を受けたり、元和四年三月大德寺住持義隆退隱し、後住に關して議論ありしが、師等正隱を推し、同年四月勅あり正隱住持となり、古例に依り紫衣を賜ふ、然るに翌五年に至り、幕府は正隱の開堂を以て法度に違ふものとなし、京都の所司代に命じて嚴責せしむ、一山の大家大に恐懼す、師亦方辭解したれども、聽許せられず、六年二月幕府は師及び玉室江月等を江戶に召して詰問し、七月廿五日に至り、師を出羽上山に配流し、正隱の紫衣を奪ふ、既にして師を出羽上山に配流し、山中に普雨庵を營つて居居せしが、九年八月廿九日、山中に對り、勅に歸還せしむ、寛永十一年七月廿九日

ソウハ

寺に歸り、二條城に入りて將軍家光に謁し、一たび但馬に歸り、尋て家光の召によりて江戶に下り、柳生宗矩等の歸依を受く、寛永五年家光品川に東海寺を建立す、師入りて開山となり、十六年四月開堂の盛典を擧ぐ、後ち京都に上りて上皇の勅を拜し、宮中に宗要を説き、正保二年十二月十一日東海寺に寂す、年七十三、語録、玲瓏隨筆、不動智神妙錄、假名法語等あり(年譜、行狀、本朝高僧傳)
ソウハタフキヤウ 總旗奉行 「ハタフギヤウ」を見よ、
ソウバンシユウ 總番衆 「バンシユウ」を見よ、
ソウヒツ 宗弼 名譽 號は授翁、萬治二年七月勅して神光寂照禪師と諡し、明治二年勅して圓鑑國師と加賜す、北朝曆の初め、關山禪師に師事し、遂に其法を嗣ぎ、關山妙心寺に寂するに方り、同寺第二代となり、大に寺基を興す、康暦二年三月二十八日寂す、年八十五、妙心寺西院に塔を建て、天授院と云ふ、法嗣宗因等あり、妙心寺六祖傳に、授翁宗弼を藤原藤房の出家したるものなりとなし、扶桑隱逸傳、延寶傳燈錄、本朝高僧傳、正法山誌等皆、これを踏襲し、本朝通史、假寐夢等、其誤を辨す、妙心寺文書中北朝より授翁宗弼に賜けりたる繪旨等あり、是等に依れば、其北朝より厚遇を蒙り、屢々田園等を給せられたるを知るべし、此の如き北朝の關係を見るも、授翁宗弼が藤房にあらざることは明白なり(史學雜誌、日本佛家人名辭書)
ソウフク 僧服 法衣(ホフエ)を見よ、
ソウフクジ 崇福寺 所在 筑前國糟屋郡千代村大字堅槽の横嶽山と號す、宗白、臨濟宗大德寺派、起原階階、仁治元年、僧湛慧大宰府横嶽に一寺を建

ソウハ

立す、翌年圓融(聖一國師)來り歸りて博多に至り、湛慧之を請じて開堂説法せしむ、圓融宋を去る時、其師徑山の無準禪師勅賜萬年崇福禪寺の額を書して興ふ、圓融其額を齎し來りて此寺に掲ぐ、寛永元年に勅あり、博多の承天寺、並に此寺を官寺としたまふ、其後圓融京都に上りて東福寺を開く、湛慧、南浦(大應國師)を請じて開山となす、南浦此寺に住すること三十三年にして、嘉元元年勅を拜して京都萬壽寺に住す、乃ち此寺を弟子即山に附す、後ち大友宗麟筑前豐前肥前の内二百三十四町六段を寄附す、天正十四年七月、兵火に罹りて諸堂宇燒失して荒敗に歸す、慶長五年黒田長政當國主となるに及び、大德寺の春屋禪師を請じて再興祖となす、博多の東十里松の内に移し、一家の菩提所となす、即ち今の地なり、慶長六年長政三百石を寄附し、後開山塔領五十石を寄附す、明治以後稍々衰へたれども、境域一萬四千九百餘坪、本堂、庫裡、開山堂、鐘樓、寶庫、總門、中門、唐門、帆風門等ありて、西國の一大禪刹と稱す、○黒田如水以下歴代の墳墓あり(筑前國續風土記、名勝地誌)
ソウヘウ 宗廟 帝王の祖先の靈屋、大神宮、石清水八幡宮を云ふ、支那の制に倣ひて假に稱する所なり、大神宮を第一宗廟とし、又大廟とも云ふ、石清水八幡を第二宗廟とす、拾芥抄に「兼豐註進云、宗廟事、大神宮石清水御事也、口傳云、宗廟社稷之號分別事云々、皇帝祖神號宗廟云々」と見え、神皇正統記に「皇大神とあがめ奉て、天下第一の宗廟にまします云々、諸神記石清水の條に「八幡大菩薩者朝廷之宗廟也、八幡最童訓に「第二宗廟と祝はれ給者也云々、神皇正統記に「此御時(清和)字佐の八幡大菩薩、皇城の南、男山石清水に移り給ふ(中略)新宮を造りて、宗廟に擬せらる云々」と見えたり、大廟と稱

ソウハ

する例は、兵部記仁安三年十二月廿九日の條に、表大廟之異、他云々、し御鏡傳傳記に「惟天下大廟也、國家社稷也」と見えたり、玉勝間にも「神社を後世の人の、其は宗廟ぞ、それは社稷ぞなど、かしこげに云ふは、唐國ことのわたくしごと也、古にすべし宗廟社稷と云へることなし、書紀などにをり、其字は見えたり、たゞ酒色の漢文にして、固より神社と云へるにはあらず、さる故にくにいへなど訓り、くにいへとは漢文の國家の訓をうつしたる也、さて諸々の神社を、廟とは申すまじきよとは、筑前國の香椎廟のみ、古書どもにとりわきて廟とは申して、こは神名帳に入らず、故あることなるべし、これを置きては、豐前國の大帶廟神社あり云々と云へり、
ソウホウ 宗峰 妙超(メウチヤウ)を見よ、
ソウホフム 總法務 「ホフム」を見よ、
ソウメイモン 崇明門 大内裡内廊の門、又北戸と云ふ、紫宸殿の北廂の東階より内衛門を出て、宣仁門に至る軒廊の間に在る北面の門なり、左近陣座の北に在り(大内裡圖考證)
ソウメイモン 崇明門院 名譽 禪子 後宇多天皇の第二皇女、母は掄子女王、後醍醐天皇の皇太子邦其親王の妃、元應元年十月廿八日内親王宣下、正中三年邦其親王薨去の爲め尼となる、元弘元年十月廿五日准三宮同日院號、同三年一たび止められしが、延元三年四月院號を復せらる(女院小傳、皇胤紹運錄)
ソウメツケ 總目付 江戸幕府の職名、後の大目付なり、徳川實紀、寛永九年十二月十九日の條に「この日大阪町奉行兼堺奉行水野河内守守信並柳生但馬守宗矩、目付秋山修理亮正重、井上筑後守政重總目付を仰付らる、これ今の世に大目付といふも

ソウモ

の、濫觴なりといへり、オホメツケル参看、
ソウモン 桑門 淨行を修する者、梵語の轉訛にて沙門、喪門、室摩那摩等皆同じ、此に功勞、勤息、息心等と譯す、シヤモンと見よ、

ソウヨシトモ

名崇虎石翁、萬松院と號す、系統義調の子、世々對馬を領す、天正十五年豊臣秀吉の九州を征せし時、義智兵を出して幕下に屬せしかば、其本領を安堵し、十八年秀吉の命により、家人柳川調信を從へて朝鮮に赴き、倭交の事を周旋し、七月その國使を具して都に上り秀吉に謁す、秀吉大に喜び、侍從に任じ、羽柴の姓を授く、文祿元年征韓の軍起るに及び、一方の先陣として彼國に渡航し、各地に轉戦する事前後七年の久しきに亘る、尋で慶長四年石田三成等の兵を擧ぐるや、義智これに與し、柳川調信に軍を授けて伏見城を攻めしが、戰終るの後、徳川家康は特に其罪を免じて本領を安堵せしむ、九年朝鮮の使僧松雲對馬に來り、義智に就きて和好の事を議し、且捕虜となりて我國に來れるものを還さん事を請ふ、義智間に在りて家康に説き、其請を容れしめしかば、朝鮮の君臣大に喜び、十一年はじめて信使を我國に送り、十二年五月、江戸に於て徳川秀忠に謁して國書を呈す、兩國の和好全く成る、幕府其功を賞して十萬石の列に加へ、位必ず四位に上り、官必ず侍從に至るを以て家格と爲す、尋で十四年春日のごとく、對馬の船年毎に二十艘を朝鮮に渡し、釜山港にして交易の利を通せんことを約し、十七年に至りてまた其數を添ふ、二十年、大阪冬の陣の時に、自ら兵を率ゐて、攻圍軍に加はりしが、幾干も八番嶺、徳川實紀、野史

ソウリ

ソウリウ 宗隆 景川と號す、勅して本如實性禪師と諡す、幼にして伊勢の圓明寺に投じて得度し、十九にして遊方し、雲谷祥、桃隱明、義天詔に參謁し、後雪江深に龍安寺に親附す、一日棒下に豁然として大悟す、大和高市の郡主橋氏、與雲寺を建て、請じて開山となす、文明七年勅を奉じて大徳寺に住す、後妙心寺龍安寺尾張の瑞泉寺等の諸刹に歴遷す、細川政元京都に大心院を建て、請じて住持せしむ、明應九年三月朔示寂す、年七十六(延寶傳燈錄、本朝高僧傳)

ソウリンジ

雙林寺 所住山城國京都下京區圓山公園内の金玉山と號す、初め靈鷲山沙羅雙樹林寺、法華三昧無量壽院と號す、崇徳天皇宗、後醍醐宗、南無彌陀如來(傳教大師の作)、最澄の開基、延暦二十四年、最澄唐より歸るや、佛經佛具を朝廷に獻す、天皇左大史尾張連定鑑をして此寺を建立せしめ、其佛經佛具を置き、沙羅雙樹林寺と稱して、最澄に賜ふ、後延暦寺を立つるに及び、其別院とせり、鳥羽院最も本寺に歸依し、皇女綾雲女王を住持とし、雙林寺宮と稱す、應永中僧國阿、時宗に改め、俗に東山道場と稱せらる、後に時宗一派の本山となれり、初め、寺中に長善菴、妙吉菴、發心菴、勝林菴、華圓院、蓮華院等あり、林泉幽遠、東山の一勝地たり、豊臣秀吉嘗て此に閑遊し、花を賞し、制札を立て、枝を折ることを禁せしめたり、中古以來屢々兵燹に罹り、堂塔房舍悉く燒失し、近世益々頽廢し、僅に藥師堂の一字を存す(山城名勝志、山州名勝志、平安通志、京華要志)

ソウリヤウ

總領 「ソウリヤウヤウ」を見

ソウリヤウチトウ

總領地頭

ソウロ

名の地頭を統領支配する者、總地頭または總領ともいふ、後には大概一家の宗たる者、支流たる輩の領知を統領せるを云へり、此れ祖先傳承の地頭職を家族の繁茂する儘に、一郷一所を分與して地頭たらしめたるが、其宗家を總領と定め、軍役、番役以下の公事を指揮し、軍糧を收めしめたり、(源朝)養和元年閏二月、源賴朝の乳母を相模國早川庄總領地頭職とせしを始めとす、文治元年十一月、朝廷より賴朝日本國總地頭に補せられしが如く保曆間記、承久記に見えたるは誤なり、貞永元年總地頭等言を所轄に託して、領内名主職の地を採り、又横領すること禁じたり、又兵役ある毎に、庶子皆總領に屬して、別に一隊を爲す事を得ず、凡常陸大掾平氏の如き、其族七家あり、七家の分派、各所屬の總領あり、七總領、一の大掾氏に隸屬す、即大掾を呼びて大總領と云ふ、室町幕府に至り又之を置く、寶徳二年六月、高山持國、總領職を其子義就に讓與せんと請ふ、幕府これを許して安堵狀を與ふ、以て其一端を見るべし、織田豊臣時代絶えて江戸時代以後は只嫡子の稱にのみ残り「ヤウシヨク」參看(武家名目抄、官制沿革略史)

ソウロク

僧録(總録) (一)禪宗の僧職(二)眞言宗新派の僧職、其役所を僧録司といふ、僧録の義は、象器、録、録之事ことと見ゆ、また類聚名物考に、其の事をスペルスの意なり、後漢書胡廣傳に、聖帝立、與大傳陳蕃、參書録尚書事、復封故國、以病自乞、會蕃被誅、代爲大傳、總録如故とあるより出づると見えたり、而して其職は、唐の憲宗皇帝の元和二年に、端甫を僧録と爲し、左右兩街の僧事を録せしめたるに始まる、我國には、蓋し之を撰擬したるものにして、世或は左街僧録と稱す、右街僧録と稱す、其に依りたるものにして、故に右街僧録といふ

ソウロ

るにばあらざるなり、(一)後醍醐天皇の康暦元年十月十三日、時の將軍足利義滿はじめて春風妙庵を僧録と爲し、五十十刹以下諸禪寺の出世舉薦の事を掌らしむ、空華日工集同年十一月十二日の條に、「樹中心書至自京、乃審春風和尚以三月十三日、領天下僧録之命」と見えたるもの即ち之なり、二年正月を以て妙庵職に就きて事を見る、既にして永徳三年義滿の鹿苑院を興すや、其住持をして必ず僧録職を兼ねしめ、爾來遂に例となる、尋で同院の隆涼軒の住持を以て副僧録と爲したり(後世に至り副僧録停廢す)而して僧録の職には、必ず大禪刹の住持より轉する例にして、至徳二年善幢が大徳寺の書記より轉じたるが如きは、異例なりとす、文安二年に至り、大徳寺は後醍醐天皇の勅願道場たるを以て、南禪寺に准じて紫衣を賜ひ、文正中には妙心寺、大徳寺に准じて紫衣道場となり、後ちまた平寺も紫衣道場たるに及び、三寺共に皆總録の支配を受けざるに至れり、今此等の事實に因りて考ふれば、僧録の職たる、其最初にありては、天下一般の諸禪刹をも支配したりしも、大徳妙心永平寺等大禪刹の反抗を來し、其節度を受けざるに至りしかば、後世に於ける僧録の威力の及びたるは、僅かに五十十刹及び其法流を承けたる禪寺のみに限られたりき、豊臣秀吉の時に至り、鹿苑院の塔頭豐光寺の住持承兌を僧録とす、秀吉薨するの後、徳川家康、足利學校の元信を以て之に任じたるかの如くに思はる、記事望海每談に載せたり、尋で元和元年七月五十十刹諸山法度を發布するに及び、鹿苑院涼之官職者、先代之規模也、時不足叙用、毀破之訖、自今以後、以五十山之長老之中、歸依之僧一員、可兼補之、官資並入院出仕之儀式等如先規、可有重賞事」と規定し、鹿苑院世

ソウロ

襲の制全く廢せられしが、同五年徳川秀忠より、金地院宗傳に賜ひし朱印狀に、「任元和元年七月先判之旨、彌留止鹿苑院涼之僧職、令兼補于宮院訖、五十十刹諸山之諸法度、出仕官資入院之儀式等、守同規、如先判可被沙汰之狀如件」とあり、此の時より宗傳の帶する所となる、而して其職たるや、出世官資入院等の事に關して、五十十刹及び其法流を承ける諸禪寺のみを管し、他の大徳妙心永平總持寺等の大禪刹は其下に屬せざりしかば、宗傳は幕威を假りて、これを壓せんと謀りしと雖も、目的を達する事能はざりき、かく宗傳は宗務の上にては一般に統一するを得ざりしも、政治の上よりしてこれを管し、寺社の訴訟のごときは、常に之を裁斷せり、有司勤仕録寺社奉行の條に、「昔は此職無之、寺社之事は、金地院並林永喜(道春の弟)倍長老支配する事なり、今も法の上にて、重き事は、金地院に相談する事なり」と見え、明良帶録寺社奉行の條にも、「寛永十二年堀東市正始めて勤む、此頃は評定所なれば、奉行の第宅を金地院(宗傳なり)出座、寺社の訴訟を聽けり」とあり、なほ鶴の毛衣に、「古は寺社訴訟の事、金地院計らひけるが、寛永中より武家の職となるなど見えたるにて之を證するを得べし、宗傳後ち金地院を江戸の芝に營みて之に移り、尋で其職を去るの後、元其其職を繼ぎたりしが、寛永十二年寺社奉行をおくに及び、訴訟裁判等の實務は凡て奉行の手に移り、僧録は只僧侶の名簿等の事のみを掌ることとなりて、維新の際までは是を傳承せり、此外また別に曹洞宗の僧録職あり、室町時代應永の頃寂靈始めて之に補し、一宗の僧事を管したりし事、傳燈録に見えたるに信難し、恐らくは後世強て寂靈に附會したるものなるべし、江戸時代に及びては、慶

ソウロ

- 長中下總持寺、武藏龍藏寺、浪江大河寺を僧録とす、尋で大河院を除きて下野大河寺を加へたり、其他諸國にも僧録ありたりき、蓋し兩頭の類なり、(二)徳川五代將軍綱吉の時、護國寺住持隆光、吉及び其生母桂昌院の尊榮を受け、元禄十四年眞言宗新派僧録職を命ぜられ、同派の事を管轄したり、之れ蓋し禪宗の僧録に倣ひしものなるべし、尋で職を覺眼に傳へしが、享保二年護持院火災に罹りて大塚護國寺に移さるゝに及び、覺眼寺務を免じ、之と同時にまた僧録職を廢せられたり、いま鹿苑院、金地院、護持院における僧録職の歴史を示せば左のごとし(釋氏要覽、空華日工集、禪林象器箋、諸宗儀範、白石神書、望海每談、僧録歴史記、日本洞上輪燈錄、正法山誌、徳川實紀)
- 鹿苑院僧録歴代
- 春屋(妙範) 絶海(中津) 無求(周仲) 空谷(明應)
- 海印(善隆) 空谷 絶海 空谷
- 大岳(周崇) 殿中(周顯) 古騰(周勝) 寶山(乾珍)
- 用剛(乾治) 瑞溪(周鳳) 春林(周藤) 瑞溪
- 東岳(澄听) 龍岡(眞圭) 瑞溪 僧嚴(澄安)
- 維馨(梵桂) 惟明(瑞智) 月養(周鏡) 錦江(景文)
- 横川(景三) 景徐(周麟) 金溪(梵鑑) 文遠(壽顯)
- 金溪 芳輝(光隣) 宗山(等貴) 東雲(景岱)
- 景甫(壽陵) 梅叔(法霖) 文遠 梅叔
- 汝雪(法叔) 春湖(壽信) 惟高(妙安) 春叔(洪臻)
- 陽山(瑞暉) 仁如(集葵) 江春(瑞超) 西笑(承兌)

ソエン

有節(瑞保)一祈叔(顯時)後中... 金地院僧徒歴代... 〇以心(崇傳)一元良(最巖)...



(集苑掛纂編料史)藏所寺譚南都京

乃ち京都に入り、東福寺普門に謁す、普門南禪寺に... 〇武内宿禰一石川宿禰一滿智...

ソガウ

都を置き、西蝦夷郡を廢して始其郡に編入す(郡名異... 蘇我氏 皇朝、朝臣姓、臣姓あり、...



ソガト

萬、通稱は十郎、五郎時致の兄(蘇我)伊藤祐親の孫、... 河津祐康の子(蘇我)祐成兄弟な幼なるの時、父祐...

ソガノ

の弟(蘇我)兄と共に父の仇なる工藤術臣を富士野に... 蘇我稻目 石川宿禰の玄孫、高麗の子...

ソガノ

三年二月家を甘藷園に營み、蝦夷の家を宮門、己... 蘇我馬子 鳥大臣と號す...

ソガノ

蘇我馬子に對して、天皇許可し給ひしかば、守屋自ら寺に... 守屋は穴穗部皇子を立てんとしたれども、馬子は皇...

ソシヤウ

志、歌舞音楽略史)
ソシヤウ 素性 俗名は其峰、玄利

近衛將監たり、後ち父の勤めによりて出家し、雲林院に住す、寛平八年閏正月、宇多天皇雲林院に行幸ありし時、權律師に任ぜられ、度者一人を賜ふ、後ち石上の真因院に居る、昌泰二年十月宇多法皇、宮の瀟遊覽の時、素性が真因院に在るを聞召して之を召し、各所を案内せしめられ、其際、今日供奉の者は皆俗人なれば、素性の呼び名も、假に俗に従ふべしと詔ありて、真因院の文字に因み真因朝臣と呼ばせ給へり、かくて其夜また高市郡なる行宮に祇候したるに、法皇は、真禪師(素性の事なり)は和歌の名手なれば、まづ歌を以て、旅の心を慰むべしと仰ありしかば、「秋山にまよふ心を宮瀟の瀧のしら泡にけちやばててん」と詠じたりき、尋て延喜六年二月醍醐天皇の詔を奉じ、慶芳舎の屏風に、九年十月には同じく御前に於て屏風に書し、赤絹、綿、馬等の祿を賜へり、また後の百人一首に入りたる「今こんといひしばかりに長月のありあけの月をまらぬかな」といへる有名なる詠は、古今集戀四に題しらすとして入りたり、歿年詳かならず(三十六人歌仙傳、百人一首一夕話)
ソシヤウ 楚俊 名は字は明極、後醍醐天皇勅して佛日經禪師の號を賜ふ、俗姓黃氏、明州慶元府の人、幼にして出家し、竹窓、横川、虎岩の諸禪師に歷事し、虎岩の法を嗣ぎ、徑山天童に至り第一座となり、我元徳二年招聘に應じて來り、後醍醐天皇の歸依を受け、數々宮中に住法を説く、北條高時に請ぜられて鎌倉に下り、建長寺に住し、後ち勅を拜して京都に上り、南禪寺に住し、又建長寺に遷り住す、攝津廣嚴寺の開山となり、同寺に留り、後ち退

ソシヨウ

隱して、雲澤菴少林菴に留る、建武三年九月廿七日建仁寺の方丈に寂す、年七十五、臘六十三、廣嚴寺縁起に、楠木正成戦死の前、師を問うて參謁し、法を受けたりとあれども、事實にあらざるべし、法嗣永闕、圓程、得芳、得禪、得哲、得志、得瑞、得瓊、希融あり
(附註) 語録(塔銘、本朝高僧傳、延寶傳燈錄)
ソシヨウ 訴訟 訴訟の事實は上古よりありと雖も、制度として見るべきなし(上古)は氏族制度行はれしを以て、一族内の争訟は、大抵其族長これを裁決したり、即ち氏々の争訟は小氏の氏上、小氏の氏上の争訟は大氏の氏の上、大氏の氏の上の争訟は朝廷に於て是を決するの法なりき(王朝時代)孝徳天皇の大化元年に鐘馗を朝に設け、憂を衝める人をして、伴造及び僧長に由りて腰を懸に投じて直に訴へしめ、所司懈怠して理せざるか、或は阿黨して曲ある時には、訴者を鐘を撞かしむ、二年また其身に私せずして、心専ら國家の爲にする者に限り、諫疏に題名せずして懸に投ずることを許したり、文武天皇の大寶年間、律令の撰定あるに及び、その制度亦漸く定まる、即ち訴訟は皆下より上りて、次第に上に至るとにて、官吏はまづ被告人の本所に經、白丁(庶人)はまづ被告人の本所に經、本屬とは、京にては京職を指し、京外にては郡司を指す、而して其路一日程以上なるか、もしくは事の疑ある時は、隨近の官司に經ることを得るなり、然るに訴人其處斷に服せずして、上訴せんとする時は、官司は判文の外に、更に不現狀を與へ、訴人の上陳することを應ず、訴人は不現狀を齎して次を以て上陳す、即ち官司より與へたる不現狀ならば、これを官司に訴ふ、官司の與へたる不現狀ならば、官司の不理現狀を請ひ刑部省に訴ふ、訴人刑部省の處斷にも服せざる時は、其不現狀を請ひ、太政官に至り辨官に訴ふ、また服せざる時は、不現狀を請ひて中務省に直り上表す、而して不現狀を請ふと雖も、官司故らに延引して、三日を経るまで給せざる時は、訴人はその官司の姓名を録して、其上にある官司に訴ふ、上の官司は、その訴狀に准じて、給せざる所由を前の官司に推問して、然る後處斷す、以上の秩序に循はざるを越訴と稱し、訴ふる者受くる者並に罪あり、また判決の後に被告人を召喚すべき事あらば、三日を限りて被告を召喚す、もし被告延引逃避して至らざれば、更に判決して二十日をまら、なほ至らざれば主典(第三等の官)は即ち檢發し、判官は被告を待たずして判決す、もし後に被告人出で來りて申訴し、前の判決の理由盡きたる所ありて判決を改むべき時は、更に改めて判決するなり、尋て稱徳天皇の天平神護二年に、吉備眞備の奏に依り、二柱を中壬生門に建て、官司に抑屈せらるる者、百姓の冤枉ある者をして、柱下に至りて申訴するの制を定む(鎌倉室町時代)には公事、又雜訴等と稱し、原告を訴人、被告を論人といひ、兩者互に相謂て、敵方、敵方と唱へ、訴人もしくは論人の論辯を證言する人を證人と稱し、なほ原告の訴狀を申狀、被告の答書を陳狀とも稱したり、而してその訴陳兩狀をまた目安とも解狀ともいふ、目安とは、訴狀の中に款目を標し、一見して暗易からしむるをいへり、この兩時代には、朝廷にては記録所、文殿(共に室町時代のはじめまで、衰微しながらもなほ實務を行ひしが如きも、その以後は全く空名に過ぎざりき)幕府にては問注所、政所(刑事は待所)及び地方にては地頭(刑事は守護)に於て之を司り、なほ法廷にして久しく其訟を斷せざる時は將軍に訴ふるとを許す、これを越訴と稱

ソシヨウ

隱して、雲澤菴少林菴に留る、建武三年九月廿七日建仁寺の方丈に寂す、年七十五、臘六十三、廣嚴寺縁起に、楠木正成戦死の前、師を問うて參謁し、法を受けたりとあれども、事實にあらざるべし、法嗣永闕、圓程、得芳、得禪、得哲、得志、得瑞、得瓊、希融あり
(附註) 語録(塔銘、本朝高僧傳、延寶傳燈錄)
ソシヨウ 訴訟 訴訟の事實は上古よりありと雖も、制度として見るべきなし(上古)は氏族制度行はれしを以て、一族内の争訟は、大抵其族長これを裁決したり、即ち氏々の争訟は小氏の氏上、小氏の氏上の争訟は大氏の氏の上、大氏の氏の上の争訟は朝廷に於て是を決するの法なりき(王朝時代)孝徳天皇の大化元年に鐘馗を朝に設け、憂を衝める人をして、伴造及び僧長に由りて腰を懸に投じて直に訴へしめ、所司懈怠して理せざるか、或は阿黨して曲ある時には、訴者を鐘を撞かしむ、二年また其身に私せずして、心専ら國家の爲にする者に限り、諫疏に題名せずして懸に投ずることを許したり、文武天皇の大寶年間、律令の撰定あるに及び、その制度亦漸く定まる、即ち訴訟は皆下より上りて、次第に上に至るとにて、官吏はまづ被告人の本所に經、白丁(庶人)はまづ被告人の本所に經、本屬とは、京にては京職を指し、京外にては郡司を指す、而して其路一日程以上なるか、もしくは事の疑ある時は、隨近の官司に經ることを得るなり、然るに訴人其處斷に服せずして、上訴せんとする時は、官司は判文の外に、更に不現狀を與へ、訴人の上陳することを應ず、訴人は不現狀を齎して次を以て上陳す、即ち官司より與へたる不現狀ならば、これを官司に訴ふ、官司の與へたる不現狀ならば、官司の不理現狀を請ひ刑部省に訴ふ、訴人刑部省の處斷にも服せざる時は、其不現狀を請ひ、太政官に至り辨官に訴ふ、また服せざる時は、不現狀を請ひて中務省に直り上表す、而して不現狀を請ふと雖も、官司故らに延引して、三日を経るまで給せざる時は、訴人はその官司の姓名を録して、其上にある官司に訴ふ、上の官司は、その訴狀に准じて、給せざる所由を前の官司に推問して、然る後處斷す、以上の秩序に循はざるを越訴と稱し、訴ふる者受くる者並に罪あり、また判決の後に被告人を召喚すべき事あらば、三日を限りて被告を召喚す、もし被告延引逃避して至らざれば、更に判決して二十日をまら、なほ至らざれば主典(第三等の官)は即ち檢發し、判官は被告を待たずして判決す、もし後に被告人出で來りて申訴し、前の判決の理由盡きたる所ありて判決を改むべき時は、更に改めて判決するなり、尋て稱徳天皇の天平神護二年に、吉備眞備の奏に依り、二柱を中壬生門に建て、官司に抑屈せらるる者、百姓の冤枉ある者をして、柱下に至りて申訴するの制を定む(鎌倉室町時代)には公事、又雜訴等と稱し、原告を訴人、被告を論人といひ、兩者互に相謂て、敵方、敵方と唱へ、訴人もしくは論人の論辯を證言する人を證人と稱し、なほ原告の訴狀を申狀、被告の答書を陳狀とも稱したり、而してその訴陳兩狀をまた目安とも解狀ともいふ、目安とは、訴狀の中に款目を標し、一見して暗易からしむるをいへり、この兩時代には、朝廷にては記録所、文殿(共に室町時代のはじめまで、衰微しながらもなほ實務を行ひしが如きも、その以後は全く空名に過ぎざりき)幕府にては問注所、政所(刑事は待所)及び地方にては地頭(刑事は守護)に於て之を司り、なほ法廷にして久しく其訟を斷せざる時は將軍に訴ふるとを許す、これを越訴と稱

ソシヨウ

へり、但し鎌倉時代には、將軍の權力早くより執權に移りければ、直裁は全く行はれず、只執權連署の決斷を以て最終とするに至れり、又同時代には、別に裁判の遲滞もしくは冤枉等に當り越訴を受くるが爲に、越訴奉行あり、室町時代には次第に侍所の權力重くなりて、訴訟裁判の權もこれに移り、問注所は只記録證券のみを専ら掌管せしと、宛も王朝時代に、檢非違使の權重くなりて、刑部の官その職掌を失ひしに似たり、而して訴訟の手續は、鎌倉時代には、訴人まづ本解狀を出せば、論人は答辯書を作りて官司に進呈す、これを初答狀といふ、而して訴人又由て問ふ所あり、論人再び之に答へ、尋て三度問狀を出し、三度答狀を呈す、これを二問二答、三問三答と稱す、而して訴人なほ言はんと欲するとあれば、更に追加申狀を出すとあり、此に於て司法職は右等の書狀を檢して判決を下すものにして、文書を以て決しがたき時に至り、はじめて訴人論人を召喚し、對決を行へり、室町時代には大略これと同じく、只訴論人の文書は、共に目錄に載せ判決を加ふるを要し、訴人解狀を出すの後廿一日にして、論人これに答ふる時なき時は、論人の取訴と爲したり【江戸時代】には訴訟を司れるは、評定所、寺社町勘定の三奉行所、遠國奉行所、各代官等にして、最高最終は、前時代と同じく將軍の直裁なりき、なほ此時代には務めて訴訟の数を少なからしむるも、幕府の方針にして、勸解調停の任を以て町役人、村役人等の一職分とし、まづ庶民の起訴せんとする時は、町役人、村役人等一應これに和談を勧め、應ぜざれば、五人組の承諾を経てこれを奉行所に起訴す、此際奉行は更に訴狀の裏面に雙方の家主、五人組、名主等立會の上熟議を遂げ、七日にしてなほ決せざる時は、再

ソシヨウ

び訴へ出づべし云々の文字を記して却下し、愈々和談の成らざるに際し、はじめてこれを受理すべきものとす、又訴訟を勧め、訴訟の代書を爲すことを禁じたり、而して訴訟人の法庭に出づるや、身分に因りて其待遇を異にし、即ち士分以上もしくは神官僧侶の類なり、法庭には代人を用ふるを禁ずれども、情狀によりては聽すことなきにあらず、なほ原告又は被告が老幼病者なる時は、差添人を附することを聽し、庶民にして法庭に出づる者は、必ず五人組、名主の同伴を要するの制なりき、而して親屬相互の訴訟は嚴禁する所なれど、事情によりては告めざる事もあり、主従の訴訟は、主人非理なる時は、従者の訴を受理すれども、概して主人を訴ふることを聽さず、庶民が士人を訴ふることは禁ずる所にあらざれども、多くは内濟を勧めて容易に差紙を發せざるの例なり、寺社僧侶の訴訟は、多くは本寺觸頭支配等の制裁を受けしめ、已むを得ざるにあらざれば受理せず、寺社領の人民、其地頭の非分を訴ふる時は、まづ其寺社人を召喚して之を吟味し、事情に由りて受理す、職多非人の訴訟は庶民と其帳簿を異にし、法庭の待遇も亦異なる所ありき、また家督相續に關する訴訟は、他の訴訟と異にして、幕府の直轄地と他領とを問はず、其事件の起りたる場所にて、代官領主の裁斷するものとす、直轄地の人民を他領にて裁斷するは此一事に止まる、また此時代には、民事訴訟を公事と稱し、更に本公事、金公事等の別あり、本公事とは實地、作徳、買預米、預金、給金等のことき、利金を生ぜざる金穀物品等に關する訴訟にして、金公事とは、賣掛金、持參金、手附金、立替金のことき、利金を生ずべき錢貨に關する訴訟をいふ、なほ越訴、

ソシヨウ

直訴は共に禁ずる所なりしが、八代將軍吉宗の時、目安箱を評定所前に設け、庶民に限り、(一)諸役人私曲のことあるか、(二)幕府又は天下の公益となるべき事か、(三)訴訟遲滞せることあらば、住所姓名を明記して、自から此箱に訴狀を投入せしめ、毎月定日將軍親しく之を開き、其訴訟を受理し、以上の條件に合せざるものは焚却す、これを箱訴といへり、また駕籠訴、駈込訴、捨訴、報訴、門訴など稱することあり、駕籠訴とは老中等を途に擁して訴ふるをいひ、駈込訴とは所轄の裁判所に訴へずして、評定所、三奉行所、もしくは幕府重臣の宅、領主の館に訴ふるをいひ、捨訴とは捨文とも稱し、訴狀を評定所其他の諸官衙又は老い等の門前に置かざりて、張訴とは捨訴と大約同一にして、只訴狀を貼付しおくを異にす、門訴とは多人數相率ゐて、領主、代官、地頭等の門前に至りて訴ふるをいふ、皆法の禁ずる所なり【刑事訴訟】王朝時代の制は、人を告訴するには、明に年月を注し、諸犯の實狀を指陳することにて、疑辭を用ふるを得ず、もし其事報告に出づれば反坐せらる、反坐とは被告の受くべき刑を告人に加ふるをいふ、故に辭牒を受くべき官司は、初めて虚妄ならば反坐すべき狀を曉示し、而して後に三審す、もし審するにまだ三たびに及ばずして、訴人自から其非を曉り悔い改むる時は、反逆の外は罪せず、然れども被殺、被盜、逃亡、犯姦のごとき、已に切害なるものは、其訴の過誤に出づるも反坐せず、而して被告人の囚禁せらるべき時は、告人もまづ囚禁せらるるの制なりき、鎌倉室町兩時代には、檢斷といひ、専ら侍所の司る所なりき、江戸時代には吟味物と稱して民事と區別したり、又告訴せられたるものより、告訴人の罪を擧ぐることは、容易に受理せざる例とす、賞

リゼイ—リセキ

を懸けて人を告げしむることは、主として放火犯及び天主教徒等に限る、或は凶賊に當り、酒麴を密蔵造するものを告げしむるがときは特例なり、なほ關係各官衙等の條、並に裁判(サイパン)の條を見よ(日本法制史、官制沿革略史、古事類苑法律部)

リゼイ

租税

王朝時代田地よりの上納物を云ふ、租と税とは別にして、後世に云ふ田租雜税とは異なる、租とは田租の所に輸したるを言ひ、税とは田租を貯、置きたるものを云ふ、(テンソ)を見よ(日本財政史)

リセキ

疎石

號は夢窓、建武二年勅して夢窓國師の號を賜ひ、貞和二年正覺國師の號を、觀應二年心宗國師の號を、延久三年普濟國師の號を、應安五年支那國師の號を、寶徳二年佛統國師の號を、文明三年大圓國師の號を追賜せらる、(俗姓源氏、宇多天皇九世の孫、母は平氏、伊勢の人)建治元年伊勢に生れ、弘安元年父に従ひて甲斐に移り住し、同六年平鹽山の空阿法師に師事し、正應五年南都に至りて叔父内山の明真を訪ひ、其命により戒壇院慈觀律師に就いて戒を受く、永仁二年京都に入り、建仁寺無縁に師事し、翌三年鎌倉に往き、東勝寺無及、建長寺兼航、圓覺寺桃溪を歴訊し、宋の一山の來るに方り、就いて參究し、正安二年下野那須の雲巖寺に至り、太平の下に留り、後鎌倉に同り、圓覺寺に入り、一山の下に留りて益參究し、尋で高峯禪師を問うて師事し、大に得るあり、遂に其法を嗣ぎ、祖元の遺書等を附せらる、後諸國に流布して修行し、美濃の長瀬山の前後を愛し、古語を傳へ



(押花石疎)

夢窓 幾千もなく辭して西芳寺に留り、真如寺に移り、足利尊氏直義の歸依を受く、曆應三年尊氏天龍寺を建立するに方り、入りて開山となり、叢林の清規を行ふ、貞和元年、勅により特に金襴紫衣を賜ふ、同二年三月天龍寺の法席を弟子無極志玄に譲り、雲居庵に退き、觀應二年九月廿九日薨を書し、翌日終に寂す、年七十七、法嗣に無極、春屋、絶海、龍湫、觀中、義堂、古臥、默翁、無求等あり(語録、臨川家訓、西山夜話、和歌集等あり)年譜、塔銘、本朝高僧傳、日本佛家人名辭書)

リツフ—リツヤ

て屏居し、文保元年京都に上り北山に寓し、尋で土佐の五臺山に入り、汲江菴を營みて屏居す、元應元年北條高時の母覺海夫人の懇請に因て鎌倉に來り、勝榮寺に留り、後三浦に泊船菴を營みて屏居し、元亨三年正月上總千町莊に退耕菴を營みて移る、正中二年勅請を拜して京都に上り、南禪寺に住す、嘉暦元年鎌倉に下り、永福寺の傍に南菴を營み、後瑞泉寺を建立し、一亭を構へて暹界一覽亭と云ふ、元弘三年五月鎌倉幕府亡び、士卒敗奔し、疎石に依りて救済せられたる者甚だ多し、八月勅請を拜して京都に上り、臨川寺に住し、建武元年再び南禪寺に住し、幾千もなく辭して西芳寺に留り、真如寺に移り、足利尊氏直義の歸依を受く、曆應三年尊氏天龍寺を建立するに方り、入りて開山となり、叢林の清規を行ふ、貞和元年、勅により特に金襴紫衣を賜ふ、同二年三月天龍寺の法席を弟子無極志玄に譲り、雲居庵に退き、觀應二年九月廿九日薨を書し、翌日終に寂す、年七十七、法嗣に無極、春屋、絶海、龍湫、觀中、義堂、古臥、默翁、無求等あり(語録、臨川家訓、西山夜話、和歌集等あり)年譜、塔銘、本朝高僧傳、日本佛家人名辭書)



(署石疎)

夢窓 幾千もなく辭して西芳寺に留り、真如寺に移り、足利尊氏直義の歸依を受く、曆應三年尊氏天龍寺を建立するに方り、入りて開山となり、叢林の清規を行ふ、貞和元年、勅により特に金襴紫衣を賜ふ、同二年三月天龍寺の法席を弟子無極志玄に譲り、雲居庵に退き、觀應二年九月廿九日薨を書し、翌日終に寂す、年七十七、法嗣に無極、春屋、絶海、龍湫、觀中、義堂、古臥、默翁、無求等あり(語録、臨川家訓、西山夜話、和歌集等あり)年譜、塔銘、本朝高僧傳、日本佛家人名辭書)

リツ—リツト

輪地子田、不堪佃田等を注し、堪佃田の條には應輪租田、郡司職田、口分田、墾田等を注し、應輪租田の條には損田を記し、次に輪租穀類、次に應輪地子田及び之より生ぜる稻の高を記し、最後に損五分已上の不輸と、四分以下の半輸とを録す、毎年貢調使に付して奉る、主税寮にて之を勘計し、十のうち七分以上ならば返抄を與ふ、若し不堪佃田あらば十分の一は免除し、之を過ぎし時は太政官廳に申請して裁す(延喜式)

リツ

帥 太宰府の長官をいふ、正、權あり、リツともいふ、(タザイフ)を見よ。

リツキ

帥記 寫本七冊、源經信の日記、一名經信記、經信太宰權帥たれば帥記の稱あり、本書治曆四年、承暦四年五年、寛治二年の四箇年とす、群書一覽に、後冷泉天皇の治曆四年より堀河天皇の寛治二年迄二十一年間とせらるは疑はし、蓋し本書首末の年號を見て誤解せらるものならん(歴史記録考)

リツノナイダイジン

帥内大臣 藤原伊周(アサハラノコレチカ)を見よ。

リテシルシ

袖驗 軍陣の時、敵味方を見分くる爲めに、鏡の左右の袖につくる標を云ふ、絹を二つに折り中を裁つ、長は袖丈にす、折目と襷縫とは表になす、普通には絹を四つに折りて裁つ、袖と毛の真中より一つ前へよせて付く、射向に神明八幡大菩薩と書く、又色、神明佛名、紋等は大将の好による、笠標(カサツルシ)參看(軍用記)

リテシロケルマ

袖白車 綱代車(アツロケルマ)を見よ。

リテメノイハヒ

袖止祝 元服前直しの日、小袖の袖を捲きて成人たるを表する祝、(江戶)

リテハ—リトホ

時代以後の例にして、徳川實紀寛治元年十二月十三日の條に、左馬頭綱重卿、御袖留の式行はる、によりて、阿部豊後守忠秋御使して時服十二種二荷つがはさる、(云々)と見ゆ、以て其以前已に行はれたるを知るべし。

リテハン

袖判

書判(カキハン)を見よ。

リテボリ

袖細

素襖の左右の袖をさき細に縫ひたるもの、左右の腋の下をも縫ひさき、又片袖ばかり細くしたるもあり、狩の時及び、犬追物、笠懸などの時着用す、又左の袖を細くして籠手に用ふ、故に籠手袖とも云ふ(高忠閣書、貞丈雜記)

リトサクラタモン

外櫻田門

江戶城内郭門の一、今の櫻田門を云ふ、(源頼朝傳)寛永圖には小田原門、又品川口門と稱し、大なる扉なき木戸門なりしが、新城及び西丸下の曲輪など成りてより、門も出来、外櫻田門と稱せしむ、内櫻田門に對して外櫻田門と稱す、後ち單に櫻田門と云ふ。門衛は譜代大名の内にて外様に准せらる、家筋勤仕す、五萬石限三萬石以下の勤仕にて半年或は年代り、勤めしむ、藩府の時三年勤仕、番士五人羽織袴、武器には、鐵炮十挺、弓五張、長柄十本、持筒二挺、持弓一組を備へ置き、夜六ツ時より扉開、明六ツ時より開き、夜九ツ時より閉扉、曉七ツ時より之を開く(御府内備考、殿居儀)

リトホリヒメ

衣通姫

名は弟媛、姿容純美にして光艶衣を徹するがごとし、時人因りて衣通姫といふ、(源頼朝傳)維野毛二派皇子の女、允恭天皇の皇后忍坂大中姫の妹、(源頼朝傳)允恭天皇の七年、天皇姫の美なるを聞き、皇后をして強て、これを奉らしむ、姫時に母に従うて近江國坂田に在りしが、皇后を恐れて致て至らず、天皇舍人中臣島賊津を遣はして京

リニン

訴訟

鎌倉時代、訴訟の原告をいふ(沙汰未練書)

リニンサンダイ

庶人三臺

名義唐樂、食調廿四曲中の一、新樂にて小曲、(源頼朝傳)作者傳來共に詳かならず、相撲の節を奏するものにて、舞者は女裝して市女笠を戴き、女一人を従ふ、此舞を舞ふ時、始めは躬を屈して出で、漸く進み漸く長し、承明門に至つて、舞終つて入る、其時の狀、亦初の如し、舞の名をあらはすと云ひ、(あらは)と、すゑにはなかく、ことしばかりは、かゝるふかせそ、あらは、さば、かふらばかりに、きてじねれば、こゝるかうばし、と詠するなり、一條天皇嘗て此舞を覽給ふに、場の上に上りし舞人の身長漸次その高さを増し、遂に二丈ばかりにも至りしかば、いたく怪みけるが、そのもの、怪の爲めにもあるか、後ち幾許もなくして、崩

リネノジシユウ

曾根侍從 稻葉貞通をいふ、美濃國安八郡曾根城に居住し、官、侍從たるを以ていふ、(太閤記等に、曾根侍從と見えたり、イナバサダミチヲ)を見よ(新撰美濃志)

リノイケウチ

園池氏 姓は藤原、閑院家の一、正親町三條參議實昭の猶子宗朝始めて氏を稱す、宗朝實は左中將隆昌朝臣の二男、權中將隆致朝臣の二男なり、權中將隆致朝臣の二男、寛文元年十二月薨す、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(知譜拙記、華族諸家傳、華族譜)

リノイケノツカサ

園池司 「エンチシ」を見よ。

リノウチ

園氏 姓は藤原、持明院大藏卿通基の男權中納言基家の三男基氏始めて氏を稱す、參議皇后宮權大夫となり正三位に叙せられ、弘安五年十一月薨す、基音に至り、靈元院の外祖たる故を以て左大臣を贈らる、其子基福貞享三年五月准大臣となる、羽林家の一にて、世々將官を経て大納言を極官とす、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、伯爵を授けらる(尊卑分脈、知譜拙記、系譜、華族諸家傳)

リノウチ

園氏 姓は藤原、持明院大藏卿通基の男權中納言基家の三男基氏始めて氏を稱す、參議皇后宮權大夫となり正三位に叙せられ、弘安五年十一月薨す、基音に至り、靈元院の外祖たる故を以て左大臣を贈らる、其子基福貞享三年五月准大臣となる、羽林家の一にて、世々將官を経て大納言を極官とす、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、伯爵を授けらる(尊卑分脈、知譜拙記、系譜、華族諸家傳)

リネノ

基氏 基顯 基隆 基成 基隆 基光 基秀 基世 基有 基富 基國 基繼 基任 基音 基福 基勝 基香 基衡 基村 基理 基茂 基萬 基祥 基資

ソメド

第一より六迄は藤氏、七は源氏、八は平橋なり、一
二は初篇にて、一には天兒屋根命より五攝家、即ち
嫡流をのみ記し、二は公季流にて西園寺徳大寺等な
り、第三は師實の流にて花山院、大炊御門等なり、普
通の尊卑分脈になく、續群書類從に尊卑分脈脱漏と
して收めたるものはなり、三篇以上は皆共に目錄を
委しく記し略系を載せたり、第四以下は篇目卷數共
になし、七迄八冊(六上下に分る)藤原氏にて、九は清
和源氏以下十一代の源氏系圖を載せたり、然して清
和村上兩氏委しく他は疎略なり、十は平橋を載せたり
(一)前田本、これ又古寫本にして、首に神代系圖と
して皇胤系圖あり、藤氏は三條流閑院流缺けて、他
は秘閣本とは同じ、源氏兩卷に分れ、平氏一卷を
爲し、中臣大江高階橋菅原等を別に收めたり(三)諸
家大系圖、一に十四卷系圖とも云ふ、首卷は本朝皇胤
紹運録にて前田本の神代系圖とも類類、飛鳥井、實
相院、前田本の諸本とも異なりて亦参考とするに足
るところあり、終に長享二年室胤、天文八年兼右、天
正十九年梵舞等の奥書あり、一より三まで源氏十五
代、四は源氏十三代の略系、桓武、仁明、光孝の三平氏
を收む、五は橋菅原より、宮道まで十二氏を收め、六
より十一迄は藤氏にて花山院流閑院たり、十二は清
和源氏兩流、十三は義家流にして他の諸本と異なる
ものにして、一より七迄は藤氏にして、秘閣前田本と
大差なし、八九は嵯峨、仁明、文徳、清和、陽成、光孝、
宇多源氏を載せ、十は醍醐、村上源氏、十一は華山三
條、後三條、順徳、後醍醐、後深草、龜山、後二條、崇光
源氏、桓武平氏、橘、菅原源氏、十二は中臣、大江、高階
氏、龜山光嚴の二流、及び源氏、平、清原、吉河、中臣、小
槻、和氣丹波、賀茂、安部諸氏、前田本の略系を收め、小

ソメカ

リ、是れ又何れも秘閣前田本など、大同小異なり、按
するに本書轉々寫誤多くして、諸本異同少からず、殊
に後人の書入れ多くして、最も古き寫本によりて、書
者を極むるにあらざれば、信じ難き所あり、即ち日
野氏に親黨の系圖を加へ、橋氏に補木正成以下を加
へ、十四卷本に頼朝の子に島津忠久大友能直等のあ
るが如きは即ち最も顯著なるものなり、又諸源氏の
略系を別條に出せるには、藤氏の二、三と同じく、
各其本系の前に附くべきものにして、中原大江高
階等源平藤橘にあらざる諸氏は、其體裁異にして、公
賢以後の人を載せれば、後人が公賢の尊卑分脈に
附載したるものにして、尊卑分脈の内にあらざるべ
し(秘閣本尊卑分脈、前田本尊卑分脈、諸家大系圖)
ソメカミ 染紙 經文を稱する伊勢神宮の思
詞、一に染草とも云ふ、經文の紙は多く黄葉にて染め
たればか云へり、又黄紙とも云へり、儀式帳に、志
目加彌と記したれば、ソメカミと訓むべきか、今鏡
に、植木をせしやうは、駕住まんとにも非ず、くつ
くつ法師なめすて、經よまんとなりけり」と論ふ
べき今様を、尊宮の御前にて思むべき詞の出んこと
を憚りて下句を「くつ」かうながめすて、染紙
よまんとなりけり」と論ひし由見たり、
ソメシヤウソク 染裝束 下裳、表
袴を色染にして着用したる裝束をいふ(秘閣御衣の目
の動使、公卿等これを用す、又宿老の人は、下裳
のみを染めて、表袴を染めず、若年の人は下裳の裾
のみを染めて用ひたり、染色の種類は、後照念院裝
束抄に載せれば、就きて見るべし(裝束集成、後照
念院裝束抄、花鳥餘情)
ソメド 染殿 山城國京都正親町の南、京極
の西、今は清和院門前の南、山崎院の北に在り

ソメド

リ○太政大臣藤原良房の第宅、貞觀六年二月、清和
天皇親樓の爲めに御幸、盛宴ありしこと國史に見え、
同十年十二月、陽成天皇、此第にて誕生あらせらる、
また清和天皇も此殿に御坐したりしと見え、古今集
に、水のをのみかど、そめどのより、あはたへうつ
りたまふける時よめる歌とて、「うきめなばよそめと
のみぞのがれゆく雲のあはたつ山のふもとに」と見
えたり(山城名勝志、平安通志)
ソメドノノキサキ 染殿后 藤原明
子、染殿宮に居るを以て世に染殿后といふ(藤原文
德天皇の皇后なり、仁壽三年從三位に進み、天安二
年超えて從一位に叙す、清和天皇即位するに及び、尊
びて皇太夫人と爲し、貞觀六年更に皇太后的號を奉
る、八年冬新造の常寧殿に移る、十年天皇爲めに四
十の賀を行ひ、勅して使を近京四十寺、平城四十寺
に遣はして、轉經功德を修し、また曲水宴を本殿に設
け、王公卿士に物を賜ひ、宮僚侍女の位を進む、十四
年染殿宮に遷り、十六年職院に移る、元慶二年太后
年五十、清和上皇五十増をして法華經を清和院に講
せしむ、六年陽成天皇尊びて太皇太后といふ、昌泰
三年五月崩す、年七十二、山城國愛宕郡白河山陵に
葬る(大日本史)
ソメドノノダイジン 染殿大臣 藤原良
房(ヤハラノヨシフサ)を見よ、
ソメネンク 染年貢 江戸時代年貢の一、地
方凡例録に、「染年貢は、山原地或は堤などの空地
に、染木を植立、年貢を納めしむるを云ふ、又畑に
ある染木高に入たる染畑もあり、是は上畑の年貢上
納する也、空地の分は小物成に入れども、年貢高に
取る、又正染を納るもあり、實年貢として納る染
畑、染木高などあり、大和興形染等に多し、其

ソメハ

蘇鉄、甲斐などにもあり、其外國、山崎には何方
にもあり、奥州會津領は櫻見あり」と見ゆ、
ソメハノヤ 染羽矢 白羽を繪具にて染め
たるなびきたる矢を云ふ、真丈雜記に「染羽の矢古
書に見えたり、羽は染まらぬ物なり、赤きはべ
に、青きはあふる、黄はしわう、黒は硯すみ、も
えぎはあるとしわうを交合せ、むらさきはあると
なり、これらのものを醋にてときて、煮付て染
めてほしかばきたらば又染むべし、くもくもすくも
好みに随ふべし、醋を用ひされば羽にしみこまぬ
り、何れに染むるとも醋にてぬぐなとくべし、白
羽を染むるなり云々」と見えたり、
ソメヤ 征矢 軍陣に用ふる矢を云ふ、敵
を征伐する矢なる故にかく書す、一説に鷹の羽にて
はきたる故に征矢と書く、鷹を征鳥と云ふ故なりと、
倭訓栞殺矢の義とし、真丈は背矢の略にて、征矢は腹
に差して背に負ふ故なりとす、又ソメハはソメヤにて直
矢の略、雁腹に對して云ふと、或は威儀に用ふる矢
と異にして、戰陣に用ふるは飾なく素樸なれば、素矢
の義なりと、籠空權にさす、雁に差すを負征矢と云
ふ(出典) 眞は眞鳥の羽を本とし、根は眞
尻柳葉鳥舌等を用ふ、猶委しき事は高忠聞書を見る
べし(出典) 軍防令に「凡兵士每人弓一張、弓弦袋一
口、副弦二條、征矢五十隻、胡録一具、太刀一口、刀子
一枚云々」と見えし、と書に見ゆる始めとす、延暦
十年十月東海東山諸國に令して、征箭三萬四千五百
餘具を作らしめたり、太神宮式に「征箭一千四百八十
隻(長各二尺三寸、鐵長二寸五分、以鳥羽作之、鐵
塗金漆、管塗朱漆)と見えたり、後世武人は十二
束以上、十五束迄の者を用ひたり(令義解、延喜式、軍
器考、軍用記、真丈雜記、古今要覽稿)

ソライ

ソライハ 祖傳派 算盤の用法を云ふ、
古文辭學派(ゴブンガクハ)及び教生祖傳(オキヤ
ソライ)を見よ、
ソロバン 算盤 算盤算術に用ふる器具、算
盤の轉音なりと云ふ、松屋筆記に「揃盤にて珠の揃
たる盤の義、又は珠の鳴音のサラ」と聞ゆれば云
ふにや、サラは「スラ」スル、など同語と聞
え、ソロもサラの通音なれば也」と云へり、又珠盤十
呂盤、算馬、總論盤とも書す(出典) 細竹を以て珠を
貫き、其珠顆をして、滑動自在ならしめ、之を箱中
に列置し、箱の中央より上方に偏して一木を横たへ、
細竹をして之を貫かしむ、細竹を珠軸、横木を背梁と
云ふ、梁下を五顆とし、梁上を一顆とす、或は二
顆とするもあり、其梁下の每珠を一とし、梁上の一
珠を五とす、故に背梁の上下共に六顆にして十顆を
顯す、然れども數を列するの際には十は常に上位(盤
の左方を上位、右方を下位とす)の一顆を以て之に
代ふ、之に數を列する法は梁下の珠顆を上昇し、梁
上の珠顆は下降せしめて、各珠常に背梁に切するを
以て列布の數とす、背梁に切せず箱の上下に切する
ものを遊珠と云ふ、算盤の桁數は一定せず、多數を列
せんとするには桁數多きものを用ふ(○乗除法に九歸
勾法(一歸法、進一進一、二歸法、二進作五、進二
進一と云ふ類)撞歸法(一歸法、見一無除作九一、二
歸法、見二無除作九二と云へる類)起一還原法(一歸
法、起一還一、二歸法、起一還二と云へる類)等あ
り、今煩はしきを以て一々記さず(出典) 文藝年
中毛利勘兵衛重能、豊臣秀吉の命を受けて、明に赴き
て算學を學習し、秀吉薨後に歸朝し、之を吉田七兵
衛光吉に傳ふと云ふ、長崎夜話草には長崎在留の支
那人を傳ふと云ふ、佐藤誠實氏は、算盤は元正正六

ソロン

タ 田 名義耕して稻を植うる土地を云ふ、又
「シロ」とも云ふ、田の音の轉略なりと云ふ、一説に
手をみと云ひて、平の義なれば、田も其平なる事手
の如くなる故に云ひしならんと云へり(出典) 原田
代天照大神、粟神夢豆を以て陸田の種子とし、稻を
以て水田の種子とし、天邑君を定めて耕種せしめた
りし事、書紀に見え、且つ、此の時天狹田、長田、天安
田、天平田、天色田、天橋田、天川依田、天口鏡田等
あり、蓋し制地の法太古よりありし事知るべし、神
武天皇天宮命日靈命をして肥饒の地を索めしめ、阿

た

ダイカ

等を裁むる所なり。式部省の被官、學生を養成する處なり。紀傳明經明法音書算等の諸道を教授し、學生を簡試し、兼て釋典の事を掌る。頭一人、從五位上、もとは最も其人を擢任し、文章生、諸王に任ぜしが、後には菅原大江兩氏多く之に任ず、助一人、正六位下、大九一人、正七位下、少九一人、從七位上、大八一人、從八位上、少八一人、從八位下、別當一人、令外官なり、頭の上に在りて大學の事を總べ、掌る、もとは式部少輔を以て之を兼ねしが、醍醐天皇以後は、親王大臣の兼職となり、博士一人、正四位以下、從五位以上となる、經書を教授す、後には明經博士とも、大博士とも云ふ、後世中原清原兩氏の人が、位次に依て之に任ず、助教二人、正七位下、後五位上となる、經書に通ずる者を撰任す、博士の下に屬す、直講二人、正七位下、後五位上となる、唐名直講博士と云ふ、令外官なり、博士助教を助けて經書を講義す、神龜五年七月始めて三人を置く、大同三年に一人を減す、この職に補するには、毛詩、尚書、左傳、禮記の内より十箇條を試み及第したるものを任ず、文章博士二人、從五位下、唐名翰林學士とも云ふ、令外官なり、紀傳道(史學)及び詩文章を掌る、才名あるものを撰任す、始め詳かならず、神龜五年七月の格に、文章博士一人とあれば、此の時以前既にありしものなるべし、大同三年三月直講一人を減じて紀傳博士を置く、承和元年四月紀傳博士を停めて、文章博士を加へ置き、紀傳得業生等皆之を停めて、文章博士を博士と云ふ二人となる、其下に文章得業生、文章生、註文生等あり、猶實學(コッコ)の條を参照すべし、音博士二人、從七位上、後五位上となる、唐名音博士、經道の人を以て之に任ず、漢音を教授す、下に音生あり、音博士二人、從七位上、後五位上となる、唐名

ダイカ

書儒、書道を教授す、下に書學生あり、明法博士二人、正七位下、唐名律學博士、令外官なり、法律を教授す、後世坂上中原兩氏の人位次を以て任ず、下に明法得業生、明法生あり、算博士二人、從七位上、唐名算學博士、算術を教授す、後三善小槻二氏の世職となり、下に得業生二人、算生三十人あり、天智天皇始めて之を置く、十年正月學職頭鬼室集斯に小錦下を授けたり、文武紀統統紀には、大學寮諸學生、大學博士、音博士、書博士とあれば、此時既に諸道を教授せしこと明なり、文武天皇大寶の制に至りて、始めて其職制備はり、上記の職員を置き、經業、漢音、書法、算道等を教授し、後には紀傳(史學文章)明經、明法、算の四科を教授したり、諸生用途の爲め勸學田を置きたり、コクワンカクテン(参看書紀、令義解、延喜式、職原抄、職官志)

ダイキ

の事蹟を述べ、十八十九卷は織田酒造丞山中鹿助等諸士の逸事傳記を録し、二十、二十一卷は八物語と稱し、君臣の道治國の要等を述べ、二十二卷は豐臣氏の奉行及び豐臣氏の遺記等を記したり、元和中の著にして虚實混同せるものありと雖も、著者は豐臣家に隨從せる人なるを以て、秀吉の事蹟を究むる者の一讀すべき書たり、元和三年の自跋、寛永三年朝山意庵素正の跋あり、萬治四年出版し、後漸次世に行はる。小瀬甫庵、コセホアンを見よ。

ダイキ 台記 高本十四冊(内宮藤原頼長の日記、原名は單に日次記、又は曆記と稱す、一に機記、宇左記、宇槻記、治相記、宇治左府記と稱す、いづれも後人、他の日記と識別せんが爲めに、頼長の官職居所に據りて名づけしものなり、本書秘閣本に據る所のものは、首冊目錄次冊以下は康治元年より久安四年に至り、同六年より久壽二年に至る迄の日次記とす、内、康治元年は正四月を缺き、二年は六月、天養元年は三四月、二年は六月七月、仁平元年是夏以下、二年は二月以下、三年は春夏冬、久壽元年是二三五六月、二年は春夏及び六月を缺く、別に保延二年冬の記一冊あり、同一の書なるを以て合して全十四冊となす、群書一覽所載の者に比して稍多し、本朝書籍目錄等、治相記、台記を異書とせるは誤なり、而して頼長と其兄忠通との關係、藤原信西の事蹟、頼長の人物等皆本書によりて窺ふを得べく、保元の際における歴史に關して有益なる史料多し(歴史記録考)を見よ。

ダイキノセチエ 大儀節會 節會(セチエ)を見よ。

ダイキベツキ 台記別記 高本八冊(藤原頼長日記の別記、台記に書するに文の長きもの、又は儀節に關する重要事件を別に分類し、

ダイキ

したるものなり、第一冊は頼長任大將記、大寶會、馬弓、第二冊は神龜七十賀、官政、天子讀書始、第三冊は多子入内記、第四冊は師長元服記、近衛帝元服記、第五冊は諸春日社記、第六冊は藤原長元服記、第七冊は諸春日社記、第八冊は諸賀茂社とす、されど尙殘缺する所多し(歴史記録考)

ダイキヤウ 大饗 王朝時代に行はれたる饗宴の大なるものを云ふ、(一)二宮大饗(二)大臣大饗の稱あり(三)三宮大饗とは、毎年正月二日、親王、公卿以下が、中宮東宮に拜賀したる後、玄輝門の西廊に於て中宮の饗につき、次に東廊に於て東宮の饗につき、三獻の儀あるを云ふ、もと饗宴と唱へしが、後ち大饗と唱ふ、日本逸史に「淳和天皇長七年正月戊寅、群臣拜賀皇后宮、賜被衣、又賀皇太子宴賞如常」と見えたり、尙ほ類聚國史時部に詳しく見えたれば就て見るべし、(二)大臣大饗とは、大臣に任ぜられたる時、諸大臣以下殿上人を招きて饗するを云ふ、其式は類聚雜要抄に詳しく見えたれば就て見るべし、大饗に「太政大臣基經、よしふさの大臣の大饗にや、むかしはみこたち、必つかせ給ふ事にてわたらせ給へるに、かならずもる物にてありけるを云ふ」と見えたり(公事根源、類聚雜要抄、儀訓采)

ダイキヤウジ 大行事 大法會の時の行事の備を云ふ、仁平二年後七日記に、大行事者、大阿闍梨行事僧動之と見えたり、「ギヤウジ」參看、

ダイキヨクテン 大極殿 「ダイゴクテン」を見よ、

ダイク 大工 建築の技師及び職工の總稱、古は少工と對して一つの職名、維新以後は職工のみを指して技師に唱へざりき、又番匠と稱したる時代あり、古き時代は語るべき事なし、應神天皇の時、新

ダイク

大工の職名を攝津の地名に置き、其建築法を採用す、これを攝津部の工人と云ふ、孝德天皇の時、始めて木工寮を置き、荒田井直比羅夫を以て將作大匠と爲し、朝廷に奉仕せる工人を督せしむ、尋て文武天皇大寶令を制定するに及び、木工寮の職制を定め、頭、助、九、屬の官員を置き、又工部二十人を置く、是を大工といふ、而して皇宮及び大佛刹等の造營ある時は別に修理職を置き、大夫亮連屬の官員及び工部を置くこと、木工寮の制の如くして相共に營作す、修理職及び木工寮に屬する所の工人は大工を以て長と爲し、次に少工、番匠、左官(壁を塗る工人)、瓦工、葺檜皮工、飛驒の工匠とす(飛驒工と稱す、「ヒダタタミ」參看)元明天皇都城大和の奈良に造營するに及びて、木工及び佛工の妙手多く此に聚る(奈良木工此に起る)聖武天皇の時、僧道慈といふ者あり、初め唐に在りて佛法を求め、且つ造寺の法を學べり、天皇命じて大安寺を造らしむ、造寺の巧みに至て進歩す、稱徳天皇の時、造寺の大工正六位上輕間連鳥麻呂に外從五位下を授け、造寺の巧を賞す、本邦に於て大工の五位に叙すること此に始まる、桓武天皇平安城を造營するに及び、多く支那の建築法に従ふ、特に大極殿の建築の如きは悉皆唐様擬したり、是に於て木工の妙手多く京都に聚る、當時木工を稱して木道といふ(京木工此に起る)、嵯峨天皇の時常に修理職を置き、是れより後修理職の大少工は、宮殿及び門廡を營作し、木工寮の大少工は、高欄板敷、葺格子の如き短小の者を營作す、是に於て修理職と木工寮と官員の職掌及び大少工以下の營む所自ら別を爲す、文德天皇の時、奈良東大寺の盧遮那佛の大像の頭地に墜つ、時に從五位下齊部宿禰文山といふ者あり、機軸の術を究め雲梯の機を構へ、斷頭を引き上げて大

ダイク

佛の頭を懸ぐ、是より後工人の巨匠並稱漸く進歩す、高倉天皇の時、木工物部好國、造營工中原在貞といふものあり、並に名匠と稱す、時に後河上皇五十の算賀あり、天下の諸工匠の俊秀の者を召見し、好國、在貞共に召されて算賀を賀す、時人稱して名匠と爲す、後堀河天皇の時、修理職木工寮並に葺、然れども當時木工の妙手あり、最多きは奈良京都にて、伊豆、相模、武藏、安房の木工これに次ぐ、修理職、木工寮兼へて後、大少工の官位に叙するもの無し、時に一二叙するものもあるも唯空名を冒すのみ、又葺工、塗壁工、石工等の諸工人は、木工に屬せしめて各業を營む、是より先葺工塗壁工石工は皆木工に屬せり、後龜山天皇の時、足利義滿明様の建築風を雜へ用ひて第宅を營む、後土御門天皇の時、足利義政亦支那様にて第宅を營む、是に於て奈良京都の木工力を營作に盡す、其木工の長は矢倉某池上某といふ者に於て、並に京都の人なり、(矢倉某池上氏は木工を以て世々足利氏に仕む)木工の業は是に至て更に進歩す、而して後天下潰亂に屬し、土木の起らざること百有餘年、木工の業甚衰ふ、正親町天皇の時、織田信長始めて營作を起し、木工の業復起る、然れども足利氏の如く精巧を欲せずして、唯大屋高堂を作るを事と爲す、後陽成天皇の時、豐臣秀吉攝津大坂に居るを以て真工此地に聚る、其建築は織田氏の舊に倣ふ、江戸時代となりてより建築の精且つ密なるを好む、而して幕府にては作事普請の兩奉行ありて、幕府に奉仕せる工人を督し、其下に大工頭、大工棟梁等ありき(サクツアギヤウ)「フシンプアギヤウ」參看、而して江戸の人口増加すると共に建築の職また需用多かりしを以て、加賀、能登、越中、越後等の木工江戸に來りて業を營む者多し、是れを加賀大工、能登大

タイク

工、越中大工、越後大工といふ、是れ等の工人能く第宅を營作すと云へども、奈良京都の良工には及ばざりき○番匠は、もと木工寮に屬したる工人にして職名なりしが、室町時代の時には、大工の異稱となり、棟梁は江戸時代幕府に仕へたる大工工人の長をいへる職名なりしが、こゝまた轉じて民間における工人の頭立つもの、稱呼となり、また別に船大工あり、船舶を製造する工人なり、これ古くは大工は木工に限らず、船師を造る大工、漆師を造る大工、石造を造る大工、鑿刻を造る大工、鍛冶を造る大工などいへる遺風なるべし、建築(ケンチク)を造る東北院職人職合社、工藝志料)

タイクウシ 大宮司 「オホミヤツカサ」とも訓む、神人の長を云ふ、グウツを見よ、
タイクガシラ 大工頭 江戸幕府の職員、木工の事を掌り、所屬の大工を總ぶ、作事奉行の支配たり、人員二人、二百俵高、役料二十人扶持とす、起原詳かならざれども、大猷院殿御實記寛永十七年五月廿一日の條に、大工頭木原李尤義久、同鈴木兵九郎と見えれば、この以前既に此職ありしを知るべし○別に京都大工頭あり、京都における木工の事を掌ること、江戸に同じ、また作事奉行の支配にして、中井主水之を世襲す、主水は世祿五百石、役扶持廿人扶持を給せらる(官中秘策、萬天日録、徳川實紀、明長帶録、武鑑)

タイクウ 大化 孝徳天皇御宇の年號、皇極天皇四年六月十四日即位、始めて年號を立つ、五年を経て白雉と改む(書紀)

タイクウウツ 大光院 上野國新田郡太田町○義重山新田寺とも號す、浄土宗、檀林の一○本尊阿彌陀如來坐像、高四尺、新田義重深く佛教を信じ、源空に歸依し、老後癡癡して上四入道と號し、七堂伽藍を寺尾に創立す、其後伽藍燒失して荒廢に歸したりと云ふ、慶長十六年十一月、徳川家康、増上寺存應、土井利勝、成瀬正成を上野に遣はして義重の遺跡を搜索せしめ、尋で一寺を建立し、義重の法號により大光院と號して義重の墓を此に遷し、同十八年四月武藏大善寺吞龍を請じて開山となし、寺領三百石を寄附し、元和八年紫衣を賜ふ、本堂、方丈、開山堂、庫裡、鐘樓堂、寶藏等あり、末寺三十三箇寺あり(義重山風土開見録、上野志、名勝地誌)

タイクウウツイゴウ 太皇太后 名勝地誌、天皇の御祖母にして、后位に登り給へるものに對する尊號、オホキオホキキサイノミヤとも訓む、太皇太妃、太皇夫人といふも同じ、長信宮ともいふ、仁明天皇が、嵯峨天皇の皇后橘嘉智子を尊びて、太皇太后の號を上りたるを初見とす、然して皇太后より降るを以て常となせども、皇后中宮より、直ちに進みたることもなきにあらざる、後世女院の稱起りてより後、此位に居るもの頗る少し、待遇は皇太后と同じく、他に行き給ふを行啓といひ、臣庶より太皇太后に白すを啓といひ、敬稱には殿下といふ、中宮職ありてこれに屬す、明治に及び敬稱を改めて陛下と稱すること、なれり(令義解、西宮記、有職中鈔、古事類苑帝王部、皇室典範)

タイクウウツイコウグウシキ 太皇太后宮職 中宮職(チエウカウシキ)を見よ、
タイクウウツセウコクシ 大光普照國師 隱元(インゲン)を見よ、
タイクウウツヤウジノミササキ 大光 明寺院 光明天皇及び崇光天皇の御陵、山城國紀伊郡瀬野村大字瀬野内に在り、光城開闢百七十九年開闢

タイク

判する事を得ず、上京の時百姓を多く従ふることを得ず、唯國造郡領を従はしむる事を得、但し公事を以て往來の時は、部内の馬に騎り、部内の飯を喰ふことを得、また從來の國造、伴造、縣主、稻置等にあらざるして、許りて我祖の時よりこの官家を領し、この郡縣を治むといふとも、汝等國司、審に實狀を得て後ちに朝に申すべし、なほ閑曠の所に於て、兵庫を造り國郡の刀甲弓矢を收聚し、邊國の蝦夷と接壤する所には、盡く其兵を集めて猶本主に假すべし、其倭の六縣にありては使者を遣はして戸籍を造り、田畝を校すべしといふにありき、尋で使者を諸國に遣はして、民の元數を録せしめ、且詔して曰く、古より以來、天皇の時毎に、代を標ぼすの民をおきて名を後ちに垂れ、其臣連伴造國造等もまた各々己が民を置きて恣に驅使するのみならず、國縣の山海、林野、池田を割き取りて己の財と爲し、争戦已まず、加ふるに、或者は數萬頃の田を兼併し、或者は些少の土地だも有せずして、貧富の懸隔甚しく、而して調賦を進むるの時に及びては、臣連伴造等、先づ自ら收歛したる後分ち進め、宮殿を修治し園陵を築造するに際しても、各々己が民を率ゐて事に従はしむ、方今百姓なほ乏し、然るに勢あるものは水陸を分割して私地と爲し、百姓に賣り與へて、年に其價を索む、爾今以後地を賣り、もしくは主と作りて劣弱を兼併する事勿れと、百姓大に喜ぶ、二年春正月、賀正の禮畢るの後、改新の大詔を發す、其一に曰く、古來天皇の子代の民、處々の屯倉、及び臣連伴造國造村首等の部曲の民、處々の田莊を停廢し、新に食封を大夫以上賜ふ、其二に曰く、京師を修め、畿内に國司、郡司、關塞、斥候、防人、驛馬、傳馬を置き、及び鈴契を造り山河を定めよ、凡京に坊毎に長人を置き、四坊に令一

タイク

重深く佛教を信じ、源空に歸依し、老後癡癡して上四入道と號し、七堂伽藍を寺尾に創立す、其後伽藍燒失して荒廢に歸したりと云ふ、慶長十六年十一月、徳川家康、増上寺存應、土井利勝、成瀬正成を上野に遣はして義重の遺跡を搜索せしめ、尋で一寺を建立し、義重の法號により大光院と號して義重の墓を此に遷し、同十八年四月武藏大善寺吞龍を請じて開山となし、寺領三百石を寄附し、元和八年紫衣を賜ふ、本堂、方丈、開山堂、庫裡、鐘樓堂、寶藏等あり、末寺三十三箇寺あり(義重山風土開見録、上野志、名勝地誌)

タイクウウツイゴウ 太皇太后 名勝地誌、天皇の御祖母にして、后位に登り給へるものに對する尊號、オホキオホキキサイノミヤとも訓む、太皇太妃、太皇夫人といふも同じ、長信宮ともいふ、仁明天皇が、嵯峨天皇の皇后橘嘉智子を尊びて、太皇太后の號を上りたるを初見とす、然して皇太后より降るを以て常となせども、皇后中宮より、直ちに進みたることもなきにあらざる、後世女院の稱起りてより後、此位に居るもの頗る少し、待遇は皇太后と同じく、他に行き給ふを行啓といひ、臣庶より太皇太后に白すを啓といひ、敬稱には殿下といふ、中宮職ありてこれに屬す、明治に及び敬稱を改めて陛下と稱すること、なれり(令義解、西宮記、有職中鈔、古事類苑帝王部、皇室典範)

タイクウウツイコウグウシキ 太皇太后宮職 中宮職(チエウカウシキ)を見よ、
タイクウウツセウコクシ 大光普照國師 隱元(インゲン)を見よ、
タイクウウツヤウジノミササキ 大光 明寺院 光明天皇及び崇光天皇の御陵、山城國紀伊郡瀬野村大字瀬野内に在り、光城開闢百七十九年開闢

人をおき、戸口を按檢し、野井を督修する事を奉らしめ、且畿内の區域を定め、郡を大中小の三郡に分つ、其三に曰く、戸籍、計帳、班田收授の法を制定す、凡五十月を里とし、里毎に長一人をおき、戸口を按檢し、農桑を課殖し、非違を禁察し、賦役を催驅する事を掌らしむ、凡そ田は長三十歩、廣さ十二歩を段とし、十段を町と爲し、段毎に租稻二束二把、町毎に租稻廿二束を出さしむ、其四に曰く、舊賦役を停めて田の調を行ふ、凡そ絹織絲織は並に郷土出所に隨へ、田一町に絹一丈、四町にて疋を成す、長四丈、廣二尺半、綿二丈、二町にて疋を成す、長廣絹に同じ、布四丈、長さ絹綿に同じ、一町にして疋と爲す、また別に戸別の課を出さしむ、一戸に皆布一丈二尺、凡そ調の副物鹽糶は、亦郷土出所に従へ、凡そ官長は、中馬一百戸ごとに一疋を輸し、細馬は二百戸ごとに一疋を輸せ、其馬を買はん直は、一月に布一丈二尺とす、また兵は、人毎に刀甲弓矢鞍馬を輸し、仕丁は舊三十戸ごとに一人なりしを改めて、五十戸ごとに一人とし、采女は少領以上の姉妹及び子女の、形容端正なるものを貢せしむ、右を此時における詔の大意とす、尋で三月に至り、更に風俗匡正の詔あり、其一は、從來人民營墓の爲めに貧を致す、爰に其制を定めて、尊卑別あらしめ、王以上、上臣、下臣、大臣、小仁、大禮以下小智以上、庶人の六等とし、畿内諸國と共に、葬地を定めて、散埋を得ざらしむ、又人死する時に、自縊れて殉じ、或は人を絞し、或は強ひて亡人の馬を殉じ、或は亡人の爲めに、斷髮剃髮して誅する類の舊俗を禁す、もし犯すものあらば、其族を罪せん、其二は、見て見ずといひ、見ずして見たりといひ、聞て聞かずといひ、聞かずして聞きたりといひ、正語正見なくして、巧に詐るもの多し、其

タイク

三は、奴婢主の貧困を取きて、自ら勢家に託して活を求むるを、勢家留め買ひて本主に還らざるもの多し、其四は、妻妾夫に放たれ、年を経て後他に適くは常理なるに、前夫三四年の後に、後夫の財物を貪りて己れが利となすもの多し、其五は、勢を恃む男、浪りに他の女を要し、其女人に嫁すれば、嘔りて兩家の財物を求め、己が利となすもの多し、其六は、夫を亡へる婦、十年廿年を経て人の婦となり、又未婦の女はじめて人に嫁する時、斯の夫婦を妬みて被除せしむるもの多し、其七は、妻に嫁ばれ離れたる男の、慙愧の餘、妻を強て事塚の婢となすものあり、其八は、屢々己が婦の、他に慕するかと疑ひ、證なきに、浪りに官司に訴ふるものあり、其九は、旅人路頭に飯を炊くの故に人を余の路頭に死なしたるものとて、死者の友件を留めて、被除せしめ、また百姓河に溺死すれば、溺逢ふ者、何の故に我を溺死人に逢はしむといひて、溺者の友件に被除せしむ、是によりて兄死するも、弟屍を收めざるもの多し、其十は、役民路頭に飯を炊けば、路頭の家、何故に恣に飯を余が路頭に炊くこととて、解除せしむるものあり、もし飯を借りて飯を炊き、其飯物に觸れて覆れり、飯の主乃ち被除せしむ、凡そ是の如きの類、愚俗の染む所、今悉く禁斷す、復爲さしむる勿れといへり、超えて三年七色十三階の冠を制し、五年改めて十九階と爲し、また八省百官を置き、蓋しこれより先き人民の王事に供するものを品部の民といひ、部毎に長ありて朝廷に仕ふ、天皇これに氏を命じ、姓を賜ひて階級を分ち臣連伴造といふ、此に至りて官制を改革し、新に大臣をおき、從來内外の職、皆世襲にして封建の姿なりしを一變し、八省百官を建て、交代遷任の官となし、郡縣の治を布かれたり、而して八省百官の名文なし

タイク

幕一覽) 我國上古より民に貴賤を分ち、主従を定め以て生業を樹てたり、而して皇別神別の諸姓は、皆貴種にして臣、連、伴造、國造其他有姓の家を良民と爲す、其家は人を使役し、賤民を奴婢とし、其良家に仕ふるを家人とす、其別極めて嚴にして、婚姻を相通せず、然れども或は私通して子を擧げ、或は奴婢の主家貧にして勢家に強買せらるゝ等、争訟滋く起り、國造伴造の家は、臣連等と共に、私民をおきて山野を占有し、益々兼併を事として其家疲弊し、地を賣りて調賦を辨じ、姓を賣りて奴婢となる、屯倉子代等の地も、世を逐うて増々多く、積弊漸く甚しかりき、大化の改新は這般の情弊を改めんが爲に起る、而して當時隋唐の文明は既に我國に東漸し、先覺の士は、早く之に倣はんとするもの少しとせず、加ふるに、蘇我氏謀に伏して大臣豪族の未だ代り勢を占めたるものなきの際なりしを以て、中大兄皇子(天智天皇)は藤原鎌足と共に、孝徳天皇を擁立して、改新の實務に當る事となりたり、之を要するに改新の主旨は、古へより族制専ら行はれて、徵兵、刑罰、收租等の法權分れてこれに歸し、朝廷の威令漸く行はれざるを以て、大に名分を明らかにし、悉く私地私民を收公して貧富を平均し、祖宗統一の治に復せんとしたるものなり、約言すれば、族制分權を改めて朝廷集權と爲すにありき、孝徳天皇即位の元年、始めて年號を立て、大化元年と爲す、其將に大改革を行はんとするの準備として、同年八月東國等の國司を戒諭する所あり、其大意は、凡そ國家の公民、大小所屬の人民は、皆戸籍を作り、田畝を收し、その國造水陸の利は、百姓と俱にすべし、また國司等國に在りて罪を

大化改新 我國上古より民に貴賤を分ち、主従を定め以て生業を樹てたり、而して皇別神別の諸姓は、皆貴種にして臣、連、伴造、國造其他有姓の家を良民と爲す、其家は人を使役し、賤民を奴婢とし、其良家に仕ふるを家人とす、其別極めて嚴にして、婚姻を相通せず、然れども或は私通して子を擧げ、或は奴婢の主家貧にして勢家に強買せらるゝ等、争訟滋く起り、國造伴造の家は、臣連等と共に、私民をおきて山野を占有し、益々兼併を事として其家疲弊し、地を賣りて調賦を辨じ、姓を賣りて奴婢となる、屯倉子代等の地も、世を逐うて増々多く、積弊漸く甚しかりき、大化の改新は這般の情弊を改めんが爲に起る、而して當時隋唐の文明は既に我國に東漸し、先覺の士は、早く之に倣はんとするもの少しとせず、加ふるに、蘇我氏謀に伏して大臣豪族の未だ代り勢を占めたるものなきの際なりしを以て、中大兄皇子(天智天皇)は藤原鎌足と共に、孝徳天皇を擁立して、改新の實務に當る事となりたり、之を要するに改新の主旨は、古へより族制専ら行はれて、徵兵、刑罰、收租等の法權分れてこれに歸し、朝廷の威令漸く行はれざるを以て、大に名分を明らかにし、悉く私地私民を收公して貧富を平均し、祖宗統一の治に復せんとしたるものなり、約言すれば、族制分權を改めて朝廷集權と爲すにありき、孝徳天皇即位の元年、始めて年號を立て、大化元年と爲す、其將に大改革を行はんとするの準備として、同年八月東國等の國司を戒諭する所あり、其大意は、凡そ國家の公民、大小所屬の人民は、皆戸籍を作り、田畝を收し、その國造水陸の利は、百姓と俱にすべし、また國司等國に在りて罪を

三は、奴婢主の貧困を取きて、自ら勢家に託して活を求むるを、勢家留め買ひて本主に還らざるもの多し、其四は、妻妾夫に放たれ、年を経て後他に適くは常理なるに、前夫三四年の後に、後夫の財物を貪りて己れが利となすもの多し、其五は、勢を恃む男、浪りに他の女を要し、其女人に嫁すれば、嘔りて兩家の財物を求め、己が利となすもの多し、其六は、夫を亡へる婦、十年廿年を経て人の婦となり、又未婦の女はじめて人に嫁する時、斯の夫婦を妬みて被除せしむるもの多し、其七は、妻に嫁ばれ離れたる男の、慙愧の餘、妻を強て事塚の婢となすものあり、其八は、屢々己が婦の、他に慕するかと疑ひ、證なきに、浪りに官司に訴ふるものあり、其九は、旅人路頭に飯を炊くの故に人を余の路頭に死なしたるものとて、死者の友件を留めて、被除せしめ、また百姓河に溺死すれば、溺逢ふ者、何の故に我を溺死人に逢はしむといひて、溺者の友件に被除せしむ、是によりて兄死するも、弟屍を收めざるもの多し、其十は、役民路頭に飯を炊けば、路頭の家、何故に恣に飯を余が路頭に炊くこととて、解除せしむるものあり、もし飯を借りて飯を炊き、其飯物に觸れて覆れり、飯の主乃ち被除せしむ、凡そ是の如きの類、愚俗の染む所、今悉く禁斷す、復爲さしむる勿れといへり、超えて三年七色十三階の冠を制し、五年改めて十九階と爲し、また八省百官を置き、蓋しこれより先き人民の王事に供するものを品部の民といひ、部毎に長ありて朝廷に仕ふ、天皇これに氏を命じ、姓を賜ひて階級を分ち臣連伴造といふ、此に至りて官制を改革し、新に大臣をおき、從來内外の職、皆世襲にして封建の姿なりしを一變し、八省百官を建て、交代遷任の官となし、郡縣の治を布かれたり、而して八省百官の名文なし

タイク

三は、奴婢主の貧困を取きて、自ら勢家に託して活を求むるを、勢家留め買ひて本主に還らざるもの多し、其四は、妻妾夫に放たれ、年を経て後他に適くは常理なるに、前夫三四年の後に、後夫の財物を貪りて己れが利となすもの多し、其五は、勢を恃む男、浪りに他の女を要し、其女人に嫁すれば、嘔りて兩家の財物を求め、己が利となすもの多し、其六は、夫を亡へる婦、十年廿年を経て人の婦となり、又未婦の女はじめて人に嫁する時、斯の夫婦を妬みて被除せしむるもの多し、其七は、妻に嫁ばれ離れたる男の、慙愧の餘、妻を強て事塚の婢となすものあり、其八は、屢々己が婦の、他に慕するかと疑ひ、證なきに、浪りに官司に訴ふるものあり、其九は、旅人路頭に飯を炊くの故に人を余の路頭に死なしたるものとて、死者の友件を留めて、被除せしめ、また百姓河に溺死すれば、溺逢ふ者、何の故に我を溺死人に逢はしむといひて、溺者の友件に被除せしむ、是によりて兄死するも、弟屍を收めざるもの多し、其十は、役民路頭に飯を炊けば、路頭の家、何故に恣に飯を余が路頭に炊くこととて、解除せしむるものあり、もし飯を借りて飯を炊き、其飯物に觸れて覆れり、飯の主乃ち被除せしむ、凡そ是の如きの類、愚俗の染む所、今悉く禁斷す、復爲さしむる勿れといへり、超えて三年七色十三階の冠を制し、五年改めて十九階と爲し、また八省百官を置き、蓋しこれより先き人民の王事に供するものを品部の民といひ、部毎に長ありて朝廷に仕ふ、天皇これに氏を命じ、姓を賜ひて階級を分ち臣連伴造といふ、此に至りて官制を改革し、新に大臣をおき、從來内外の職、皆世襲にして封建の姿なりしを一變し、八省百官を建て、交代遷任の官となし、郡縣の治を布かれたり、而して八省百官の名文なし

タイク

と雖も、恐らくは今の制度と大差なかりしならんか、既に白雉三年四月戸籍を造る、凡そ五十戸を一里とし、里ごとに長一人をおき、戸主は皆家長を以て之に宛つ、また戸は五家相保ち、一人を長として相檢察せしむ、斯の如く大化元年に始まりたる改革は、白雉三年に至りて漸く終りを告げたり、然れども右に述べたる所は、法令の表面に過ぎず、更に裏面より視察するに、改革の際大に斟酌する所あり、新制の中舊俗を交ふるものなきにあらず、今二三を擧ぐれば、當時新置の郡は、其實略は従来の小國を存して名稱を換へたるに同じ、郡司は、全く國造の變稱にして、其人は舊の國造より取れり、國造は世襲の職にして、父祖以來其土に居住し、親ら人民に接して恩威並び行はれたり、假令國司の下におきて郡司と爲すも、舊俗何ぞ遽に改まるべき、子孫世襲の風、神事民事混同の俗、皆共に行はれたるのみならず、當時郡國の疆界名稱もまた全く定まらず、邊土に至りては班田せざる處多く、國司の如きも、決して天下諸國に通れり置かるべきにあらず、國司の置かれざる處は、國造舊によりて尙民政を治めしならん、伴造のことも亦然り、加ふるに皇族諸臣に屬して、其使役に供せられし部曲の如きも亦甚だ停め難かりしのみならず、田莊に至りても、なほ全態を存したるもの多かりき、また皇太子中大兄の奏言によりて當時入部屯倉を奉還せられしと雖も、爾來更に仕丁を賜ひ、舊の入部及び所封の民より簡び充てしめられたりき、而して此改新より、族制的の世襲は、爲めに其狀を一變したるのみならず、只舊職を以て新設の官位に代へたるのみならず、故て黜陟せられしにあらず、當初の聖詔に懸念し給ふ所なり、此のごときは、もとい人民を安んぜしむる數處

タイクワン

代官

に出でたりといへ、また時勢の已むを得ざりし所なるべし(書紀、國史、大日本通史、史學雜誌、大化改新論)
兩時代には、主君に代りて其事を勤むる人を云ふ、本家、領家、武家等に之を置く、武家は執權、管領は將軍に代りて政務を專にし、追討使は臨時將軍に代りて軍務を行ふ故に、共に代官又は御代官と稱し、其外兩六波羅、九州探題の如き皆代官と稱す、(御代官は將軍の代官のみ云ふ)後には専ら守護代、地頭代を云へり、江戸時代には幕府直轄地を支配する者の職名なり(肥前藩、沙石集に、下總國の或地頭、領家の代官と相論の事有て鎌倉にて對決す、泰時の御代官の時也とあるは、領家の代官及び執權を代官と云ひし例なり、吾妻鏡元暦元年四月廿三日の條に、南郡國役責勤之間、云々地頭得分云々代官經理、於事不適合期之由、所、款申也)と云へるは、地頭代官の例にして、同書文治二年三月廿四日の條に、播磨國守護人等在廳注文二通、並景時代官注文等爲三人奉行、被下之とあるは守護代官の例にして初見なり、室町時代の中葉までは各自代官の稱ありしが、同期頃よりは、守護代、地頭代のみ代官と稱し、後には、守護の代官は郡代若しくは大代官郡奉行と稱し、地頭代のみ専ら代官と稱するに至れり、然して郡代は概して一國一人にて國內の事を總轄し、兼れて警衛を掌る、代官は専ら收税のみ職とし、兩職を以て郡村の事を掌りしが、何時しか職務混同し、所によりて郡將に置り、郡代ありて代官なき國あり、代官ありて郡代を置かざる國ありき、德田豐臣時代より年貢收納を司るを、また代官と稱する所となり、殊に豐臣氏は御藏入と稱し、諸國に料所を置き、廣地に

タイクワンタイジ

大官寺

代官を置き、領主若しくは領主の家長に命じて收納を掌らしめ、其地を代官所と稱したり、徳川氏又之に倣ひ、幕府直轄地を支配するものを代官と稱し、收納以下の事を掌らしめたり、委しくは郡代(ケンダ)の條に就て見るべし(武家名目抄、農政座右)
大官寺 大安寺(ダイアンシ)を見よ、
大官大寺 大安寺(ダイアンシ)を見よ、
大慶寺 相模國鎌倉郡寺分村字雲の澤に舊址あり○靈照山と號す(宗廟)宗廟濟派、鎌倉十刹の一(肥前藩)佛源禪師正念の開山にして、北條氏の信仰ありき、無象、大川、大拙、是英等の高僧老翁皆當寺に住せり、後ち上杉氏當寺を崇信す、永和四年上杉兵部少輔能登幸せし時、住僧大年拈香を勤めたり、天正年間兵火に罹り、諸堂悉く灰燼となり、廢寺となる(相模國風土記稿)
大計帳 大帳(ダイチャウ)を見よ、
大計帳使 四度使(ダイケイチャウシ)を見よ、
大元帥法 正月八日より十四日まで七日間、治部省にて、大元帥明王を本尊として行ふ大法會を云ふ、本尊は四面八臂の忿怒尊にして、常には息災に修し、亂世には強敵の調伏に修す、眞言宗にて専ら修す、帥の字はよまぬが故實なりと云ふ(肥前藩)藏人内藏樂の官人にて、御衣を賜ひて埋所に送る、御衣は御官に納め、餘の

タイク

タイク

タイケ

類にて結ぶ、御衣を受ければ藏人これを封じて治部省に送りて新願せしむ、結願の日御衣をもとの如く返上す(肥前藩)小栗酒法琳寺の僧常曉律師入唐して、華林寺の元昭に就て此法を學び、歸朝の後法琳寺にて修したりしが、嘉祥四年正月八日より七日限りて治部省にて修せしより朝廷の大會となり、貞觀儀式によれば、宮中の侍所にて行ひて其場所一定せざりしが、延喜の頃より治部省にて修することとなり、後には又太政官にて行ふこととなり、降りて明治四年九月之を廢す(師光年中行事、公事根源、建武年中行事詳解、法令全書)
大元帥明王 佛經にて明王の總司なり、梵語阿叱婆拘と云ふ、本地如來、世間を救済せんが爲めに現はる、一切將軍を統領して國王を守護し、國境を守り、隣王怨敵を降伏す、我國古來正月八日より七日間此の主を本尊として法を修するは鎮護國家の爲めなり、身の丈八尺或六尺(青色四面八臂にして、忿怒の相を爲し、刀戟輪鉤等の武器を持す(尊容抄))
待賢門 大内裡外郭十二門の一、中門とも稱す、もと建部門、また泰賢門と稱す(肥前藩)大内裡の東面、郁芳門の北に在りて、南端より第二の門(肥前藩)桓武天皇延暦十三年宮城經營の時、播磨國之を造り、建部氏之を學す、大さ五間、戸三間、瓦屋圍橙、丹雘を以て彩り、南北一間、及び南北面各二間、並に粉壁す、左衛府之を衛護す、嵯峨天皇弘仁九年、額を改め、勅筆の額を掲ぐ、貞觀十二年、春宮坊に運ぶ雜物は、この門の出入を聽せり、寛仁四年七月大風の爲に顛倒す、安元三年内裡焼亡の時、諸門焼失せしかど、この門のみ免れたり(拾芥抄、大内裡圖考證)

タイケ

タイコ

タイケモン 待賢門院 原璋子、法名眞如法、大納言公貴の女、母は守屋の女藤原光子(鳥羽天皇の皇后、崇徳、後白河兩天皇の御母なり、延久五年十一月從三位に叙し、尋で女御と爲る、同六年正月申宮に進む、天治元年十一月院號、康治元年二月尼と爲る、久安元年八月廿二日崩す、年四十五(女院小傳))
太鼓 各種樂器の名、種々の音楽に用ふ、また物の合圖即ち軍陣の時、或は時を報するなどに之を用ふ(肥前藩)樂曲に用ふるものに三種あり、(一)大太鼓(二)荷太鼓(三)荷太鼓とす、(一)大太鼓は朝廷にて舞御覽の時、或は大社の舞樂などに用ひ、立ちながら之を撃つなり、火焔太鼓とも稱す、(二)太鼓は、普通種々なる時に用ふるものにて、座して之を撃つなり、中太鼓、或は釣太鼓とも云ふ(三)荷太鼓は、道樂の時に用ふるものにて、擔ひて之を撃つが故に名づく、其他陣太鼓(軍陣の時駆引等に用ふ、太鼓の扁き物)縮太鼓(腰鼓の如く、胴短く皮を糸にて胴にからげ縮めて張るが故に名づく、難等に用ふ)等あり(肥前藩)其製各異なり、また左方右方の區別ありて、左方の太鼓は、左に鞆繪の數三筋にて筒赤色を彩る、右方の太鼓は、鞆繪の數二筋にて青色を彩り、(一)大太鼓は、木にて胴を作り、馬皮を張る、面徑六尺三寸、金地黒彩、左部に三ツ巴の文を畫き、右部に二ツ巴を畫く、周の縁に十六孔を穿ち、調をとち各徑二寸、花形の金物を施す、調の緒赤白黒の布を合せて繩と爲す、胴長五尺、徑四尺二寸、厚さ二寸五分、漆を施して彩を爲し、左赤、右青、木を以て外輪を作り、面に雲形を彫り、左に雲龍を、右

に鳳凰を畫く、周邊に火形を刺成し、朱彩を施す、胴の上に柄を立て、黒漆長さ七尺八寸、左に日像を、右に月像を畫く、臺架あり階を設く、架の高さ及び廣さは各三尺、上下に二横木を施し、上に鼓を安じ、下に蓋を貼く、長さ三尺、皆彩色あり、蓋の高さ三尺、方八尺、大鉦鼓の臺の製の如し、欄高一尺二三寸、葱赤、右縁、階二段、長四尺、廣二尺七寸、庭上に之を設く、桴二ツ、黒漆にて塗り、長一尺三寸、上頭三寸五分、徑三寸之を圓くす、撃つ者左足を臺上に、右足を階に置き、自ら右旁に鼓を立てて之を撃つなり、(二)太鼓は、木にて胴を作り、馬皮を張る、面徑一尺八寸、金地にて蝦虎三を畫く、胴長さ七寸、腹稍々大、面に比ぶれば徑二寸を増す、朱地畫彩を施す、革の周縁、胴を貫すこと寸許、釘を施して之を張る、外輪徑二尺七寸、廣さ一寸五分、上邊金を以て火形を作り影畫あり、内に鉤を施して鼓を懸く、左右内外また鏝を施し、内は緒を施して鼓を約め、外は桴を挿む、桴の長さ八寸四分、葉革を以て之を包む、鉦製鉦鼓の如し、柱高七寸、正面に座して之を撃つなり、(三)荷太鼓は、其形猿樂の大鼓の如し、木にて胴を作り、皮を張る、面徑二尺七寸、金地黒彩を施す、縁に十孔を穿ち、徑各八分、花形の金物を施す、大低牡丹唐草なり、布案にて革を約む、桴の長さ八尺、横三寸、黒漆にて塗る、其中間一尺二三寸を隔て曲釘を設け調に懸けて之を荷ふ、調緒赤白黒の布を交へて繩と爲し調をとづる、胴の上に火形を設く、高さ一尺二三寸、廣さ一尺七八寸、輪を彫ること上の如し、桴の長さ一尺、上頭は徑二寸五分、革を包まず、黒漆柄の上下に金物を施す、奏樂の時庭上に設

タイコ

け、行道の時、右側に立て之を撃つなり、向は雅樂(ガガク)の挿繪參看(樂家録、禮樂志、樂器考)

タイコウ

太后 皇太后(クワウタイコウ)を云ふ、同條を見よ。

タイコウ

退紅 名義桃色に染めたる布の狩衣をいふ、アラシメと訓むこと本義なり、又荒染とも書す、退は褪と同じ、紅のさめたる如き色、もと染色の名なりしが、退紅狩衣、退紅水干、退紅袍など唱へしより遂に退紅といはれ、薄紅色の布狩衣の稱と定まり、退紅狩衣と同じくして、只少し短かく仕立て、地薄紅、袖結は木綿平打なり、常用公卿の傘持、香持等所謂仕下といふ下賤なるものこれを著す、海人藻芥には、親王大臣家の仕下は、退紅、公達家の仕下は白帳を著すとあり、一説として茲に掲ぐ、服制(フクセイ)の挿繪參看(延喜式、衣文最重訓、江次第、貞丈雜記、裝束集成)

タイコウ

退紅 公武家の役名、下部を云ふ、履傘等を持つ役、仕下退紅ともいへり、退紅を著る故に名づく、西三條裝束抄に「退紅白丁、是等は下部の著物也、笠持香持等の著物也、退紅は能家に具する也、義教公大将御賀次に退紅仕下云々」とあり、服制(フクセイ)の挿繪及び「タイコウ」參看(貞丈雜記)

タイコウ

醍醐氏 姓は藤原、五攝家一條氏の分れ、智徳院關白昭良の二男冬基を祖とす、昭良は後陽成天皇の第九皇子、母は中和門院、故に冬基は後陽成院の庶孫なり、故を以て豐元天皇の時一家となし、一條家に付けられ、勅によりて醍醐と號す、清華の一たり、冬基權大納言正二位となり、元祿十年薨す、子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し、侯爵を授けらる(知諸郡記、系圖、華族諸家傳)

タイコウ

大極殿 大内裡八省院、即ち朝堂院の正殿の名、天皇臨御政事を見るに所にして、また國儀大禮を行はるる所なり、「タイキョクテン」と訓まず、「タイゴクテン」と訓むを正しき稱となす、或は最大殿、大殿とも稱す、蓋し略稱なり、此文字は、易繫辭に、易有三極、是生兩儀、とあるに據りたり、大内裡の西南、朱雀門内中和院の南、朝堂院の北位、北は昭慶門を距ること十

タイコウ

行はる。左儀長の節、陰陽師大黒の裝を爲し、燒き上るをもちて、囃したりし風の移りしものならんか、海音が淨瑠璃に、傾城ことの起りより大黒舞の鳥追のと世の上のさたにものつれば」といへるをみれば、其以前已に早く行はれたるを知るべし、嬉遊笑覽に「歌舞妓事始に、大阪の芝居のことをいひて、又正月に至て大黒舞と云ふものを、兩人出で、まふ、本是美濃國より出る、民家にて春のことぶきをなす、これをうたふといへり、美濃國大垣の人語りけるは、我が國に舞まひと稱するものあり、常に農人なり、正月五九月には、札を配り歩行て、米錢を乞ふ、その札曆日のことを少々あるしてあり、正月は肩衣を著、大小の刀をさし、人家の庭に立て、其の年の大小の月の數、吉凶などのことを云てあり、是れを又さんばやしも呼ぶとなむ、歌舞妓事始にいへる者は是れにや、又乞食を學で出るものもありしと見えて、世間陶算用に、隣には舞まひ住けるが、元日より大黒舞に商賣を替ければ、五文の面帳貫の値ひついで、正月月中は口過すれば、此のえはしひたい、大口はいらぬものとして、二匁七分の貫に置て、ゆるりと年を越ける、梅津の長者の繪巻物に、大黒が舞ふ處の詞に、一に俵をふまへ、二ににこと笑ひ、三に三界の福壽を、袋一はひにいれ云々、江戸にはたましく、夷大黒をまねして来る乞丐あれども、定りたる時はなし、定まりてあるは、吉原町へ正月六日より、大よそ二月初迄も、大黒舞として非人來て、種々の物真似をなす、大黒舞はかた計にて、多くは芝居狂言のまねをなす、これも近世始まりたることなりと見えたり。

タイコウ

醍醐寺 所在山城國宇治郡醍醐村○深雲山と號す、又笠取山或は東茶山と號す、古義眞言宗、醍醐寺派の本山、醍醐天皇の御願により根本堂舎を造營して、藥師像を安置し、尋で准胝堂如意輪堂(念覺院)と號し醍醐天皇の本尊を安置す、千手觀音堂五大堂を造營す、藤原元方如意輪堂に安置せる毘沙門天の靈驗を感じ、別に延命院を造營す、延喜四年醍醐天皇臨幸して山下に御願釋迦堂を造營し同十三年定額寺とす、聖寶始めて此山上に登りし時、老翁の泉水を管めて醍醐味なりと云ふを聞き、草菴を結びたるより醍醐寺と號すと云ふ、延喜十九年九月始めて座主を置き、聖寶の弟子觀賢を以て任す、又嘗て皇嗣を祈り寺領を寄す、延長九年六月上座延賢の請により、諸國に命じて木材を採進せしめて諸堂を造營し、親王諸公卿相就つて其寶を寄附せり、朱雀天皇次で法華堂を建立し、村上天皇五重塔を建つ、其他歴代君臣崇敬して多く寺領を寄せしを以て寺運益々隆にして、山上山下伽藍充滿して、巍然たる一大佛刹となり、康平二年十月第十二代座主覺源、其職を弟子定賢に譲り、始めて檢校職を置き、覺源を以て補す、第十四代座主勝覺、三寶院金剛王院理院を開き、弟子定海聖賢賢覺三院に分住し、定海第十五代座主となりて後、三寶院法流の徒座主職に任ぜらる、者多し、第三十二代座主賢海、金剛王院法流より出でたる以來、其徒亦漸く座主職に任ぜらる、多し、後報恩院無量壽院等開かれ、是等諸院交々座主職に任ぜられて一山を支配す、是を醍醐の五門跡とす、應永二年三寶院法流の徒滿濟(足利義滿の猶子)第七十四代座主に任ぜられたる以來、幕府の歸依により、三寶院最勢力を得、其法流の徒世々座主に任ぜらるることなり、遂に一山は三寶院の支配するところとなれり、

タイコウ

大黒天 梵語摩訶迦羅と云ふ、譯して大黒天神と云ふ、三寶を愛し、五衆を護り、飲食を充饒す、依て厨の神とす、本地は久成如來にて、利物の爲に菩薩となり、一切の貧窮无福の衆生に大福徳を與ふと云ふ、又關戰の神なり、此の神を祭れば威徳を増し、勝利を得ると云ふ、形像は青雲黒色、八臂ありて、各異杖を執り、欄腰を貫穿して環珞とし、大忿怒の形を爲す、足下に地神女天ありて兩足を其の手に受く、現今我國に福の神として祭る大黒天は摩訶迦羅より出でしものなれども、その形像全く異なり、一説に大國主命を形造り祭る所と云へども、大國大黒音の同じきより誤りたるなり、又三面大黒あり、大黒、毘沙門、辨財天全體の像なり、傳教大師叡山を開きし時現する所と云ふ、又別に六大黒天あり、今略す○世俗に大黒を千の日に祭るは、北方子の神にて、甲子に祭るは子に十二支の始めて、甲も十千の始めなる故なりと云ふ、又鼠を以て神使とするは、北方子の神なる故なるべし(類聚名義考、佛敎の辭典、七福神考)

タイコウ

大極殿 大内裡八省院、即ち朝堂院の正殿の名、天皇臨御政事を見るに所にして、また國儀大禮を行はるる所なり、「タイキョクテン」と訓まず、「タイゴクテン」と訓むを正しき稱となす、或は最大殿、大殿とも稱す、蓋し略稱なり、此文字は、易繫辭に、易有三極、是生兩儀、とあるに據りたり、大内裡の西南、朱雀門内中和院の南、朝堂院の北位、北は昭慶門を距ること十

タイコウ

一丈に起り、南は會昌門を距ること八十七丈に至る、地を占むる、南北七丈四尺、東西十九丈八尺、高

タイコウ

六尺の版石條石を以て基礎を造り、地面を築るに方磚を以てす、南正面に石階九段を設け、每段六寸、其

タイコウ

一丈に起り、南は會昌門を距ること八十七丈に至る、地を占むる、南北七丈四尺、東西十九丈八尺、高

タイコウ

六尺の版石條石を以て基礎を造り、地面を築るに方磚を以てす、南正面に石階九段を設け、每段六寸、其

タイコウ

一丈に起り、南は會昌門を距ること八十七丈に至る、地を占むる、南北七丈四尺、東西十九丈八尺、高

タイコウ

六尺の版石條石を以て基礎を造り、地面を築るに方磚を以てす、南正面に石階九段を設け、每段六寸、其

タイコウ

一丈に起り、南は會昌門を距ること八十七丈に至る、地を占むる、南北七丈四尺、東西十九丈八尺、高

タイコウ

六尺の版石條石を以て基礎を造り、地面を築るに方磚を以てす、南正面に石階九段を設け、每段六寸、其

タイコウ

一丈に起り、南は會昌門を距ること八十七丈に至る、地を占むる、南北七丈四尺、東西十九丈八尺、高

タイコウ

六尺の版石條石を以て基礎を造り、地面を築るに方磚を以てす、南正面に石階九段を設け、每段六寸、其

タイコウ

一丈に起り、南は會昌門を距ること八十七丈に至る、地を占むる、南北七丈四尺、東西十九丈八尺、高

タイコウ

六尺の版石條石を以て基礎を造り、地面を築るに方磚を以てす、南正面に石階九段を設け、每段六寸、其

タイコウ

一丈に起り、南は會昌門を距ること八十七丈に至る、地を占むる、南北七丈四尺、東西十九丈八尺、高

タイコウ

六尺の版石條石を以て基礎を造り、地面を築るに方磚を以てす、南正面に石階九段を設け、每段六寸、其

タイコウ

一丈に起り、南は會昌門を距ること八十七丈に至る、地を占むる、南北七丈四尺、東西十九丈八尺、高

タイコウ

六尺の版石條石を以て基礎を造り、地面を築るに方磚を以てす、南正面に石階九段を設け、每段六寸、其

タイコウ

一丈に起り、南は會昌門を距ること八十七丈に至る、地を占むる、南北七丈四尺、東西十九丈八尺、高

タイコウ

六尺の版石條石を以て基礎を造り、地面を築るに方磚を以てす、南正面に石階九段を設け、每段六寸、其

タイコウ

一丈に起り、南は會昌門を距ること八十七丈に至る、地を占むる、南北七丈四尺、東西十九丈八尺、高

タイコウ

六尺の版石條石を以て基礎を造り、地面を築るに方磚を以てす、南正面に石階九段を設け、每段六寸、其

タイコウ

一丈に起り、南は會昌門を距ること八十七丈に至る、地を占むる、南北七丈四尺、東西十九丈八尺、高

タイコウ

六尺の版石條石を以て基礎を造り、地面を築るに方磚を以てす、南正面に石階九段を設け、每段六寸、其

タイコウ

一丈に起り、南は會昌門を距ること八十七丈に至る、地を占むる、南北七丈四尺、東西十九丈八尺、高

タイコウ

六尺の版石條石を以て基礎を造り、地面を築るに方磚を以てす、南正面に石階九段を設け、每段六寸、其

タイコウ

一丈に起り、南は會昌門を距ること八十七丈に至る、地を占むる、南北七丈四尺、東西十九丈八尺、高

タイコウ

六尺の版石條石を以て基礎を造り、地面を築るに方磚を以てす、南正面に石階九段を設け、每段六寸、其

タイコウ

タイコ

左右階を設くる南階の如し、東階西階と稱す、北面の階は東西の階と相當れり、廊及び階に接する外、皆朱欄を設く、殿は南北四間五檼、檼間各一丈三尺、合せて五丈五尺、東西十一間十二檼、檼間各一丈六尺、合せて十七丈六尺、内部檼を建つる一重、其中央を高御座(タカミクラ)の條參看)とす、前面に戸なし、其東西及び北面の廊、及び階に接する所戸あり、丹樓粉壁なり、屋を葺くに碧料瓦を用ひ、檼瓦は唐草華樣を刻み、また大極殿の三字あるものあり、屋脊の東西に鴉尾(ツツカタ)を置く(起原考)大極殿の始めて見えしは、皇極天皇の四年とす、此後天武天皇九年二月大極殿に御し、十一年正月、親王以下群臣を大極殿に宴し、朱鳥元年正月、此に御して朝を受け、元明元正の二帝は大極殿にて即位あり、總て是等の事國史書を絶たず、桓武天皇延暦十五年正月、天皇大極殿の高御座に御し、正賀を受けられしより、國儀大禮は必ず此に行はるることとなり、是より此殿荒廢に至るまで世は三十代、年は三百廿餘年を経たれど、陽成、後三條、冷泉の三天皇は、豐樂院、又は紫宸殿又は太政官廳にて即位ありしが、其他は皆大極殿にて行はれたり、治承の災後更に造營の事あれども、王室衰微、軍國多事、其功卒に成らず、今其造營燒亡の沿革を見るに、延暦十五年落成し、貞觀十八年燒亡し、元慶三年再營功成り、康平元年又燒亡し、延久元年三たび功成り、保元三年大に修造ありしが、治承元年に至り全く燒亡して永く荒廢に歸す(大内裡圖考證、平安通志)

タイコクマヒ

大黒舞 名義 江戸時代毎年正月大黒天の姿を模し、面を被り、頭巾を着て民間の門々に歌ひ舞ひて、米錢を乞ふ一種の乞丐者をいふ(起原考)起原詳かならず、恐らくは朝廷に

タイコ

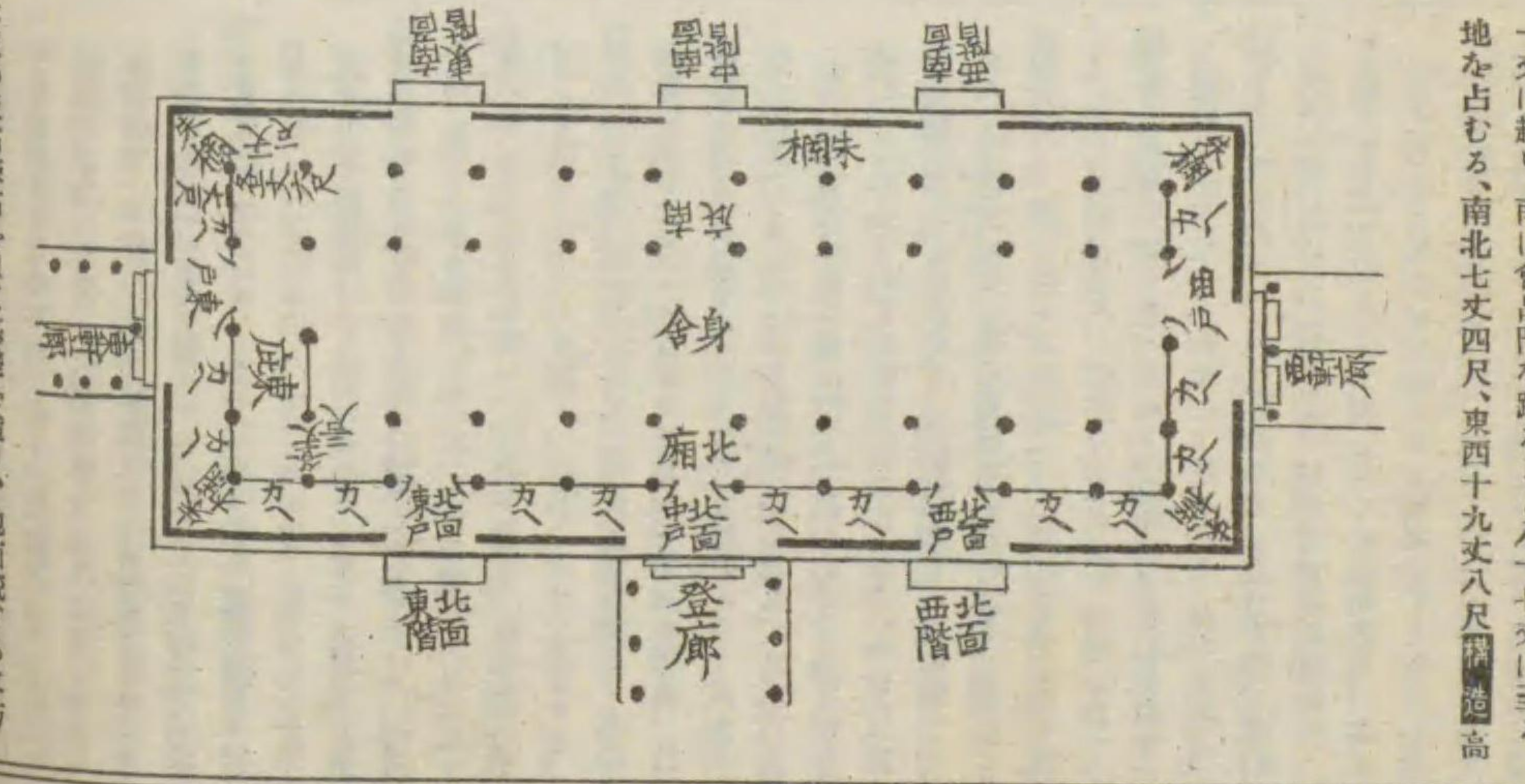
大黒天 梵語摩訶迦羅と云ふ、譯して大黒天神と云ふ、三寶を愛し、五衆を護り、飲食を充饒す、依て厨の神とす、本地は久成如來にて、利物の爲に菩薩となり、一切の貧窮无福の衆生に大福徳を與ふと云ふ、又關戰の神なり、此の神を祭れば威徳を増し、勝利を得ると云ふ、形像は青雲黒色、八臂ありて、各異杖を執り、欄腰を貫穿して環珞とし、大忿怒の形を爲す、足下に地神女天ありて兩足を其の手に受く、現今我國に福の神として祭る大黒天は摩訶迦羅より出でしものなれども、その形像全く異なり、一説に大國主命を形造り祭る所と云へども、大國大黒音の同じきより誤りたるなり、又三面大黒あり、大黒、毘沙門、辨財天全體の像なり、傳教大師叡山を開きし時現する所と云ふ、又別に六大黒天あり、今略す○世俗に大黒を千の日に祭るは、北方子の神にて、甲子に祭るは子に十二支の始めて、甲も十千の始めなる故なりと云ふ、又鼠を以て神使とするは、北方子の神なる故なるべし(類聚名義考、佛敎の辭典、七福神考)

タイゴジ

醍醐寺 所在山城國宇治郡醍醐村○深雲山と號す、又笠取山或は東茶山と號す、古義眞言宗、醍醐寺派の本山、醍醐天皇の御願により根本堂舎を造營して、藥師像を安置し、尋で准胝堂如意輪堂(念覺院)と號し醍醐天皇の本尊を安置す、千手觀音堂五大堂を造營す、藤原元方如意輪堂に安置せる毘沙門天の靈驗を感じ、別に延命院を造營す、延喜四年醍醐天皇臨幸して山下に御願釋迦堂を造營し同十三年定額寺とす、聖寶始めて此山上に登りし時、老翁の泉水を管めて醍醐味なりと云ふを聞き、草菴を結びたるより醍醐寺と號すと云ふ、延喜十九年九月始めて座主を置き、聖寶の弟子觀賢を以て任す、又嘗て皇嗣を祈り寺領を寄す、延長九年六月上座延賢の請により、諸國に命じて木材を採進せしめて諸堂を造營し、親王諸公卿相就つて其寶を寄附せり、朱雀天皇次で法華堂を建立し、村上天皇五重塔を建つ、其他歴代君臣崇敬して多く寺領を寄せしを以て寺運益々隆にして、山上山下伽藍充滿して、巍然たる一大佛刹となり、康平二年十月第十二代座主覺源、其職を弟子定賢に譲り、始めて檢校職を置き、覺源を以て補す、第十四代座主勝覺、三寶院金剛王院理院を開き、弟子定海聖賢賢覺三院に分住し、定海第十五代座主となりて後、三寶院法流の徒座主職に任ぜらる、者多し、第三十二代座主賢海、金剛王院法流より出でたる以來、其徒亦漸く座主職に任ぜらる、多し、後報恩院無量壽院等開かれ、是等諸院交々座主職に任ぜられて一山を支配す、是を醍醐の五門跡とす、應永二年三寶院法流の徒滿濟(足利義滿の猶子)第七十四代座主に任ぜられたる以來、幕府の歸依により、三寶院最勢力を得、其法流の徒世々座主に任ぜらるることなり、遂に一山は三寶院の支配するところとなれり、

タイゴジ

一丈に起り、南は會昌門を距ること八十七丈に至る、地を占むる、南北七丈四尺、東西十九丈八尺、高六尺の版石條石を以て基礎を造り、地面を築るに方磚を以てす、南正面に石階九段を設け、每段六寸、其



タイコ

一丈に起り、南は會昌門を距ること八十七丈に至る、地を占むる、南北七丈四尺、東西十九丈八尺、高

六尺の版石條石を以て基礎を造り、地面を築るに方

磚を以てす、南正面に石階九段を設け、每段六寸、其

一丈に起り、南は會昌門を距ること八十七丈に至る、地を占むる、南北七丈四尺、東西十九丈八尺、高

六尺の版石條石を以て基礎を造り、地面を築るに方

磚を以てす、南正面に石階九段を設け、每段六寸、其

一丈に起り、南は會昌門を距ること八十七丈に至る、地を占むる、南北七丈四尺、東西十九丈八尺、高

六尺の版石條石を以て基礎を造り、地面を築るに方

磚を以てす、南正面に石階九段を設け、每段六寸、其

一丈に起り、南は會昌門を距ること八十七丈に至る、地を占むる、南北七丈四尺、東西十九丈八尺、高

六尺の版石條石を以て基礎を造り、地面を築るに方

磚を以てす、南正面に石階九段を設け、每段六寸、其

一丈に起り、南は會昌門を距ること八十七丈に至る、地を占むる、南北七丈四尺、東西十九丈八尺、高

六尺の版石條石を以て基礎を造り、地面を築るに方

磚を以てす、南正面に石階九段を設け、每段六寸、其

一丈に起り、南は會昌門を距ること八十七丈に至る、地を占むる、南北七丈四尺、東西十九丈八尺、高

六尺の版石條石を以て基礎を造り、地面を築るに方

磚を以てす、南正面に石階九段を設け、每段六寸、其

一丈に起り、南は會昌門を距ること八十七丈に至る、地を占むる、南北七丈四尺、東西十九丈八尺、高

六尺の版石條石を以て基礎を造り、地面を築るに方

磚を以てす、南正面に石階九段を設け、每段六寸、其

一丈に起り、南は會昌門を距ること八十七丈に至る、地を占むる、南北七丈四尺、東西十九丈八尺、高

六尺の版石條石を以て基礎を造り、地面を築るに方

磚を以てす、南正面に石階九段を設け、每段六寸、其

一丈に起り、南は會昌門を距ること八十七丈に至る、地を占むる、南北七丈四尺、東西十九丈八尺、高

六尺の版石條石を以て基礎を造り、地面を築るに方

磚を以てす、南正面に石階九段を設け、每段六寸、其

タイシ

後醍醐	久我 通雄	元應元十	元亨三十一
後醍醐	鷹司 冬平	元亨三十一	嘉暦三
光厳	西園寺兼季	正慶元二	同三
光明	久我 長通	曆應三十三	康永元二
崇光	洞院 公賢	貞和四	觀應元三
後光嚴	久我 通相	貞治五	應安元三
後圓融	二條 良基	永徳元七	嘉慶元正
後小松	徳大寺實時	應永元六	同元二
後小松	足利 義滿	應永元二	同二六
後小松	久我 具通	應永元六	同三三
後小松	三條 實隆	應永元八	同三二
稱光	徳大寺公俊	應永元七	同三三
後花園	二條 持基	永享元七	同三三
後花園	一條 兼良	文安元三	寶徳三
後花園	久我 清通	享徳元十	同三
後花園	西園寺公名	康正元六	長祿元八
後花園	二條 持通	長祿元七	寛正元六
後花園	近衛 房嗣	寛正元三	同四
後土御門	久我通博	文明元七	同十四
後土御門	鷹司政平	文明元七	同十四
後土御門	近衛政家	長享元九	同十四
後土御門	一條冬良	明應元二	同六
後相原	徳大寺實淳	永正元三	同八二
後相原	近衛 尚通	永正元八	同十三
後相原	花山院政長	永正元五	同十三
後奈良	三條 實香	天文元八	大永元三
後奈良	近衛 實家	天文元八	同六
後奈良	近衛 前久	天文元二	同七
後醍醐	近衛 前久	同七	同七
後醍醐	近衛 前久	同七	同七
後醍醐	近衛 前久	同七	同七

タイシ

東山 近衛 基熙 寶永六 同六三

中御門 近衛 家熙 寶永七 正徳元七

中御門 近衛 家久 享保六 同八三

櫻町 一條 兼香 延享三 寶暦元七

後醍醐 近衛 内前 同八二再任 同七二

光格 九條 尚實 安永九 天明元五

孝明 鷹司 政通 天保三 嘉永元

明治 三條 實美 明治四 明治六

タイシヤク 對策 「タイシヤク」を見よ、

タイシヤク 大尺 尺の一種、大寶令の制を按ずるに、尺に大尺小尺あり、小尺の二寸を以て大尺一尺に宛つ、而して大尺は地を度り、銀銅穀を量るにのみ用ひ、其他は小尺を用ひしめたり、古今要覽稿に「大寶令の大尺は令前常用にして即今の曲尺なり、その大尺といふ稱を設けられて度地銀銅穀にのみ用ひられしは、文武天皇即位のはじめ、壬申擾亂のちの弊風を改められんが爲に律令を制せらるる時、常用の尺全か唐の大尺と同じかりしゆゑに、彼の大尺といふ字を借りて用ひられしならん」云云と見ゆ、尋て延喜式の制あるに及び、官私悉く大尺を用ひ、只魯景を測り、湯藥を合するのみに小尺を用ひ、大尺を以て常用の尺と定めらる、按ずるに、此事和銅六年の改正に係るものならん、「モノサシ」參看(古今要覽稿)

タイシヤクテン 帝釋天 梵天帝釋の略、初利天の主、具には釋提桓因と云ふ、釋を能、提を天、桓因を主と譯す、能く天主たる意、又釋迦提婆因陀羅と云ふ、釋迦を能、提婆は天、因陀羅は帝と譯す、故に帝釋は梵天提婆なり、常に初利天の尊見

タイシ

城に居住して三十二人の眷屬を使ひ、三十三天を統

領す(法華經講義、佛教いろは辭典)

タイシユ 大守 國司(コクシ)を見よ、

タイシユ 大樹 將軍(シヤクケン)を見よ、

タイシヨウ 大升 樹の一種、靈異記卷三に「田中真人廣忠女、貸日與小升、償日受大升云々」とあるを以て初見と爲す、大寶令制定の時、小樹三升を以て大樹一升に充てしむ、古今要覽稿に「大寶の時設けられし小大升は、唐令と同じかるべし、よつて是を唐律六典通典等に通考するに、小尺の千六百二十寸を以て小一石の積とし、是を三倍して大一石とするなれば、大一石の積、小尺の四千八百六十寸にあたる、その小尺は、即今の曲尺の八寸三分三厘不盡にあたる、是尺一千六百二十寸は、曲尺の九百三十七寸有奇にあたる、九百三十七寸を今量法六四五々にて歸除すれば、今量一斗四升五合一勺六撮七三有奇にあたる、是開元時量の三の一と明らかに通典に見えられたる、即唐律六典にのする黍量とおなじものなるべし、是を小升とし、大升をもとむれば、今の四斗三升五合五勺有奇を以て唐の大升とすべし、即是大寶の大小升なり、伊勢國安東郡在地倉付の升といふものあり、其大さ方六寸、深さ二寸五分あり、六寸を自乘し、三十六寸あり、二寸五分を乘じ九寸あり、分積九厘あり、今量を以てはか



(載所業圖像佛)

タイシ

るに、一升三合九勺四分といふ、疑はくは、是今小升の造制にや」と見えたり○令制定の時、凡地を度り、銀銅穀を量る者、皆大を用ひ、此外官私悉く小者を用ひよと令し、延喜式の時、度量權衡は、官私悉く大を用ひ、魯景を測り湯藥を合するに則小を用ふと見えたり、マス參看、

タイシヨウ井 大乘院 大和國添上郡奈良、舊址は今御所の馬場と稱する地、自法相宗、興福寺別當、原宿禰、堀河天皇寛治元年、權大僧部隆禪の勅立して以來、歴代の住持皆貴族より出で、殊に多く九條家より出で、興福寺別當の職に就いて大に勢力あり、一乘院と相並びて南部の兩門跡と稱せらる、江戸幕府時代に寺領九百十四石を有す、明治維新の際兩門跡廢せられて、同院の建造物も取拂はれ、元年四月住持尙嘉復飾し、後松園氏を稱し、男爵を授けらる、今は僅に舊址の存するのみなり(諸門跡譜、大乗院門跡次第、寺誌)

タイシヨウシサキノクワンバク 大勝寺前關白 一條忠良(イナテウタマダヨシ)を見よ、

タイシヨウトク 退宿徳(退走禿) 高麗樂、ドイツトクとも訓ず、壹越調廿四曲中の一、一名老舞と稱す、大曲○拍子十六或は十四、常に十三拍を用ふ、舞者四人、番舞春鶯囀(原宿禰)作者傳來共に詳かならず、凡そ此曲を奏すれば、走り出で、舞へるより、退走禿と名づく、中古その式を失ふ(禮樂志、歌舞音樂略史)

タイシヨククワン 大織冠 王朝時代の初、位につきて授けられし冠の名、孝徳天皇大化三年に、七色十三階の冠を制せられたる時の其第一、大小二階あり、織を以て作り、繒を以て冠の縁に裁す、

タイシ

天智天皇八年、藤原鎌足(フナハラノカマタリ)を見よ、大織冠を授けられたるは、他に類なきを以て、後世大織冠といへば、鎌足とのみ思へるに至れり(書紀、冠服考)

タイシヨククワンカマタリ 大織冠鎌足 藤原鎌足(フナハラノカマタリ)を見よ、

タイス井リヨウ 大水龍 横笛の名、此笛は天曆の御時の寶物なり、管大に首豐なり、衆管に超えたる故に大字を加へ、笛水龍の吟を寫す故に水龍と稱す(樂器考)

タイセイシボサツ 大勢至菩薩 佛經にて菩薩の名、淨土三尊の一、阿彌陀の左の脇士、梵語に摩訶鉢鉢と云ふ、大精進、得大勢、大勢志、又勢至、元邊光と譯す、智慧の大勢一切に至るが故に名



(載所業圖像佛)

づく、即ち智慧光を以て、普く一切を照らし、三塗を離れ无上力を得しむ、この菩薩の足を投すれば、三千世界及び魔の宮殿を震動すと云ふ(觀无量壽經、觀經疏記、佛教いろは辭典)

タイセイデン 大成殿 聖堂(セイダウ)を見よ、

タイセウ 大小 室町時代以後刀(古の打刀を云ふ)脇差(古の隠劔にあらず、鑄等ありて長き刀)の兩刀の併稱、大小の腰物の略(古は腰刀一つとして

大刀打刀は從者に持たせしなり(大内政長傳記)、金作の脇差に、大刀を稱へてはきしものか、真丈雜記に「此の事は信長秀吉の時代服國の時より始るなり、或書肥前國龍造寺、大關(降参して御目に懸り、秀吉へ伺候いたしたりし時、秀吉公龍造寺に被仰は、久々にて對面也、我等が種々の諸道具見せ可申なりとて、則龍造寺を被連、矢藏へ上り給ひし、少も龍造寺に氣づかひなく刀脇差をぬき龍造寺に持つべき由被仰、先へ上り給ひしなり、龍造寺跡より大小を持ち上り給ふ云々、又秀吉家譜に、天正十五年四月、秀吉使攻岩付城(中略)大權現使者本多豐後守廣孝來會し、共に攻城有戰功、秀吉感之、羊皮羽織及金鐲脇差云々、其の時既に鐲を入れたる脇差あり、是等を以て考ふるに、大小をさす事は、信長秀吉の頃戰國の時より以來の風俗なり、それより以前には此の事なしとあり、江戸時代には、武士は必ず此兩刀を腰間に挿みたれども公卿は之を帶せず、また庶民も佩用する事を禁せられたりき、

タイセンジ 大山寺 關西相模國大住郡坂本村大山○雨降山と號す(古義眞言宗)本尊不動銅像(國)往古大山頂頭に五色の彩光あり、土人怪みて登見れば、地中に不動石像あり、後天平勝寶七年僧良辨、この像を拜し、靈告を得て、不動の木像を彫み、且つ堂舎僧坊を造立す、此事天聽に達し、勅願寺とし、相模安房上總三國の正統の内を寺用となさしむと云ふ(天平寶字五年、僧光增、師行基の遺言にて、不動を彫み安置す、元慶三年地震に依て諸堂倒る、後安然再興す、源賴朝崇敬厚く、元暦元年九月先例によりて寺領高部屋敷を安堵し、又大法會の時には必ず當寺の僧を参加せしむ、建久三年

ダイト

ダイトクシ

大徳寺

ヒテメダを見よ、
大宮村、舊名紫野。龍寶山と號す。臨濟宗、大徳寺派本山。延慶二年妙超東山に雲居菴を營み居たるが、元應元年赤松則村金若千を寄附して、紫野に一小院を造る、乃ち移り居す。正中元年勅して雲林院の北の地を賜ふ、因て寺基を擴張して大徳寺と號す。正中二年二月、花園上皇御祈願所となし、嘉應元年四月妙超開堂式を舉行す。元徳二年八月輪旨を賜ひ、地を寄附し、元弘三年八月後醍醐天皇宸翰を賜ひ、本朝無雙禪苑となし、十月五山の二に列し、四年正月五山の三上利となして南禪寺に准ぜられ、益々寺基を擴張し、所領の地を加増せらる。妙超の示寂後弟子義亨第二代となり、花園上皇後醍醐天皇の御歸依深く、敬所の領地を加増せらる。北朝至徳三年、室町幕府五十利の位次を改め、京都十利の第九位に降す、文安二年八月宗願(義叟)勅を拜して住持となるに至り、十利の列を離れ、元弘の舊規に復せらる。享徳二年八月火災に罹り、尋で再興し、應仁元年兵燹に罹り再び焼失す。文明五年六月輪旨を賜ひて再興し、十年二月方丈上棟す。後、信長秀吉所領の安堵状を下し、元和元年七月家康安堵状を下す。増減あり、天保の頃御朱印二千十一石餘ありたり。現今境内六萬八千四百餘坪あり。總門(東向)勅使門(南向)寛永十七年皇居の南門を賜ひしものといふ。山門、玲瓏閣とも解説門とも云ふ。閣上の額に金毛閣あり、大永六年連歌師宗長寄附して、山門を建つて、而も閣に及ばず。閣は天正十七年于利休更に寄附して之を作らる。天井の黒龍の畫は長谷川等伯の筆、正面に釋迦三尊十六羅漢を安置す。加藤清正朝鮮より持歸したるものと云ふ。側に利休自作の像あり。秀吉破案せ

ダイト

ダイト

んとしたるを、池田氏乞うて備前に携へ歸り、明治二十一年還納せしものと云ふ。佛殿(本堂)、大雄殿と云ふ。南向、二重瓦葺、釋迦三尊を安置す。享徳應仁に焼失し、宗純(一休)の參徒宗臨の寄附建立したるものも廢頽し、寛文五年京都の人那波素順等の寄附にかゝる。法堂、演法堂と云ふ。南向、佛殿の北に在り、赤松氏の寄附にかゝるもの焼失し、今の建造物は寛文十三年十二月小田原城主稻葉正勝其子正則の寄附にかゝる。方丈、法堂の北に在り、今の建造物は寛文十三年、京都の人後藤益勝の寄附にかゝり、圓庭の結構は小堀政一(遠州)の工夫に成る。(一説に天祐和尚とも云ふ)南面の小門は世に明智門と云ふ。光秀の寄附と云ふ。眞珠菴、方丈の北に在り、有名なる一休の菴室にして、現今のは寛永十五年十一月の建造にかゝる。明治三十五年大修理を加へたり。今特別保護に屬す。本堂中台に一休和尚を安す。大仙院、眞珠菴の西に在り、六角政頼の建立なり。小庭は相阿彌の作なり。聚光院、方丈の西に在り、永祿九年三好義繼其父長慶の爲めに建立したるもの、千利休の墓あり。總見院、聚光院の西に在り、天正十年十月秀吉、信長の葬式をなし、一院を建立して菩提所となしたるもの、維新後廢止に歸し、今僧堂を建てたり。其北に信長の墓五輪塔あり、其左右に信忠信雄の墓あり。天瑞寺趾、總見院趾の西に在り、天正十六年六月秀吉の母病あり、依て急に建立したるもの、今は廢止に歸し塔婆あり。龍光院、慶長十一年黒田長政其父の爲めに建る所、父子の像其廟に在り。孤蓬庵、境内の西南隅に在り、慶長十七年小堀遠州の龍光院中に建立せしもの、江戸宗玩を開祖とし、寛永中今の地に遷す、後、衰頽せしを、池田不味侯の再造する所にして、佛造悉く茶式に合し、世上に著

名なり。蒲生氏經墓、小早川隆景、細川忠興塔、豐臣秀長墓、里村紹巴墓等有名なる墳墓多し。什寶、文書、古畫、彫刻等極めて多し、就中觀音左右後護國三幅(傳牧溪筆)觀音像(傳月龜筆)龍虎畫二幅(傳牧溪筆)は國寶となれり。今左に歴代を示す。(大徳寺誌、龍寶山誌、山城名勝志、京華要誌、國寶目錄)
妙超(宗華) 義亨(徹翁) 宗雲(令翁) 宗願(愚翁)
道王(虎溪) 道均(平泉) 仁禎(蔣山) 宗忠(言外)
宗立(卓然) 操(法雲) 明叟 宗碩(德翁)
宗棟(鄧林) 宗嘉(大象) 大器 南周
竺翁 宗範(大機) 東源 宗英(乾用)
妙用(季機) 宗簡(香林) 宗雲(華叟) 巨岳
宗壽(椿巖) 樺菴 宗願(義叟) 宗智(明遠)
無言 蓮江 宗光(日照) 宗興(滅崖)
祖鶴(格堂) 宗漢(季東) 玄奎(燈菴) 宗麟(一洲)
宗舜(日峯) 宗鑑(足菴) 宗寂(惟三) 玄承(義天)
宗照(春浦) 宗深(雪江) 體調 顯堂
宗隆(柔仲) 宗揚(蛟菴) 紹隆(景川) 宗純(一休)
宗昭(晦翁) 芳隆 宗愈(泰叟) 禪傑(特芳)
宗順(悟溪) 英朝(東陽) 宗統(一溪) 宗肅(西浦)
宗真(實傳) 紹彌(天輝) 宗仙(桃溪) 宗壽(椿巖)
宗受(天鑑) 宗球(天塚) 宗恕(仁濟) 宗海(悅堂)
藏(桂菴) 宗瑞(玉浦) 乾才(蘭菴) 竺(大機)

ダイト

ダイト

ダイト

宗棟(鄧林) 宗松(興宗) 宗昭(陽峰) 宗範(瑞翁)
宗牧(東溪) 宗朝(東海) 珪(竺堂) 瑞秀(雪岫)
宗亘(古巖) 中謙(廉叟) 紹麟(一宗) 宗忠(悅溪)
由(古潤) 宗閔(玉英) 宗翔(龍江) 宗清(以天)
宗廉(貞叔) 宗桂(子林) 宗愆(小溪) 宗萬(休翁)
宗器(傳菴) 玄珠(月浦) 宗奎(大林) 宗九(徹岫)
宗條(玉堂) 宗胃(清菴) 宗默(天啓) 宗碩(大室)
宗貞(謹甫) 宗登(龍谷) 宗假(春林) 寂住(松菴)
宗康(泰巖) 宗慶(雲叔) 宗顯(江隱) 宗順(和溪)
宗榮(華菴) 宗悅(怡雲) 宗用(大歇) 宗新(笑翁)
宗璋(玉叟) 紹董(晉宗) 宗菊(南岑) 宗園(春屋)
宗秀(玉仲) 宗豐(明叟) 宗初(太岫) 宗頓(南英)
宗松(萬俣) 宗棟(古溪) 宗香(梅隱) 宗楨(貞叔)
宗听(笑隱) 宗哲(明叔) 宗洞(仙岳) 宗紋(竹澗)
宗賢(先甫) 宗謁(太素) 紹滴(一凍) 宗範(準叟)
宗範(梅溪) 宗眼(天叔) 紹察(玉甫) 宗鑑(鍊叔)
宗罕(希叟) 宗安(太翁) 宗程(萬江) 宗珍(寶叔)
宗安(心溪) 紹長(松巖) 宗仲(童甫) 宗光(京用)
宗秀(蘭叔) 宗傳(雲英) 宗印(月峯) 宗承(自天)
宗貞(盛叔) 宗鎮(州甫) 宗佐(賢叟) 宗珎(玉筍)

宗政(培林) 宗琦(琢甫) 宗印(傳叟) 宗開(東嶺)
宗瑛(藍溪) 宗彰(澤菴) 宗章(龍室) 宗朝(南隱)
宗玩(江月) 宗韓(雄峯) 紹瑞(玉翁) 宗真(賢谷)
宗三(要叔) 宗勝(春巖) 宗益(日新) 宗瓊(玉田)
宗劉(龍巖) 宗在(菊徑) 宗周(文室) 宗懷(悅叔)
宗溫(光澤) 紹果(天祐) 宗渭(清巖) 宗寒(義峯)
宗智(正隱) 宗珉(開甫) 宗用(機菴) 宗宜(隨倫)
宗閑(安室) 宗容(舊巖) 宗淵(默翁) 宗開(笑堂)
宗俊(神海) 宗玄(江雪) 宗圭(雪菴) 宗璋(琢支)
宗龍(江雪) 宗琦(玉舟) 宗幾(唐叔) 宗榮(啓室)
宗傳(燈外) 宗春(仙溪) 宗然(天室) 紹佐(方春)
宗鶴(祥巖) 宗董(南叟) 宗英(舊山) 宗珉(翠巖)
宗左(傳外) 妙雄(大隱) 宗單(乾英) 宗智(性翁)
紹及(見岩) 宗晃(春澤) 宗傳(寶堂) 紹蘇(昭海)
宗恩(春巖) 宗敏(陽甫) 宗瑛(桂山) 宗純(鐵舟)
宗嵩(大仲) 宗智(愚溪) 宗喜(無隱) 宗什(一溪)
紹益(聖峯) 宗雪(雪溪) 宗瑞(禪山) 宗的(傳心)
宗般(惟舟) 宗古(德峯) 宗恕(天倫) 宗信(春外)
宗忍(後巖) 宗演(說叟) 宗高(仰堂) 宗右(旋峯)
宗甄(別源) 宗孝(先叔) 紹蕭(端堂) 宗泰(安叔)
宗要(密支) 宗尊(千巖) 宗清(拙堂) 宗助(順叟)

義昌(東岳) 宗群(碩翁) 宗安(開菴) 宗玄(天岸)
宗真(眞岩) 紹要(印充) 義仙(列堂) 宗文(實休)
宗恕(宿峯) 宗五天(英) 義休(大雪) 宗哲(賢外)
宗柳(月庭) 宗各(別山) 宗欽(心巖) 宗吞(月溪)
妙(乾舟) 宗淳(素隱) 宗點(梅峯) 宗桂(仙州)
宗乙(虎巖) 宗悅(怡溪) 宗松(月海) 宗禪(瑞溪)
宗稷(穆岩) 宗光(鏡岩) 宗叔(伯堂) 宗覺(悟溪)
宗沅(湖南) 宗動(功海) 宗祐(孚山) 宗琅(江峰)
宗祈(陽峯) 宗宜(天嶺) 宗看(悅堂) 宗節(清岳)
宗章(龍睡) 宗言(瑞岫) 宗柔(剛山) 宗睡(陳叟)
宗著(實翁) 義統(大心) 義淨(玉潭) 紹珂(月山)
宗朔(琢宗) 宗球(海印) 義瑞(雲岩) 宗琳(南海)
宗英(後峰) 宗甫(周山) 宗陽(桃林) 義天(龍淵)
宗仙(桂隱) 義雪(天桂) 紹昌(久岩) 宗棟(龍岩)
義瑋(梅堂) 紹云(亭山) 宗白(雲秀) 宗寬(江西)
宗黃(龍岫) 宗溫(良堂) 宗連(珊瑚) 宗斤(玉樓)
宗恭(敬峯) 宗貞(相州) 宗庸(萬拙) 宗萬(天菴)
宗壽(鶴州) 宗圓(大梅) 宗玉(桂堂) 宗湛(寂水)
妙庭(瑞堂) 宗彌(桂州) 宗融(祝峯) 宗察(密雲)
宗里(孝岳) 宗迪(啓叔) 宗精(鍊了) 宗政(瑞巖)

ダイト

宗量(寛政) 宗慶(任叔) 宗伍(竺嶺) 宗師(月洲)
 宗珊(大芝) 宗林(少峯) 義門(信叔) 義般(萬了)
 宗活(江藤) 義醇(實參) 宗律(法若) 宗運(隆隱)
 紹石(鐵叟) 宗信(謙谷) 宗植(茂林) 宗三(船)
 宗雄(虎峯) 宗製(大嶺) 紹揚(岐堂) 宗本(性應)
 宗政(玉閑) 宗益(大虛) 紹通(圓應) 宗徹(大溪)
 宗光(大寧) 宗孝(元叟) 紹柳(梁堂) 妙常(夏叟)
 紹賢(安禪) 宗丈(大龍) 義田(藍谷) 義薰(郁翁)
 紹典(文英) 宗意(大菴) 宗善(見道) 義寧(泰州)
 宗景(江堂) 宗如(巨海) 紹本(大方) 宗繼(別殿)
 宗舜(日寛) 宗就(成慶) 宗悅(心英) 宗具(恭山)
 義俊(大川) 宗般(大岫) 義問(閑田) 宗宏(寛溪)
 紹彦(謙叟) 宗賢(愚谷) 宗哲(愚堂) 紹中天洲
 宗誠(實門) 義俊(英應) 宗樞(斗山) 宗信(敬外)
 宗常(梅峰) 宗卓(特英) 宗旭(萬輝) 宗宣(鼓山)
 宗珥(陶翁) 宗桂(石峰) 義訓(庭洲) 宗音(海門)
 義覺(非心) 宗等(一道) 宗衍(無學) 宗寬(幾州)
 宗白(雪峯) 宗隆(德隱) 紹慎(獨翁) 義文(貫峯)
 宗敬(肅慶) 宗嶽(東天) 宗榜(靈巖) 紹傳(別道)
 宗發(端岩) 宗理(無價) 宗乘(眞慶) 宗貞(觀光)
 宗海(普山) 宗實(建宗) 宗活(大休) 宗全(功洲)

ダイト

宗頂(瑞岩) 宗康(直翁) 宗三(要道) 宗璋(圭宗)
 宗註(詮叟) 宗詮(明道) 紹章(龍溪) 宗看(松殿)
 宗崑(鐵舟) 宗珍(玉堂) 宗軌(則道) 宗慎(大庵)
 宗稷(古田) 宗通(融谷) 宗研(心海) 紹慶(興慶)
 宗真(良遂) 宗丁(一山) 宗英(東陽) 宗峻(寶海)
 宗騏(秀山) 紹煥(大澤) 宗圭(宙寶) 宗勤(常光)
 宗行(護峰) 宗珍(荆山) 義教(別宗) 宗薰(香林)
 義剛(金嶺) 宗淨(直道) 宗智(圓應) 宗健(剛堂)
 宗圭(支道) 宗宣(明堂) 宗斗(大徹) 宗永(寛令)
 宗開(笑雲) 宗鍊(精方) 宗正(眞峰) 宗彦(大綱)
 宗格(石窓) 宗全(完山) 宗中(月舟) 宗允(大鼎)
 義董(正道) 紹典(法慶) 宗英(雄峰) 宗扶(斷橋)
 宗實(諦道) 宗貞(正順) 宗戒(融山) 宗益(拙叟)
 宗透(列翁) 宗澤(恩光) 宗光(大雲) 宗昌(顯道)
 宗丞(喬谷) 宗篤(大道) 宗銘(月海) 義白(圭賢)
 宗瑛(清閑) 妙怡(悅叟) 義演(説慶) 宗妙(空峰)
 宗清(月庵) 義諦(觀宗) 義松(石菴)

ダイトクシハ

大徳寺派 臨濟宗の一派、
 妙超禪師を祖とす、禪宗(センシュウ)、リンザイ
 ハ、メウテウの條を見よ、
 ダイトケイ 大刀契、
 云ふ、大刀は又節刀とも云ふ、大刀契は海國とも

ダイトコ

大徳 僧の行滿ちて徳高きものを
 云ふ、即ち高僧宿老の尊稱、梵語沙檀陀、後には僧
 侶の通稱とす、今鏡乙女の姿に「藤原通憲を指して
 少納言の大ともはかなくなりて云々」と見えたり、
 ダイトコロガシラ 臺所頭、江戸幕府の職
 名、膳所臺所頭、表臺所頭、奥臺所頭の三あり、各
 條を見よ、

ダイトコロフギヤウ

臺所奉行 幕府並に諸大名及
 室町時代より江戸時代にかけて、幕府並に諸大名及
 び其他の家中にて、庖厨の事を掌る職、臺所頭とも
 いへり、膳所頭とも起原詳かならざれど、室町時代の
 中葉以後に起りしものならんか、古くは臺所衆等見
 えて奉行又は頭といへる事見當らず、佐竹家譜に、御
 臺所奉行岡大隅(足利義昭時代)甲陽軍艦に、御臺所
 頭兩人前島加賀守大島忠兵衛(武田信玄家中)多聞院
 日記天正十七年十月十七日の條に、上の御臺所奉行
 福住吉衛門等の名見えたり、然れども室町幕府にて
 は、祇候の輩に賜ふべき贈物をも、供御方にて兼帯し、
 別に臺所方といふ職は置かざりき、安土桃山時代、即
 ち織田豊臣二氏が兵馬の權を掌握するに及び、諸家
 の稱と同じく、厨事に従ふ有司を臺所衆、其頭領を
 臺所奉行又は臺所頭と唱へたり、江戸時代にも、幕
 府に臺所頭の職をおきたりしが、享保二十年改めて
 膳所臺所頭と稱し、將軍食膳の調理を掌らしむ、セ
 ンシヨダイトコロガシラ參看(武家名目抄、古事類
 苑官位部)

ダイト

るとすは信に難し、文武天皇は凡て支那風を好み
 して、節刀も此時代に造れるものなりと云へ
 り、契の始め詳かならず、節刀を給ひしは元明天皇和
 銅二年左大辨藤原巨勢麿に賜ひしを始めとし、代々
 大將出征の時に給ひたり(セツツカ)參看)村上天皇
 天徳四年内裏焼亡の時、靈劍焼損せしを以て、安倍晴
 月勅を奉じて笠き修造せしむ、或は云ふ應和元年七
 月天文博士賀茂保憲勅を奉じて神護寺にて造ると、
 又云ふ備前國鏡泊白根安生劍を造り進すと、一條天
 皇寛弘二年十一月内裏焼亡の時、大刀契多く焼け損
 ず、堀河天皇寛治八年十月内裏焼亡の時、靈劍焼け
 損じて、護身劍は青龍僅に残り、朱雀は尾許残り、破
 敵は二星残り、王母は兵刃符僅に残り、此時焼損
 にて存するもの雜劍數劍を併せて十柄なりと云ふ、
 委しく中右記に見えたり、後堀河天皇安貞元年十二
 月大刀契紛失す、明年三月細辛權を求め出す、内に
 銀二柄(一説に四柄にて折れたるものありと云ふ)及
 び銅鐵の類焼殘(一説に鐵切一四寸餘のものありと
 云ふ)等の魚形を存するもの等あり、同月廿四日伏誦
 を行ひ、將軍劍を以て節刀櫃に入れ、今一筋(護身劍
 か)を以て大刀櫃に入れ、銅鐵を大刀櫃に加入して、
 行幸に供奉することに定む、元弘建武の騷亂に紛失
 ず、光明天皇曆應四年大刀契節刀の沙汰あり、明年九
 月伏誦を行ひ、大刀に於ては神社の靈劍を用ひ、契に
 於ては新造し、節刀に於ては譲する所なかりき、光明
 天皇節刀の沙汰なきを無念に覺えさせ給へり、桃華
 葉葉に、大刀契節刀、建武度紛失、被新造之と
 あれば、此の後、兩劍共に新造せしものか、匡遠記
 に、觀應三年八月十七日、今日院(光嚴)第三皇子後
 光嚴、踐祚也、大刀契節刀不被渡之、令紛失歟、
 大刀契者年來無實云々、とあれば、桃華葉葉の云ふ所

ダイト

の製造は此の條の如く、他に特記なきを以
 て明く難し、孝明天皇文久三年四月石清水宮に行幸
 して、攝夷の節刀を將軍家茂に賜はんとし給へり、此
 時の節刀はいかなるものなりしか、これ又詳かなら
 ず(大日本史料、古事類苑帝王部)

ダイナ

大納言 大納言、
 カシノクササシとも訓む、又亞相とも、御史大夫とも
 云ふ、唐名獻納、亞納、納言とは言を納る、義下、口舌の言
 を上に納れ、上の言を下に宣るなり、故に口舌の言と
 も云ふ、
 大納言の次官、天皇に侍従し、庶政を參
 議し、宣旨を敷奏し、侍従を獻替し、大臣候せざる時に
 は、代て政務公事を奉行す、人員定まらず、正三位相當
 の官、大臣に昇るべき人々に任す、高倉天皇の時、藤原
 光賴大納言に任ぜしより、諸大夫の家の人其功によ
 りて任ぜらるゝに至る、
 大納言の職、大納言に比するに、位階を越え、任重く事繁
 り、官員足らざれば宜しく省きて二人となし、中納言
 三人を置きて其調を補ふべしと、天長五年權大納言
 一人を置く、宇多天皇遠征して正二人、權一人、三人に
 過ぐるることならしむ、承安元年四人に増し、長和二
 年五人となし、仁安元年六人となり、承安元年七人
 増し、壽永二年八人となる、後鳥羽天皇の代、一時六
 人となり、土御門天皇以後八人に定まる、後醍醐天皇
 の時正四人、權二人と定めしが、後ち又八人となり、維
 新の時に至り明治四年七月之を廢す(書紀續紀、全義
 解、公卿補任、官職秘抄、職原抄、官職雜儀、職官志)
 ダイニチニヨライ 大日如來 佛經にて
 如來の一、梵語に摩訶毘盧遮那と云ふ、摩訶は大的
 の義、毘盧遮那は日の別名なり、又盧遮那は光明照の
 義なり、内眞法界を照し、外身光を以て大機を照し、
 煩惱の體淨く、衆徳悉く備はり、身土相稱ひ、一切
 處に遍きこと日光の照さる處なきが如しと云へ
 り、徧一切處、大日遍照、光明遍照と譯す、我國にては
 密教の本尊とす、大日は密教の主なれども、釋迦如

タイニ



(載所葉圖像佛)

が即ち大日如來なりと云ふ、是れ天台宗の一義なり、(大日經、佛敎いろは辭典、佛語解釋)

タイニホンシ

大日本史

七卷、二百二十六冊、別に目錄五冊、近時吉川弘文館にて本紀列傳のみを活版本と爲したるもの二十五冊あり、神武天皇より後小松天皇に至る間の史實を、紀傳體に編述したるものにして、本紀(七十三卷三十六冊)列傳(七十卷六十四冊)表の四部より成り、志類は、神祇(二十三卷二十冊)氏族(十三卷十二冊)職官(五卷五冊)國郡(三十三卷二十五冊)食貨(十六卷十四冊)禮樂(十六卷十冊)兵(六卷二冊)刑(二卷一冊)陰陽(六卷三冊)佛事(六卷六冊)の十志、表類は、臣連(二卷二冊)公卿(七卷七冊)國郡司(十二卷十二冊)藏人檢非違使(四卷四冊)將軍僚屬(三卷三冊)の五表に分ちたり、神功皇后を皇妃に、大友天皇(弘文天皇)を天皇に列し、神器の所在によりて正朔を南朝に繋けたるは、本書の三大特筆と稱せられ、徳川光圀が最も意を用ひたる處とす、なほ本書編纂の目的は、皇統を正調し、尊王の意を寓するにありしが故、筆鋒頗る端嚴なり、而して其記述また正確にして史を讀む者必ず参考すべき頁書たるのみならず、維新以前にありて勤王思想の發達に多大の影響を與へたるの歴史を有す、四國圖書主徳川光圀主編の下に、多數

タイネ

の史臣ありて編輯に従へり、而して其主任を總裁と稱す、佐々宗淳、安積覺、大串元善、栗山恩、酒泉弘、三宅耕明、大井貞廣、打越直正、増子淑時、立原萬、高橋廣備、藤田一正、青山延光、會澤安、杉山忠亮、豊田亮、栗田寛等相繼いで之に補し、近代に及び、明暦三年初めて史局を江戸駒籠の下屋敷に設け、尋で寛文十二年の春、小石川の藩邸に移し、名を彰考館と稱す、既にして元禄十二年、本紀及び皇紀皇子皇女の三傳成り、寛永六年紀傳悉く備はり、更に志表の編纂に著手す、正徳五年私に命じて大日本史といふ、十二月之を光圀の廟に獻す、享保五年大日本史を幕府に獻す、本紀七十三卷、紀傳百七十卷、並に序目、修史例、引用書目と合せて二百五十卷なり、享保本と稱す、今の版本と頗る異同多し、尋で紀傳檢閲の議起り、再訂の事に従ふ、文化七年紀傳を淨寫して朝廷に獻じ、嘉永年間之を刊行す、凡て百冊なり、而して志類未だ備はらざりしが、維新の後栗田寛専ら此事を掌り、明治三十九年に至りて全く成る、其十二月徳川顯慶大日本史全部を進獻して乙夜の覽に供したり(修史始末、國學院雜誌、水戸義公修史之事、國史學の乘、群書一覽)

タイネンツツジ

大念佛寺

住吉郡(今東成郡)平野郷町大字平野馬場○大源山諸佛護念院とも稱す、融通念佛宗の總本山○本尊天得如来(原圖)大治二年大原の真忍、攝津の四天王寺に駐りて念佛修行し、聖徳太子の夢告に感じ、上奏して今の地に一道場を建立し、諸佛護念院融通大念佛寺と號す、第六世真鏡の時火災に罹り、第七世法明、元亨元年に再興して宗風大に振ふ、正徳元年五月復火災に罹り、寶物等多く焼失したりと云ふ、元和元年大原役の時、三たび火災に罹る、徳川家康

タイネ

綱五百文を寄附して再建を助け、尋で家光二百文を寄附す、四十三世舜空四方に募縁し、寛文三年工を起し、同七年本堂成り、舜空始めて登城して念佛札を獻上す、四十六世大通學徳並に高く、朝廷幕府の歸依を受けて一宗の興隆に全力を盡す、靈元天皇勅して紫衣を賜ひ、且つ本寺を以て一宗の檀林となし給ふ、尋で客殿庫裡及び寶藏等を造營し、且つ田園等を購入して寺有となす、爾來二百年諸堂整備して壯觀を極めたりしが、明治三十一年火災に罹り、本堂(大治二年真忍建)、靈明殿(保元元年明應建)、阿彌陀堂(元禄五年大通建)、靈明殿(保元元年明應建)、元亨三年法明再建、天保十三年教綱重修、御影堂(正徳六年忍通建、文久二年教綱再建)、齋堂(元亨二年法明建、元禄十年大通再建)、位牌堂(元禄五年大通建)、方丈(大治二年真忍建、寛永二年法覺再建)、役寺寮(寛永二年法覺建)、小書院(天保元年真海建立)、同(寛政五年真海建立)、座敷及侍者寮(元禄十五年大通建立)、支關(寛永年中法覺再建、元禄九年大通重修)演達所(寛永年中法覺建)、梁松院(天文二十年道祐建、正徳元年祐海再建)、學頭寮(元禄四年大通建)、所化寮(元禄十年大通建立)等二十餘宇焼失し、現今伽藍の一部を存するのみ○正門、棟行二間、梁行九尺、寶鏡寺宮御筆大源山の額を掲ぐ○毘沙門堂、棟行四間四方、大治二年真忍建、寛政十一年真海再建、毘沙門天を安置す○圓通殿、二間四方、觀音像を安置す○羅漢堂、棟行五間、棟行四間、弘化元年教綱建立○經藏、三間半四方、元禄年中大通建立○地藏堂、棟行一間半、棟行一間半、弘化元年教綱建立○鐘樓堂、棟行二間半、棟行二間半、嘉永三年法明再建、文化三年海清改築、再建○寶藏、棟

タイノ

タイハ

行三間、棟行二間半、元亨三年法明再建、元禄元年大通再建○待賢殿、別時寮、骨堂等は近年の再建に於かれり○寶物、鐘、及び同縁起、融通念佛縁起等あり(攝津志、名勝志、大念佛寺誌)

タイノヤ

對屋

王朝時代、殿殿の左右に在る別棟の小建物を云ふ、廊下を以て殿殿に連續す、對とは、主殿に對する義、常に對とのみいふ、其所在によりて東ノ對(一ノ對とも)、西ノ對(二ノ對とも)、北ノ對と稱す、後世將軍家及び公家に於て女中の住む長局を稱して對屋といひ、武家に於ては、奥ノ屋といへり、其構造北の方と東西行鳥翼の如く作り、角木を入れず、孤戸なしと云ふ、シンテンツツクリ(參看(家屋雜考))

タイバ

臺場

タイハイ

帶佩

もと大刀を佩きたる容姿をいふ、後に轉じて單に立派なること、又は實用に適する刀劍の身をいふ、平家物語に、容儀帶佩とつけ云へり、

タイハウ

大寶

文武天皇御宇の年號、天皇即位五年三月二十一日、曩に對馬國金を貢するを以て元を建つ、三年を経て慶雲と改元す(續紀)

タイハウ

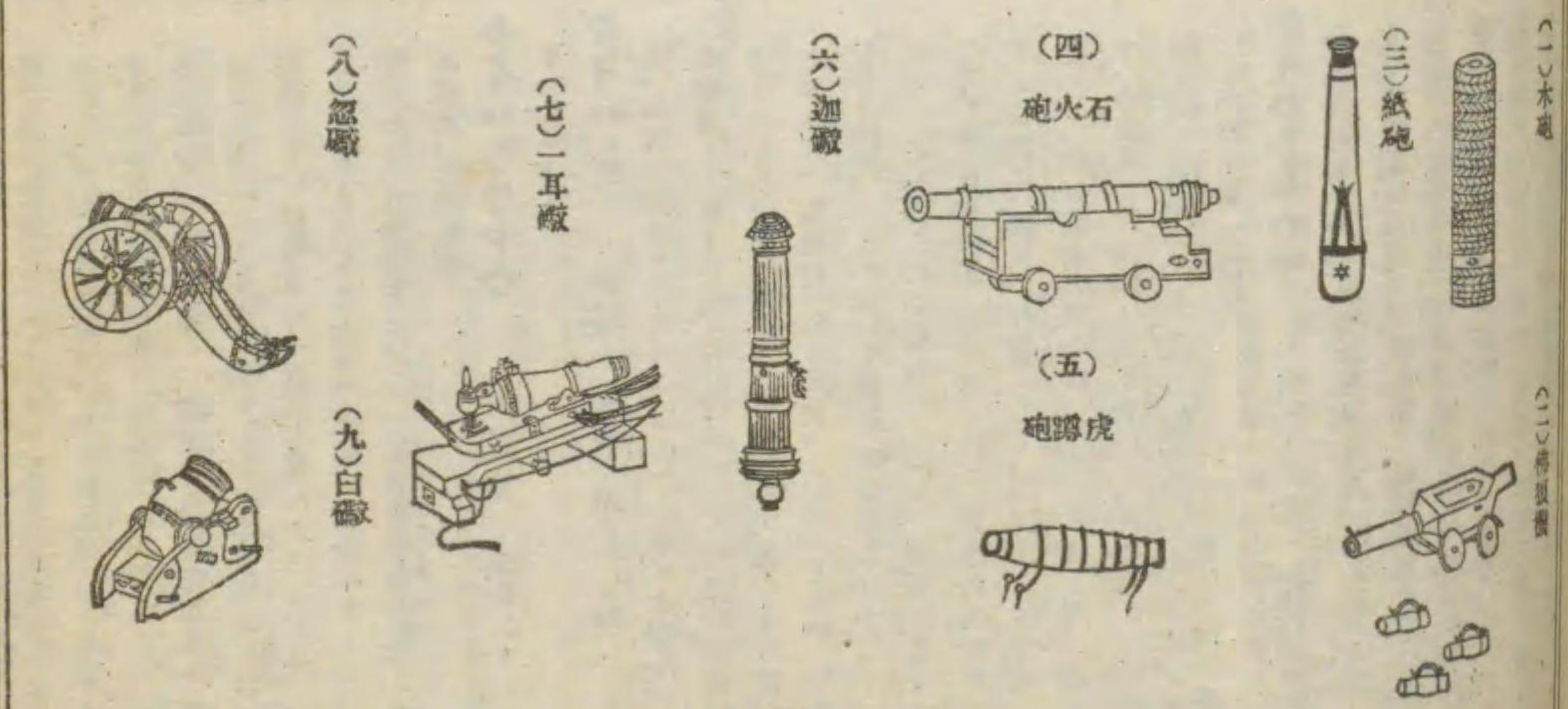
大砲

鐵砲の大なるもの、主として攻城野戰また海戰等に用ふ、發煙、大筒、佛狼機、大銃、國崩、石火矢等の名あり、原田實朝(天文廿年南蠻國より房舎といへるもの九州に來り、大友宗麟に謁し、發煙を獻じて之を試みたるに、百雷の響を發し、國中の人大に驚きたりと云ふ、是即ち大砲傳來の起原なり、九州記には、此年南蠻の商船來り石火矢といへる鐵砲の大なるもの二つを大友宗麟に獻す、宗麟後島津氏との戰に此器を用ひたりと見ゆ、新井白石は、右にいへる鐵砲の大なるもの二つとは、

タイハ

一は古くより支那にありたる佛羅機(佛)の類にて、一つは純然たる洋式のものなりといへり、暫く記して參考に供す、其頃周防の人赤石内藏之助高基といへるもの、豊後(ありしが、彼器を盗み取りて長門國に赴き、明の婦人丁安といへるものより火薬の製法を學びたり、其子某中國地方を巡遊して師となりしも、いまだ其器を求むるもの稀なりきといへり、一説には堺の芝辻道西始めて製作を試み、其孫道逸に至りて精微を極むといへり、爾來小銃と並び行はれしと雖も、流行の程度は、遠く小銃に及ばざりしが、なほ戰陣の間に用ひられしこと、諸書に散見せるもの多し、南海治亂記に、永祿年中河野通直が毛利氏と戦ひしことを述べて、然れども倉卒に大鐵砲を造る事不能、工夫を爲し、松の生木を彫り筒とし、鐵輪を入れて固くなし、其大ききを積りて玉を造り、藥を分配して火を發す、必ず其木筒破れて不持、又繩を以て結んで破れて不持、種々に試せども、其功用の術を得不得止ぬ、或者又工夫を爲して、竹の輪を造りて桶の輪の如くせしめ、懸て固を爲し、是を以て火を發す、木筒不損して相持てり、是を幸として鍛練せしめ、木筒の利益を計りて其用を審固にし、海邊の邊に備置、中州の兵將これを不知して、鐵輪數百機を分けて浦々に攻め上らんとす、間近く寄附けて、高樓より下矢に大砲を放れば、大艦破れて數艘水に沈む云々と見ゆ、天正四年七月及び天正十四年には、島津家久が白丹生の地を攻めし時、國崩といへる大石火矢を以て攻撃したることあり、降りて大阪の役に、徳川家康が、片桐且元等の諸將に命じ、城内を砲撃したること屢々なりき、かく往々にして軍陣に用ひて偉功を奏したることありと雖も、其用廣からず、江戸時代に入り、世は太平に赴くに從ひ

タイハ



(載所圖百二器武)

タイハ

其進歩發展また自ら停止し、幕府の吏員中に大筒役等ありしも、只舊態を墨守するのみ、八代將軍吉宗の時、深く意を注ぎ、大筒役佐々木勘三郎孟盛に命じ丁火矢を製作せしめ、また同人をして車仕掛大筒を製作せしめたることあり、車仕掛とは蓋し砲車ならん、中葉以後海防の講起り、加之蘭學の發達も著しかりしより、遂に洋式に倣ひて之を作るもの多し、寛政元年七月松前藩にて一大木砲を製したるが如きは、邦人の考に成るものなりと雖も、天保七年信州松代城主真田幸貫が、和蘭の製を參取して、十二支砲數十門を鑄造したるは、我邦における近世洋式大砲製造の濫觴なるべし、是より先長崎に高島秋帆あり、深く意を砲術に注ぎ、天保三年以降、自費を抛ちて大小砲を和蘭より購求し、十一年に至りては小銃を別として野戰砲六門、臼砲四門、砲三門を所持し、類に研究訓練に勉められたるも、いまた之を製するに及ばざりき、然るに其門人伊豆菫山の代官江川英龍其志を繼ぎ、天保十二年十一月、幕府に稟申し、始めて銃砲を鑄たり、菫山に於て砲を鑄る事、之を以て噓矢と爲す、尋て十月菫山に於て、大砲を製作し請求者に與ふ事を許され、爾來年々列藩の需に應じたる事甚多かりき、安政二年、英龍幕府に呈したる届書には「郡田攝津守殿御頼之分、ホーウイナスル壹挺、松平志摩守頼之分、モルチアル壹挺、ホーウイナスル壹挺、壹貫目カノン壹挺、五百目カノン壹挺」と見えたり、はじめ英龍、菫山に小反射爐を築き、鑄工長谷川刑部を聘し、自ら手を下して屢々研究せしも、其形小なるを以て、鑄解意の如くならざりしが、後菫島開使に依頼し、家人八田兵助を佐賀に遣はし、其洋式に規矩せらる爐製、井に鐵の鑄解法を調査せしめたりき、尋て嘉永六年幕府の允許を得、

タイハ

伊豆中村(菫山をさる十五六町)に、大反射爐を建築し、發後なほ十年の間同所に於て幾多の大砲を製造せり、かく英龍が鑄造を試むると殆ど同時に、水戸齊昭をはじめ、島津齊彬、鍋島開使等の諸藩主も相續て製作せり、殊に齊彬の如きは、其未だ世子たりし時、自ら蘭譯書に就きて研究し、弘化四年五十斤の臼砲を鑄たりしが、後嘉永二年には百五十斤の爆母砲を鑄たり、該砲は米國式を模したるものにして、鶴江崎の鑄砲場に於て製造せるものに係り、當時未開の巨砲と稱せらる、而して幕府自らも各種の大砲を鑄造し、大小諸藩も又之を鑄るもの次第に多く、維新の際に於ける各所の戦には、昔之を利用せざるはなかりき、而して此頃ライフル砲舶來したり、これは内部に旋條を施し、榴彈を發射するものなりしが、功力從來のものに勝れるを以て、列藩競うて購求するもの多かりしといへり、明治以後に至りてアイムストロンク砲、クルップ砲等陸軍の採用する處たりし、近時は有坂砲一般に用ひる事となりたり、佛國佛狼機、砲、一耳砲、忽砲、臼砲、木砲、紙砲、虎牌砲、砲石等あり、砲術(ハッヂュック)鐵砲(テッパツ)參看(傑訓葉、當代記、三銃用法論、和漢三才圖會、信長記、大友與廢記、大坂物語、羅山文集、南海治亂記、徳川實紀、續徳川實紀、外交志稿、水戸列公行實、贈從一位島津齊彬公略傳、江川坦庵先生傳、瀕留、高島秋帆)

タイハ

法に違ひ放逐せられてより、眞言宗新義派の道場となれり、天和年中災あり、挹古軒を移して本堂とす、承久年中義空之を中興す、嘉祿元年繪旨により、眞言天台俱舍三宗を弘通し、寶祥天長、國家地久を祈る、古は太寺にして堂塔完備せしが、中世火災に罹り伽藍焼失し、釋迦堂のみ其災を免れたるを以て、爾來之を本堂とす、凡そ七百年以前の建築にかゝる、又護摩堂あり、不動明王及び十一面觀世音を安置す(山城名勝志、京華要誌)

タイハウリヤウ

大寶令

律令

タイパン

臺盤 食物を盛りたる盤(サラにて、丸盆の如きものなりと云ふ)を載する臺を云ふ、又盤臺とも稱し、四足にして今日の食卓の如きものなり、貞丈雜記に、盤は清みて讀むを故實なりと云へり、長臺盤(長さ八尺、二人以上の料)切臺盤(長さ四尺、一人の料)小臺盤(切臺盤より小なり)等あり、之を置く所を臺盤所と云ふ、同條を見るべし(傑訓葉、貞丈雜記、禁中名目抄)藤原氏長者の有する臺盤は、藤氏の什寶にして、開院左大臣冬嗣の物品なり、代々長者初任の時、長者印朱器と共に之を渡す、水左記には五脚と見えたり、兵範記には廿餘脚とありて其數詳かならず、猶朱器(スキ)の條を見るべし(江次第、兵範記)

タイハンセウ

大牟小歩

田畑

檢地する時、歩數を稱する時にいふ詞、大歩、半歩、小歩の三種なるを合せてかきいへるなり、大日本租稅志に「大牟小は、諸國多く稱する所然ども未だ曾て政府の此制を施すを聞かず、蓋し庶民便宜上之を稱するに始るなり、今本文に依て之を推算するに、二段六十歩、一段八十歩を合せて、一段三十二

タイフ

大夫

五位

大福田寺

伊勢國

桑名郡東方村

大福田寺

眞言宗

高野山金剛峯寺末

開創傳

用明天皇の時

厩戸皇子度會郡山田の地に創建す

聖武天皇勅して大神宮寺と稱すといへり

淳和天皇の時

勅願寺となす

宇多法皇御幸あり

方丈を行宮とす

永承七年後冷泉天皇行幸あり

千僧勸會の誼經を行ふ

弘安年中火災に達うて焼失す

神宮祠人等僧侶性と謀りて再建して福田寺と號す

後宇多天皇尊領を賜ひ勸願寺となす

足利尊氏大字を加へて大福田寺と號す

明應以後兵火に罹る、文龜の頃本郡安永江場二村に移る、往昔塔頭廿七院末寺四十餘あり、此地屢々風雨の難あるを以て寛文中今の地に移すと云ふ(寺記、伊勢名勝志)

タイフ

太府宣

太宰權帥

其府の在廳

官に下す文書を云ふ

其様式廳宣に同じ

首に太府宣、後に以宣と書し

末の年月日の次行に、帥或は大貳と署す

左に文例を示す、
可_レ早任_ニ院廳下文並次第文書等理、停_ニ止宗家非論、以_ニ僧春勝、如_レ元爲_ニ肥前國河上社座主職、事所宣如_レ件、在廳官人等宣_ニ承知、依_レ件用_ニ之、以宣
文治三年三月十二日

タイフ

解狀一通

右件職如_レ解狀、者爲_ニ相傳所帶、歟、加之去年五月廿四日、被_レ成_ニ院廳御下文_ニ了、早任_ニ被_レ狀、停_ニ止宗家非論、以_ニ僧春勝、如_レ本可_レ令_ニ補_ニ彼座主職_ニ之、狀所宣如_レ件、在廳官人等宣_ニ承知、依_レ件用_ニ之、以宣
文治三年三月十二日

なり、内に、衛立孺子を立て、稱_ニ前_ニの向_ニは馬形の障子を立つ、西童子を隔て、庭あり、臺盤所の臺と稱す(著聞集西小庭に作る)、梅、楓、菊等を栽ふたり、清涼殿(セイリヤウテン)の園井に「タイパン」(春者(禁秘抄、禁秘抄、大内裡圖考證、貞丈雜記、衣屋雜考)白衣親音を本尊として修する密法、太白衣親音ま_レた白處尊とも云ふ、常に白蓮花中に在るを以て名づく、災難を禳ふに行ふ)圓仁始め之を唐より傳へ爾來台密の一秘法として比叡山に傳ふ、保元元年閏九月廿六日、十月朔の日、御祈の爲め、相實法印四條内裡の西妻にて修したるを、書に見えたるのはじめと爲す(阿安轉抄、諸法要略記)

タイフ

大傳

左大臣

サダイツン

を見よ

タイフ

五位

大福田寺

五位の稱、もとは一位已下五位以上を大夫と稱したる名の移りしものならん、貞丈雜記に「大夫をすみて云ふと、にこりて云ふとに差別あり、左京大夫、修理大夫、大膳大夫、皇太后宮大夫などのときは、たいぶと濁りて云ふ也、たいぶとすみて云ふ時は、五位の事なり、弘安禮節などにも五位の事を大夫と書かれたり、たとへば左衛門尉は六位の官也、左衛門尉になりたる人、五位に叙すれば左衛門大夫と云ふ也、源義経は左衛門尉にて檢非違使の判官を兼ねて、五位に叙しける故、大夫判官と云ひし也、左近將監掃部助も從六位の官也、五位に叙すれば、左近大夫掃部大夫と云ふ、其の外にも何々大夫と云ふは五位と知るべし云々」と云へり、公卿の子息は童子より五位なり、故に未だ元服せざる人自稱して、無官大夫と云ふ、平敦盛の如し、シヨダ

タイフ

大報恩寺

山城國

上京區滿前町

世俗、釋迦堂と稱す

眞言宗新

義派、智積院の所轄に屬す

本尊釋迦牟尼佛

開基は諸説ありて定まらず、相傳用明天皇の時創立なり、一説に藤原秀衡の建立なりと云ふ、中古まで天台宗なりしが、飯倉京伊勢重の時住僧

タイフ

大報恩寺

山城國

上京區滿前町

世俗、釋迦堂と稱す

眞言宗新

義派、智積院の所轄に屬す

本尊釋迦牟尼佛

タイハ

百四十歩を得、則ち二百四十歩を大と爲す、又四段三百歩、四段百八十歩を合せて、九段百廿歩を得、則ち百二十歩を小と爲す、又七段二百四十歩の内、三段六十歩と四段を去り、百八十歩の殘を得、則ち百八十歩を半と爲すなり」といへり(肥後國志、此稱起原詳かならず、北條足利の世盛に行はれ、豐臣氏の檢地に至り、三百歩を以て一段と爲す、爾後大半小、また其歩を減す、大は二百歩、半は百五十歩、小は百歩と明れり、然れども檢せざるの地は、猶舊法に依り、以て明治の初に至り(田園類説、地方凡例錄、大日本租稅志)

タイハ

臺盤所

(一)臺盤を置く

所、即ち膳立を調ふる所を云ふ

中略して臺所とも云ふ

禁中にては女房の食事所にて、臣家にては食物を調ふる所を云ひ

武家にては上臺所、下臺所、小臺所等の稱あり

(二)貴人の妻を云ふ

人の妻たるものは夫の食物を調ふる事を勤むるより稱せしものならん、後には御臺所と云ふ、○禁中の臺盤所は、清涼殿内の一室にして、女房の詰所を云ふ、即ち食事用の臺盤を置く故に名づく、女房侍とも、内侍所とも、宿居所とも云ふ、清涼殿の西、鬼門の北、朝餉間の南に在り、三間あり、北間(朝餉方)に、画面の黄端疊三帖をしき、東鳥居障子の側に御椅子を立つ、關白など参りたるをりは、其椅子の傍に候す、元三などには、典侍若くは、よき小上臈此兩面に候す、其の南は女房の簡、辛櫃、臺盤の上に御膳棚(二階、檜)火櫃一、圍碁、彈碁等を置く、中南二間に紫條の疊を敷き、前は横敷中間に臺盤一脚を立つ、其上に御膳棚あり、末に火櫃一つ、(夏はなし)奥に辛櫃二つあり、辛櫃の次に御前の御厨子を立て上に菓子置き、其の南に馬形の障子を立つ、北の間の西に渡廊あり、落長押と云ふ、二間あり、南は二間とも格子、北は一間は遺戸、一間は菰

タイハ

臺盤所

(一)臺盤を置く

所、即ち膳立を調ふる所を云ふ

中略して臺所とも云ふ

禁中にては女房の食事所にて、臣家にては食物を調ふる所を云ひ

武家にては上臺所、下臺所、小臺所等の稱あり

(二)貴人の妻を云ふ

人の妻たるものは夫の食物を調ふる事を勤むるより稱せしものならん、後には御臺所と云ふ、○禁中の臺盤所は、清涼殿内の一室にして、女房の詰所を云ふ、即ち食事用の臺盤を置く故に名づく、女房侍とも、内侍所とも、宿居所とも云ふ、清涼殿の西、鬼門の北、朝餉間の南に在り、三間あり、北間(朝餉方)に、画面の黄端疊三帖をしき、東鳥居障子の側に御椅子を立つ、關白など参りたるをりは、其椅子の傍に候す、元三などには、典侍若くは、よき小上臈此兩面に候す、其の南は女房の簡、辛櫃、臺盤の上に御膳棚(二階、檜)火櫃一、圍碁、彈碁等を置く、中南二間に紫條の疊を敷き、前は横敷中間に臺盤一脚を立つ、其上に御膳棚あり、末に火櫃一つ、(夏はなし)奥に辛櫃二つあり、辛櫃の次に御前の御厨子を立て上に菓子置き、其の南に馬形の障子を立つ、北の間の西に渡廊あり、落長押と云ふ、二間あり、南は二間とも格子、北は一間は遺戸、一間は菰

ダイミ

本所御米藏 土方大和守 一萬千石
 増上寺 有馬芝番頭 二十一萬石
 上野 佐竹右京大夫 廿萬五千八百石
 聖堂 井上力三郎 一萬石
 猿江御材木藏 板倉越中守 二萬石
 大手組方角火消 久世謙吉 五萬八千石
 同 仙石道之助 五萬八千石
 同 安藤對馬守 五萬石
 同 松平美作守 三萬石
 櫻田組方角火消 加藤能登守 二萬五千石
 同 板倉伊豫守 三萬石
 同 秋月筑前守 二萬七千石
 同 溝口伯耆守 五萬石

右の内大手方櫻田方は譜代大名より、他は譜代外様の別なく命ぜられたり、而して其任に當れる大名は、出火に際し、火の見櫓の版木を合圖に繰出して、消防に従事するものにして、人員の定数は左の標準に従ふものとす、

二十萬石以上 騎馬十五騎乃至廿騎 足輕百二十三
 十人 中間人足二百五十人乃至三百人
 十萬石以上 騎馬十騎 是輕八十人 中間人足百
 四五千人
 五萬石以上 騎馬七騎 足輕六十人 中間人足百
 一萬石以上 騎馬三四騎 足輕二十人 中間人足
 三十人

而して出火の際、實際に主人の出馬は稀なりと雖も、其美を盡し麗を競ひ、互に勇を鼓して繰り出す有様は、最美事なりといへり、特に増上寛永の兩寺は歴代靈廟のある處たるを以て、大國の大名之を勤むるがゆゑに、壯觀もとより他の比にあらざりき、かゝ

ダイモ

る際には老中も亦本山に出馬し、使番を指揮して四方に傳令したり、また方角火消といへるは、大手櫻田の兩組に分れたれども、前にある大手方櫻田方とは全く別にして、要するに、城附隨衛の遊軍ともいふべく、これまた火の見櫓の版木を合圖に繰り出し、人員の割合は前記のごとし、大手櫻田の二門に赴き、使番の傳令を待つ、蓋しみな老中目付等の指揮を受くるものなり、但し内曲輪の出火には、直接消防に従事すれども、外曲輪なる時は、火中の働を爲さず、唯火の粉飛火を防ぐのみを其職掌としたり、なほ天保の武鑑には大名八名あれども、安政の武鑑には四人を記したり、恐らくは變遷したるものなるべし、加賀(カトビ)参看(柳營秘鑑、官中秘鑑、武鑑、徳川禁令考、江戸の花)

ダイメイソウ

題名僧 經供養などの時に、經文の題名をよみあげる僧を云ふ、榮花物語本の半の條に、絹は五十を講師にはとらせて、のこりは題名僧どもにこそとせめ云々と見えたり、

ダイモン

大紋 名義布にて作れる直垂をいふ、調子柄と直垂と同じ、武家の制(江戸時代家紋を染め抜き、上は背に一つ、左右の袖の中央に二つ、前は身と袖との縫ひ目左右に二つ、袴は兩腰の上)に二つ、腰の下に一つ、大きく附けたり、諸大夫の着用するものは、胸紐、袖結、菊結共に紫の丸組緒を用ひ、同期、進物番等は革を用ふ、(武家五位諸大夫、井びに同期、進物番の禮服なり、諸大夫着用のもの、は、地綿麻、龍紋麻を用ひ、色定めなし、晒を用ふるを本式とす、袴の腰紐は白の練を用ふ、腰板の角丸くして、腰紐は白練の上刺なり、進物番の著するもり、俗に御袋大紋と稱し、殿中装束の時、納戸方より貸與し、式終れば返納す、色は水淺黄にして、唐

ダイモ

花菱の紋所を染出したたり、諸大夫は下駄の襟袖口等白色なれども、同期、進物番は共に白色を禁ず、袴は執れも長袴なり、公家にては、攝家清華の諸大夫、或は地下の諸司官人等着用せり、なほ直垂(ヒタタレ)の條を見よ、服制(フクセイ)の挿繪参看(四季草、青標紙、裝束甲冑圖解、徳川盛世録)

ダイモンギヤウレツ

大紋行列 江戸時代、將軍が城内紅葉山なる東照宮へ参詣の御成行列をいふ、御側御小姓等大紋にて跡に隨ひ行くを以て此名あり、御成(オナリ)参看、

タイヤウレキ

太陽曆 曆の一種、明治五年十一月、天保壬寅曆を廢して之を用ふ、(コヨミ)参看、

タイラウ

大老 舊稱 大家老の義、家老ともいひしことあれども正稱におらず、(調子)桃山江戸兩時代に於ける武家の職名、朝者の輔佐職にして、桃山時代には五奉行の上に、江戸時代には老中の上に位し、大政を總攬する事を掌る、而して江戸時代には、譜代十萬石以上の大名を以て之に宛て、官位從四位上、中將又は少將侍從等に補す、毎日登營して上部屋にあり、老中と同じく退出すれども、月番運署、評定所出座の務なく、唯内書のことと與かる、井伊直弼の時に至り御用部屋に出仕せり、無上の重職たるが故に常に之を置かず、福地櫻痴居士の説に、大老は御用部屋には著坐せず、別に其語所を設け、凡て閣老等より將軍家へ具申すべき事務は、大老皆之をさして、或は專決し、或は執奏して將軍を令す、苟も大老が可否したる事に付きせば、將軍家にも、容易に之を變更せしめらるることなし、もし將軍家と大老との間に意見の衝突する事ある時は、大老には、古語に、これを實地せしめざるの權力

タイラ

あるが故に、其職を罷免せざれば、台首も行はれざるの例ありとす、といはれは、最其要を得たるものにして、王朝時代における攝政關白に相當せり、世或は今日の總理大臣の如きに心得るは誤りなり、當時總理大臣に相當せるは、首坐の老中なり、(ラウゲユウ)参看)但し井伊直弼に及びて、趣を異にせり、(起原)譜代豊臣秀吉諸大名の中、重望ある徳川家康、前田利家、宇喜多秀家、毛利輝元、小早川隆景を以て大老となし、大政を参決せしむ、大老の稱實に此に始まる、然れども其設置の年代詳ならず、木下文書、伊達文書等を按ずるに、文祿四年の五大老連署の條目、及び起請文あれば、同年には既に之ありしこと明なり、恐らくは文祿三年の間ならんか、慶長二年隆景免じ上杉景勝之に代る、人員五名あるを以て、世に五大老と稱す、秀吉の薨後、利家また續いて歿し、幾干もなくして關ヶ原の亂起り、兵馬の權徳川氏に歸するに及び、大老の職自ら廢滅せり、江戸時代に於ては、寛永十五年十一月、土井利勝、酒井忠勝の二人、瑣細の職掌に預る事は悉く免され、期望の外は大事ある時のみ出仕し、老臣と會議して之を参決すべしとの命を蒙る、これを大老の起因と爲す、蓋し之より先、徳川氏なほ參河にありし時、大久保、石川、酒井の諸家を以て家老と稱し世襲なりしが、後ち本多、榊原、井伊の三氏を加へ、常に年寄奉行(即ち後世の老中)の上に位し、獨り政事の機密に參するのみならず、専ら諸士の頭領となりて軍將の職を兼たりしが、二代秀忠の時も舊によりて改むる所なく、なほ家老と稱したり、即ち大老に相當せるものなりしが、此の時に當り大老の稱は、まだ起らずと雖も、其實漸く備はれり、既にして利勝、忠勝卒し、寛文三年二月忠勝の子忠清はじめて大老職

タイラ

に補す、江戸時代に於て大老の稱、一にははじまる、(調子)桃山時代の遺制に倣ひたるなり、時に將軍徳川家綱多病にして政を視る能はず、大小の事悉く擧げて忠清に委任せるを以て、權勢朝野を傾け、而して其邸宅大手門外下馬札の傍に在るがゆゑに、世人下馬將軍と稱したり、家綱薨じ綱吉立つに及び、忠清官に忤つて職を免じ、堀田正俊之に代る、正俊將軍擁立の功を負ひ、また頼る權勢ありしが、稻葉正休の爲めに害せられたり、其後井伊直弼(はじめ直興)の同直幸、同直亮等任ぜられたれども、其實權なく、殊に直幸の如きは、田沼意次に賂して漸く任補せられたるなれば、件食たりしや知るべきのみ、安政五年井伊直弼大老に補するや、舊來の慣習を破り、直ちに御用部屋(所謂内閣なり)に出で、首相の席に就きて大政を参決せり、是に於て別に首坐の老中を置かず、直弼自ら大小の實務に當りしより、大老の職務漸く變じて、古の攝關にして太政大臣を兼れたるが如きものとなりたり、萬延元年直弼堀田門外に横死したるの後、また暫く此職を調さしが、慶應元年酒井忠勝任ぜられしも、時に幕府の末造に際し、紛亂の世態なりしを以て、其權頗る輕く、又前時に比すべきにあらざりき、いま江戸時代に於ける大老の任免を示せば左のごとし、但し土井利勝酒井忠勝の時、前にいへるがごとく、いまだ大老の稱なしと雖も、其實全く備りたるを以て便宜上載する事となしたり(續本朝通鑑、職掌錄、有司勤仕錄、徳川實紀、續徳川實紀、藩翰譜、野史、嘉永明治年間錄、幕末政治家、古事類苑官位部)

タイリヤウ

大兩 物をはかる目方の名、大寶令の制を按ずるに、目方の稱呼は銖、兩、斤の三種に分ち、兩はまた大小の二つに分ち、而して小三兩を以て大一兩に當て、地を度り、銀銅穀を量るもの皆大を用ひ、其外の官私悉く小者を用ひしめしが、延喜式の制には之を改めて總て大を用ひ、晝景を測り、湯薬を合はすにのみ小を用ひしむることとなりたり(ハカリ)参看)古今要覽稿に、「大寶令の權衡は、乘

タイリ

タイレ

貳千四百粒の重を一兩とし、十六兩を一斤とし、四十八兩を一斤とすること、唐の權衡とおなじ、是を量に比するに、壹合の黍は、十箇一萬二千粒にして、小五兩の重さなり、是を今黍に考ふるに、大寶小壹合、今の壹勺四撮五有奇にあたり、一勺四撮五有奇の黍の重、今秤五錢八分有奇にあたり、五錢八分有奇に三を乗じて、十七錢四分有奇にあたる、是大壹合の重さなり、此を五分して小一兩を求むれば、今の三錢四分八釐有奇にあたる、此黍二千四百粒の重さなり、(黍の大き百粒にして横黍一尺にあたるものをとる、普通の黍は百粒曲尺の七寸三分にあたるがず、用ゆるにたへず)是を小一兩として三を乗じ、大一兩を求むるに、十錢零四分四厘有奇にあたる、また是を度にもとむるに、方一寸に分積一千あり、即黍千粒に比すべし、千粒は十銖なり、よつて横黍百粒尺(即今曲尺)にもとむれば、方八分三釐有奇にして、分積五百七十八分零九厘五有奇にあたる、即小尺の千分なり、水を以て準とし、この方寸の重さをこゝるみるに、四錢四分六釐有奇なり、是を十銖として一銖をもとむるに、今の四分四釐六毫有奇にあたる、二十四を乗じて十錢零七分零四毫有奇なる、是黍にもとめたる十錢零四分四釐有奇と、僅に二分六厘を差、是共に唐秤をもとむる法にして、六典及び皇朝雜令と相同じといへり、

タイレイ

台山と稱するを模倣したるなり、又台山、北嶺とも云へり、

タイワ

大和 私年號、持統天皇四年に相當す、凡七年間繼續す、諸國記は同天皇九年に相當し、凡二年間繼續と爲す(逸年號考)

タイワ

タイワン

沙古に作る、歐人はフホルモザと稱し、我國にては古くは高砂といひ、近時は臺灣の稱に從へり、北緯廿二度より廿六度、東經百廿度より百廿二度の間に蟠る一大島嶼にして、北東より南面に向ひて長楕圓の形を爲し、長約二百哩、闊六十哩乃至七十哩、周圍約四百五十哩なり、即ち我九州と殆ど同積を有せり、而して大凡二百哩の海峡を隔て、清國福建省と相對し、東北八重山群島を隔て、遙に琉球に相接するに至れり、最古の住民は何種族なるかは、詳かならざれども、耶蘇紀元前數世紀の時、東北地方より移民臺灣に來り、漸次に北部及び西部の平地に殖民したり、リズ博士は此種族は琉球群島より來れるものならんといへり、而して蘭人は此をロンキュー種族と命名したりき、西曆六世紀の末葉に至りて、南方諸島に住したる蠻俗の馬來人種の一隊漂著し、本島西部の全平地を占領するや、所謂ロンキュー種族の大半は撲滅せられ、唯一部の種族山中に遁れて、漸く其獨立を保つのみ、尋で隋煬帝の大業七年(推古天皇十九年)之を征せしことあり、後ち元太祖の時、征服を試みたれども、其目的を達する事能はざりき、明朝の時に至り、客家族といへる一種族、支那人の壓迫を蒙りて、支那大陸より臺灣に移住し、西部及び北部に住せる諸種族の間に散布したり、明末に至り支那、日本、西班牙、葡萄牙、和蘭の商民等、互に通商貿易を試みて力爲め、大に繁榮を來し、各々殖民地を有して互に勢力を争ふ、是より先西曆一千六百二十年(元和六年)東印度商會の重役は、バタヴィアの總督グロンに命じ支那通商上便宜の一方を占領すべきを遂げ、臺灣の地位の尤も適當なるを教さしかば、グロンは其計畫を

タイワ

施し、まづ澎湖列島を征略して、本島に一城壁を築けり、かくて蘭人は船を厦門に送りて、通商條約を締結せん事を請ふ、時の福建太守は蘭人を澎湖列島より放逐せんが爲めに、蘭人に示すに、對岸の臺灣府に於て支那商船と貿易するを許可したり、蘭人は直ちに命を請し、澎湖本島の城壁を毀ち、臺灣府前の一小島に城壁を建設し、セーランヤ(安平城)と名づく、此に於て太平地の要衝は、遂に全く印度商會の占領に歸したり、然るに當時西班牙は、和蘭と不和なりしを以て、マニラより日本に航せんとする西班牙人は、臺灣の一部に於て新領土を得て、風雨の難を凌がんとし、西曆一千六百二十六年(寛永三年)西班牙の遠征軍は、臺灣島に上陸して、北部の基隆港を占領し、サウワドルといへる城壁を建設し、西方淡水の邊まで其主權を擴張したり、又當時日本人も盛んに通商を試みて殖民地を作たりしが、會支那海賊の首領振振衆といへる者、日本人と連合して其甲斐(頭領の意)となり、臺地に據りて、近海を割盜せり、振衆殺後、鄭芝龍之に代りて威を振ひしが、網紀既に頹破せる明朝は之を制する能はざるを以て、誘致して總兵官と爲し、更に南安伯と爲したり、是に於て芝龍は臺灣を棄て、明朝の爲に力を盡すこと數年に及ぶ、既にして清の大祖滿洲より興起し、明を滅すに及び、芝龍遂に清に降る、芝龍の子鄭成功父に從はずして明の恢復を圖りしも、容易に志を達する能はざるや、臺灣に據りて爲す所あらんとし、順治十八年(寛文元年)臺灣を襲ひて、之を占領し、赤嵌城を増築して本營と爲し、且臺灣島を安平鎮と改名し、城を承天府と稱し、天興高年の二縣を置く、康熙元年三月(寛文二年)設したるを以て其子鄭經を繼ぐ、此時に當り、島内永住の支那人は、非

タイワ

常に多數に上りしを以て、本島の西部及び北部の一團に蟠集するに至り、爲めにマレイ人種は逐斥せられ、時と共に自ら衰滅するの狀態に陥れり、既にして鄭經は其族鄭泰と不和を生じ、泰の一派は相率ゐて清朝に降る、清朝以て好機會と爲し、康熙二十年十月(寛文三年)兵を擧げて經を襲ふ、經防戦して利あらず、鄭氏の軍はよりして勢を失ふに至り、諸將相尋で清に下るもの多し、康熙二十年正月鄭經卒し于克塽立つ、同二十年清朝施琅に命じ之を圖らしむ、施琅まづ澎湖島を略し、進んで臺灣に迫り、連戰皆勝つ、克塽遂に敵すべからざるを知り、出で降る、成功が臺灣によりてより凡二十三年なりき、是に於て施琅は清廷に疏して自ら臺灣の地を經略し、且つ克塽を京師に送る、清主克塽に漢軍公を授けて臣下となす、尋で又東寧の名を舊の臺灣に復し、臺灣、鳳山、諸羅の三縣を置き、兵營を分つこと凡十、福建太守の指令により巡撫の官を設け、兵八千を遣りて其地を守らしめ、又別に兵二千を派して澎湖を守らしめ、全く清國政府の治下に屬す、されど住民尙鄭氏を慕ふ者夥ならず、遂に朱一貴、林爽文、蔡牽等の叛亂相尋で起りしも、皆平定して臺地の全土靜謐に歸す、島民は支那の殖民の外、其大部分は無識の蠻民にして、各々部落を立て、相集り、僅に清國の政令を受くるものは、之を熟番と稱し、化外にあるものは、之を生番と稱するの同様なりしを以て、時々此等の蕃民より災害を生じたることあり、宣光帝の道光廿二年、英國軍艦此地に漂到せし時、臺人其乗組員を殺したるが爲め紛議を生じたれども、清國政府の陳謝によりて事なきを得たり、穆宗帝の同治十四年(明治四年)琉球藩の人漂著して生蕃に殺されしより、日清兩國間の紛議を來し、其結果日本の出征となり、清國政

タイワ

府は銀五十萬兩を日本政府に借して備に用を盡せり、光緒十年(明治十七年)清佛戦争起り、翌年六月佛軍萬龍を占領し、十月淡水を砲撃し、同時に臺灣島の全西岸を封鎖したりしが、幾干もなくして平和條約成るに及び、臺灣澎湖列島は佛軍の占領及び封鎖を免かるを得たり、是より、清國は深く臺灣に意をそそぎ、光緒十一年、臺灣を福建州より分離し、澎湖島と共に對として、更に全省を三區劃に分ち、北部臺北府に對して、南部に臺南府をおき、臺灣府を臺南と改め、劉銘傳を巡撫の任に當らしめたりしが、光緒二十一年(明治二十八年)日清戦争の結果、臺灣は遂に日本の版圖に屬したり、吾國戰國争風の世に當り、所謂和寇の徒の跳梁を極むるに際し、正親町天皇永祿六年(明の嘉靖四十二年)我寇民閩粵の境に至りしを、明將戚繼光之を破りしかば、寇民遁れて臺灣に向ひたりといひ、其後支那の流賊林道乾といへる者我寇民に與し、浙閩の邊海を掠めたるに、敗れて臺灣に走りたりといへり、以て我が寇民が既に根據を臺灣に占めたりし事を伺ふべきなり、これより日を逐うて我國民の臺灣に至るもの漸く多く、商人等は、定規に従うて臺灣に往航し、獸皮、砂糖、其他支那より輸入し來れる生絲を買取する等の事を營みしが、彼等は臺灣市府にも到り、此地方の景色を愛し、百年の壽を保つべきなりとて高砂と稱したり、慶長十四年徳川家康も亦夥多の使節を臺灣に派し、通商貿易を圖りしかども、少しも其效を奏せず、使節の中或は虐殺の害に遭へるものあり、或は奴隷に賣らるものありしと雖も、又一方には好報を齎して、本島土民の使節を伴ひ、歸國するものもありき、元和元年家康は長崎の人耶蘇信者なる村山等安に、臺灣征討の事を命ず、等安は其子ヨハン、ヤオアン(邦名詳

タイワ

がならず)をして彼地に遊説せしめしを以て見せり、歸る、蘭人の記載する所によれば、彼は西曆千六百十五年(元和元年)と翌千六百十六年(元和二年)の兩年に三千乃至四千の兵を送りて臺地に鞏固なる立脚地を構へたりしと、後援のなかりし爲め、事幾干もなくして敗れたりといへり、かく幕府の對臺灣政策は失敗に終りたれども、我が商民の渡航するもの舊に倍したりしが、尋で和蘭人と日本人との競争を生じたりき、此時に當り蘭人は臺灣府前の一小島に城壁を築き、臺灣の和蘭總督は漸次に勢力を高め、住民に租税を課し、輸出入品に對して苛税を徵收すべしとのバタヴィヤよりの訓令を奉じ、銳意其實行を圖れり支那商人臺灣土農、其他近傍の支那人等は、蘭人の有したる徴々たる守備兵と戰鬥の大砲とを一見して戰々競々として總督の命令に服従したれども、日本の殖民及び商人等は關稅の請求に應ずる事を拒絶したり、(はじめ蘭人は事實上日本人の關稅を免除したり、これ日本における印度商會が、商賣の自由を有したる爲なりき、然るに西曆千六百二十六年即ち我が寛永三年より他と同一の取扱を受くる事となりたり)此時に當り長崎の豪商末次平次の配下なる濱田彌兵衛は、和蘭の臺灣總督ヒーター、マイツの不法行爲を憤り、寛永五年臺灣に渡航し、マイツの邸内に亂入し、マイツを捕へて嚴重の談判を開き、先に差押へたる商品を支拂はしめ、其子を質として歸朝したり、(ハマダヤヘエ)參看、寛永十五年鎖國令の出づるによりて交通全く絶つ、既にして鄭芝龍臺灣に據り、明朝の爲めに力を盡すや、正保二年十二月使を我國に遣はして援兵を乞ふ、幕府省せず、三年八月芝龍再び我國に援兵を請ふ、時に幕府の議未だ決せざるに當り、福州既に陥り、芝龍清に降るの報を得て其事遂に

タイウ

罷む、慶安元年七月芝龍の子鄭成功更に書を長崎の
 譯官に寄せて援兵の事を乞ひし、幕府は之を省み
 ざりしが、明曆元年七月また書を幕府に呈して援助
 を請ふこと頗る切なりしと雖も、幕府は遂に應ぜざ
 りき、下りて明治の初年に及び、我國民臺灣に漂著し
 て、蕃民の爲めに殺さるゝや、政府は清國政府に對し
 て此事を詰問する所ありしも、清國は言を左右に託
 して我要求に應ぜざりしがゆゑに、西郷從道等に兵
 を授けて蕃地を征せしが其極價金を清國より得て局
 を結びたり、(ダイワンノエキ)參看)既にして明治二
 十七年朝鮮の事によりて日清戦争起り、清國は遂に
 臺灣を割きて日本に讓與することとなり、廿八年六
 月二日授受の手續を終ふ、此に於て新たに臺灣總督
 府を置き、陸海軍の將官を以て總督に補し、臺灣並に
 澎湖列島を管轄せしむる事となれり(野史、臺灣志、
 臺灣島史)

ダイワンノエキ

臺灣役

年琉球宮古島の人六十人臺灣に漂著し、多く蕃民に
 虐殺せられ、生きて還る者僅に十三人の少なりしが、
 同六年三月小田縣の漂民四人亦臺灣に至りて害に遭
 ふ、是に於て臺灣征討の議始めて廟堂に起る、而して
 臺灣の地たる、一半は清國に屬し、一半は所屬明ら
 ならずしゆゑ、政府はまづ清國政府に質すの必要
 を感じ、會々全權大使副島種臣盟好を訂せんが爲め
 に清國に赴くを以て、命じて臺灣のことを問はしむ、
 清國生蕃を以て化外の民と稱し、且つ琉球が日本の
 部屬にあらずざるを抗論す、種臣曰く、臺灣の蕃民我民
 を害す、理當に懲罰すべし、若し貴國にして措て治め
 ずんば、吾邦將に一軍を派して之を治めんとす、庶
 くは他日異議ある勿れと、即ち歸朝して臺灣の征討
 すべきを奏上す、朝議在りて決せざるなり、既に

タイウ

して征韓論まづ起り、尋で内閣の分離となり、民選議
 院の建議となり、佐賀の叛亂となり、國內頗る多事、
 而してこれ皆現政府に對する不平黨の多きを示すも
 のなるがゆゑに、當局者は、此の不平黨をして餘憤を
 外に漏らししめんことを謀り、遂に臺灣征討の策を
 決す、(明治七年四月陸軍中將西郷從道を臺灣事
 務都督と爲し、陸軍少將谷干城、海軍少將赤松則良を
 參軍と爲し、兵三千六百餘人を率ゐてまづ長崎に到
 り糧食を備ふ、また臺灣蕃地事務局を正院に置き、參
 謀大隈重信を以て長官と爲す、越えて五月從道等は
 日進、孟春、明光、三那の四艦を率ゐ、長崎を發し、且
 更に陸軍少佐福島九成をして、別に清國廈門に遣り、
 師を發するの事を告げしむ、既にして我軍進みて臺
 灣に抵る、諸酋長争うて款を納れしが、獨り牡丹社
 兇頑にして服せず、是に於て五月廿二日大舉して軍
 を竹社、風港、石門の三道より進む、蕃人險に據りて
 之を拒ぐ、我軍兵を分ち、繞りて最後に出でしかば、
 蕃人等狼狽して奔竄し、遂に牡丹社酋長阿祿父子を
 斬る、生熟の二番風を聞きて驚駭し、前後來り降る、
 時に暑熱燬くがごとく、加ふるに霖潦連旬に亘り、我
 兵病みて斃るゝもの多し、然れども屈せず、進んで牡
 丹社の根據地に迫り、石門に到りて其窟舎を燒く、蕃
 人窮蹙して出で降り、生番略ぼ平く、我軍即ち成をお
 きて兵を收め、龜山を以て本營と爲し、都督府及び病
 院を設け、荊棘を拓き、橋梁を架して久屯の計を爲す
 是より先征臺軍の發するや、政府は柳原前光
 を全權公使とし、清國に差遣して出師の理由を告げ
 しむ、清國違言あり、前光辯論する所あり、謂は
 ざりしを以て、八月内務卿大久保利通を辦理大臣
 と爲し、委めるに軍事を以てす、利通等九月北京に入
 り、軍機大臣顧若親王、大學士文祥等に處理衙門に

タイウ

見え、往復辯論凡そ七回に及びてなほ決せず、延い
 て十月に至る、利通決然國旗を捲いて去らんとす、駐
 清英國公使ウエート間に居て調停する所あり、清國
 亦我征臺の舉を以て義舉と爲し、通路を修し、營舎
 を建てたるの費と、琉球人の被害を賑恤するの資と
 を併せて清銀五十萬兩を我に納れしめ、なほ清國は
 生蕃を檢束して爾後永く害を航客に加へざらしめ、
 我兵屯戍を解くの期を以て、清國全く銀兩を輸する
 事と爲したり、利通因りて臺灣に赴き、從道に面し
 て和の成りたるを告げ、十一月歸朝す、既にして從
 道等また凱旋せり、此役我兵の戦死せるもの僅かに
 十二人に過ぎざりしが、氣候の異なるが爲め、病に罹
 りて死するもの五百六十一人、而して之が爲めに財
 を費やす事七百八十萬圓なりき(明治歴史)

タイウ

唐

支那にて李氏の建てたる國號、祖を
 李淵と云ふ、西涼公李暹の後なり、父を暉と云ふ、
 北周に仕へて唐公に封せられたり、淵其後を嗣ぎて
 唐公となり、隋に仕へて弘化の留守となり、隋の季
 世、群盜蜂起して亂を爲すや、淵の次子世民、世の亂
 れたるを見て、淵に大業を勸む、淵遂に兵を大原に起
 し、進で長安に入る、其勢甚盛にして恭王侑を立て煬
 帝を太上皇となし、遂に進で相國となり、隋帝の禪
 帝を受け國號を唐と稱せり、是を高祖皇帝と云ふ、當時
 群雄各地に割據して、海内尙未だ平定せず、世民自ら
 將として連年兵を接へ、即位七年に至りて海内定まる、
 帝意を内治に用ひ、學校を設け、官制を更め内律令を
 頒ち、班田を行ひ、租庸調の法を定め、府兵の制を作
 る、九年位を世民に傳ふ、是を太宗と云ふ、杜如晦、
 房玄齡等十八學士を採擧し、能く其策を用ひて、或は
 突厥を服し、或は吐谷渾、吐蕃、高昌等を降し、或は
 高麗を征し、或は百濟、新羅等を降し、或は天竺を

タイウ

服し、或は龜茲及び西突厥を伐ち、大に版圖を開き
 たり、諸政大に整備し、國內泰平、國威外に輝けり、故
 に後世之を貞觀の治と稱す、在位廿三年にして崩じ、
 太子晉王治立つ、是を高宗皇帝と云ふ、帝の時前代
 よりの外征を繼ぎて功を奏せしも、晚年多病となり、
 皇后武氏に國政を委れしを以て、大權自ら武后に歸
 するに至れり、帝在位三十四年にして崩じ、太子英
 王哲立つ、是を中宗皇帝と云ふ、武后皇太后となり
 て政を執り、遂に帝を廢して廢陵王と爲し、其弟豫
 王且を立つ、尋で太后革命を圖り、大に唐の宗室を
 殺し、唐を周と改め、自ら則天皇帝と稱し、專恣甚だ
 し、其後張柬之等武后に迫りて中宗を復せしめて、
 唐室を復興せり、然るに中宗暗弱にして皇后韋氏亦
 朝政を興り、帝の女安樂公主武三思の子崇訓に
 嫁せしより、三思宮中に入して皇后と通じ、共に朝
 政を恣にする、太子重俊皇后の子にあらざるを以て其
 事を喜ばず、兵を發して三思崇訓を殺し、遂に宮を犯
 し、も事敗れて死す、安樂公主皇后の朝に臨み、己
 を皇太女となさんことを欲し、共に謀て帝を弑し、温
 王重茂を立つ、皇后自ら政を攝し、其勢盛なり、時
 に豫王且の子隆基、劉幽求等と謀り、兵を率ゐて宮に
 入り、皇后及び安樂公主等を斬り、温王を廢して父
 を立つ、是を睿宗皇帝と云ふ、在位三年にして自ら
 太上皇と稱し、位を太子隆基に傳ふ、是を玄宗皇帝
 と云ふ、帝意を政治に用ひ、賢相を擧げて事を謀り
 しかば、國內能く治まり、文學技藝の盛觀を至したれ
 ば、後世開元の治と稱したり、然れども吐蕃の勢強盛
 にして屢々邊境に寇し、連年兵を交へ、加ふるに帝在
 位久しきに及び、漸く驕滿の念生じ、奢侈をなし、國
 用足らず遂に繁敷を事とするに至れり、帝又太子瑛、
 鄂王瑊、光王瑒を殺し、壽王瑒の妃楊太眞を宮に入れ

タイウ

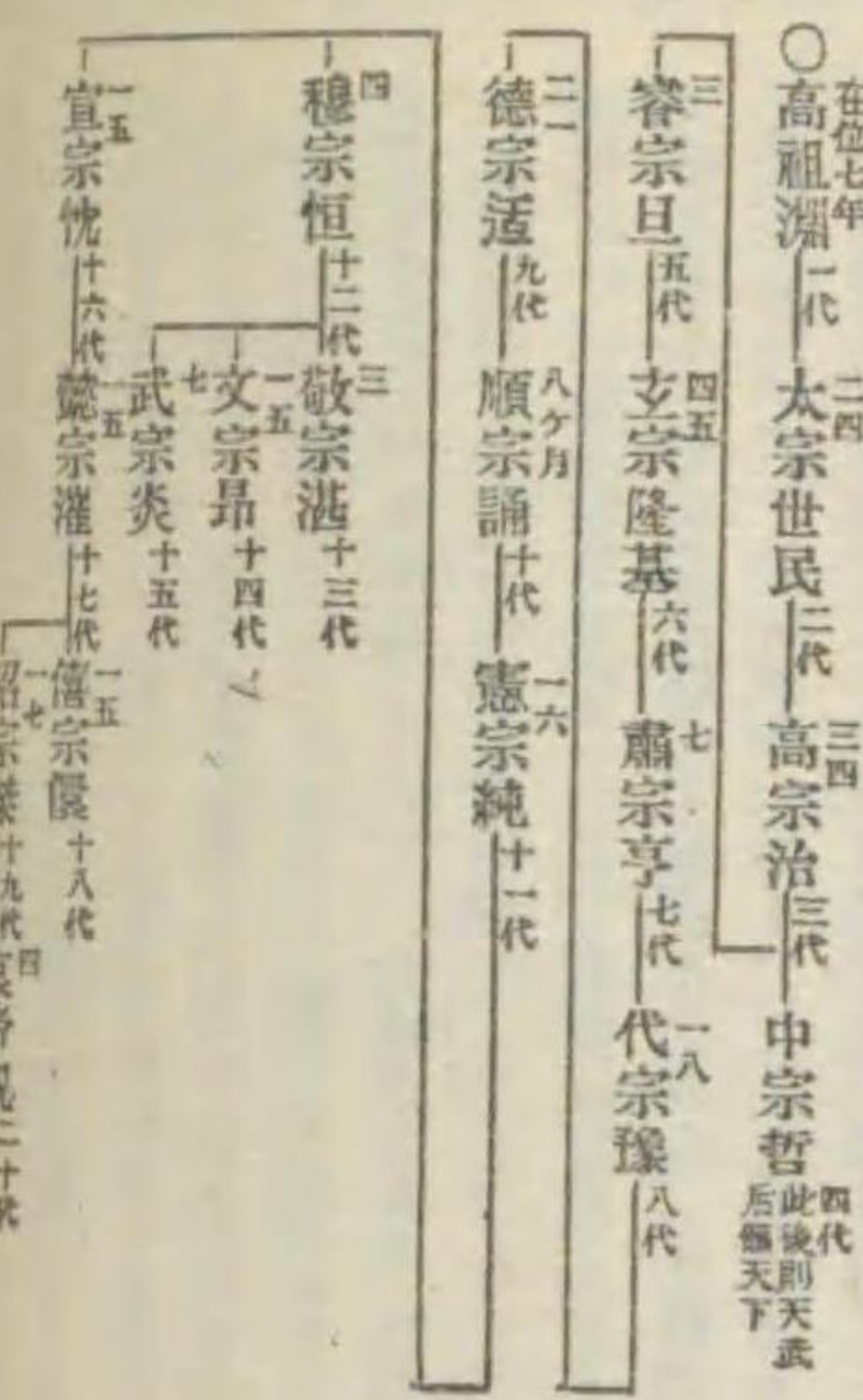
て貴妃となす、貴妃寵を蒙りたりしかば寵を專にし、
 國政漸く亂る、當時安祿山と云ふ者あり、驍勇にし
 て膽力に富み、詔才あり、帝の左右に侍して寵を恣
 にし、遂に東平郡王となり、河東の節度使を兼ね、宰
 相李林甫、楊國忠相となるに及び、遂に兵を擧
 げて反し、進で洛陽を陥れ、大燕皇帝と僭號す、更に
 關中に入り長安に向ふ、帝馬嵬に出奔す、將士皆怒
 りて楊國忠を殺し、貴妃を縊殺して發す、帝遂に成
 都に赴く、時に父老道を遺りて留らんことを請ふ、帝
 依て太子亨をして慰撫せしむ、父老又太子の馬を擁
 して行かしめず、遂に靈武に至り位に即く、是を肅
 宗皇帝と云ふ、帝、李泌と事を謀り、回紇の兵を借
 り、兵馬元帥廣平王俶、及び副元帥郭子儀、朔方の
 軍と共に賊を擊破し、遂に長安を復し、更に進で洛
 陽を復す、時に安慶緒既に其父祿山を弑して自立し
 たりしが、遂に都に走れり、帝依て長安に入る、在位
 七年にして崩じ、太子豫立立つ、是を代宗皇帝といふ、
 帝雍王適を兵馬元帥となし、賊を討じ、内亂始めて
 平定す、然れども内亂の爲め邊備完からず、外蕃の入
 寇を招き、吐蕃、四藏、南詔屢々侵寇して止まざりき、
 唐の初め玄宗の時、邊境に十節度使を置き、數州
 を一鎮として外蕃の防禦をなさしめたり、安史の亂
 以後内地にも節度使を置き、賊の降將等を之に任じ
 たり、是より民政兵馬の大權之に歸し、次第に驕慢
 跋扈して、朝命を奉ぜざるに至れり、德宗立つに及
 び、租庸調の法を改めて兩稅の法とし、財政の充實を
 謀り、又藩鎮世襲の風を改めて、其勢を殺がんこと
 を企てしも、共に人民の不平を招き、河北淮西の諸鎮
 反して悉く失敗に歸し、藩鎮の跋扈六十餘年に亘る
 に至れり、かくの如く國勢衰ふるに當りて、上に英主
 なく、下に宦官の專權ありて、益々衰頹を招くに至れ

タイウ

り、宦官は武后の時より玄宗に至りて漸く盛になり、
 且つ信任受用せられしより、漸く勢を得、德宗の時
 に兵權を握り、政務を専らにするに至れり、後遂に憲
 宗を弑して穆宗を立て、又敬宗を弑して練王悟を立
 てしが、更に練王を廢して文宗を立てたり、是より先
 き李紳李逢吉互に朋黨を立て、相争ひしが、後李德裕
 は李宗閔と軋轢す、文宗に及び李宗閔宦官と結び、政
 を專にする、文宗宦官を除かんことを再度企てしも成
 らず、文宗崩するの後、宦官武宗を立て其勢益々盛な
 るに至れり、かく宦官盛なる上に朝臣朋黨を立て、
 争ふこと四十餘年、藩鎮の勢また減びず、天下の政事
 大に紊亂し、諸外國亦唐に寇するもの少からず、故
 を以て人民は流離し、盜賊四方に蜂起するに至れり、
 就中最も勢力を得たるを黃巢とす、黃巢は曹漢の間
 に起り、河南江南嶺南の各地を掠し、更に北上して
 洛陽を陥れ、長安に入りて大燕皇帝と僭號す、宦官僖
 宗を擁して蜀に奔れり、是より先き沙陀節度使李國
 昌其子克用と唐に背きて晉陽に逼りしが、唐兵の
 爲めに破られ體輒に逃れたり、黃巢の勢盛なるに及
 び、唐沙陀の罪を宥し、克用をして之を平げしむ、克
 用唐軍を助け黃巢を平け、河東の節度使となれり、賊
 の降將李全忠宣武の節度使となり、汴にありて克用
 と善からず、昭宗の時に至り、藩鎮各地に割據して互
 に争奪を事とす、全忠權略あり、淮南河南河北の諸鎮
 を平け破竹の勢を以て河東の李克用と相争うに至
 る、この時に當り近畿の諸鎮屢々長安を侵し、か
 ば、昭宗華州に出奔す、既にして長安に還り、宰相
 崔胤と謀りて宦官を除かんことを欲し、全忠を召す、全
 忠因て兵を率ゐて長安に赴き、悉く宦官を殺し、梁王
 となりて汴に還りしが、崔胤を殺し、都を洛陽に遷
 し、昭宗を弑して哀帝立つ、遂に帝位を篡し汴に

タウキ

都せり、之を後梁の太祖皇帝と云ふ、唐凡二十世二百九十年にして亡びぬ。我國の唐と交通せしは、推古天皇三十一年學問僧惠光等唐より歸朝して、唐は禮儀の國なり、常に相聘問すべしと奏せしより起る、舒明天皇三年秋、大仁大上御田勳を遣はして、唐を聘せしむ、四年唐主新州刺史高表仁をして御田勳を送らしむ、是れ公使の往復ありし始めなり、孝德天皇白雉四年、小山上吉士長丹を遣唐大使とし、小乙上吉士駒を副使として唐に遣はす、是れ遣唐使の始めなり、後、常に遣唐使を派遣し、留學生を送りて唐の文物制度を學ばしめ、以て我邦の政治に應用したり、(ケンタウシ)參着、後唐國亂れしを以て、宇多天皇寛平七年、菅原道真の奏狀によりて、遣唐使派遣は停められたれども、私の通交は盛に行はれたり、醍醐天皇延喜三年、唐人景球羊白鶴を獻じ、九年冬孔雀を獻じ、十九年交易唐物當麻布業同じく孔雀を獻じ、同年唐僧長秀漢譽知孫等來り、延長四年興福寺僧寬建奏請して入唐五台山を巡禮せんと乞ふ、之を許し黄金百兩を賜ひ、宇多天皇亦黄金を賜ひて其行を賞したり(大日本史、外交志稿、支那史、東洋史要)



タウガク

唐樂 名義 雅樂の一、唐國より傳來の樂なるを以て名づく、後には林邑樂をも併せて稱せり、左方に屬して舞あり、曲名振鈴、皇帝破陣樂、團亂旋、春鶯囀、玉樹後庭花、蘭陵王、賀正、三臺、萬歲樂、雲頭樂、甘州、皇臺、五堂樂、喜春樂、赤白桃李花、秋風樂、輪臺、青海波、採桑老、秦王破陣樂、還城樂、傾盞樂、賀王恩、太平樂、打毬樂等あり、(起原)孝德天皇白雉四年、遣唐使を遣はし、より爾後、遣唐使留學生などの往來絶えざるのみならず、唐の制度を取捨して政體を改正せられたるを見れば、唐樂の傳來も此の時代に在り、文武天皇天寶令制定の時、雅樂寮に唐樂師十二人を置き、二年正月御宴に五堂樂、太平樂の唐樂曲目始めて見えたり、聖武天皇天平三年六月、雅樂寮雜樂生の中、唐樂生三十九人を置く、桓武天皇延暦の頃より唐樂盛に行はれ、嵯峨天皇に至り音樂を好み給ひ、遊幸飲宴には唐樂高麗樂を奏せられたり、清和光孝醍醐村上の歷朝益其盛行を見、朝儀宴遊より齊會慶塔等、總て唐樂高麗樂を奏せしめ、遂に現今に至り、雅樂(カガク)、舞樂(アガク)を參看(歌舞音樂略史、舞樂圖説)

タウカノセチエ

踏歌節會 名義 朝廷年中行事の一、毎年正月男女の舞人を朝廷に召して、踏歌を奏せしむる儀式をいふ、男の舞人の奏するを男踏歌、女の舞人の奏するを女踏歌といふ、踏歌は早くより支那に在り、名稱は、これを應用せしむ、技は歌垣より轉化したるもの、如し、またアラレバシともいふ、(起原)女踏歌は、正月十六日に行ふ、まづ三獻の御酒を供す、(三獻までの儀は、元日の節會と同じ)一獻は、一國酒歌を奏す、次で舞妓四十人紫宸殿の南庭をめぐり、校書殿の南端に當りて東向し、兩方に別れて西に進み、校書殿の南端より東に折れ、南

タウカ

に進み更に北に還て大輪廻をつくり、右に一匝廻りて又左右に別れ、南行して更に北折し、退て校書殿の東庭に停り、東に向ひて歌を唱へて退出す、畢りて雙祿を賜ふ、内教坊の妓女の外、女藏人四人、中宮春宮より獻じたる妓女二人、これを勤む、歌は併せて主に萬歲樂、地久樂、賀殿樂、延喜樂なる由江次第に見えたり、男踏歌は正月十五日に行はる、此の日天皇清涼殿の孫廂に出御あり、内藏寮の官人被褥を積みたる机を前庭に立つ、公卿東の簀子に著坐す、御厨子所酒者を供す、踏歌の人右近の陣の前庭より、樂を奏しつゝ進みて仙華門より入り、庭前にて周旋三度の後、御前に進で祝詞を奏し歌曲を奏す、舞人等東南の階より上る、内侍二人左右より扇を取りて、踏歌の人にかづく、琴彈以下のかつけ給は六位藏人藤中より、取り傳へて庭中にして是をかづく、(起原)伊呂波字類抄に「本朝事始云、天武天皇三年正月朔、拜三朝大極殿、詔男女元、別開夜有踏歌事」書紀持統天皇七年正月丙午の條に「是日漢人等奏踏歌」同八年正月辛丑の條に「漢人奏踏歌、突卯、唐人奏踏歌」など見えたるは、蓋し其濫觴なるべし、但し朝廷の儀式に定まりしは、男踏歌は、聖武天皇天平元年正月にして、女踏歌は、其年月詳かならざれども、聖武天皇天平十四年正月十六日に少年童女の踏歌あること見ゆれば、又此頃より行はれしものか、光仁天皇寶龜五年正月十六日に女踏歌男踏歌あり、其後屢々男女の踏歌を行はれしが、嵯峨天皇弘仁十三年より光孝天皇の朝に至るまで、毎年恒例として正月十六日に女踏歌あり、宇多天皇寛平元年正月十四日に、男踏歌を始め行ひ給ひ、爾後重に十四日に踏歌行はれたり、村上天皇天曆九年、論奏ありて踏歌を止め、冷泉天皇安和二年より踏歌の如く十六日に女踏歌行は

タウキ

れ、開延天皇天曆二年より天元五年まで十六日女踏歌、永觀元年十四日に男踏歌、十六日女踏歌行はれ、此後十四日の男踏歌は行はれず、十六日の女踏歌のみ行はれるが、三條天皇長和元年に及びて之を止め、後一條天皇寛仁元年よりまた舊に復し、十六日の女踏歌行はれたり、永正十六年の頃より世の亂により行はれず、江戸時代に至り、女踏歌のおもかげばかり行はれたり(江次第、踏歌考)

タウキ

法仲道鏡 一に供御に擬し、施政巨細となく其手に決す、而して其弟淨人は布衣より起りて時に從二位大納言たりしのみならず、一族男女五位に叙する者十人に及ぶ、神護景雲元年法王宮職を置き、大夫、亮等を任補す、三年正月道鏡大臣以下の賀を西宮前殿に受く、會々太宰主神中臣智阿曾廣、宇佐八幡の神歌を矯めて曰く、道鏡をして位に即かしめなば天下太平ならんと、道鏡聞いて大に喜び、天皇や、之に惑ふ、即ち和氣清盛に詔し、宇佐に赴いて、更に神教を受けしむ、清盛還り奏して曰く、國家開闢以來君臣の分定まる、天日嗣に必ず皇胤を立つべし、もし無道のものあらば必ず之を誅すべきなりと、道鏡大に怒り、清盛を大隅に流す、既にして寶龜元年天皇崩じ、光仁天皇の立ち給ふや、道鏡竊に祗禊の心を挟む、こと日久しきの故を以て、造下野藥師寺別當に貶し、三年貶所に死す、庶人禮を以て之を葬る(續紀、大日本史)按ずるに、道鏡と孝德天皇との關係に就き、日本紀略、水

タウキ

鏡、古事類聚等類不備の事實を傳ふべし、(起原)からず、且世傳の如く、果して道鏡が天位を願ふたるや否やに關して、近世の史家異論あり、宜しく史海八卷以下に所載せる、田口博士、久米邦武氏、吉田東伍氏等の史論を參看すべし、(一)は中阿含經に所載可資、身進道者、即是增長善法之具とあり、小乘宗の六物(三衣、鉢、坐具、漚水囊)大乘宗の十八物(三衣、楊枝、漚豆、鉢、坐具、錫杖、香爐、漚水囊、手巾、刀子、火鏡、羅子、繩、經律、形像)密宗の念珠、金剛杵(五鈷、三鈷、獨鈷)、鈴等云ふ、(二)は讀史日記に道鏡などとりて、皆人々にうちやすめておりぬ」とあるは、調度を指したるものなり、(三)は戰國時代に、専ら槍の勝負を貴び、一番槍を以て武功の第一とする風習となりしかば、槍を道具と唱へ、出行する時必ず持たざる定はなれり、江戸時代に至り、供進には必ず之を持たせ、身分家格によりて各々異にて、一本道具、二本道具、三本道具、先道具、跡道具、引道具等の區別あり、(乗物の前後に、一本宛を持たざるを挑道具と云ふ)熨斗目、白帷子を著用し得る格式の者より之を持たせ、萬石以下にて徒を連れ、對箱を持せられざる身分の者は、自身の跡に道具一本を持するなり、役高二千石以上及び芙蓉間役人、三千石以上寄合、高家、交代寄合、那須衆、信濃衆、美濃衆、三河衆、岩松、米良、今井、今大路等は大概先道具(一本道具)なり、將軍家の道具は、正式の時、先へ四本、鷹狩の時、後へ五本持たせ、三家は四本、これに打物、壺笠、立傘を加へて七道具といふ、越前、薩州、仙臺は三本、其餘は、國主といへども、皆二本、或は一本なるもあり、是亦祖

タウゲ

先以の例に因れるなり、幕府の末に、肥後と長州と、三本を免されしは特例なり、槍の柄、總朱總青貝(太刀打共)なるは、制ありて、餘人妄りに用ふるべからず、總青貝の柄を用ふるは、紀州、長州、土州、備前、喜連川、松山、松代、小田原、松平周防、延岡、松本、吉田、關、盛岡の嫡子等なり、總朱の柄を用ふるは、酒井雅樂、土井大炊、松平伊賀の三家、旗本にて皆朱は、富永源太左衛門、長坂血鏡九郎の二人あるのみ、供連(トモツレ)參看(釋氏要覽、儀訓彙、嬉遊笑覽、類聚名物考、皇典講究所講演「徳川氏の儀從」、徳川盛世録)

タウケシユウ

道具衆 鐘奉行の被官にて騎馬の侍を云ふ、軍陣に長柄を取りて接戦するを専務とす、室町幕府の末葉より江戸時代の初めにかけて諸家に之を置く(武家名目抄)

タウケン

道元 名鑑希と號す、嘉永五年孝明天皇佛性傳東國師の號を贈り、明治十二年更に承陽大師と加贈せらる、久我通親の子、母は藤原基房の女、曹洞宗の開祖、正治二年正月京都堀川の邸に生る、十三歳叡山に登りて剃髮し、尋て三井に遊び、後建仁寺に往いて榮西禪師に謁し、衣を更へて禪宗に隸す、榮西の滅後、貞應二年四月、法兄明全と相携へて宋に入る、時に年二十四、之より育王徑山等の諸名藍に歴遊す、會々天童山の如淨禪師洞山の法燈を續いて道價甚だ高し、道元往いて之に參すること三年、遂に洞山十四世の正統を嗣ぎて歸る、時に安貞二年十二月なり、既にして京都の建仁寺に寓し、移りて深草に菴居し、天福元年聖壽寺に轉す、然れども此地京都に近きを以て意に適せず、常に隱遁の志あり、寛元二年波多野義重大佛寺を越前志比に創立して之を請す、道元應諾す、これ永平寺

タウシ

なり、北條時頼其道譽を慕ひ、請じて大戒を鎌倉の營中に受く、越山に還るに及び、時頼隨從の首坐元明に囑するに寄附の帖を以てす、元明密かに之を受けて歸る、道元聞いて直に元明を擯出し、更に其常坐する禪榻を毀ちて、榻下の土を除去すること、七尺の深きに及ぶ、後嵯峨天皇亦深く其操行を嘉し、勅して紫方袍を賜ひしかども、終身之を著けざりき、建長五年八月永平寺を、嫡嗣孤雲懷井に譲り、病を京都西洞院に養ひ、四月二十五日寂す、年五十四、法臘四十一、東山に荼毘して、其骨を永平寺側に葬る、正法眼藏、大清規、普勸坐禪儀、永平廣錄、學道用心集(佛敎各宗綱要、日本佛敎史要)

タウシ

導師 名鑑佛敎にて正道に誘引する師の義、又一に唱導の師の義とす、後義より出でて供養法會の役名となる、釋氏要覽に「十住斷結經云、號導師者、令衆生類示其正道、故、華首經云、能爲人說無生死道、故、名導師」と又法華經に、是四菩薩、於其衆中、爲最上首唱導師」とあり、古く供養法會の役名となりたるものと雖も、其書に見えたるは、天平寶字四年三月東大寺大佛開眼供養會の時、印度の菩提仙那を導師となし、唐僧道深を咒願師となしたりと云ふ、平安朝以後供養法會の儀式には、必ず導師、咒願引頭、散花、梵音、錫杖、堂達等列座し、導師先づ禮盤に著して表白文を朗讀するなり、後諸宗の法會及び葬式にも此役名あり、タウシキ 當色 (一)官位相當に就きて著すべき服色を云ふ、按するに、其品の義ならん、(二)後に轉じて公物を云ふ、(三)は令に「凡服色者、白黃丹紫蘇芳緋紅黃綠蒲縹緋縹黃紫衣紫紫縹縹、如此之屬、當色以下各兼得、服之、兵記記仁平二十一年十一月十五日の條に「殿下御馬舍人居間、各令度不給當

タウジ

色裝束云々、庭訓往來に「家文當色等色々狂文盡色節、銘、金銀云々、尺素往來に「廳下部皆當色、連錦持以、金銀風流、付于衣裳、候」とあり、猶禁色(キンシキ)參看すべし、(二)は、筋抄小忌條に「仁平元十一廿五祕記曰、臨時祭舞人隆長小侍青摺私調之、當色頭紙不令合期、故也」、又摺袴條に「仁平元十一廿五祕記曰、舞人隆長摺袴(當色津賀利組私儲之、濃袴(私儲之、當色袴、濃袴之故也)と見えたり、これもとは、公物を下すには其勤仕に因て當色の服を調へ賜はりしを以て、後には色を云はず、公物をさして云ふに至れるものなるべし(安齋隨筆、裝束色葉、後松日記)

タウシヤウ

堂上 殿上人(テンシヤウビト)を見よ、

タウシユウ

堂衆 名鑑延曆寺三塔に結番する僧を云ふ、起原治第三十五代座主覺尋が承保四年二月就職の後ち始めて之を置き、夏衆と稱し、香花を供する事等を掌りしが後に學匠に對敵することとなり、源平盛衰記に、「抑堂衆と申すは、本學匠召仕ひける童部の法師になりけるが、金剛壽院の座主覺尋僧正、御治山の時より、三塔に結番して、夏衆と號して、佛に花奉りし輩なり、近來行人とて山門の威に暮り、切物奇物貴はたり、出舉借上入質して、徳付公名付などして、以ての外に過分になり、大衆をも事とせず、師主の命をさむき、かやうに度々の合戦にうち勝て、いと、我慢の鋒を研きける云々」とあり(天台座主記、源平盛衰記)

タウセウ

道昭 俗姓船連、粟尺の子、河内國丹北郡の人にして、法相宗の開祖なり、白雉四年五月遣唐使に隨ひて入唐し、立非三藏によりて教を受け、また佛を譯宗をも傳へたり、在唐七年にして歸朝し、元興寺に住し、盛んに法を

タウセ

張る、後、諸國を遊歴して、路傍に井を鑿り、津渡に船を設くる等、衆民の便を謀れること多し、山城の宇治橋の如き、また其架する所なり、後、元興寺に禪室を營み坐禪を事とし、文武天皇二年大僧都となる、四年三月元興の禪院に寂す、年七十二、遺言によりて之を火葬す、本邦にて火葬を行ふ事茲に始まる(佛敎各宗綱要、日本佛敎史綱)

タウセウタイシ

唐招提寺 大和國添下郡(今生駒郡)都跡村大字五條〇招提寺とも云ふ、律宗の本山、十五大寺の一、起原治、天平寶字三年唐僧鑑真、聖武天皇の追薦の爲めに建立する所、初天皇故新田親王の舊宅を施入して戒院となし、藤原高房をして工事を監せしめ給ひ、三年にして成り、唐招提寺と名づけ、備前水田一百町を賜ふ、寶龜七年播磨國の封五十戸、十年上野讀岐國各五十戸を充て給ふ、延暦二十三年律師如法の請により、勅して同地を賜ひ、永く律を講せしむ、仁壽三年寺田百七十八町を以て、永く傳法田となさしむ、後屢々沿革を経て、東西兩塔の如きは既に失はれたり、雖も、金堂以下諸堂宇儼然とし今に存す、金堂は中央に在り、七間四面にて土壇の上に立ち、棟の兩端に鴟尾を上げ、創建の當時のものにして、今存せる天平時代の建築中尤も宏壯なる堂宇とす、講堂は金堂の北に在り、平城宮の朝集殿を賜はりて移し建立したるものなりと云ふ、建治元年大修理を行ひしを以て、内陣廻り、天井を除くの外は、多く鎌倉式なりと云ふ、金堂講堂共に特別保護に屬す、唐軍法力作の彌勒菩薩を本尊とし、十一面觀世音二體、釋迦、藥師、寶生如來(以上共に國寶)等優秀なる佛像を安す、金堂の東に舍利殿、禮堂、寶藏(二棟校倉)相並び講堂の北に地藏堂開山堂あり、鼓樓は金堂講堂の間の東に在り、鎌

タウソクヒツケアラタメ

盜賊火附改 火附盜賊改(ヒツクケアラタメ)を見よ、

タウタ

田歌 名鑑雅樂の一種、歌を主として舞あり、故に田舞とも云ふ、舞狀は田植を象る故に名づくこと云ふ、其歌詞によりて考ふるに、蓋し豊稔を祝するの意なり、樂器は笏拍子、龍笛、篳篥を以てし、和琴を用ひず、其調は平調、其意は平調下無黃鐘、盤渉、上無の五聲あり、舞人凡四人、冠青摺小忌衣、絲鞋等を著く、歌人以下之に準ず、其奏樂の順序は、(一)田歌音取笛、篳篥、合奏、(二)破、靜拍子、舞あり、其歌、「ミマシモシカヤ、ワカナハトルテヤハ、シラマトルテコソ、シラマナヌラヤ、(三)急、ヤ、トミクサノハナヤ、ヤ、ストラハナヤ、ヤ、サケナヘコナヘ、ヤ、ストラハナヤ、ヤ、サケナヘコナヘ、ヤ、ストラハナヤ、ヤ、トトルモロモヤスハナヤ、ヤ、ヒクマロモヤス、ヤ、ストラハナヤ、ヤ、イハシメテチヨフルカミノ、ヤ、ミヨトニセシヤ、ヤ、ストラハナヤ、起原治、天智天皇紀に、十年五月辛丑、天皇御西小安殿、皇太子群臣侍宴、於是再奏田舞、とあるを、初見とす、後、雅樂寮に田舞師を置きしと見え、令集解古記に、田舞師四人と見えたり、寶龜八年五月渤海使節來りし時、田舞を行はしめ、貞觀元年十一月大嘗會の時、多治氏田舞を奏したりき、後、大嘗會には行はれしが、戰國時代に至りて

タウチヤウ

道場 佛敎を説き、佛道を修する場所を云ふ、釋氏要覽に、閑宴修造之所謂之道場、隋煬帝勅、運政、僧居、名道場、摩訶止觀、道場清淨、界治、五住持、顯、實相、來或名、蓮社と云へり、聖武天皇の朝、宮中に内道場を置くを始めて、密教行はる、に至り其秘密壇を置き、修法所講する場所を道場と云へり、後淨土禪等にも此稱を用ひ、念佛道場、專門道場等と云ふ、遂に一轉して武術を練習する場所を劍術道場、柔術道場等と云ふに至り、

タウチユウフギヤウ

道中奉行 江戸幕府の職名、宿衛の取締を掌り、道路橋梁等道中一切の事を總管す、二人あり、大目付勘定奉行より兼帯す、老中の支配たり、起原治、萬治二年七月之を創置し、大目付高木伊勢守兼帯し、一人たりしが、元祿十一年勘定奉行松平美濃守これを兼ねるに及び、及び、はじめて二人となり、爾來大目付勘定奉行より兼帯する事となりたり、而して勘定奉行は多く公事方のものに補したりしも、稀に勝手方より兼帯することありき、道中、勘定租頭より兼帯す、下勘定の分科なり、助郷割替、傳馬宿人用、石代何井田方五分以上損耗免餘、五海道並木、立枯、植次、五海道橋普請、道中人馬定額、通行大名の人馬使ひ方等の事、皆其掌る所とす(道中、方、地方凡例

タウソ

タウタ

タウト

録、官制沿革略史、古事類苑神祇部、皇典講究所講
演、徳川氏官制)

タウミ

面の時着用せず、但大臣ならば、三位以下に、納言
ならば、外記史以下に對面する時は、着用して差支
なきよし、武家にも、室町時代には、これを着用した
ることあれども、入道となりし人のみにて、さなく
ば佛事凶事の時に限れるが如し(西三條裝束抄、裝束
拾要抄、衣文愚童訓、男裝束抄、貞丈雜記、武家名目
抄、裝束集成)

タウミヤウジ

道明寺

郡道明寺村大字道明寺○又土師寺と云ふ(宗廟)
宗尼寺○本尊は傳道眞作の十一面觀世音像を安置
す(起原)傳に推古天皇の時、土師八島連家を安
て、寺となす、聖德太子之を道明寺と號す、後氏
寺たるを以て、菅原道眞の嫡、覺壽尼本寺に出家し
て住持たり、道眞貶謫の途次、こゝに來り、一夜覺
壽尼と別辭をなすと云ふ、昌泰元年宇多上皇此地に
巡幸し給ふ、治安三年入道長又參詣す、當寺の所
轄に道明寺天神の社あり、村上天皇北野社を立てし
時同じく建立す、土師神社と號す、維新後及び、道
明寺と分離して一社をなせり、有名な道明寺橋は、
こゝに濫觴せしものにて、現に境内の坊中より發賣
せり(加賀關基記、河内名勝圖會、名勝志)

タウヒキ

當引

一作引

タウヒヤクセン

道隆

タウリウユ

タウヒキ 當引 一作引(イツサクヒキ)を見
給ふべき年給を云ふ、除目の任人の尻付に記す、
「ネンキフ」參看

にして詳しからず、山岡一統二條の内、
はそれたる鷹を呼返し、白尾鷹などする事は、
軒、吉田多右衛門等各々其術を詳に記す、福澤松
並に世に行はる、委細は新修鷹經、齊藤十二卷書等
に就きて見るべし(鷹大鷹には雀、頬白、頬赤、青
がしら、つぐみ、白鳩、真鳩、土鳩、五位鷲、小鷹には
雀、頬白、頬赤、青がしら、白鳩等を飼ふ、而して餌
の作り様によりて、沈餌、大再拜、小再拜、骨餌、た
き餌、米餌、こめ餌、櫻餌、板免餌、押餌、大白拂餌、
小白拂餌、黒餌、枯餌、柳餌、燒餌等數十種あり、
なほ之を與ふるにも、平常の飼ひ様、病時の飼ひ様等
頗る多様互る(鷹經)鷹を格に繋ぐは、大緒の所
作にして、大鷹、小鷹、其餘の種類によりて別あり、ま
た格一本に鷹二居繋ぐ事あり、相木の架といふは、賞
瓶の客二人ある時の所作なりといへり、或は東鷹網
懸、鳥屋鷹、山歸などを一所に繋ぐ時は、本木末木の
禮あり、白鷹其他鷹の鷹には、夫々の繋ぎ様あり、
なほ鳥屋にて繋ぐ様、人に渡す時の繋ぎ様、若前客前
にて繋ぎ様、初地入の繋ぎ様、神前佛前の鷹鷹の繋
ぎ様、祝言移徒の時及び中陰の時繋ぎ様等皆それ
々の故實あり(鷹經)せき緒、鷹を繋ぐ緒をいふ、
また大緒ともいふ、おき緒、鷹を馴らす爲に用ふる
繩、水繩、鷹を浴せしむる時に用ふる繩、緒、鷹を使
時に用ふる繩、餌、餌を入れる竹籠をいふ、鷹籠、鷹
匠の籠手をいふ、タカマキと訓す、山結、鷹野にて
取りたる鳥を、首より羽ぶしにかけて結びて鳥掛に
かくる料の藤葛をいふ、鷹籠に鷹を養ふ事の禁
令は、早く弘仁八年九月の宣に出で、尋で齊衡二年、貞
觀元年、同五年にもまた禁令の發布あり、凡延喜の
頃までは違ふ事なかりしに似たり、もし私に飼ふも

タカ

鷹

後嵯峨上皇道譽を聞き、諷して謁見を賜ひ、命じて建
仁に遷らしむ、幾干もなくして再び建長寺に入る、會
々事に因りて罪を幕府に得、甲斐に謫せられしが、三
年にして鎌倉に歸り、壽福寺に投ず、再び流言ありて、
また甲斐に遷りしも、幾干もなくして時頼に迎へら
れて壽福寺に住し、弘安元年五月建長寺に歸住す、七
月寂す、年六十六、法臘五十、門人茶毘し、靈骨を建
長寺の一所に收め、其處を西來庵といふ(日本佛家
人名辭書、日本佛教史綱)



(集菟掛編料史)藏所寺長建倉謙

タカ

養する者、古は鷹、鷹屋といふ、後世は鷹屋
(タカヤウシ)と稱す、また朝廷には主鷹司あ
り(シユウウシ)參看)江戸幕府には鷹匠ありて之を
司る(鷹司)動物學上よりの種類は省き、古書に見え
たる名目につきて説明すべし、兄鷹、男鷹をいふ、シ
ヤウと訓す、形小なるが故なり、弟鷹、女鷹をいふ、オ
ホダカ又はダイダカと訓す、形大なるが故なり、兄
鷹、男鷹をいふ、コノリと訓す、鶴、女鶴(即ち兄鷹
の女)をいふ、ハイダカと訓す、鶯、鶯をいふ、雀、
男雀をいふ、エツサイと訓す、雀、雀をいふ、雀、
雛の女をいふ、ツミと訓す、サシバ、小半をいふ、小
鷹、兄鷹以下サシバに至る數種の總稱なり、若鷹、野
にて生育したる鷹をいふ、ワカダカと訓す、また黄
鷹、新鷹ともいふ、片がへり、二年経たる鷹をいふ、
又撫鷹とも稱す、諸片がへり、三年経たる鷹をいふ、
青鷹白鷹とも稱す、諸片がへり、四年経たる鷹をい
ふ、鳥屋鷹、四年の秋以後を経たる鷹をいふ、網懸、今
年生れたるを、七月より冬の日に至るまでに取りた
る若鷹をいふ、即ち未だ鳥屋せぬ内に取りたるもの
なり、アカテと訓す、集まはり、今年生れたるを七月
半までに取りたる若鷹をいふ、七月末ならば網懸と
いふ、山がへり、山にて一鳥屋も二鳥屋もしたる鷹を
いふ、野され、三月より内に取りたる若鷹をいふ、果
鷹、巢の内より下ろして、難より飼ひ立てたる鷹を
いふ、小山がへり、網懸の鷹の、正月十五日より内
に、打落したるをいふ、さほひめがへり、網懸の鷹
の正月二十日以後に打落したるをいふ、鷹を
調養する事は酒君に起れば、百濟の法なるべし、即
ち弘仁の新修鷹經に見えたる所なり、但し其法、鳥
屋を構ふる事、鷹を浴する事、肥を調ふる事、疲を
調ふる事、また巢鷹と網懸鷹との差別等僅かに七法

タカ

のあらは、正徳御製を記し、また此時代天
皇が放鷹し給ふ爲め、或鷹野を限りて他人の狩
を禁じたり、之を禁野(キンヤ)參看)といへり、ま
た鎌倉時代にも私に鷹鷹を養ふを禁じたるのみなら
ず、之を職業とするものをも停止したりしが、只諸
社の鷹鳥のみを許したりき、下りて室町時代の末
年戰國の頃には、放鷹の事は武門の好んで弄ぶ所と
なりしがゆゑに、諸大名の中には、其領内に令して
鷹を保護し、巢鷹の賣買を禁じたるもの多かりき
(長曾我部元親は家老の外鷹を持つことを禁じたり)
江戸時代に至り、寛永三年張りに鷹飼ふ者を死罪に
處し、之を見出し告訴する者に五十兩の褒美を與ふ
るの令を出したる事あり、また將軍の放鷹すべき特
定の地は、衆庶の殺生するを禁じ、之を御鷹野とい
ひ、御留場とも稱したり、(タカカガリ)參看(後名抄、
日本書紀、吾妻鏡、長曾我部元親百箇條、淺野文書、貞
丈雜記、武家名目抄、古今要覽稿)

タカ

タカアノホノミヤ 高穴穗宮 志賀高穴
穗宮(シガノタカアノホノミヤ)を見よ、
タカ井ノコホリ 高井郡 信濃國、
起原)國郡制定の際、既に信濃國の管する所十郡あ
りき、蓋し此郡も亦其一なるべし(治部省和名抄に權
科、小内(チウナ)稻向、日野(ヒムノ)神戸等の郷あり、
郡名考、タカイと書し、地誌提要、タカカに改め、明
治十三年五月上下二郡に分ち上高井、下高井と稱す、
今之に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

タカ

タカアノホノミヤ 高穴穗宮 志賀高穴
穗宮(シガノタカアノホノミヤ)を見よ、
タカ井ノコホリ 高井郡 信濃國、
起原)國郡制定の際、既に信濃國の管する所十郡あ
りき、蓋し此郡も亦其一なるべし(治部省和名抄に權
科、小内(チウナ)稻向、日野(ヒムノ)神戸等の郷あり、
郡名考、タカイと書し、地誌提要、タカカに改め、明
治十三年五月上下二郡に分ち上高井、下高井と稱す、
今之に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

タカガ

○季起 季教 敬季 紹季 永季 益季
基季 紀季 禮季 和季

タカラカシノワウ

高岳親王

名號世

に遷居太子といふ、出家して真如と號す。平城天皇の第三皇子、母は伊勢繼子。初め親王となり、大同三年山城久世郡の地六町を賜ふ、四年嵯峨天皇即位するに及び、立つて皇太子となる、弘仁元年平城上皇天皇と號あり、密に復位を圖らんとして兵を擧げ、事成らずして薙髮し給ふに際し、高岳また連坐して太子を廢せられ、親王となり、子女皆王號を停めて姓在原を賜ふ、弘仁十三年四位に叙す、然れども憂憤の情に堪へず、幾干もなくして落髮して僧となり、名を真如と改め東寺に居り、眞言宗を研究し阿闍梨となる、承和二年勅して平城故都水陸の田地四十餘町を賜ふ、三年唐に赴きて法を求め、留まる事十餘年にして返らず、在原善淵等、其存没測るべからざるを以て、上表して其封を還さんことを請ふ、許さず、元慶三年陽成天皇勅して其請に従ふ、五年學問僧中瑤唐より上牒し、高岳西域に赴き羅越國に至りて薙するの旨を告ぐ、天皇詔を下して痛惜す、年餘を推するに八十餘歳なるべし、而して元亨釋書には、高岳入唐して運く名徳を詢ひしも、其意に滿たざりしを以て、遂に錫杖を杖て西邁すとあり、東大寺僧凝然撰する所の和漢合運曆には、羅越國に至りて虎害に遭ふとあり(皇胤紹運録、大日本史)羅越國は今の老撾なるべし、邦人の印度に入る、實に高岳を以てはじめと爲す、

タカラカノコホリ

高岡郡 所出 土佐國

起原 仁明天皇の承和八年八月吉川郡の四郡を割て之を置く。後醍醐高岡に作る、和名抄に高岡、吉

タカガ

川、海部、三井等の郷あり、以後之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

タカラカノミヤ

高丘宮

葛城高丘宮(カツラギノタカラカノミヤ)を見よ、

タカラデラ

高雄寺

神護寺(ジノゴシ)を見よ、

タカガリ

鷹狩

起原 仁德天皇の四十三年

九月、依網屯倉阿弭古鷹を獻じたる時、天皇酒君に詔して之を飼養せしめたる條に「酒君養馴未幾時、而得馴、酒君則以韋韜著其足、以小鈴著其尾、居胸上、獻于天皇、是日幸百舌野、而遊獵、時唯雉多起、乃放鷹令捕、忽獲數十雉、是月甫定、鷹甘部、故時人、號其養鷹之處曰鷹甘部」と見えたるは鷹狩の始めにして、また鷹甘部(鷹を飼養して朝廷に奉仕せる部族)を定めたる起原となす、而して此時の放鷹術は百濟の術を傳へたるものなるべし。
(鷹狩) 桓武天皇は毎日政を開召しながら、南殿の帳の中に鷹を倚子の上に据ゑて親ら其爪を切り給へることあり、嵯峨天皇は特に之を好み、弘仁二年に新修鷹經を鷹所へ出され、別當親王、大臣連署して之を天下に發布せられ、宇多醍醐の二天皇また之を嗜みて、禁裡の鳥の曹司に數十の鷹を連れ繋ぎ、また毎年坂東諸國より之を貢せしめらる、此時代には天皇の御鷹場を宇多、交野に定め、雜人の獵を禁す之を禁野といへり、なほ鷹を近衛次將隨身等に分ち、鳥の多き國に遣はして狩らしめらるる鷹の使と稱したりき、爾來放鷹の事は朝廷並に貴族間に好んで弄ばれ、天皇が野に出でて之を試み給ふは野行幸と稱したり、また馬上放鷹の事は雄略天皇の野行幸に始まると嵯峨野物語に見えたり、書紀に載せざれば明かならず、されど鷹經に、鷹を放つのは、野に

タカガ

馬を停め、目を以て鷹を送ると見え、今昔物語に、鷹飼は馬を令走て來るなどあるを考ふれば、當時馬上にて放鷹したるを知るべし、なほ定家卿鷹三百首註に、關東にては、馬にて鷹を使ふとあれば、鎌倉時代には、西國地方には其事中絶せしならんか、而して平安朝の末年以後は、武門に於ても盛んに之を弄び、單に遊戯としてのみならず、また之を以て尙武の方法と考ふるに足れり、江戸時代に及びても、また主として士人間に流行し、幕府にては年中行事として鷹狩あり、將軍が歳首に放鷹を試みるをいふ、なほ此外にも將軍自ら時に郊外に出で、放鷹を行ふ、五代將軍綱吉の時、生類愛護の禁と共に此事自ら停廢したりしが、八代將軍吉宗に至りて更に之を再興したり、また鶴御成と稱し、特に鶴を捕ふる爲に鷹を放つことあり、並に其得る所を以て、三家以下に賜ふ事恒例たり、明治維新の後、此事全く衰へ、只僅に宮内省に飼養する所のもの數羽新宿御苑にありて、時に之を放つるのみ、なほ放鷹に關する制度の一斑は、鷹の條に擧げられたれば、就きて見るべし。
(按ずるに、放鷹術の進歩は、一條天皇の時出羽守源齊賴に始まる、即ち十八の秘事、三十四の口傳、皆當時に具はれり、其後藤原基綱弓馬鷹犬を好み、其孫基家に至り、馬藝鷹生小弓等を以て家業とせり、これ持明院家が鷹を業とする始め也、攝政太政大臣家鷹三百首序に、鷹の四家とあるは、二條、九條、西園寺、持明院の四家をいへり、この外尾張小笠原兵庫、美濃土岐善忠、信濃藤津神平、福津松嶋軒、屋代越中守秀政等各々鷹を業とし、其飼養放鷹に妙を得たれども、其數多く齊賴の口傳を相承するのみ、大體鷹飼酒君が百舌野に捕ふたるは、小鷹なりしか、大鷹なりしか詳かならず、鷹飼鷹を使ふ事、弘仁以前既に起り、また大伴

タカガ

家持が越中國にて大鷹を使ひ仁明天皇は小鷹を愛せられ、神泉苑小栗栖等に幸して、多く鶴雉を使はれ、醍醐天皇の時には、大鷹を用ひられしと見え、白兒鷹などあり、是よりして、人々好む所に從つて各種の鷹を用ひ、種々の名群稱に載せたり、即ち巢鷹、羅鷹、大鷹、小鷹、鷄鷹等其鷹を用ひて狩するをいふ、鳴鳥狩、西園寺家鷹百首に「雄の鳴くを野山にてよくきき、すまして、鈴のこゝいふものを、鈴にさして鈴のならぬ様にして、鷹をすへりて、狩りだし合するなり、聞すへりとも申すなり、ねどりがりと早朝に伏したる鳥を狩るなり、鳴鳥狩の時をいはざるなり」と見え、屋代秀政鷹書に「ないとり狩は、五時までの事にて候、ないとりは、なほ心なり、また鳥よはき故によりて、ないとも心得べし、はるより外にはいはざる事なり」とあるにて明かなり、また鳴鳥合といふ、關居鳥、西園寺家鷹百首には、鳴鳥狩と同じといへども、屋代秀政鷹書には「明日の狩に、今晚より鳥のあり所を聞き定めおきて、其野に出づるをいふなり」とあり、追鳥狩、春時雄を狩りするをいふ(ナヒトリガリ) 參看、朝とかり、朝四ツ以前、鳴鳥狩に限り行ふ鷹狩にて、あしたとかりする意なり、夕とがり、夕にする鷹狩にて、セツよりくれまでなり、はつと狩、年の始に使ひ始むるをいふなり、又其年に初めて鷹を使ふをいふなり、又果鷹などを、始めて野へ出すをいふ、定家卿鷹百首に「初鷹といふ心歎となり、猶尋ねべし」と見え、日次の狩、小倉問答に「内裏へ鷹を日々に上たてまつるかりなり」とあり、日つぎの狩、同書に「天子の御位をつぎ、はじめの御狩を申すなり」とあり(裝束) 王朝時代には、野裝束と鷹飼裝束とあり、野裝束とは、野行幸の時、鷹飼ならぬ供奉の諸臣の服なり、大臣卿相各々同じからず、鷹飼

タカガ

發束とは、錦帽子、地摺布衣、白布帶、垂腰巾、後腰、熊行籠、飯袋、紅掛、烏頭大刀を具備せり、但近衛國身は左右にて色目異なり、また鷹狩の時公私にても、巻腰冠、地摺布衣、飯袋を付たり、なほ公の狩には、大鷹は水干、小鷹は萩の狩衣かけて使ふといへり、平安朝の末年には貴族は何にても秩あきたるものならば、とち合せてくくり用ふ、直垂など爾かなり、下々の鷹飼は帽子行籠飯袋掛ばかりなりき、鎌倉時代には、櫻井五郎の、直垂に飯袋計裝ひたること吾妻鏡にあれば、古への如く備具せざりしことを見るべし、それより以後にありては區々にして別に説明を要することなし、タカガ參看(書紀、定家卿鷹三百首、屋代越中守鷹書、小倉問答、西園寺鷹百首、和漢三才圖會、殿居書、幕朝年中行事歌合、古今要覽稿)

タカガ

○清秀 正次 正成 正弘 正盛 正豐

タカガ

○長良 清經 元名 文範 爲雅 中清

タカキノコホリ

高城郡 所出 薩摩國

起原 始めて延喜式に見えたり。沿里(和名抄に、合志(カハシ)飽多、豐木、宇土、新田、託萬(タクマ)等の郷あり、後世東境を割て伊佐郡と稱し又東郷の地を薩摩郡に併す、郡名考、タカキノコホリと稱し以後之に従ふ、明治廿九年薩摩郡に編入す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

タカケサノコホリ

高草郡 所出 因幡國

起原 書紀光仁天皇寶龜二年二月に始めて見えたり。沿里(和名抄に、神戶、委文(シトリ)味野、古海、能美、布勢、野坂、刑部等の郷あり、後ち氣多郡の東北隅末常保の地を併す、壇桑抄、竹草と書し、古圖寛知集以後高草に復す、今之に従ふ、明治廿九年氣多郡と合して氣高郡と稱す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

タカクノコホリ

高來郡 所出 肥前國

起原 景行天皇の十八年六月の條に始めて見ゆ。沿里(和名抄に、山田、新居(ニヒキ)神代、野鳥等の郷あり、明治十三年之を南北二郡に分ち、北高來南高來となす(郡名異同一覽、國郡沿革考)

タカクラウチ

高倉氏 姓は藤原、閑院冬嗣の一男枇杷權中納言長良より出づ、長良十八世の孫永季高倉に居住す、依て氏とす、參議從二位に至り、明德三年薨す、有職放實の家にて、江戸時代には山科家と共に御裝束の事を沙汰せり、子孫相繼ぎ明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる、一族に堀河樋口氏等あり(尊卑分脈、華族譜)

タカガ

○長良 清經 元名 文範 爲雅 中清

タカク

範水 貞綱 孝清 範孝 宗隆 實隆
 範昌 永經 永賢 永忠 範賢 永孝
 永行 永藤 永豊 永繼 永康 永家
 永相 永孝 永慶 永敦 永俊 永重
 永福 永房 永秀 永範 永雅 永胤
 水結 永則

タカクラテンワウ

高倉天皇

名號

名は憲仁、後白河天皇の第七皇子、御母は平時信の女建春門院滋子、第八十代の天皇。元永元年十二月立親王、仁安元年十月六條天皇の皇太子となり、三年二月受禪、三月位に即く、後白河法皇院中に在りて政を聽く事舊の如し、此の時に當り平清盛の威勢旭日の如く、法皇と雖も其牽制を免れざりしかば、天皇に至りては只虚位を擁し給ふに過ぎざりき、治承元年七月清盛の子重盛薨するや、法皇は關白藤原基房と謀り、其所領たる越前國の莊園を沒收し、而も清盛に讓する所なきのみならず、清盛が其婿藤原基通を推舉する所ありしも、法皇は之を裁可せざりしを以て、清盛大に怒り、兵を擁して參内し、天皇に強請して基房の關白を停め、基通を内大臣關白に任補し、且法皇を鳥羽殿に幽し奉る、天皇深く之を憂ひ、且朝威振はすして朝野多事なるを慨し、同四年二月遂に位を安徳天皇に讓る、即ち中宮平德子清盛の女)の生む所なり、幾干もなくして積憂疾を爲し、養和元年正月、平賴盛の六波羅邸に崩す、壽二十一年、京都市下京區清閑寺町の後清閑寺院に葬る、天皇賢明にして仁孝、温り色に形はれず、建春門院の崩するや、悲甚特に甚しく、寢膳を廢するに至る、は

タカクラドノ

高倉殿

山城國京都土御門

の南、高倉の西一町に遺跡あり、今は皇宮の内に係れり、扶桑略記に「延久五年九月十六日行幸入道大相國高倉亭云々」と見ゆ、大相國は藤原賴通なれば、當時此家が賴家の邸宅なりしを知るべし、續世繼に(長曆二年)「こぞよりいつしかたならずならせ給ひて、霜月十三日に左のおとどの、高倉殿にいでさせ給へりしが、つぎの年四月一日女御子みたまつらせ給ふ云々」また百鍊抄に、應保二年閏三月廿八日、遷御新造里内、本御座關白第、號高倉殿とあり、この新造里内は、東洞院殿を指すものなり(山城名勝志、平安通志)

タカクラノコホリ

高座郡

相模國

肥後國書紀天武天皇四年十月に始めて見ゆ、肥後國書紀高倉に作り、延喜式高座に作る、和名抄に、美濃伊參(イサマ)有鹿、深見、高倉、酒堤、寒川、鹽田、藤家、二寶、岡木、土甘、トカミ、河會(カハヒ)大庭等の郷あり、郡名考「カサザ」と稱し、明治沿革高座に作り、地誌要略高座に改め、カサザ、カクラノコホリに唱

タカク

じめ學を清原賴業に受け、才藻英發す、治承中侍臣を清涼殿に宴し、天皇詩を賦す、世傳へて之を稱す、また音楽を善くし、笛を藤原實國に學び、特に其妙を極む、天皇の幼時楓樹を獻するものあり、帝之を切愛し、藤原信成に命じて守らしめしに、一日仕丁等、信成の不在に乗じ、枝を斫りて薪となし以て酒を煖む、既にして信成歸り大に驚き、仕丁を縛し狀を具して罪を闕下に俟つ、天皇從容として曰く、唐詩云ふあり、林間候酒燒紅葉、と、誰か仕丁に、この風流を作すを教へたるやと、復た問ふ所なし、其寬惠なる概れ此の如し(皇風紹運録、大日本史、陵墓一覽)

タカク

ふ、郡區編制の際又之を高座に作る、今之に従ふ郡名異同一覽、國郡沿革考)

タカクラノミヤ

高倉宮

以仁王(モナヒト)

タカサキシヤウ

高崎城

上野國群

馬郡高崎市〇と和田城と稱す、肥後國書紀建詳かならず、和田氏世々此に居す、天文の頃和田右兵衛大夫といふ者あり、上杉氏に屬し、永祿の頃武田氏に屬す、永祿八年上杉謙信に圍まれし事あり、既にして、織田信長、武田氏を亡ぼし瀧川一益に關東を管領せしむるに及び、厩橋の屬城となれり、本能寺の變後、一益尾張に歸り、城遂に北條氏の有に歸す、天正十八年小田原役に城陷り、和田氏改易せらる、徳川家康封を關東に移し、箕輪城を井伊直政に與ふるや當城之に隸す、慶長三年箕輪を廢し高崎を居城とす、同五年酒井宗次、元和元年安藤重信等相繼ぎて此地に治し、元祿八年松平輝貞(大河内)を封じてより、子孫繼ぎて明治維新に至り、今は兵營となる(上野國誌、上野名跡志、徳川加除封祿、明治政覽)

タカサゴシヤウグン

高砂將軍

酒井忠

タカシコ

竹尻籠

竹にて作りし籠を云ふ、

タカシマシウハン

高島秋帆

名號幼

名料之丞、通稱四郎大夫、後喜平と改む、實名は茂數、字は子厚、また舞臣といふ、秋帆と號す、肥後國那兵衛某の嫡子、肥後國寛政十年長崎に生る、其家世世長崎町年寄に任じ、長崎御殿砲方を兼ね、長崎奉行直轄の砲臺を掌り、且つ唐國貿易を管理せるが上

タカシ

に、戰國以來土著の舊家たるを以て、苗字帯刀を許され、將軍に拜謁を得、頗る權勢あるのみならず、富巨萬を重たり、十七歳の時父の後を續ぎ、町年寄となり鐵砲方を兼ね、文化元年長崎會所調役に昇進したり、文政八年二月幕府外船打拂の令を布くや、秋帆は、我國現在の軍備にては、打拂の事行はるべきにあらず、且朝威振はすして朝野多事なるを慨し、同四年二月遂に位を安徳天皇に讓る、即ち中宮平德子清盛の女)の生む所なり、幾干もなくして積憂疾を爲し、養和元年正月、平賴盛の六波羅邸に崩す、壽二十一年、京都市下京區清閑寺町の後清閑寺院に葬る、天皇賢明にして仁孝、温り色に形はれず、建春門院の崩するや、悲甚特に甚しく、寢膳を廢するに至る、は

タカシ

せられ、一代名將、七人共將を統る、五月武藏國大原にて其技を試みたりしが、其門人の兵士は、皆黒塗鎧圓形の小陣笠を冠り、黒筒袖の半纏、黒股引、縮足袋、草鞋にて、帯の上を手綱にて締め、脇差一本を差し、彈藥入と、銃剣袋を代帯にて腰に付け、秋帆と其子淺五郎とは司令官にて黒の筒袖羽織、黒の太刀附を著て雙刀を挿みたり、かくて大砲發射、銃陣演習を行ふ越えて七月秋帆に命じて、其砲術を幕士に教授せしめしが、此時江川太郎左衛門英龍も、門人となりしを以て、悉く秘傳を授けて長崎に歸る、當時秋帆は其砲術を西洋流と唱へしが、幕府は之を高島流と改稱せしめたり、秋帆既に長崎に歸るの後、幕士以外者の者に教授の許可を得たりしかば、長崎の士人、九州諸藩の士等門に入りて業を學ぶもの頗る多く、名聲藉甚たり、此時江戶町奉行島居忠雄は、水野忠邦の腹臣にして、外國の文物を惜みしが、本庄茂平治の諫により忠邦に説き、秋帆を江戶に召して獄に投じたりしが、有司の中異論ありて久しく決せざるに當たりしが、忠邦忠離共に其職を免ぜられしも、秋帆はなほ俗論の陷る所となり、中追放となり、安部虎之助も永預げを命ぜられたり、是より先江川英龍は秋帆を救げんとしたれども、其功なかりしが、嘉永六年米穀浦賀に入津するに及び、海防の必要は、幕府の認むる所となれるを以て、英龍は之を機として奔走したる結果、同年八月遂に赦免せられて英龍に預けられしかば、英龍は師禮を以て厚く之を遇せり、秋帆は幽四十年の間に砲術並に練兵の進歩甚しきに驚き、英龍及び其門人に就きて常に之を學びたり、此月再び召し出されて富士見寶藏番格となりて百俵を賜ひ、鐵砲方江川英龍に屬して砲術教授方を勤むべく命ぜらる、此時に當り和親の論天下に喧しく、幕府ま

タカシ

た方面に迷ふの概あり、秋帆大に驚り、和親の論なる事、兵器戰術の改良の急務なる事、通商貿易の權利民福ありて害なき事の意見書を老中阿部正弘に呈したり、蓋し幕府の米國と和親に決したるが如き、秋帆の建議謀りて力ありといへり、安政二年講武所の設けらる、や、五月砲術師範役となりて、小十人格に昇り、文久三年具足奉行格となる、是より先情誼最厚かりし江川英龍卒し、尋て知遇を蒙りたる阿部正弘薨じたるを以て、秋帆は漸く世を厭ひ、且つ後進の進路を開かんとして、退隱の志ありしと雖も、常に門人の諫止によりて停りしが、慶應二年正月十四日卒す、年六十九、江戶駒込東片町大圓寺に葬る(高島秋帆)

タカシマノコホリ

高島郡

近江國

タカシマノコホリ

高島郡

近江國

肥後國書紀天武天皇紀に見えたり、治承和名抄に神戶、三尾、高島、角野、木津(コツ)桑原、善積、ヨシツ

タカシ

ミ川上、大處、新結(トモヒ)等の郷あり、以後變更する所なし(郡名異同一覽、國郡沿革考)

タカシヤウ

鷹匠 鷹匠頭は、慶長十二年始めて一員を置き、間宮左衛門を以て之に補したりしが、五代將軍綱吉の時、生物愛憐の令を出し及び、天和三年三月之を廢したり、然るに八代將軍吉宗の時享保元年八月二員を置き、後増して五員となる、内三人は月田氏、二人は内山氏より補し、並びに世襲たり、鷹匠組頭は享保元年十一月始めて一員を置き、千駄木雜司ヶ谷の兩組を兼帶したりしが、元文三年十一月四員となり、二人づゝ、兩組に分つ、鷹匠目付、享保三年六月はじめて之を置き、二人づゝ、兩組に分つこと組頭のごとし、鷹匠は古くよりありしが、天和三年一旦廢せられしも、享保元年再置せらる、而して目付は元文三年十一月に、其他は慶應二年に之を廢したり(東徴、徳川實紀、明良帶録、武鑑、官制沿革略史、古事類苑官位部)

タカシヤウ

陸前國宮城郡多賀村大字市川村に舊址あり、本丸の地は方百間餘、平地にて四圍に土壘存し、中央に芝生あり、村人、之を御座の間跡と云

多賀城

鎮守府、陸奥國府の在りし所なり(陸前國宮城郡多賀村大字市川村に舊址あり、本丸の地は方百間餘、平地にて四圍に土壘存し、中央に芝生あり、村人、之を御座の間跡と云)

タカシ

ふ、處々に直徑二尺乃至四五尺の自然石の礎あり、礎石の残れる所は最も高く、樞か間を望むべし、總外廓は六七町四方許あり、四圍の土壘斷續して存し、堀跡歴然たり、碑は鹽竈街道の南に在り(陸前國宮城郡多賀村大字市川村に舊址あり、本丸の地は方百間餘、平地にて四圍に土壘存し、中央に芝生あり、村人、之を御座の間跡と云)

多賀城は、永く荒廢するに至れり(多賀國府所在考) 多賀村大字市川多賀城址に在り、碑の高さ六尺一寸五分、幅三尺三寸餘、石體三稜、圍九尺七寸五分、欄内長四尺五寸、幅二尺六寸五分、碑文は左の如し、

- 多賀城 去京一千五百里
- 去蝦夷國界一百廿里
- 去常陸國界四百廿二里
- 去下野國界二百七十四里
- 去鞆國國界三千三千里

此城神龜元年歲次甲子按察使兼鎮守將軍從四位上勳四等大野朝臣東人之所置也天平寶字六年歲次壬寅參議東海東山節度使從四位上仁部省卿兼按察使鎮守將軍藤原惠美朝臣朝陽修造也 天平寶字六年十二月一日

タカシ

鎮守府、陸奥國府の在りし所なり(陸前國宮城郡多賀村大字市川村に舊址あり、本丸の地は方百間餘、平地にて四圍に土壘存し、中央に芝生あり、村人、之を御座の間跡と云)

タカシ

從四位上とすは、故に國史と述べて、傳を傳ふるの手段なるべし、又里數も常陸國界四百廿二里とあるは、山道の里數なり、古來常陸より陸奥に通ずれば、海道山道の兩道ありて、常陸風土記續後紀によれば、和銅年間より弘仁二年迄は海道を、其以後は山道を官道としたれば、本碑建設年代には海道の里程(二百九十二里)を記すべきに、後世の山道を撰びしは、常陸風土記續後紀と合はず、是れ本碑の偽造となす第一要點なり、其字體も本朝の古風を模すと雖も、仍ほ晉唐法帖の態を存し、我が奈良朝時代の書なる、元明御陵及び那須碑の字體と比較するも眞偽自ら判然なり、而して其碑文の體裁は、續紀天平勝寶六年二月の條に見えし兩島木碑に模して造りしものなるべし、而して此碑は偽造するは、考證に長じ書法に遠きものならずは、爲し得ざる所なり、蓋し思ふに、佐久間洞窟は天寶強記にして宏覽博識、考證に長じ、筆札に妙なり、時の國主綱村、才學優にして古を好み洞窟に命じて奥羽の古區名勝を歴證せしめ、聞老志の著あり、又末の松山の名跡を仙臺城下に引付たるも、綱村の時なりと傳へたれば、此碑は洞窟の偽作にして、綱村之に預りしなるべし、陸奥殘篇風土記に、末の松山坪碑を並記し、文祿清談に石文の一條を挿入せしも同時の事にて、此の碑を實にせんと目的なるべしと論ぜられたり、大槻博士は之を難じて、碑の事は新井白石の同文通考に、萬治寛文の間に發見せしとしたりを最も古しとす、土人は夙より此碑を知れり、然れども何碑なるを知らず、京都の人田邊喜右衛門仙臺の儒籍に載せられて、仙臺へ下りしは延寶五年なり、此人嘗て總國風土記を見て知れりとて、此碑を見て直に鎮守府の門碑と鑒せり、又仙臺領古城書立之覺(延寶年中の書立)にも此碑の事を記

タカシ

二郡、募集百姓、足二兵於國府、設防禦於東西、誠是備預不虞、推錄萬里、者也とあるによりて、國府は岩切に移れりとせり、多賀國府所在地考は博く諸書を徴して、多賀城と断定せり、今之に従ふ、元弘三年鎌倉幕府亡びて、建武中興となるや、陸奥大守義貞親王、鎮守大將軍北畠顯家、奥羽鎮撫として下向するや、多賀城を治所とし、奥州武評定衆、引付、政所執事、評定奉行、寺社奉行、安堵奉行、侍所等を置きたり、延元二年正月、賊兵國府を攻めて、義貞親王顯家等伊達郡靈山城に移るや、賊將石塔義房以下相繼ぎて、國府に居せり、正平六年伊達田村諸氏國府を復せしも、明年また吉良貞家に奪はれたり、其後は足利氏の族大崎氏奥州探題として、加美郡に居を改めたるを以て、多賀城は永く荒廢するに至れり(多賀國府所在考)

タカシ

陸前國宮城郡多賀村大字市川村に舊址あり、本丸の地は方百間餘、平地にて四圍に土壘存し、中央に芝生あり、村人、之を御座の間跡と云

タカチ

タカチノコホリ 高田郡 安藝國 延喜式に始めて見えたり...

タカチノコホリ 田方郡 伊豆國 天武天皇の九年七月駿河國の二郡を割て伊豆國を立ちし時置きしものなるべし...

高田派 高田吉次の創めたる槍術の流派...

高千穂宮 彦火々出見尊より神武天皇に至るまで三代の皇居なり...

彦火々出見尊 (アマツヒコホノニギノミコト) 彦火々出見尊より神武天皇に至るまで三代の皇居なり...

彦火々出見尊 (アマツヒコホノニギノミコト) 彦火々出見尊より神武天皇に至るまで三代の皇居なり...

彦火々出見尊 (アマツヒコホノニギノミコト) 彦火々出見尊より神武天皇に至るまで三代の皇居なり...

彦火々出見尊 (アマツヒコホノニギノミコト) 彦火々出見尊より神武天皇に至るまで三代の皇居なり...

彦火々出見尊 (アマツヒコホノニギノミコト) 彦火々出見尊より神武天皇に至るまで三代の皇居なり...

彦火々出見尊 (アマツヒコホノニギノミコト) 彦火々出見尊より神武天皇に至るまで三代の皇居なり...

彦火々出見尊 (アマツヒコホノニギノミコト) 彦火々出見尊より神武天皇に至るまで三代の皇居なり...

彦火々出見尊 (アマツヒコホノニギノミコト) 彦火々出見尊より神武天皇に至るまで三代の皇居なり...

彦火々出見尊 (アマツヒコホノニギノミコト) 彦火々出見尊より神武天皇に至るまで三代の皇居なり...

彦火々出見尊 (アマツヒコホノニギノミコト) 彦火々出見尊より神武天皇に至るまで三代の皇居なり...

彦火々出見尊 (アマツヒコホノニギノミコト) 彦火々出見尊より神武天皇に至るまで三代の皇居なり...

彦火々出見尊 (アマツヒコホノニギノミコト) 彦火々出見尊より神武天皇に至るまで三代の皇居なり...

彦火々出見尊 (アマツヒコホノニギノミコト) 彦火々出見尊より神武天皇に至るまで三代の皇居なり...

彦火々出見尊 (アマツヒコホノニギノミコト) 彦火々出見尊より神武天皇に至るまで三代の皇居なり...

彦火々出見尊 (アマツヒコホノニギノミコト) 彦火々出見尊より神武天皇に至るまで三代の皇居なり...

彦火々出見尊 (アマツヒコホノニギノミコト) 彦火々出見尊より神武天皇に至るまで三代の皇居なり...

彦火々出見尊 (アマツヒコホノニギノミコト) 彦火々出見尊より神武天皇に至るまで三代の皇居なり...

彦火々出見尊 (アマツヒコホノニギノミコト) 彦火々出見尊より神武天皇に至るまで三代の皇居なり...

彦火々出見尊 (アマツヒコホノニギノミコト) 彦火々出見尊より神武天皇に至るまで三代の皇居なり...

彦火々出見尊 (アマツヒコホノニギノミコト) 彦火々出見尊より神武天皇に至るまで三代の皇居なり...

彦火々出見尊 (アマツヒコホノニギノミコト) 彦火々出見尊より神武天皇に至るまで三代の皇居なり...

タカチ

して大志あり、嘗て一週船商の舟夫となりしが、人に備はるゝを所しとせず...

白となる、五福家の一たり、子孫相傳に傳政嗣白となり、明治に至り華族に列し...

冬家 房平 政平 兼輔 忠冬 信房 信尚 教平 房輔 兼照 房照 尚輔 兼輝 輔平 政照 政通 輔照 輔政

タカツカサカネスケ 鷹司兼輔 法音院と號す、法名貞寛...

タカツカサカネタタ 鷹司兼忠 歡喜園院入道前攝政と號す...

タカツカサカネヒラ 鷹司兼平 稱念院入道前關白と號す...

タカツカサカネヒラ 鷹司兼平 稱念院入道前關白と號す...

タカツカサカネヒラ 鷹司兼平 稱念院入道前關白と號す...

タカツカサカネヒラ 鷹司兼平 稱念院入道前關白と號す...

タカツカサカネヒラ 鷹司兼平 稱念院入道前關白と號す...

タカツカサカネヒラ 鷹司兼平 稱念院入道前關白と號す...

タカツカサカネヒラ 鷹司兼平 稱念院入道前關白と號す...

タカツカサカネヒラ 鷹司兼平 稱念院入道前關白と號す...

タカツカサカネヒラ 鷹司兼平 稱念院入道前關白と號す...

タカツカサカネヒラ 鷹司兼平 稱念院入道前關白と號す...

タカツカサカネヒラ 鷹司兼平 稱念院入道前關白と號す...

タカツカサカネヒラ 鷹司兼平 稱念院入道前關白と號す...

タカツカサカネヒラ 鷹司兼平 稱念院入道前關白と號す...

タカツカサカネヒラ 鷹司兼平 稱念院入道前關白と號す...

タカツカサカネヒラ 鷹司兼平 稱念院入道前關白と號す...

タカツカサカネヒラ 鷹司兼平 稱念院入道前關白と號す...

タカツカサカネヒラ 鷹司兼平 稱念院入道前關白と號す...

タカツカサカネヒラ 鷹司兼平 稱念院入道前關白と號す...

タカツカサカネヒラ 鷹司兼平 稱念院入道前關白と號す...

タカツカサカネヒラ 鷹司兼平 稱念院入道前關白と號す...

タカチ

史との間に周旋する事頗る勉め、兩國の意志や、疏通する處あり...

タカチノコホリ 高千穂峰 天孫瓊々岐尊の始めて高天原より降臨せる處にして...

タカツカサカネヒロ 鷹司兼照 心空華院と號す...

タカツカサカネヒロ 鷹司兼照 心空華院と號す...

タカツカサカネヒロ 鷹司兼照 心空華院と號す...

タカツカサカネヒロ 鷹司兼照 心空華院と號す...

タカツカサカネヒロ 鷹司兼照 心空華院と號す...

タカツカサカネヒロ 鷹司兼照 心空華院と號す...

タカツカサカネヒロ 鷹司兼照 心空華院と號す...

タカツカサカネヒロ 鷹司兼照 心空華院と號す...

タカツカサカネヒロ 鷹司兼照 心空華院と號す...

タカツカサカネヒロ 鷹司兼照 心空華院と號す...

タカツカサカネヒロ 鷹司兼照 心空華院と號す...

タカツカサカネヒロ 鷹司兼照 心空華院と號す...

タカツカサカネヒロ 鷹司兼照 心空華院と號す...

タカツカサカネヒロ 鷹司兼照 心空華院と號す...

タカツカサカネヒロ 鷹司兼照 心空華院と號す...

タカツカサカネヒロ 鷹司兼照 心空華院と號す...

タカツカサカネヒロ 鷹司兼照 心空華院と號す...

タカツカサカネヒロ 鷹司兼照 心空華院と號す...

タカツカサカネヒロ 鷹司兼照 心空華院と號す...

タカツカサカネヒロ 鷹司兼照 心空華院と號す...

タカツカサカネヒロ 鷹司兼照 心空華院と號す...

タカツカサカネヒロ 鷹司兼照 心空華院と號す...

タカツカサカネヒロ 鷹司兼照 心空華院と號す...

タカマ

高てふ言を添て高天原とは、此國土より云ふことなりしとあるに其意義を知るべし。○按ずるに、高天原の史に見えたるは、古事記に「天地初發之時、於高天原一成神名、天御中主神云々」とあるを初めとす。蓋し我國の創世記は皆高天原における出来事に係り天孫瓊杵尊が九州に降臨ありしより以來、始めて現在の國土に、我大和民族の建國事業は成立せるものとす。是より先素戔嗚尊大國主尊其他の降臨の事あり。○高天原は今日の何地に當れるかは、古來より議論のある處なれども未だ定説を見ず、(一)大和國高市郡となすもの、山崎闇齋(風水草管窺)谷重遠、(神代卷鹽土傳)吉見幸和(國學辨疑)河村秀根(書紀通釋)伊勢貞丈(神道獨語)等之を主唱し、論據とする處は紀伊神代卷に見えたる天香山、天高市と同稱の高市郡及び天香山の同國にあるによるなり、(二)常陸國多珂郡となすもの、新井白石之を唱ふ、其據る處は古史通に「高の字讀んで多珂といふは、古にいふ處の高國(舊事記に見えし處あり)多珂國(常陸國風土記に)即今の常陸國多珂郡の地是なり、天の字古事記に讀んで阿麻といふと註しき、上古の俗に阿麻といひしは海也、阿毎といひしは天なり、天亦稱して阿麻といふは、其語音の轉せしなり、原の字讀んで播羅といふ、上古の俗に播羅といひしは上なり、されば古語に多珂阿麻能播羅といひしは、多珂海上之地といふがごとし」とあるにて知るべし、(三)朝鮮となすもの、藤井貞幹(衝口發)横山由清之を唱ふ、前者は神祇の名は、大抵朝鮮の官名にして、古語また朝鮮語と同じきもの多きを證とし、後者は明かに之を書さるも隱に韓土たるの意を示したり、其説は食貨志略、歷朝政治沿革史に在り、就きて見るべし、(四)伊勢國と爲すもの、久米邦武氏之を唱ふ(大日本時

タカマ

代史)これ地理上よりの觀察によれるなり、(五)吳國と爲すもの、林羅山之を唱ふ(羅山文集)魏志倭人傳に、倭人を以て吳秦伯の後に記したるに因襲せるなり、(六)バビロンと爲すもの、ケンブル之を唱ふ(坪井信道氏譯日本誌)言語相似たる處あるの故を以てなり(七)馬來半島と爲すもの、ドエニイツ之を唱ふ、家屋及び風俗の相似たる處あるの故を以てなり、此外なほアツカド(トルキスマンの西南、後の名をカルアン)といひしが、其國早く亡びたり)ヘブリュー、滿洲等に當てたるものあり、按ずるに、以上の諸説皆明確を缺き、殊に海外説の各論に至りては未だ史家をして首肯せしむべき論據を有せず、要するに高天原が何地なるかは、史學、言語學、人類學、考古學、醫學、神話學の比較研究を俟てはじめて決すべき大問題なり。○高天原に関する諸説を集めたるものは、日本歴史評林、日本人種新論、雜誌史談等により、參看すべし。

タカマツ井

高松院 名譽 妹子内親王、法名實相覺、鳥羽天皇の第六皇女、母は美福門院。二條天皇の中宮、永治元年十一月誕生、仁平四年八月内親王と爲り、久壽三年三月東宮に入り、尋で女御となり、保元二年正月准三后、同四年二月中宮と爲る、永曆元年八月尼と爲り、應保二年二月院號、安元二年六月十三日崩す、年三十六(女院小傳、女院記)

タカマツウチ

高松氏 姓は藤原、三條四右大臣從一位實條の二男(一)三男實成を祖とす、其孫實隆武者小路家を相續し、于重季に至り始めて高松を氏とす、參議正三位に至る、閑院家の一、子孫相繼ぎ明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(諸家知譜記、華族譜)

タカマ

○重季 實逸 季胤 公祐 季實 保實 公雄 實村

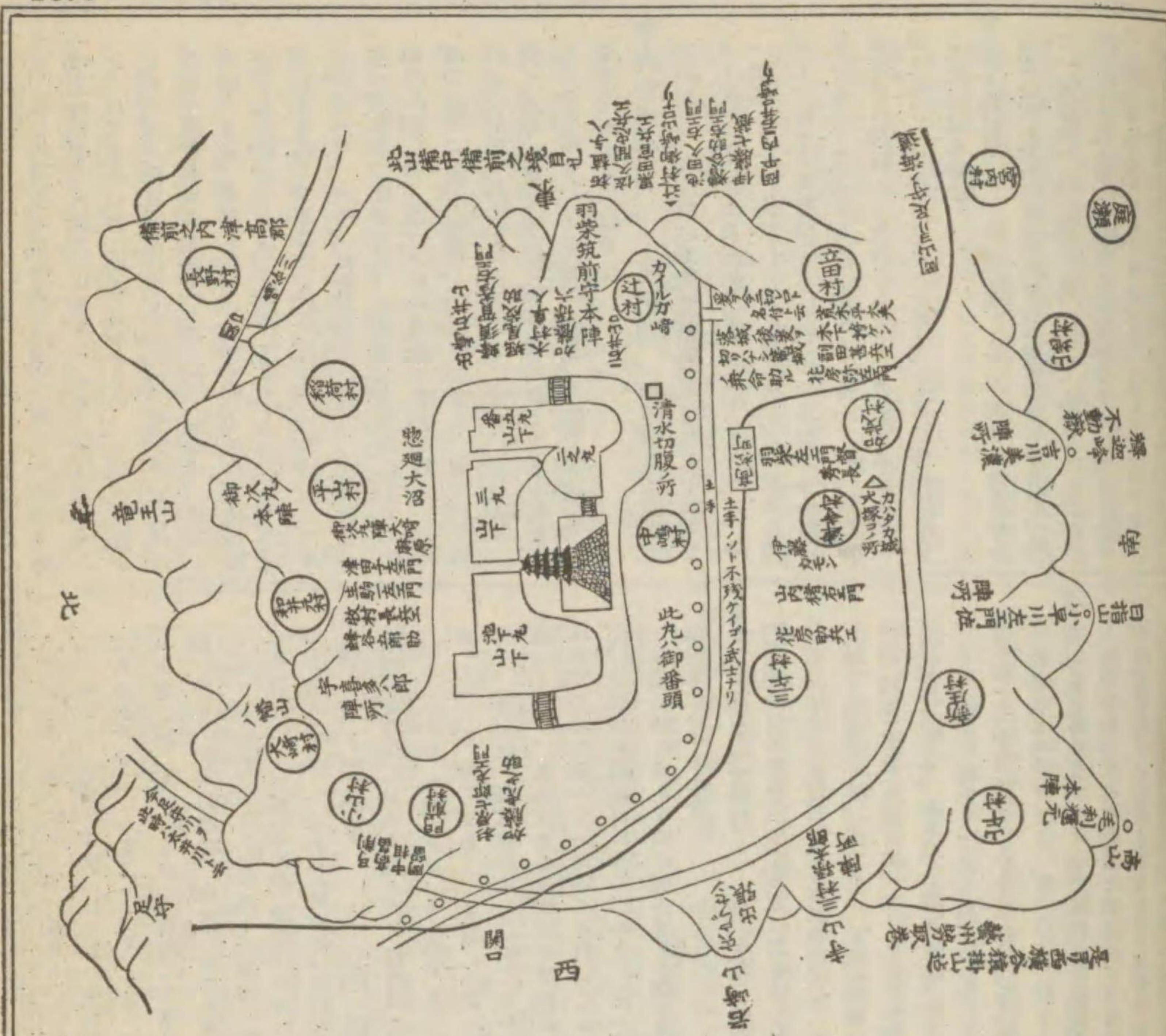
タカマツジャウ

高松城 所屬 讚岐國高松市の北部、天正十八年生駒近規本國に封ぜられ、引田城に入る、其東に偏するを以て宇多津城に移る、又西に偏するを以て更に當城を築き高松城と號す。近規の孫高俊、寛永十七年出羽に遷され、同十九年水戸頼房の子頼重十二萬石に封ぜられ入部し、當城を修造す、子孫傳へて明治維新に至る、今尙其樓閣壁壘を存す(全讀史、たかまつ、明治政覽)

タカマツジャウノミツゼ

高松城水攻 高松城は備中國賀陽郡高松村に在りて、岡山市を去る西方三里餘なり、其東北に立田、鼓、龍王の連山を控へ、西南に足守川を帯び、城の周圍三方は沼澤にして僅に細徑を通じ、壁濠また廣深なり。○織田信長中國經略の策を決し、豊臣秀吉等に命じて山陽山陰の地を侵さしむるや、頼りに、上月、三水、鳥取の諸城を屠り、至る處毛利輝元の軍と衝突したりしが、天正十年更に大舉して西下せんとし、秀吉を以て先鋒と爲したり、是に於て秀吉は、播、因、但三國の兵を率へ、三月十五日播磨姫路を發して備中に入り、まづ宮地冠山の二城を陥れ、五月高松城を圍む。○城將清水宗治五千餘の兵を以て籠城し、且つ急を毛利氏に報じて救を請ひ、殊死して能く防ぎしがゆゑに、容易く陥ることを得ず、秀吉即ち附近の形勢地理を熟視し、徒らに力攻せば兵を損ずること多きを思考し、寧ろ河流と時季とを利用して水を灌ぐの有利なるを悟り、意を長圍に決し、まづ附近の村落を焼き、五月五日陣を蛙ヶ鼻に移し、巨堤を築きて足守川を堰き、水を城に灌ぐ、是に於て新

タカマ



(集覽掛圖編料史)藏所氏彦吉本塚前備

タカマ

堀より山麓に至る、面積約百八十八町歩の地、増したる大湖沼に變じ、梅雨また之を助けて水量を増し、六月二日に至りては、城の水に浸されざるは、僅かに數尺に過ぎざるに至り、此の如くにして長堤既に成るや、堤上に橋を植ゑ堤外に廠舎を作り、數町を距る毎に哨所を置き、晝は旌旗を連れ、夜は篝火を多くし、巡邏守備頃刻も怠るなく、以て城兵の夜襲と脱出とを防ぐ、既にして急報の毛利氏に達するや、吉川元春、小早川隆景の二將、大凡三萬有餘の兵を率へて、五月二十一日岩崎山、目差山に到着し、諸隊を分ちて天神山、寺山、服部山に屯せしめ、毛利輝元もまた本軍を率へ、吉田より猿掛山に到り、一部隊を幸山城に置く、秀吉即ち兵一萬を分ちて之に備ふ、兩軍の先頭相去る數町に過ぎずと雖も、此の間足守川の支流たる長真川の流ありて水勢小ならず、故を以て兩軍相持して戦はず、城兵頗る望を失ふ。○此の時に當り毛利氏は、其兵力の殆んど全部を擧げて來援したりと雖も、天候及び地理に制せられて、高松城の急を救ふ能はざるのみならず、織田信長、同信忠父子の親征また近きにあるを深知し、遂に(一)備中、備後、美作、因幡、伯耆を織田氏に割讓する事(二)高松城將清水宗治の生命を保全する事の二條件を提出し、安國寺惠瓊を使者として黒田孝高の陣に遣はし、秀吉に和議を求めたれども、秀吉は断然これを拒斥したり、惠瓊之を憂ひ、私に兩軍の間に奔走周旋し、また自ら城中に入りて、宗治に説くに義を以てす、宗治即ち四月二日書を秀吉に送り、屠腹して城中士民の生命を贖はん事を請ふ、秀吉義として之を允し、四日を以て自裁の期と爲す、既にして本能寺の變報三日夜半秀吉の陣中に達す、秀吉大に驚き、直ちに其素志を贖し、四日の朝惠瓊を招

タカマ

き、前日提議の端和を誦し、割地の幾分を譲歩し、山陰道は伯耆の八橋川、山陽道は、備中の河邊川を境とし、以て宗治の死に代ゆる事として、毛利氏に説か

タカミツデン

高松殿 山城國京都姉小路北、西洞院の東、高松殿、高松親王の第宅なりしが、後其女高松殿(道長の室明子)傳領す、小

タカミクラ

高御座 (一)天皇の就き給ふ御座を云ふ、高は尊稱、御即位、朝賀、蕃客朝参等の時

タカミ

三間四方許、東西北の三方に階あり、上に九尺許八角の玉座あり、玉座の中央には大鏡一面を懸く、屋根は

タカミヤノコホリ

高宮郡 所置安藝國延喜式に始めて見えたり、和名抄に刈田

タカヤスノコホリ

高安郡 所置河内國天智天皇紀六年十一月に高安城を築くこと見ゆ

タカヤタネヒコ

高屋種彦 名は知久、通稱彦四郎、柳卒種彦と號し、また愛倉軒、足齋

タカヤ

某の門に入りて漢畫を學び、後俳諧の古調を好み、又川柳が俳風を嗜みて秀吟多かりしといへり、小説の著作に従事せば、文化初年よりこのことにして、最初

タカヤノヤマノヘノミササキ

高屋山上 彦火々出見尊の御陵、大隅國松浦郡津邊村大字津に在り、光城方一町、延喜の制後戸を置かず、山

タカヤ

タカヤマナカフサ 高山長房 一に友祥といひ、右近將監と稱す、癡癡して南坊又等伯と號す、和和維政の弟、攝津高槻城に居る、資性剛勇にして、堅忍の節人に絶す、耶蘇教を崇信すること厚く、卓然として其徒の盟主となる、天

タカヤ

タカヤマサユキ 高山正之 名は字は仲繩、通稱を彦九郎といふ、長右衛門の子、世々上野國新田郡細谷村に居る、家業を業とするも、州の舊姓たるを以て苗字帯刀を許さる、正之

タカラ

本姓 後其寶井氏を稱す、幼名源助(或は源藏)醫者となるに及びて順哲と改む、畫名を善子、俳名を其角といひ、其他晋子、雷柱、涉川、蝶舍、善哉庵、狂雷堂、狂而堂、有竹居、六病庵、文合庵、寶晉齋等の號あり、法名喜覺居士、檀本東順の子、寛文元年七月十七日江戸に生る、幼より漢籍を服部寛齋に、醫を草刈某に、詩を大瀧和尙に學ぶ、はじめ父の業を繼ぎて醫となりしが、延寶の頃松尾色齋の門に入りて俳諧を學び、出藍の譽あり、名聲四方に高く、門下に遊ぶもの頗る多し、所謂蕉門十哲の一人なり、其

タカラ

其角

吟人口に膾炙せるもの夥ならず、嘗て元祿の頃、岩揚町薬師堂に住みしが、近隣に获生徂徠住めるを以て「梅が香や隣は获生徳右衛門」の句あり、また向島三國社に於て吟じたる「夕立や田を三圃の神ならば」といへる雨乞の句は、岩瀬京傳の考證によれば、元祿六年六月二十八日の事なりといへり、寶永四年二月二十三日、春暖閑庵に坐するとして「鶯の曉寒しきりん」の吟ありしが、尋で病に罹り、僅か七日にして歿す、年四十七、芝二本橋上行寺に葬る、其角また入木道を佐文山に學び、



中頃米元章により、後ち日蓮を慕ひて一家を成し、畫は英一蝶に學びたり、資性豪放を以て著はれ、俳諧の李青蓮と稱せらる、句兄弟、虛栗集、新山家雜談集、萩の露、若葉合、末若葉、俳諧錦繡、魚尾琴、たれか家、新二百詠、五元集、五元集拾遺、續五元集等數十部、(本朝文選、増補近世文人畫史、近世奇蹟考、扶

タカラ

桑本畫傳、其角全集、タカラノジンジャ、高良神社、「カハラノジンジャ」と訓む、同條を見よ、

タキウ

打毬、紅白の毬を競技場に投げ出し、互に我毬を抄ひ、且つ他組の動作を妨げ、多数の毬を毬門(毬を投ずる穴)に投じたる數によりて勝負を争ふ技をいふ、もとは只だ其數の多きものを勝ちとしたりしが、近來は五箇の毬を投じたる方を勝とすといへり、毬打ちの義、騎馬にて行ふと歩行にて行ふとの二種あり、なほ打毬とは別なり、日本紀にクエマリと訓じれば、今日の蹴鞠なり混同すべからず、(源流)支那より傳來したる遊技なりと雖も、何時代のことに係れるか詳ならず、萬葉集萬葉延、春日之山者、打毬、春去往跡、山下丹云々の歌の左註に、右神龜四年正月、數王子及諸臣子等集、春日野而作、打毬樂、其日忽天降雷雨、此時宮中無侍從及侍衛、勅行、利調、皆散、樂於授刀、而妾不、得、出、道路、予、時、愴、憤、即、作、新、歌、作者未詳、と見ゆ、今日の所謂打毬と打毬樂とは別なりと雖も、當時或は其濫觴たりしならんか、下りては、續日本紀に、承和元年五月戊午、御武德殿、令、四衛府馳、盡、種々、馬、藝、及、打、毬、之、態、と見え、本朝世紀寛和二年五月三十日の條にも、天皇出御南殿、覽、打、毬、番、長、以上各十人、左右近衛左右兵衛官人並二十人爲二番、皆着、冠、冠、騎、馬、立、南、階、前、爰、右、大臣、玉、打、出、於、庭、中、之、間、皆、競、打、之、作、二、番、左、勝、此、間、左、方、奏、樂、此、事、稀、有、也、仍、粗、記、之、と見え、また扶桑略記天曆三年五月廿一日の條に、於、二、條、院、有、打、毬、事、と見え、淨和、村、上、花山諸天皇の御代には、貴族間に行はれたるを何ふに足る、なほ平安物語にも、後鳥羽院御代の時打毬の

タキウ

玉を愛し給へる事を載せたり、而して騎馬にて行ふと歩行にて行ふとの二種ありし事は、委しく西宮記年中行事五月の條に見ゆ、就きて見るべし(萬葉音義引字書に、打毬、皮丸也、或歩、或騎馬、以杖擊而争之、爲戲也とあり、此字書は支那の著述にて一切經の字引なり)然るに此後久しく行はれざりしと見え、群籍に載する所なく、武家にも此技を行はざりしに似たり、更に江戸時代に入りてまた行はるることになりしが、主として馬藝の技を専らとし、且此時代には武家にも盛んに練習し、十四代將軍徳川家茂の如きは、特に之を愛したりしと見え、其大阪滯在中には、殆んど連日此を聞はしめ、時に自ら行ひしこともありき、維新後衰微を極められたるも、なほ紳士間には稀れに之を弄ぶものなきにあらず(嬉遊笑覽、貞丈雜記、一話一言、續徳川實紀)

タキウ

打毬樂、名義唐樂、大簇南曲なり、食調二十四曲中の一、龍鳴抄、タウキウラクと訓ぜり、新樂にて中曲、四人舞、答舞、堆城、(源流)黃帝の作る所とも云ひ、唐の南卓が作る所とも傳ふ、我國に傳來せしは何れの頃なるか詳ならず、競馬、相撲、闘鶴、歌合等の會に之を用ひ亂聲を奏す、五月節會には、競馬裝束の舞人四十人、毬子を搦りやりて舞ふといふ(禮樂志、歌舞音樂略史)

タキウ

瀧川一益、名義通稱彦右衛門、後ち伊豫と稱し、左近將監といふ、(源流)資清の子、近江甲賀郡大原の人、爲人智勇にして、射銃を善くす、後ち尾張に行きて織田信長に仕ふ、信長其智勇を賞し、擢て、隊長となす、爾來毎に軍に従ひて先鋒となる、永祿十一年尾張墨江城を賜りて之に移る、十二年九月、信長に従ひ、大河内城を攻めて之を拔く功によりて、北勢五郡を賜ふ、(天正

タキウ

て更に行はれざるに至り、(日本紀事、大和名所圖會、諸國年中行事大成、國學院雜錄、南都の祈禱)

タキウ

瀧口陣、清涼殿の東北、承香殿の西に在り、瀧口の詰所なるを以て然か名づく、瀧口陣、瀧口所とも稱す(大内理圖考證)

タキウ

多紀桂山、名義元簡、安長と稱す、桂山は其號、(源流)元徳の男、(源流)幼にして聰敏、父の業を襲きて醫學を修め、遍く群籍を究む、寛政中老中松平定信、其邸に召して醫事三十六條を試問せしに、桂山席上に於て之を辨析す、定信大に嘆嘆し、直に侍醫に拔て法眼に推せり、爾來三家または日光門主等病ある時は、常に命ありて治療せしが、水戸黃門の病を診せし時は、既に病平癒に近からんと人々思ひしに、桂山は退きて侍臣に向ひ、もはや施すべき術なし、恐らくは三日を出でざるべしといひしに、果して其言の如くなりしといへり、病機に明なる事かくのごとし、桂山其職侍醫なるがゆゑに、餘暇極めて稀なれども、退出後は必ず案に倚りて夜中に及べりといふ、享和中暫く寄合に編入せられしが、其繁劇は却て舊に倍し、治療を請ふもの連日門に溢れ、午前には其處刑を診れば、出て、病家を巡り、歸り來れば必ず黃昏に及ぶ、夜間もまた三四次づ、病家に招かるれども、勞困を以て辭したる事なかりき、然るに其間學業を修むる事怠らず、著述甚だ富む、皆往來の途上轎中に於て稿したりといふ、桂山また早く京醫の唱へし一毒氣血水の説の粗硬にして後生を誤りしを嘆き、これを匡正するの志あり、因て仲景を以て法となし、素問靈樞以下、明清に至るまで諸家の説を折衷し、是を以て教へたれば、世

タキウ

二年九月、信長、長島一向一揆を平らぐや、一益を封じて長島城主と爲し、兼れて蟹江城を保持し、三年、長篠の役、左軍として功あり、七年十月、攝津伊丹城を攻むるに當り、竊かに策を以て城兵を誘ふ、是に於て内應する者多く、城將遂に城を致して去る、十年三月、信長の先驅となり、甲斐の武田勝頼を田野に敗り、其首を獲たり、信長賞して、上野國及び信濃小諸佐久二郡を與へ、且つ山東奥羽諸州に於ける征伐訟獄に關する全權を委ぬ、四月一益、上野に入り、厩橋城に泊す、其年六月、信長の凶計至る、一益關東諸將を會して實を告げ、己れの西上せんとの意を述べ、諸將の去就は、各自の意に任せしむ、諸將皆從はん事を請ふ、一益即ち武藏に入り、北條氏直と戦ひ、大敗して厩橋に歸る、一益更に國人に別を告げ、終に厩橋を發し、長島に還り、尋で清洲に適き、柴田勝家等と會議し、五萬石を分取す、織田信孝、豊臣秀吉と隙を生ずるに際し、一益、勝家と共に之に與し、長島に據る、信孝、勝家の敗るに及び、一益また降を請ひ、長島及び封邑五郡を致して去る、秀吉乃ち近江南部の田五千石を給す、十二年三月、秀吉、織田信雄徳川家康等と難を構ふるや、一益をして其舊封を略取せしむ、一益因て兵を集め、水造城に據り、嶺城を攻む、六月、蟹江城の守將を誘降し之に入る、家康、信雄と共に來り圍むに及び、一益勢屈して降を請ひ、盡く其邑を納れ、去りて木造城に歸る、守將富田知信疑て納れず、遂に亡命す、是に於て自から慚愧して、京都に往く、秀吉之を罰す、一益卻走して妙心寺に入り、髪を削り、遂に越前に寓居し、五箇一邑に漂死せりと云ふ(野史)

タキウ

室町時代以後、薪能、室町時代以後、江戸時代に係りて、毎年二月七日より一七日の間、奈

タキウ

タキウ、タキウ

タキガ

の醫人漸く從來の非を悟り、翫然としてこれに歸するに至れり、後漢醫を以て世に聞えたる者は皆其門に出づ、文化七年十二月歿す、年五十七(徳川太平記)

タキサハバキン

瀧澤馬琴

興邦、後ち解と改む、通稱は瑛吉、曲亭馬琴と號し、なほ著作堂、篋笠漁隱、玄同陳人、魁齋子、烏水、亭々亭、山樞貫淵等の別號あり、**茶室**興成の末子、**註**明和四年六月九日深川に生る、是より先き、興成は川越松平侯の支族松平信成に仕へて其家老たりしが、旨に忤ふことありて浪士となり、江戸に來りて深川に住居し、幾干もなくして歿したるを以て、兄興旨に寄り、母の育する所となれり、幼にして神史小説を好み、十二歳の頃には、印行の淨瑠璃は大抵附讀し畢りたりといふ、二十三歳にして武家奉公に出でても、其驅使に堪へず、遂に連れて旗本戸田大學頭の徒士となる、然れども永續せず、爾來數度家を代へて仕へたれども、意に滿たざりしを以て、遂に思を仕官に絶ち、これより或は山本宗洪の門に入りて醫學を學び、龜田鵬齋の從僕となりて儒道を修め、石川五老を訪ひて狂歌を、橋千陸に就きて書道を學びしも、皆其目的を貫かずして中止し、茲にはじめて小説家たらんとし、山東京傳に師事して、寛政二年の冬、廿日餘四十兩用而二分狂言といふを著しし世に行はる、即ち處女作なり、尋で書肆萬屋重三郎の家に寄寓して著作を試み、其名漸く世に知らるゝに至りしに際し、萬屋の叔父にして、新吉原に引手茶屋を營めるもの、深く馬琴を愛し、其女に配せんとしたりしが、自重して之に應ぜざりき、尋で飯田町なる下駄屋の寡婦に入贅して、著述の傍ら手習師匠となり、また神女湯、奇應丸等の藥を製して之を賣

タキガ

りなどして利殖の道を圖れり、されど他姓を冒すことを快く思はざりしがゆゑに、其女に養嗣して家を譲り、己は本姓瀧澤に復し、専ら筆硯に親しみしが、寛政九年京傳罪を得て筆を收めしより、當時の文界は馬琴の隆盛を極め、其著益々行はるゝに至り、文化二年橋説弓張月を、四年三七全傳南柯夢を出すに及び、名聲頗る高し、十一年に至り、はじめて南總里見八犬傳を著すや、一篇出づる毎に洛陽の紙價爲めに高く、老若男女争うて之を求めしといへり、天保十二年に至りて成る、時を費す事凡二十年、行文の妙、結構の奇、相並びて近代の傑作と稱せらる、是より先き、子琴瀧松前侯に聘せられて醫官となりしが、天保五年馬琴に先ちて歿したるより、藏書一切を賣りて、其子興邦の爲めに御家人の株を買ひ與へたり、かくて琴の歿する前年即ち天保四年の秋、右眼明を失し、天保十年また左眼明を失し、全く盲目となりたれども、八犬傳及び美少年餘其他の續稿は完了に至らざるものあり、筆を中途に絶つに忍びざるのみならず、書肆の請又切なるものありしを以て、琴嶺の妻みちちに口授し、辛苦の中に之を大成し、嘉永元年十一月六日歿す、年八十二、小石川若荷谷深光寺に葬る、馬琴資性剛毅にして世俗に阿らず、時に或は一言行の合はざるによりて、交友を絶つことあり、故に人物上の毀譽交々たり、其一時師事せし京傳及び其弟京山、畫工豐國等とも遂に協はざるに至れり、而して其學問また博洽にして健筆比なく、筆を執れば千言立ち所に成る、加ふるに其小説を著すや一定の主義を有し、必ず勸善懲惡の意を寓せざるはなく、他の作家のごとく流弊輕浮の弊に陥らざりしは、馬琴の自負する所なりき、**註**里見八犬傳、傳説弓張月、朝雲退屈記、後寬島物語、關卷驚奇傳、近世説

タキノ

タキモ

美少年錄、三七全傳南柯夢、夢想兵衛胡蝶物語、玄同放言、騷旅漫錄、燕石雜志、篋笠雨談、素雜の記、吾佛の記等無慮數百種(日本文學史、列傳體小説史)

タキノコホリ

多藝郡

郡古事記後建命の條に始めて其名見ゆ、**郡**古事記當藝、續紀當書、又當伎、多伎に作り、續後紀多紀に作る、文德天皇の齊衡二年分て石津郡を置く、神名式多伎、延喜式多藝に作る、和名抄に富上、物部乘權(ノリホ)立野、有田(ウタ)田後、佐伯、建部等の郷あり、中世高城に作り(吾妻鏡に見ゆ)東西二郡に分つ、後ち之を廢し又一郡とす、郡名考、タギと稱し、地誌提要、タギに復す、明治二十九年上石津郡と合併して養老郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

タキノコホリ

多紀郡

郡古事記に兄天押帶日子命者、多紀臣之祖也といひ、蓋し此地に依て姓を得しものなるべし、是を以て考ふれば、國郡制定の際之を置きし事亦推知するに足れり、**郡**延喜式又多紀に作る、和名抄に草上、宗部(ツカ)眞繼、河内、神田、榛原、餘戶、日置等の郷あり、正保圖多喜に作り、寛文以後復して多紀に作る、今之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

タキミヤウガ

抱茗荷

紋所の名、茗荷の花を二つ左右より抱き合せて圓形につくりたるもの、一に茗荷の丸とも云ふ、古くは小澤家に用ひ、後世肥前佐賀の鍋島、肥前鹿島の鍋島氏用ひ、○又丸に抱茗荷とて丸の中に茗荷がきたる紋は、京都の壬生、高丘、及び志摩島羽の稻垣、近江山上の稻垣氏等用ひたり(武鑑、諸家紋鑑)

タキモノアハセ

蕪物合

各自蕪香の名をかくして持出で、之を蕪きて、其蕪香を定むる遊戯、

タキワ

タクマ

タクマノコホリ

託麻郡

郡肥後國日本靈異記に郡名見ゆ、蓋し清和天皇以前既に之を置きしものなるべし、**郡**日本靈異記託麻に作り、延喜式託麻に作る、和名抄に桑原、上島、津守、酒井、波良(ハラ)漆島、下井、三宅等の郷あり、後世説

タクマ

タクミ

タクミノツカサ

主工署

春宮坊六署の一、シニコウシヨシを見よ、

タケラ

タケコ

タクア

澤庵

宗影(ソウハツ)を見よ、

タクセン

託宣

神惠(カンガカリ)を見よ、

タクボク

啄木

名義高麗樂、壹越調廿四曲中の一、本名解脫樂と稱す、**起原**傳に云ふ、此曲神仙の傳ふる所にして、もと解脫樂と稱し、此曲を聞けば生死を解脫する心となると、又その聲歌に曰く、我心無礙法界同、我心虛空其本一、我心通用無差別、我心本來常住佛、と見えたり、而して之れが起原に就て、昔南山に仙人あり、相集りては此曲を彈ぜしかば、山神化して啄木となり、以て之を聞きしより起ると云へるは、牽強附會の説と云ふべし(禮樂志)

タクマノコホリ

託麻郡

郡肥後國日本靈異記に郡名見ゆ、蓋し清和天皇以前既に之を置きしものなるべし、**郡**日本靈異記託麻に作り、延喜式託麻に作る、和名抄に桑原、上島、津守、酒井、波良(ハラ)漆島、下井、三宅等の郷あり、後世説

タクミレウ

内匠寮

ウチノタクミノツカサ、タクミノツカサとも訓す、唐名少府、後又託麻に作る、地誌提要託麻となし、郡區編制の際再び託麻に改む、今之に従ふ、明治廿九年肥田郡と合し託麻郡を置く(諸國郡考、郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

タクマハ

宅磨派

宅磨榮賀の創めたる繪畫の流派、榮賀は正和年中の人なり、其父祖來歴詳かならず、畫を以て法眼に叙せらる、後ち倭畫の古風に唐畫の筆法を加へて、一種宅磨流なる畫風を創始し、其佛像人物を畫くや、巧妙神に入り、生氣活動せりと云ふ、其子孫爲氏爲成等よく此流を發揮して家名を傳へたり(本朝畫史、扶桑畫人傳)

タクマノコホリ

多藝郡

郡古事記後建命の條に始めて其名見ゆ、**郡**古事記當藝、續紀當書、又當伎、多伎に作り、續後紀多紀に作る、文德天皇の齊衡二年分て石津郡を置く、神名式多伎、延喜式多藝に作る、和名抄に富上、物部乘權(ノリホ)立野、有田(ウタ)田後、佐伯、建部等の郷あり、中世高城に作り(吾妻鏡に見ゆ)東西二郡に分つ、後ち之を廢し又一郡とす、郡名考、タギと稱し、地誌提要、タギに復す、明治二十九年上石津郡と合併して養老郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

タケラヒロケニオシタテノスマラミコト

武小廣國押盾天皇

宣化天皇、センクラテンヲウを見よ、

タケコシウチ

竹腰氏

(美濃今尾) 姓は宇多源氏、佐々木判官信綱より出づ、長男大原重綱九世の孫綱高の二男七郎重綱始めて竹腰と稱す、齋藤道三に仕へ大垣城主となる、其孫竹腰小傳次正信、慶長六年徳川家康に仕へ、五千石を甲斐國に賜はる、十二年尾張義直の傳相に補せられ、五千石を尾張國に加賜、元和五年十二月尾張義直一萬石を與へ、前封を併せて三萬石となる、八年封を美濃國に移され今尾城を治む、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、男爵を授けらる(系譜、徳川加除封録、武鑑、華族譜)

タクマ

正信

正信 正晴 友正 正映 正武 勝起

タケシ

タケシウチノスクネ

武内宿禰

睦群 正定 正美 正高 正巳
屋主忍男武雄心命の子、母は菟道彦の女影媛
景行天皇二十五年、命を奉じて東北諸國の形勢民狀
を巡察し、二十七年歸り奏して曰く、東夷に日高見
國あり、男女文身推結し、稟性勇悍なり、之を蝦夷と
いふ、土地沃壤にして曠野なり、撃つて取るべきな
りと、五十一年八月、成務天皇立つに及びよく之を
補佐し、次で大臣となる、大臣の號爰に始まる、後
ち仲哀天皇の熊襲を征して皇軍利なく、遂に陣中に
崩するや、神功皇后と謀りて哀を秘し、私に梓宮
を奉じて穴門に遷る、時に軍國多事にして葬るを得
ざりしかば、豐浦宮に殞して歸れり、而して皇后を
輔け三韓を征服し、筑紫に凱旋するに當り、皇后皇
子を誕す、即ち應神天皇なり、會々先帝の庶王子藤
原忍熊の二王、兵を擧げて皇后の入京を逆る、皇后之
を聞き、舟師を帥ひて難波に赴き、武内にも命じ、皇
子を奉じて南海に出でしむ、武内即ち組伊水門に至
りて皇后と會し、辛巳歲三月自ら精兵を率ゐて忍熊
王を誅す、既にして應神天皇位に即くの後、其七年
韓人を督して池を大倭に擯る、韓人池と名づく、九
年勅を奉じて筑紫を監察す、會々其弟甘美内宿禰天
皇に讓して曰く、武内筑紫に據り三韓を招きて不軌
を圖ると、天皇之を信じ、使を遣して武内を殺さし
む、武内の臣直根子といへるもの身を以て代り劔に
伏して死す、武内其間に乘じて遁れ、馳せて關に至
り罪なき由を辨明せり、天皇即ち武内兄弟をして探
湯を行はしめたるに、甘美内宿禰の姦曲露はれしを
以て、罪を免れ、政を乘る事故のごとし、五十五年
薨す、武内、景行、成務、仲哀、應神、仁徳の五朝に歴仕

タケタ

タケタイツモ

武田出雲

し、官に在ること二百四十四年、其年壽を詳かにせ
ず(大日本史)○或はいふ、史に傳ふる處の武内宿禰
は、年壽によりて考ふるに、數人の事蹟を混同して
一人と爲したるものなるべしと、蓋し武内の長壽な
りし事は、記紀載する處の仁徳天皇の御詠によりて
明かなりと雖も、而もあまり長壽に過ぐ、疑ふべき
に似たり、
幼名三四郎、千前軒と號し、出雲掾と稱す(父も出
雲掾といへり、清定は二代なり)
(或は清直に作る)の子
父に繼ぎて寶永二年三
月大阪の劇場竹本座の座主となり、近松門左衛門に
師事し、享保年中より自ら淨瑠璃を作る、佳作頗る多
し、就中假名手本忠臣蔵は終生の大傑作たるのみな
らず、淨瑠璃本全體を通じての雄篇と稱せらる、本
書は全篇全く出雲の結構に成り、三好松洛、並木千柳
等之を補助したるものにして、寛延元年八月稿を脱
したり、此年はじめて竹本座にて興行し、爾來各地
の劇場皆之を興行するもの多く、今日に至りても觀
客の趣好なほ衰へず、而して忠臣蔵の作一度世に出
づるや、出雲の名聲頓に高く、門左衛門と相並びて
作者中の巨擘と稱せらる、寶曆六年十月二十一日歿
す、享年六十六、辭世の句に曰く、影すし水に彌勒
の腹袋
大塔宮崎崎、男作五雁金、菅原傳授手
習鑑、双蝶々曲輪日記、假名手本忠臣蔵、小野道風青
柳觀等數十種
三好松洛、並木千柳、長谷川千四
(西澤文庫傳奇書、聲曲類纂、淨瑠璃史)

タケタカウンスイ

武田耕雲齋

名は正生、字は伯道、通稱は彦九郎、伊賀守
と稱し、致仕の後耕雲齋と號す
部正權の長
子、宗族武田正房に養はる、水戸藩士なり、文

タケタ

化中寄合組及び小性を歴、文政十二年使番となる、是
冬藩主徳川齊脩病篤く、繼嗣未だ定らず、有司或は幕
府の意を迎へ、將軍徳川家齊の公子を奉ぜんとする
ものあり、物議沸騰す、正生等同志と共に小石川の
藩邸に據り論陳する勉む、既にして齊脩の遺書出
で、弟齊昭を立つるの議はじめて決せり、天保十年
若年寄に進む、十一年齊昭の弘道館を創建するや、命
を受けて其事を掌る、十三年大番頭に轉ず、弘化元
年齊昭の罪を幕府に得て致仕を命ぜらる、や、正生
死を以て君冤を雪がんとし、十月馳せて江戸に赴き、
書を老中水野忠邦に呈して冤を訴ふ、幕府即ち正生
を小石川邸に護送す、藩廳其罪を責めて職を奪ひ致
仕を命ず、此時はじめて耕雲齋と號す、五年赦免せ
られ、安政二年若年寄に復して江戸に移り、三年家
老職に上る、此時に當り、外交問題漸く喧しく、鎖港
攘夷の論天下に沸騰し、水滸實に其水滸たり、故を以
て齊昭等の唱ふる所、幕議と合はすして、五年致仕屏
居を命ぜらる、同年八月朝廷勅諭を藩主慶篤に賜ひ、
諸侯と議して幕府を輔けしむ、而して其下賜の手續
國法に背くの故を以て、幕府之を沮抑せんとす、正生
同志と議し、幕命を容れずして勅旨を宣布せんこと
を建言し運動頗る勉む、幕府即ち内命を下して正生
の職を奪ひ藩に還らしむ、六年八月幕府齊昭を水戸
城に幽し、且つ逼りて勅書の還納を促す事急なり、是
に於て藩内の士民憤激して議論沸騰す、萬延元年二
月、正生書を慶篤に上り、勅書返納の不可を論ず、既
にして櫻田の變あり、還納の途に難む、然れども
藩内の事情なほ穩ならず、慶篤之を愛ひ、正生を
江戸に召し、藩内の鎮撫を命じ、また學校掛となす、
因りて岡田信遠守、大場一眞等と共に政務に與る、文
久元年東照寺の變に際して馳けられし、二年の冬

タケタ

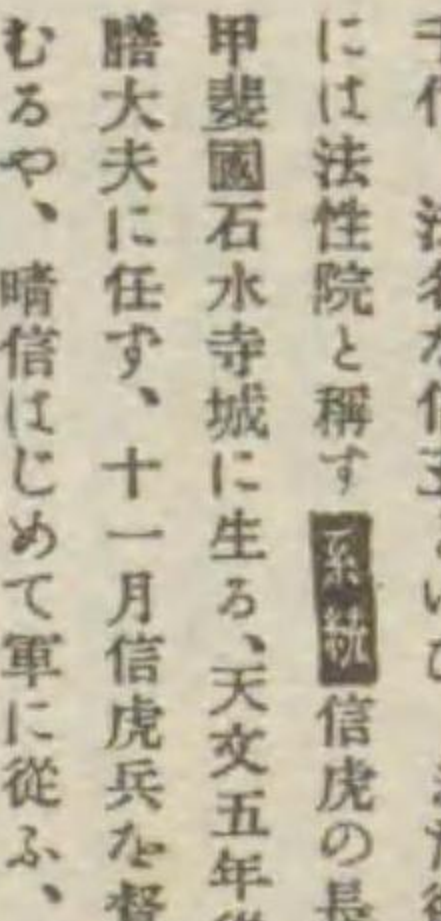
タケタカツヨリ

武田勝頼

睦群 幼名は
四郎、法名を景德院頼山勝公といふ
晴信の三
子、永祿八年十一月、織田信長の姪女を娶る、天
正元年五月始めて國事を執行す、此時に當り菅沼正
貞、武田氏の爲めに長篠を守りしが、徳川家康、酒井



勝頼は國勢の振はざるを憂ひ、成を北條氏に乞ひ、
氏政の妹を納れて姻戚の親を結べり、六年十二月氏
政上杉景虎の爲めに師を勝頼に乞ふ、勝頼即ち兵二
萬を率ゐる景虎を伐たんとするに際し、上杉景虎甘言
を以て勝頼に成を請はしむ、勝頼即ち師を收めて歸
る、氏政怒りて勝頼と絶つ、次で連年兵を參遣の地
方に出して、而も志を得ず、時に長坂釣閑、跡部勝資
の二人勝頼の壁幸する所となり、專横を極め直宜公
行し、宿將の意見多く行はれずして、士卒離畔する
もの多かりし、武田の勢威日に蹙る、是より先晴信
水曾義昌と戦を交ゆる、と多年なりしが、信濃を併
呑するに及び、妻子に女を以てす、勝頼家を繼ぐの後
ち屢々縣役を加へしが故に、義昌遂に武心を抱きて
密に款を信長に送る、勝頼即ち天正十年三月兵を率
ゐて諏訪に次す、義昌款を信長に請ふ、是に於て信
長は子信忠を先鋒とし、家康と相約して勝頼を夾撃



を圍む、事不意に出で、城兵防げ能はず、城遂に陥
り源心また自殺す、人皆其謀略に服す、此時に當り
信虎、信を國民に失したるを以て、晴信は姉婿今川
義元と議し、天文十年信虎を駿河に移して自立す、十
一年信濃を略せんとし、諏訪頼重を殺して、諏訪を
併せ、尋でまた信濃の豪族小笠原長時、水曾義昌、村
上義清等と頼に兵を交へ、十七年二月更に上田原に
出陣して義清と戦ふ、利なくして部將板垣信形等戦
死し、晴信また傷を被ふる、長時之に乗じ諏訪郡を

タケタ

後せしが、晴信長時を驍虎時に敗り、長驅して其居城林城を屠る、長時走りて義清に據る、是に於て筑摩郡の北半殆ど武田氏の有に歸す、二十年春、義清長時と共に兵を率ゐて深志城(即ち林城)を圍まんとして、晴信即夜馳せて深志城に入りしを以て、義清長時等戦はずして歸る、晴信進んで長時を攻む、之よりして長時並に居ること一年にして、翌年越後



(集菟掛編料史)藏所院慶成伊紀

に奔る、義清また自ら保つこと能はず、天文廿二年八月、遂に上杉謙信に擁る、是に於て村上氏の舊領武田氏に屬す、廿三年小笠原信貞を松尾城に攻めて之を陥れ、伊奈郡を風靡し、弘治六年、木曾義昌に女を配し、木曾の地方また定まる、廿三年、川義元參河境なる織田氏の屬城を攻むるや、北條氏康其慮を窺ひ駿河を侵す、義元既に戰場に在り、之を聞いて大に驚き、援を晴信に求む、晴信請に應じて兵を出し、義元を助けて北條氏に當りしが、義元の謀主雪齋和尚の周旋により晴信義元氏康と共に和を結して

タケタ

善徳寺に誓ひ、武田今川北條三家の合同此に成る、既にして上杉謙信義清の爲めに其舊領を復せしめんとし、甲越はじめて陣を開き、所謂川中島の戦を見るに至り、(カハナカジマノタカヒ)參看是より先晴信飛騨上野に兵を出して侵略を試み、永祿四年十一月、小幡白國等の諸城を攻め、六年十二月倉賀野木部地方を略し、五年二月氏康の請に應じ、太田三樂所屬の武藏松山城を陥れ、九年上野の箕輪城を陥れ、四上野の地遂に晴信の有となる、尋で徳川家康と謀を通じ、共に今川氏を亡ぼして地を分たんとを約し、十一年十二月駿河に出で、興津を侵す、家康亦兵を遠江に出せり、今川氏真利なく、逼れて掛川城に據る、然るに北條氏は此舉を喜ばず、部將を遣して之を防がんとし、且つ遙に謙信と謀を通ざるを以て、晴信は兵を収めて甲府に歸る、是に於て北條氏政氏眞を沼津城に置き、駿河の諸城を守らしむ、十二年更に駿河を略せんとし、頻りに北條氏の屬城を陥れ、元龜元年に至り全く駿河を併せ、西大井川を以て、家康と境を分つ、二年十月氏康歿するに及び、氏政は晴信と和し、兩氏の同盟再び成る、是に於て晴信は年來の宿望たる西上野の舉を行はんとし、元龜二年四月信濃より西參河に出で、三年十月遠江に入りて二俣城を陥れ、遂に進みて徳川氏の本據を衝かんとし、十二月廿二日三方ヶ原の戦に大に其兵を敗れり(ミカタガハラノタカヒ)參看尋で翌天正元年正月遠江より直に參河境を侵し、野田城を圍むに當りて病に罹る、因て軍を旋し平癒を待ち、其三月復た信濃を経て西參河に出で、愈々西上野を横行せんとせしに、病再發して遂に起たず、時に四月十二日歳五十三の晴信が名を信玄と改めたる年明かならざれども、天文弘治年間の間には晴信と署名し、永祿以後

タケタ

後は信玄と書したれば、永祿の初年なるべし、なほ晴信は法名を唱へたれども、割變したるにあらざる事、高野山所藏の信玄壽像にて知るべし、此に擧ぐる所のもの即ちこれなり(野史、史學雜誌、武田信玄經略事蹟考)

タケタ

郡竹田町○又岡城とも、大神城とも稱す(起原沿革)文治中大神惟業始めて之を築く、後ち大友貞朝此に居り、建武中舊城堡を修め之を廣大にし岡城と稱す、子孫世々に居る、天正中志賀親次之を守り、薩人を防ぐ、文祿二年大友氏除封、親次亦邑を失ひ、中川秀成之に代る、世傳して明治維新に至る、明治十年の役賊兵其故壘に據り死守す、官軍力戦して之を陥る(豊後國志、明治政覽、西征戦記稿)

タケタ

竹束(竹把) 戦陣に用ふる器具、竹を束れて柄とし、銃砲を防ぐに用ふる(牛竹束(高七尺、横一丈許にして小孔を穿ち炮弓の人を其陰に置かしむ)車竹束(車輪の如し)植竹束(柱を立て、杭を鉄の竹を編みたるもの)等あり(起原沿革)天文十九年安祥の戦に之を使用せし事、參河物語に見えたるを始めとす、世に武田信玄の家臣米倉丹後が、天文廿一年信濃刈屋原城攻め落したる時に、創造する所といへど、是より以前既に在りしものなり、爾來戦陣の用具として常に用ひられたり、柄(タテ)の條の挿圖を參看すべし(倭訓栞、和漢三才圖會、武家名目抄、古事類苑兵事部)

タケタ

高市郡 高市大官寺 大安寺(ダイアンホリ)を以て、後、高市縣と稱す、國郡制定するに及びて十五郡あり、蓋し此郡も亦其一なり

タケチ

タケチノワウジ 高市皇子 天武天皇の皇子、母は宮人尼子姫(天武天皇の兵を擧ぐるや、皇子時に近江に在り、召に應じて不破關に至り、以て軍事を監す、既にして天皇不破に幸するに及び、之を野上に迎ふ、天皇皇子に謂つて曰く、近江の朝廷謀の臣多し、而して朕の軍は與に事を謀るべきものなく、諸子皆幼なるを如何せん、皇子答へて曰く、近江朝群臣多しと雖も、何ぞ能く天皇に抗するを得ん、臣高市、神祇の靈に頼り、天皇の命を奉じ、諸將を率ゐて征討せば、豈難からんや、天皇大に喜び、悉く軍事を委ぬ、事平ぐのち、近江群臣の罪を斷じ、斬流する事あり、十三年淨廣貳に叙し、朱鳥元年封四百戸を加ふ、持統天皇四年七月、知太政官事となる、十月公卿百官を率ゐて藤原宮地を相す、五年封二千戸を増し、同六年再び二千戸を増す、七年淨廣壹に昇進し、十年七月薨す(大日本史)

タケチ

タケトリモノガタリ 竹取物語 二卷(四)竹取の翁といふ者、竹の中より美女を得て赫哉姫と名づく、秀麗比なきを以て戀する者多かりしが皆許さず、後ち時の帝これを召されしも、また靡かすして、故郷なる月世界に歸りたることを述べたるものにして、寶篋園經、漢書西南夷傳等の説に基きて作りたる我邦最古の小説なり(起原沿革)未詳、源順と云ふ説あれど確ならず(群書類一覽)

タケチ

タケナガシキン 竹流金 古金の名目、竹を割て金を篩し、流し込みて鑄たる金をいふ、使用の時、切りて之を用ふ、金銀圖録に、或は云、織田氏の時

タケチ

タケノ

の物なり、豊臣氏の時の細路に、竹流金の事、見たり、靜庵國華に、大阪の竹流は、大方金五兩程づありしとなり、今も佐渡にて小列を製するに、筋金を竹流といふにするなり、津輕に今竹流といふ菓子あるも此遺制にや、愚按に、續近世時人傳小萬女の條に、思孝云、子が知れる老婆、北の方の番役と銀の竹流三筋と手箱一ツを傳へ持ちたり、銀の竹流は細き針ガネのぎまして八寸ばかりあり、鉄にて切て用ゆるものなり、高麗云、ナノガ類族の家に傳へ持たるは、針ガネよりはやし平にして長も定まらず、通稱は竿金と云ふよし、刻印などは見えず」と見え、また長陽漫錄に「甲州金に竹流金あり、長さ二寸七八分、厚さ中にて三分、縁にて一分ほど、長きは幅狭く、短きは廣し、重さ四十匁を十兩と云て通用す、佐渡志に「慶長より元和の初までは、筋金をば、竹流に爲せり」など見えたり、是等に據れば、筋金竿金竹流金等は、殆ど同一のものなるが如し、

タケノ

タケノウチウチ 竹内氏 姓は清和源氏、新羅三郎義光の四男利部四郎盛義の十四世大膳大夫季治、永祿三年正月義光の裔孫堂上になきを以て、將軍家の執奏によりて清華に列せられ、竹内と家號し、正三位に叙す、是より先は世々我家の諸大夫たり、子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し子爵を授けらる(系譜、華族諸家傳)

- 義光 義業 義信 惟義 惟信 惟時
信治 氏治 仲治 清治 重治 豊治
基治 秀治 季治 長治 孝治 俊治
惟庸 惟水 惟重 惟久 惟榮 惟徳
惟和 治則 惟忠

タケノ

は敬稱、式部と稱し、晚年正徳と稱す、徳を尊とといふ(起原沿革)宗詮の子(正徳二年越後新瀨に生る、家世々醫を業とす、享保十三年の頃京都に上り、はじめ徳大寺家に仕へ、松岡仲良に従ひ、後其師玉木兼齋に師事し、垂加流の神學軍學を學ぶ、式部博明聰敏にして、佛經儒籍に至るまで窺はざる所なく、特に神典有職に精く、又武術に熟し、鬪子を以て砲玉を打ち、射箭を握るの技あり、學成るのち徒を集めて教授す、而して其徒に教ふるや、晝夜攻々講説して懈らず、其説く所大義名分を明にし、皇室の衰運を挽回し、幕府の専横を抑ふるに在り、また多く辯論に出入し、徳大寺公城、正親町三條公積、鳥丸光胤等の公卿其門に入り、講説を聞くもの、實に七八百人なりしと云ふ、寶曆六年、神祇權大副吉田兼雄、式部の聲望甚熾にして、堂上堂下の人々、其門に遊ぶもの多く、其學派の益蔓延するを見て、之を患ひ、關白一條兼香に、其所説の正しからずして、武術を公卿に教ふるのよしを訴ふ、兼香乃ち所司代松平輝高に告ぐ、輝高、式部を召喚して之を詰りしに、式部は其實なきことを陳じたるを以て罪を免れたり、是より先き、桃園天皇、英明にして學問を好み給ひ、伏原宣條をして儒書を進講せしめ、また日本書紀神代卷の御會を開き、徳大寺、坊城等諸卿の講説を聞召されたり、而して諸卿の天皇に進講するや、先づ式部の講を聞き、然る後ち之を天皇に進講するを以て、恰も式部の直に其説を進講するに異ならざりき、時に一條兼香は、既に關白を罷め、近衛内前之に代りしが、兼香は、天皇の、竹内流の神書の講説を聞き給ふを見て之を患ひ、國母青綺門院に奏し、天皇の神書御覽を止めたり、天皇は一旦國母

タケノ

の御旨に従ひ給ひしも、もとより其意にあらざりしを以て、幾干もなくして再び神書の内御會を開き、其進講を續けしめ給へり、是に於て、兼香また青綺門院によりて止め奉りしかば、天皇已むことを得ずして、神書の御會を止め給へり、而して式部は、また此事に關連して、同八年六月所司代に召喚せられ、學說の邪正と、堂上に軍書を進講し、武器を獻ぜし事との實否を糾されたりと雖も、式部悉く之を陳じ、敢て罪の當つべきなし、然れども、兼香等は、式部の在京を以て、紛争の基とし、所司代に之が追放を求めしかば、式部は終に、吉田白川兩家を指きて、神書を講じたること、當時に支障あるにも拘はらず、靖獻遺言の興復再復等の文字を講じたること、及び三本木の町家に於て、堂上と宴會したる事等によりて、罪に處せられ、終に京都を追放せらる、時に九年五月なり、而して式部の門に入りし婦人は、皆登居、若くは遠慮を命ぜられたり、式部は、其後伊勢の宇治に赴き、正庵と號し、權願宜蓬萊雅樂に寄食し、後ち御師鶴岡又大夫の家に寓せり、明和三年十二月、山縣大貳、藤井右門等の獄起る、式部また大貳等の與黨なりとせられ、宇治に捕へられ、江戸に押送せらる、既にして其嫌疑晴れしが、追放御構中なるにも拘はらず、京都に上りたる廉を以て八丈島に流さる、式部瀆地に至るの途次、船中に病を發し、三宅島に歿す、年五十四、時に明和四年十二月五日なり、明治二十四年十二月、正四位を贈らる、世に信濃の天龍道人を以て、式部と同人とせるは誤なり、實厩の變(ハウリヤクノヘン)參看(舊書)奉公心得書、札問次第(竹内式部事述考)

村の人、小具足に達し、世に竹内流櫻廻といふ、傳に云、天文元年六月、修験者忽然として竹内館に來り、捕縛五を教え、去て歸る所を知らず、竹内常に愛宕神を祈ること篤し、彼修験者愛宕神ならんと稱し、敬神せり、後ち其捕縛術より思ひ付きて劍術の一流を創む、其子常陸助、其子加賀助、藝を繼ぎ來名を墜さず、天保の頃九州邊に行はる(武藝小傳、武術流祖錄)

し京勢は、直義に敗られて死傷頗る多し、義助之を憤り將士を勵まして奮闘せりと雖も、大友氏泰、佐々木高貞等俄かに尊氏に内應し、鋒を逆にして官軍を襲ひしを以て軍途に利あらず、義貞亦敗績し殘兵を纏めて佐野原に退く(舊書)尊氏等勝に乗じて佐野原に追撃す、義貞利なくして伊豆國府を保ちしが、又敗れて京都に歸る、此に於て東國の將士奮のごとく尊氏に應じ、遂に南北朝の大亂を生ずるに至れり(太平記、梅松論)

タケノ

タケバ

竹橋門 江戸城内部門の一、徳川氏入國の時、竹を編みて渡されしより此名起れりといひ、又昔北條の家人在竹橋津守の子彦四郎此所に居りしを以て、在竹橋といひしが、後ち變じて竹橋となれりといふ、門衛は、諸第大名一萬石餘限り菊之間業二八參勤の面々、或は定府の業在府の節は三箇年勤番す、番士四人羽織袴着、武器には鐵炮十挺、弓五張、長柄十筋、持筒二挺、持弓一組を備ふ、法令一ツ橋門と同じ(御府内備考、殿居儀)

タケノコホリ

多氣郡 伊勢國

タケバシモン

竹橋門 江戸城内部門の一、徳川氏入國の時、竹を編みて渡されしより此名起れりといひ、又昔北條の家人在竹橋津守の子彦四郎此所に居りしを以て、在竹橋といひしが、後ち變じて竹橋となれりといふ、門衛は、諸第大名一萬石餘限り菊之間業二八參勤の面々、或は定府の業在府の節は三箇年勤番す、番士四人羽織袴着、武器には鐵炮十挺、弓五張、長柄十筋、持筒二挺、持弓一組を備ふ、法令一ツ橋門と同じ(御府内備考、殿居儀)

タケノシタノタカヒ

竹下戰 駿河國

タケヒガタワケ

建日方別 大古吉備の兒島(今の備前備中備後)を支配したる神、古事記神代卷に、生吉備兒島、亦名謂建日方別とあり、

タケノウチ

竹内流 竹内久盛の創めたる劍術の流派○久盛、中務大輔と稱す、美作波賀

タケヒムカヒトヨクジヒネワケ

建日向日豊久士比泥別、古事記神代卷に、建日向日豊久士比泥別とあり、

タケミカヅチノカミ

建御雷神 天照大神既に豐原原國を以て天孫瓊杵尊に授け、將に降臨せしめんとすに際し、大國主尊出雲を本據として山陰山陽の地方に威を振へるが故に、まづ之を鎮壓するの必要を感じ、建御雷神を主將とし、經津主神をして之に副たらしめ、赴いて征討せしむ、建御雷神即ち出雲に入りて、まづ大國主尊並に其子事代主神を風し、更に其子建御名方神と戦うて、信濃諏訪に追撃して之を降し、全く出雲民族を平定し、歸りて天照大神に奏す、茲に於てはじめて天孫臨幸のことあり(古事記、書紀)而して建御雷神を祭れる鹿嶋神社、經津主神を祭れる香取神社の常陸地方に在るをわもへば、二神が當時經略せる範圍が、影くとも常陸地方まで及びたるを知るべし、カシマノシヅケウ、參看、

タケノコホリ

多胡郡 上野國 元明天皇和銅四年三月、甘其郡四郷、練野郡一郷、片岡一郷の地を割て之を置く(舊書)和名抄に山名、織袋、辛科、大冢、武美(ムミ)浮田、八田(ヤタ)等の郷あり、後ち郡の北境山名郷の地、練野郡に入る、郡名考古に復して、タコと稱し、以後此よみに從ふ、明治廿九年廢して練野南甘樂の二郡と合し多野郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

タケヤウチ

竹屋氏 姓は藤原、廣橋家の庶流なり、四辻頼實の六世仲光の男右衛門督兼俊始めて竹屋と號す、名家の一、代々參議を極官とす、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(系譜)

タケノコホリ

多胡郡 上野國 元明天皇和銅四年三月、甘其郡四郷、練野郡一郷、片岡一郷の地を割て之を置く(舊書)和名抄に山名、織袋、辛科、大冢、武美(ムミ)浮田、八田(ヤタ)等の郷あり、後ち郡の北境山名郷の地、練野郡に入る、郡名考古に復して、タコと稱し、以後此よみに從ふ、明治廿九年廢して練野南甘樂の二郡と合し多野郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

タケヨリワケ

建依別 大古土佐國を支配したる神、舊事紀には、建を速と書せり、古事記神

タケノコホリ

多胡郡 上野國 元明天皇和銅四年三月、甘其郡四郷、練野郡一郷、片岡一郷の地を割て之を置く(舊書)和名抄に山名、織袋、辛科、大冢、武美(ムミ)浮田、八田(ヤタ)等の郷あり、後ち郡の北境山名郷の地、練野郡に入る、郡名考古に復して、タコと稱し、以後此よみに從ふ、明治廿九年廢して練野南甘樂の二郡と合し多野郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

タケミ

タケミ

タケノ

タケノ

タケハ

て世に傳ゆ、織田信長之を聞て召仕ふ、近江守山五古石を授け、後ち秀吉に仕へて若狹一國の郡代職を蒙り、小濱に住す、後ち播磨を奉行して尼崎城に移る、其子光重、池田輝政の養女を娶る、秀吉に近侍し、大阪に在り、秀吉薨後秀頼に仕へ、尼崎城に居す、慶長五年大阪方となり、大に東軍を苦ましむ、後後罪ゆるされて本領を安堵す、同十五年五月卒す、光重細川幽齋より刀相の術を傳へて無雙の名を得たり、其子政長八歳の幼年なるを以て父祖の領收公せられんとす、外祖池田輝政の歎訴により、家康より大阪に申達し本領を安堵す、同十九年冬、大阪の役起るや、秀頼の命に従はず、尼崎を守る、後ち勝山に於て家康に謁し賞譽を蒙る、同夏陣の時功を以て一萬石を賜ふ、元和二年九月播磨國揖保郡に移封、林田に治す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(藩翰譜、系譜、徳川加除封録、武鑑、華族譜家傳)

○兼俊 冬俊(後光光) 光繼 光長 光通 光久 光忠 光兼 光輝 勝孟 光棟 俊康 光有 光昭 光富 後康 光有 光昭 光富 後康 光有 光昭 光富

○兼俊 冬俊(後光光) 光繼 光長 光通 光久 光忠 光兼 光輝 勝孟 光棟 俊康 光有 光昭 光富 後康 光有 光昭 光富

タケミ

タケノ

夕チバ

られ、右近將監と稱す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、伯爵を授けらる(藩翰譜、武鑑、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

夕チバナウチ

立花氏(陸奥下手渡) 左近將監宗茂の弟直次を祖とす、直次實は高橋鎮種の男なり、高橋氏は大藏春實の裔にして、足利氏の時置かれし九州三檢断の一たり、建武年中尊氏筑紫より上京せんとせし時、仁木一色及び高橋光種を駐めて九州を守護せしむ、筑後御原郡高橋城に居城し、子孫相繼ぎ檢断職となる、後世筑前國若屋寶満山に移る、大友氏起るに及び、三檢断皆其被官となる、光種七世の孫長種嗣なし、一族大友の族一萬田左京大夫の男鑑種を乞ひ後を嗣がしめ、筑前十五郡の事を行使しむ、永祿十年鑑種父の罪なくして殺されしを恨み、義鎮に叛す、後破られ、本領を没收せられ、僅に豊前一郡を賜はり、小倉城に移さる、後義鎮に請ひ、吉弘左京大夫鑑理の弟鎮理を請ひ後を嗣がしむ、義鎮依て本領を賜ひ、岩屋寶満二城を守らしむ、鎮理高橋主膳正大藏鎮種と稱へ、早く出家し自ら岩屋に居り、子彌七郎直次をして寶満城を守らしむ、天正十四年七月、島津氏の爲に、岩屋城陥り、鎮種等家子八百餘人戦死す、尋で直次寶満城に據せらる、十五年豊臣秀吉島津征服の後、直次を召し、筑後三池一郡を賜ひて江浦に城を、主膳正となす、慶長五年關ヶ原の役大阪の軍に従ふ、故を以て本領を没收せらる、慶長十八年二月五子石を常陸國茨波郡七郎部町賜はり、命を受けて立花氏に從す、元和七年五月種

夕チバナデラ

橋寺(橋樹寺) 附在 大和國高市郡高市村大字橋○菩提寺と云ふ、又橋尼寺と稱す、今佛頭山上宮院と稱す、天台宗起原、推古天皇十四年、聖德太子勝鬘經を宮中に講説し給ひしに、蓮花降りたる靈瑞により、寺堂を建立す、即ち橋寺なりといふ、菩提寺と號するは、橋を以て、菩提樹に擬せるより名づけしならん、太子善信をして此に住せしむ、佛事志に三代實録行基年譜を引て、行基建立する所の四十九院の一なりと云ふ、然れども書紀天武九年に、橋寺尼房失火、以焚三十房ことあれば前説を正しとす、天平勝寶八年、光明皇后の御願として丈六釋迦像、并に脇土を造り、中に稱檀の小像を納む、且つ不斷法花轉讀行道を始め、其料所として島十一町を寄す、是れ我國不斷轉讀經の始なり、桓武天皇延暦十四年稻二千束を施入す、淳和天皇天長四年、御願として藥師如來并に日月遍照兩菩薩像等を造立安置す、且つ佛前にて春秋兩度法花八講を行ふ、空海導師たり、數町田地を施入し、永代の依怙となす、近衛天皇久安四年五月、太子造る所の五重塔雷火に罹り焼失す、文治年中三重に作る、或は云ふ、天安四年六月焼失、建仁三年建立すと、嘉祿年中本願天皇の靈託により本元興寺の四方佛を本寺に納む、應永年中中法堂、阿彌陀堂、四方堂等

夕チバナカチコ

橋嘉智子 世に檀林皇后と稱す、檀林寺を創建せるが故なり、清友の子、仁明天皇の御母、實性寛和にして風容絶異、手を垂るれば膝を過ぎ、髮地に委ぬ、嗟嘆天皇いまだ親王たりし時之を納れて寵あり、天皇即位の後進んで夫人となり、六年皇后となる、爾來専ら化導を務め、宮闈恩穆たり、朝野之を稱す、天皇また敬重を加ふ、既にして天皇讓位し、淳和天皇立つに及び、尊びて皇太后と爲し、仁明天皇即位の後ち、更に尊びて太皇太后といふ、嘉祥三年天皇不豫の事あり、太后深く之を憂ひ、遂に髮を剃りて尼となり、以て冥教を祈りしと雖も其功なく、三月天皇遂に崩す、而して太后また其五月を以て崩す、年六十五、深谷山に葬る、太后崩す時、檀林寺に

夕チバ

建て、此丘尼律を持する者置く、仁明天皇五百戸を施給して其供養に充つ、嘗て多く寶帳及び佛文製裝を造り巧妙を盡す、左右其意を知らず、後沙門慧慈を唐に遣はすに及び、佛文製裝を以て僧伽及び康僧等に施し、寶帳鏡畫の具を以て五百寺に藏せしむ、また弟右大臣氏公と議し、學舎を開き、學館院(カククラン)と名づけ、諸子弟をして經書を誦習する所と爲す、時人以て漢鄧皇后に比す(大日本史) 夕チバナノコホリ 橋樹郡 附在 武藏國起原 安閑天皇の元年閏十二月橋花屯倉を置く 延喜式又橋樹に作る、以後同じ、和名抄に高田、橋樹、御宅、縣守、驛家等の郷あり、郡名考、夕チバカシと稱し、後之に従ふ、今は高田郷都筑郡に入り、而して久良郡の大半を併す(郡名異同一覽、國郡沿革考)

夕チバナノチカゲ

橋千隆 名顯 苗字を加藤といふ、花園、芳宜園、耳梨山人、逸樂齋、江翁等の號あり、延喜式又橋樹の子、世々江戸幕府に仕へて與方たり、早く賀茂真淵の門に入りて古學を修め、最も和歌文章に秀で、縣居門下の俊才として、村田春海と並稱せらる、而して其職務極めて多忙なりしに係らず、閑を盗みて常に書卷を手にし、五十五歳の時致仕し、爾來專ら研鑽に努め、名聲漸く振ふ、上げ橋門貴族より下は花街の婦女に至るまで、門に入りて教を受くるもの頗る多し、千隆また入木道に長じ、はじめは瀧本松花堂の風より出で、更に佐理行成の筆意を慕ひ、なほ大師流の筆傳を受け、遂に一家を成す、世に千隆流と稱す、而して草書は晉唐諸家を學びて又絶妙なり、



夕チバ

次五千石加賜、封を筑後國に移し、三池を治む、前封を併せて一萬石、寛政五年八月種周若年寄に補せらる、文化二年十二月封を陸奥國下手渡に移さる、子孫相繼ぎ、明治に至り華族に列し子爵を授けらる(系圖、藩翰譜、徳川加除封録、華族譜) 種次 種次 種長 種明 實長 長照 種周 種善 種温 種恭 種忠 種泰 種忠 種善 種温 種恭 種忠 種泰 種忠

夕チバナノハヤナリ

橋逸勢 名顯 清友の子、奈良麿の孫、延暦の末、遣唐使に従うて入唐す、唐人呼びて橋秀才といへり、歸朝の後從五位下に叙したりしが、病の故を以て家居して仕へざりき、承和七年起ちて但馬權守となる、此時に當り仁明天皇は、淳和天皇の皇子恒貞親王を以て皇太子に立て給ひし、觀禮實は之を欲し給はざりし

夕チバナノモロエ

橋諸兄 名顯 初名葛城王、臣姓を賜はりて橋諸兄と改む、世に井手左大臣、西院大臣といふ、延喜式又橋樹の孫、和銅元年十一月廿五日、左大臣諸兄、元明天皇列宴會、賜於浮杯之橋、勅曰、橋者是菓物之長、則爲汝姓、故紋圖之と見えたり、是に據れば橋氏の之家紋とす、たるが如し、又寛永諸家系圖傳に、井伊共保出世の時、井のかたはらに橋一頼あり、此ゆゑに神主橋をもて共保が産衣の紋につけたり、これより今に至るまで橋を衣類の紋とするなりと見えたり(丸に橋) (細輪の内に橋をなすがきたるもの)は安房國宿の久世、近江彦根の井伊、越後與板の井伊氏等家紋となす(武鑑)



夕チバナノモン

橋紋 紋所の名、橋の實をなすがきたるもの、諸家系圖纂に、山中家紋橋、和銅元年十一月廿五日、左大臣諸兄、元明天皇列宴會、賜於浮杯之橋、勅曰、橋者是菓物之長、則爲汝姓、故紋圖之と見えたり、是に據れば橋氏の之家紋とす、たるが如し、又寛永諸家系圖傳に、井伊共保出世の時、井のかたはらに橋一頼あり、此ゆゑに神主橋をもて共保が産衣の紋につけたり、これより今に至るまで橋を衣類の紋とするなりと見えたり(丸に橋) (細輪の内に橋をなすがきたるもの)は安房國宿の久世、近江彦根の井伊、越後與板の井伊氏等家紋となす(武鑑)

タツタ

四日、八月十二日祭を行ふ、其神幸の地、龍田村に在り、後世小祠を建て新宮といふ(神祇志料)

タツタヒメ

たる想像上の女神、春を司る佐保姫に對す、立田は和國平群郡の地名にして奈良の西方に在り、山を立田山と云ふ、古來より紅葉の勝地として名高きを以て、此地の神の染めなせしと歌などにもみたりしが、遂には春の神佐保姫と共に對照せらるゝに至りしなるべし、佐保姫參看(雲錦隨筆、浪江入遊、年年隨筆)

タツチウ

塔頭 禪宗にて祖師の塔處を云ふ、臨濟錄に「師到達磨塔頭、塔主云、長老先禮佛、先禮祖師、云佛祖俱不禮」と見ゆ、後世一山内の寺院を塔頭と云ふこととなり、淨土宗等にもまた此稱を用ひたり、

タツチモン

達智門 名 大内親外郭十二門の一、多天井の門とも號す、丹治比氏之を監造するが故に、其音を取りて漢字の佳名に宛てたるなり

タツチモン井

達智門院 名 藤原朝子、法名眞理覺、後宇多天皇の第一皇女、母は談天門院、弘安九年誕生、乾元元年十二月内親王宣下、徳治元年十二月伊勢齋宮と爲り、同三年八月退下す、文保三年三月皇后宮と爲り、十一月院號、尋で出家、貞和四年十一月二日崩す(女院小傳)

タツテンモン

談天門 談天門

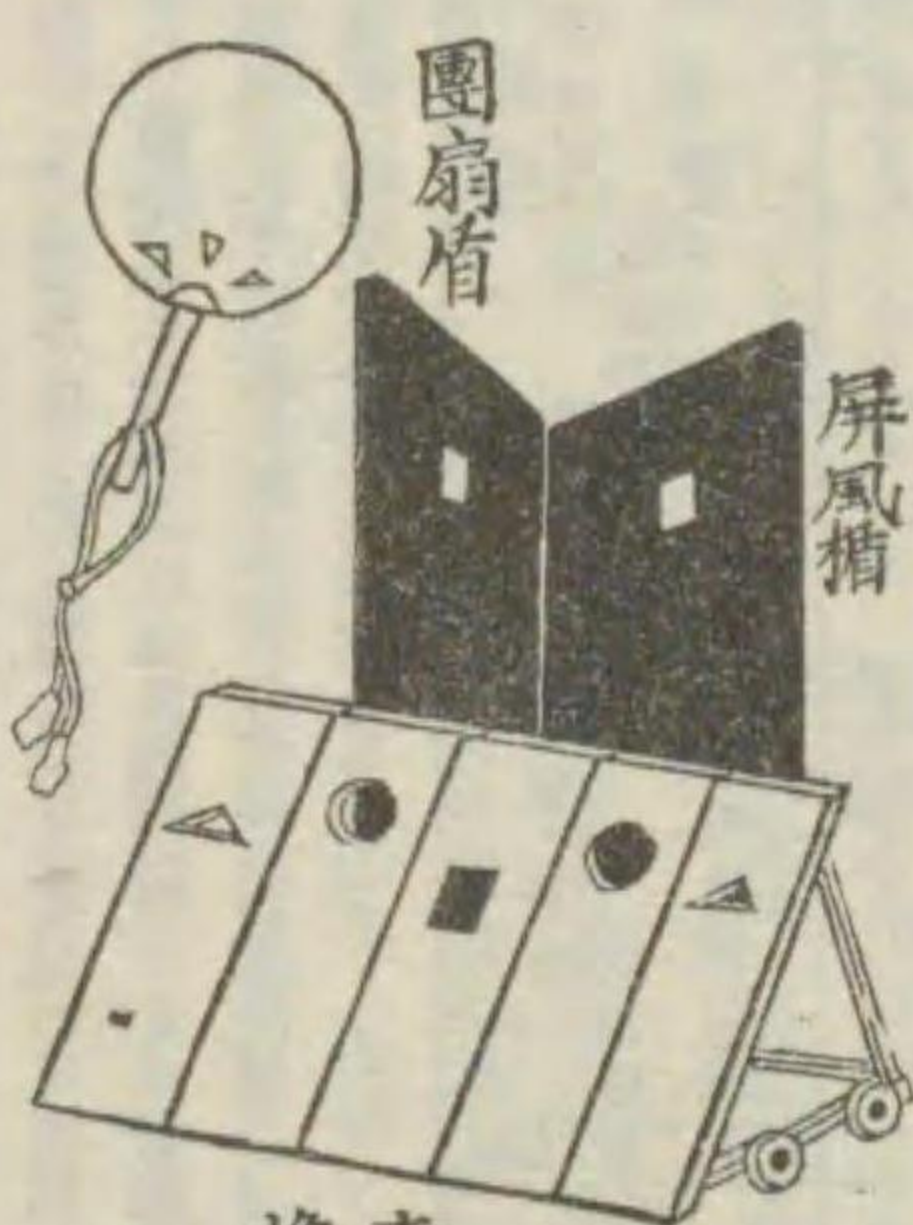
タツノヒセチエ

辰日節會 大嘗祭(ダイシヤウサイ)新嘗祭(シンシヤウサイ)を見よ、

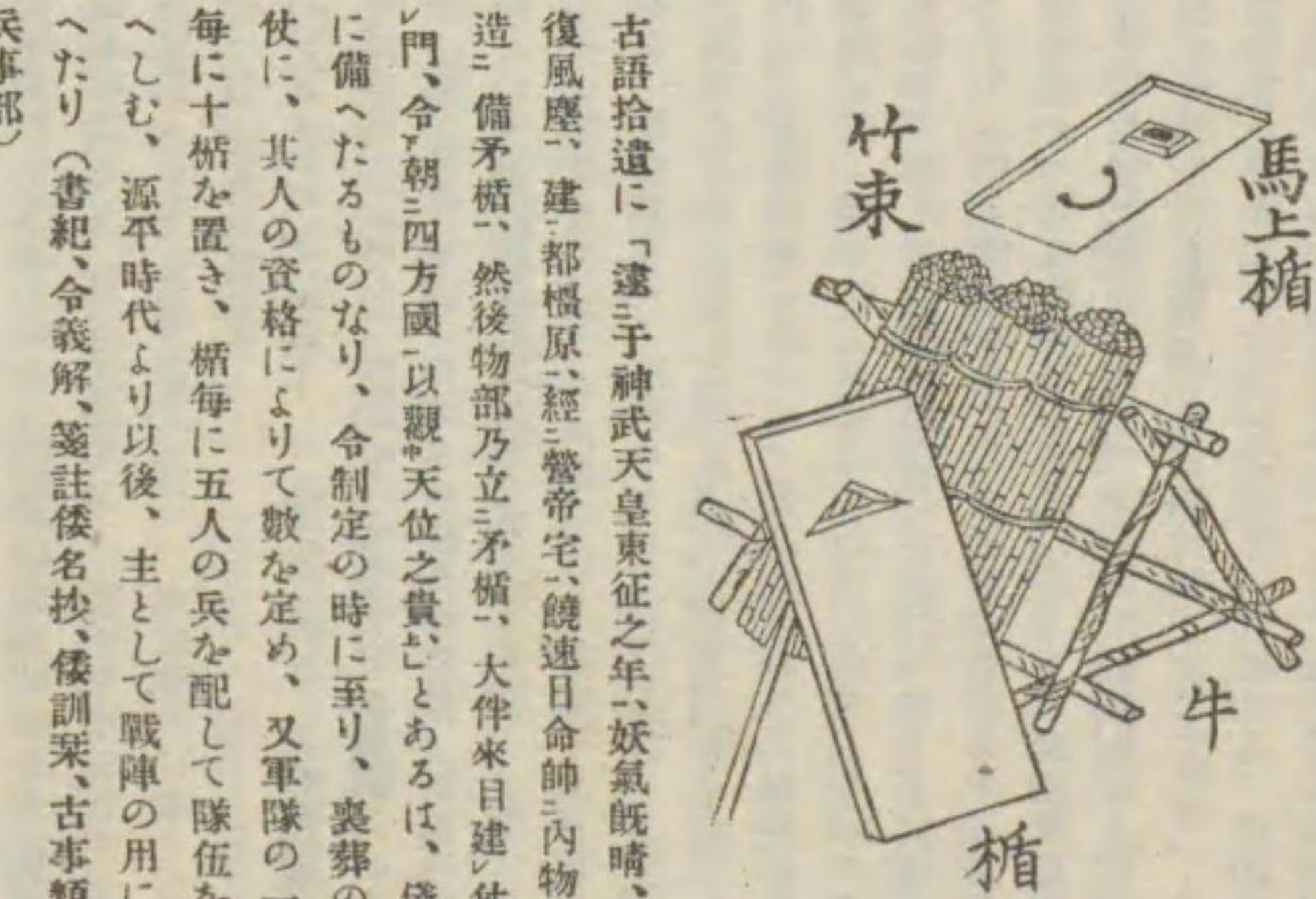
タテイ

造百八十縫之白楯ことあるは初見にして、楯を以て神幣と爲したるものなり、書紀に神武天皇戊午年二月丁未、皇師遂東、四月甲辰、却至草香津、植楯而爲之雄詰ことあるは、攻守の用と爲したる初めなり、

楯(盾、干、楯) 名 戦陣に用ふる器具、身を蔽ひて敵の弓箭砲丸を防ぐに用ふ、箋註儀名抄は、之を植て箭を防ぐ意とし、倭訓葉は隔の義なりと云へり、古はまた之を神幣に用ひ、或は儀仗に備へ、或は隊伍を整へたるに用ひし事あり、而して戰陣に用ふるには、地に立つるを常とすれど、更に並列して長く陣を張ることあり、之を古は楯列といひ、後世は楯楯と云ふ、儀仗に用ふる楯の如き厚き木を以て作る、長四五尺、幅二三尺なれど、また鐵を以てするあり、其形も亦大小あり、一枚なるあり、四枚なるありていづれも一定せず、其質を以ては



(載所圖百二器武)



(載所圖百二器武)

白楯(天石楯、赤楯、黒楯、皮楯、鐵楯等、其形を以ては、大楯、小楯、一枚楯、粘楯(粘楯、箭楯、車楯、扇楯、屏風楯、釣楯等、其用を以ては、歩楯、又は手楯手に執るの義にて歩兵の持つ所)持楯、楯楯、垣楯、楯楯、馬上楯、楯楯等あり、神代より既に見えたり、書紀神代一書に「高皇產靈尊乃還遣二神、勅大己貴神、曰(中略)汝應任天日嗣宮者(中略)又供

古語拾遺に「遠子神武天皇東征之年、妖氣既晴、無復風塵、建都橿原、經營帝宅、饒速日命帥内物部、造備矛楯、然後物部乃立矛楯、大伴來目建仗開門、令朝四方國、以觀天位之貴」とあるは、儀仗に備へたるものなり、令制定の時に至り、喪葬の儀仗に、其人の資格によりて數を定め、又軍隊の一隊毎に十楯を置き、楯毎に五人の兵を配して隊伍を整へしむ、源平時代より以後、主として戰陣の用に供へたり(書紀、令義解、箋註儀名抄、倭訓葉、古事類苑兵事部)

タツチモン井

達智門院 名 藤原朝子、法名眞理覺、後宇多天皇の第一皇女、母は談天門院、弘安九年誕生、乾元元年十二月内親王宣下、徳治元年十二月伊勢齋宮と爲り、同三年八月退下す、文保三年三月皇后宮と爲り、十一月院號、尋で出家、貞和四年十一月二日崩す(女院小傳)

タツテンモン

談天門 談天門

タテウチ

伊達氏(陸奥仙臺) 姓は藤原、河邊左大臣魚名の男中將少輔鷲取の曾孫從三位中納言山陰より出づ、六世常陸介實宗常陸中村に住し、依て中村と號す、五世朝宗源賴朝に從て奥州を征伐し、大功あり、陸奥國伊達郡を賜はる、依て其地に居住

タテウチ

伊達氏(伊豫宇和島) 姓は藤原、仙臺伊達政宗の長男秀宗、慶長元年四月從五位下に叙し、侍從に任ず、同十九年十二月伊豫國に於て十萬石を賜ひ、板嶋城に住す、後ち宇和島と改む、元和八年十二月遠江守に任じ、寛永三年八月從四位下に叙

タテウチ

伊達氏(伊豫吉田) 伊達宇和嶋の伊達秀宗の五男小次郎宗純、明暦元年十二月從五位下に叙し、宮内少輔に任ず、同三年七月、父秀宗の願に依り封地伊豫國宇和嶋に於て三萬石を分地し、吉田に居住す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系圖、武鑑、徳川加除封録、華族譜)

タテウチ

立歌 名 古代より傳はりたる本邦特有の歌曲の一種、樂師等階下に立ちながら奏するを以て名付く、大嘗會、及び正月元日、正月七日の兩節會の時之を奏す、(原田清澄)歌謡其ものは、古くより存したりと雖も、立歌の名の起りしは、蓋し各種の儀式等定まりたるより後の名なるべければ、適か後世のことなるべし、貞觀儀式、元日豐樂院宴會儀の條に「攝部安立歌座、治部雅樂省寮率三工人、參入奏歌」と見え、また午日豐明節會の條に「治部雅樂率三工人奏立歌」など見えたり、而して此等の歌には、和琴和笛を用ひたり、下りて延喜前後に至り、立歌廢せられて、唐樂の立樂と變りし事、北山抄、江家次第、並に諸家の記録等に就きて知るを得べし(歌舞音樂略史)

タテウチ

伊達氏(陸奥仙臺) 姓は藤原、河邊左大臣魚名の男中將少輔鷲取の曾孫從三位中納言山陰より出づ、六世常陸介實宗常陸中村に住し、依て中村と號す、五世朝宗源賴朝に從て奥州を征伐し、大功あり、陸奥國伊達郡を賜はる、依て其地に居住

伊達氏(伊豫宇和島) 姓は藤原、仙臺伊達政宗の長男秀宗、慶長元年四月從五位下に叙し、侍從に任ず、同十九年十二月伊豫國に於て十萬石を賜ひ、板嶋城に住す、後ち宇和島と改む、元和八年十二月遠江守に任じ、寛永三年八月從四位下に叙

伊達氏(伊豫吉田) 伊達宇和嶋の伊達秀宗の五男小次郎宗純、明暦元年十二月從五位下に叙し、宮内少輔に任ず、同三年七月、父秀宗の願に依り封地伊豫國宇和嶋に於て三萬石を分地し、吉田に居住す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系圖、武鑑、徳川加除封録、華族譜)

タテウチ

伊達氏(陸奥仙臺) 姓は藤原、河邊左大臣魚名の男中將少輔鷲取の曾孫從三位中納言山陰より出づ、六世常陸介實宗常陸中村に住し、依て中村と號す、五世朝宗源賴朝に從て奥州を征伐し、大功あり、陸奥國伊達郡を賜はる、依て其地に居住

伊達氏(伊豫宇和島) 姓は藤原、仙臺伊達政宗の長男秀宗、慶長元年四月從五位下に叙し、侍從に任ず、同十九年十二月伊豫國に於て十萬石を賜ひ、板嶋城に住す、後ち宇和島と改む、元和八年十二月遠江守に任じ、寛永三年八月從四位下に叙

伊達氏(伊豫吉田) 伊達宇和嶋の伊達秀宗の五男小次郎宗純、明暦元年十二月從五位下に叙し、宮内少輔に任ず、同三年七月、父秀宗の願に依り封地伊豫國宇和嶋に於て三萬石を分地し、吉田に居住す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系圖、武鑑、徳川加除封録、華族譜)

タテウチ

伊達氏(陸奥仙臺) 姓は藤原、河邊左大臣魚名の男中將少輔鷲取の曾孫從三位中納言山陰より出づ、六世常陸介實宗常陸中村に住し、依て中村と號す、五世朝宗源賴朝に從て奥州を征伐し、大功あり、陸奥國伊達郡を賜はる、依て其地に居住

伊達氏(伊豫宇和島) 姓は藤原、仙臺伊達政宗の長男秀宗、慶長元年四月從五位下に叙し、侍從に任ず、同十九年十二月伊豫國に於て十萬石を賜ひ、板嶋城に住す、後ち宇和島と改む、元和八年十二月遠江守に任じ、寛永三年八月從四位下に叙

伊達氏(伊豫吉田) 伊達宇和嶋の伊達秀宗の五男小次郎宗純、明暦元年十二月從五位下に叙し、宮内少輔に任ず、同三年七月、父秀宗の願に依り封地伊豫國宇和嶋に於て三萬石を分地し、吉田に居住す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系圖、武鑑、徳川加除封録、華族譜)

タテウチ

伊達氏(陸奥仙臺) 姓は藤原、河邊左大臣魚名の男中將少輔鷲取の曾孫從三位中納言山陰より出づ、六世常陸介實宗常陸中村に住し、依て中村と號す、五世朝宗源賴朝に從て奥州を征伐し、大功あり、陸奥國伊達郡を賜はる、依て其地に居住

伊達氏(伊豫宇和島) 姓は藤原、仙臺伊達政宗の長男秀宗、慶長元年四月從五位下に叙し、侍從に任ず、同十九年十二月伊豫國に於て十萬石を賜ひ、板嶋城に住す、後ち宇和島と改む、元和八年十二月遠江守に任じ、寛永三年八月從四位下に叙

伊達氏(伊豫吉田) 伊達宇和嶋の伊達秀宗の五男小次郎宗純、明暦元年十二月從五位下に叙し、宮内少輔に任ず、同三年七月、父秀宗の願に依り封地伊豫國宇和嶋に於て三萬石を分地し、吉田に居住す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系圖、武鑑、徳川加除封録、華族譜)

タテウチ

伊達氏(陸奥仙臺) 姓は藤原、河邊左大臣魚名の男中將少輔鷲取の曾孫從三位中納言山陰より出づ、六世常陸介實宗常陸中村に住し、依て中村と號す、五世朝宗源賴朝に從て奥州を征伐し、大功あり、陸奥國伊達郡を賜はる、依て其地に居住

伊達氏(伊豫宇和島) 姓は藤原、仙臺伊達政宗の長男秀宗、慶長元年四月從五位下に叙し、侍從に任ず、同十九年十二月伊豫國に於て十萬石を賜ひ、板嶋城に住す、後ち宇和島と改む、元和八年十二月遠江守に任じ、寛永三年八月從四位下に叙

伊達氏(伊豫吉田) 伊達宇和嶋の伊達秀宗の五男小次郎宗純、明暦元年十二月從五位下に叙し、宮内少輔に任ず、同三年七月、父秀宗の願に依り封地伊豫國宇和嶋に於て三萬石を分地し、吉田に居住す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系圖、武鑑、徳川加除封録、華族譜)

伊達氏(陸奥仙臺) 姓は藤原、河邊左大臣魚名の男中將少輔鷲取の曾孫從三位中納言山陰より出づ、六世常陸介實宗常陸中村に住し、依て中村と號す、五世朝宗源賴朝に從て奥州を征伐し、大功あり、陸奥國伊達郡を賜はる、依て其地に居住

伊達氏(伊豫宇和島) 姓は藤原、仙臺伊達政宗の長男秀宗、慶長元年四月從五位下に叙し、侍從に任ず、同十九年十二月伊豫國に於て十萬石を賜ひ、板嶋城に住す、後ち宇和島と改む、元和八年十二月遠江守に任じ、寛永三年八月從四位下に叙

伊達氏(伊豫吉田) 伊達宇和嶋の伊達秀宗の五男小次郎宗純、明暦元年十二月從五位下に叙し、宮内少輔に任ず、同三年七月、父秀宗の願に依り封地伊豫國宇和嶋に於て三萬石を分地し、吉田に居住す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系圖、武鑑、徳川加除封録、華族譜)

伊達氏(陸奥仙臺) 姓は藤原、河邊左大臣魚名の男中將少輔鷲取の曾孫從三位中納言山陰より出づ、六世常陸介實宗常陸中村に住し、依て中村と號す、五世朝宗源賴朝に從て奥州を征伐し、大功あり、陸奥國伊達郡を賜はる、依て其地に居住

伊達氏(伊豫宇和島) 姓は藤原、仙臺伊達政宗の長男秀宗、慶長元年四月從五位下に叙し、侍從に任ず、同十九年十二月伊豫國に於て十萬石を賜ひ、板嶋城に住す、後ち宇和島と改む、元和八年十二月遠江守に任じ、寛永三年八月從四位下に叙

伊達氏(伊豫吉田) 伊達宇和嶋の伊達秀宗の五男小次郎宗純、明暦元年十二月從五位下に叙し、宮内少輔に任ず、同三年七月、父秀宗の願に依り封地伊豫國宇和嶋に於て三萬石を分地し、吉田に居住す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系圖、武鑑、徳川加除封録、華族譜)

伊達氏(陸奥仙臺) 姓は藤原、河邊左大臣魚名の男中將少輔鷲取の曾孫從三位中納言山陰より出づ、六世常陸介實宗常陸中村に住し、依て中村と號す、五世朝宗源賴朝に從て奥州を征伐し、大功あり、陸奥國伊達郡を賜はる、依て其地に居住

伊達氏(伊豫宇和島) 姓は藤原、仙臺伊達政宗の長男秀宗、慶長元年四月從五位下に叙し、侍從に任ず、同十九年十二月伊豫國に於て十萬石を賜ひ、板嶋城に住す、後ち宇和島と改む、元和八年十二月遠江守に任じ、寛永三年八月從四位下に叙

伊達氏(伊豫吉田) 伊達宇和嶋の伊達秀宗の五男小次郎宗純、明暦元年十二月從五位下に叙し、宮内少輔に任ず、同三年七月、父秀宗の願に依り封地伊豫國宇和嶋に於て三萬石を分地し、吉田に居住す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系圖、武鑑、徳川加除封録、華族譜)

伊達氏(陸奥仙臺) 姓は藤原、河邊左大臣魚名の男中將少輔鷲取の曾孫從三位中納言山陰より出づ、六世常陸介實宗常陸中村に住し、依て中村と號す、五世朝宗源賴朝に從て奥州を征伐し、大功あり、陸奥國伊達郡を賜はる、依て其地に居住

伊達氏(伊豫宇和島) 姓は藤原、仙臺伊達政宗の長男秀宗、慶長元年四月從五位下に叙し、侍從に任ず、同十九年十二月伊豫國に於て十萬石を賜ひ、板嶋城に住す、後ち宇和島と改む、元和八年十二月遠江守に任じ、寛永三年八月從四位下に叙

伊達氏(伊豫吉田) 伊達宇和嶋の伊達秀宗の五男小次郎宗純、明暦元年十二月從五位下に叙し、宮内少輔に任ず、同三年七月、父秀宗の願に依り封地伊豫國宇和嶋に於て三萬石を分地し、吉田に居住す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系圖、武鑑、徳川加除封録、華族譜)

伊達氏(陸奥仙臺) 姓は藤原、河邊左大臣魚名の男中將少輔鷲取の曾孫從三位中納言山陰より出づ、六世常陸介實宗常陸中村に住し、依て中村と號す、五世朝宗源賴朝に從て奥州を征伐し、大功あり、陸奥國伊達郡を賜はる、依て其地に居住

伊達氏(伊豫宇和島) 姓は藤原、仙臺伊達政宗の長男秀宗、慶長元年四月從五位下に叙し、侍從に任ず、同十九年十二月伊豫國に於て十萬石を賜ひ、板嶋城に住す、後ち宇和島と改む、元和八年十二月遠江守に任じ、寛永三年八月從四位下に叙

伊達氏(伊豫吉田) 伊達宇和嶋の伊達秀宗の五男小次郎宗純、明暦元年十二月從五位下に叙し、宮内少輔に任ず、同三年七月、父秀宗の願に依り封地伊豫國宇和嶋に於て三萬石を分地し、吉田に居住す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系圖、武鑑、徳川加除封録、華族譜)

伊達氏(陸奥仙臺) 姓は藤原、河邊左大臣魚名の男中將少輔鷲取の曾孫從三位中納言山陰より出づ、六世常陸介實宗常陸中村に住し、依て中村と號す、五世朝宗源賴朝に從て奥州を征伐し、大功あり、陸奥國伊達郡を賜はる、依て其地に居住

伊達氏(伊豫宇和島) 姓は藤原、仙臺伊達政宗の長男秀宗、慶長元年四月從五位下に叙し、侍從に任ず、同十九年十二月伊豫國に於て十萬石を賜ひ、板嶋城に住す、後ち宇和島と改む、元和八年十二月遠江守に任じ、寛永三年八月從四位下に叙

伊達氏(伊豫吉田) 伊達宇和嶋の伊達秀宗の五男小次郎宗純、明暦元年十二月從五位下に叙し、宮内少輔に任ず、同三年七月、父秀宗の願に依り封地伊豫國宇和嶋に於て三萬石を分地し、吉田に居住す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系圖、武鑑、徳川加除封録、華族譜)

伊達氏(陸奥仙臺) 姓は藤原、河邊左大臣魚名の男中將少輔鷲取の曾孫從三位中納言山陰より出づ、六世常陸介實宗常陸中村に住し、依て中村と號す、五世朝宗源賴朝に從て奥州を征伐し、大功あり、陸奥國伊達郡を賜はる、依て其地に居住

伊達氏(伊豫宇和島) 姓は藤原、仙臺伊達政宗の長男秀宗、慶長元年四月從五位下に叙し、侍從に任ず、同十九年十二月伊豫國に於て十萬石を賜ひ、板嶋城に住す、後ち宇和島と改む、元和八年十二月遠江守に任じ、寛永三年八月從四位下に叙

伊達氏(伊豫吉田) 伊達宇和嶋の伊達秀宗の五男小次郎宗純、明暦元年十二月從五位下に叙し、宮内少輔に任ず、同三年七月、父秀宗の願に依り封地伊豫國宇和嶋に於て三萬石を分地し、吉田に居住す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系圖、武鑑、徳川加除封録、華族譜)

タテガ

御氣色の數(閑院)未枝殿西園寺、(續)園の種類ありと云ふ、而して立高帽子の恰好は、横の廣サ八寸なれば、堅の長サ七寸、大小是に准せり(名所上の)



リ)右一方のみあるは右眉(又は右上下)、別圖の如く兩方にあるを諸眉(又は諸上下)と云ふ、小諸眉とは兩方小さきなり、尙ほ烏帽子の條參看(三光院内府記、貞丈雜記)

タテガサ

立傘 武家時代、長柄傘をすばめて袋に入れたるもの、供連の時に之を持たするものなり、袋は天蓋絨又は羅紗等にて作り、色は大體黒を用ふ、紫の組紐を以て中結を爲し、紐の兩端に房ありて結び垂らせり、其家格によりて各異なり、ナカエカサ、トモダレの條參看(徳川盛世錄)

タテシトミ

立部 「シトミ」を見よ、

タテスナ

立砂 朝廷又は公卿の邸宅(室町時代)にては武家にて之を模倣したるものとあり(車寄の前の左右に砂を高く丸く築き上げ、形編笠の如く下廣にし、高さは縁の高き程にしたるものなむ、是は車の衝、輿の轅などを持する爲に設け置くなり、宗五大雙紙に「沓脱より半間ばかりさきなり、雷のいかいらほどなるべし、妻戸の兩柱の通りなるべし、大さは其家の位によりて、大小あり、的の時の數塚より大きに候」など見えたり、古くよりありたりと見え、家光承久三年の記、及び康富記(康正廿年十月八日立砂下知の事見えたり(延寶錄、家屋雜考、貞丈雜記)

タテヌ

丈雜記) タテヌヒノコホリ 楯縫郡 所在出雲國 起原 始めて聖武天皇紀天平十五年七月に見ゆ(沿革)和名抄に佐香、楯縫、玖澤(クマミ)沼田(ヌタ)等の郷あり、寛永中出雲大川洪水汎溢し、爲めに山雲、神門、楯縫三郡の境界大に錯雜して出雲郡大半神門郡と此郡とに屬せり、郡名考「タテヌヒ」と書し、地誌提要又「タテヌヒ」に復す、今之に従ふ、明治廿九年出雲神門の二郡と合併し、鏡川郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

タテハヤシジャウ

館林城 所在上野國邑樂郡館林 弘治二年赤井氏但馬守法蓮始めて築き子孫此に居り、上野の上杉氏に屬す、憲政後後越後に屬す、永祿四年奇西攻の時規きし故を以て上杉謙信之を逐ひ、城を長尾顯長に授く、天正十年小田原の北條氏之を攻め陥り、北條氏規に與ふ、天正十八年豊臣秀吉小田原攻の時、石田三成等攻めて之を取ら、徳川家康關東を領するに及び、その地を禰原康政に授く、正保二年松平乗壽封せられ、寛文元年乗久の時佐倉に移り、徳川綱吉二十五萬石にて入城、延寶八年封收めらる、寶永四年松平清武封せられて城を築く、今遺る所のものはなり、享保十三年、武元の時陸奥棚倉に移り、太田資晴代て入部、延享三年松平武元復此地に封せらる、天保七年石見に移り、井上正春代り來り、弘化二年十一月秋元忠朝六萬三千石に封せられ、明治維新に至る(上野志、上野名跡志、徳川加除封録、明治政略)

ダテマサムネ

伊達政宗 名義功字梵天丸、また正宗とも書す、按ずるに政宗自筆の書狀にも政宗を併用せり、蓋し音相通するを以てなり(伊達家系圖、伊達家系圖、陸奥國伊達郡を有す、天正十二年降る、正平三年歿す、行朝和歌を好み、其歌勅撰の語集に入れるもの多し(大日本史)

タドノ

タドノコホリ 多度郡 所在 讃岐國 起原 始めて桓武天皇紀延暦八年五月に見ゆ(沿革)和名抄に佐野(イカノ)真田、葛原(カツラハラ)三井、吉原、弘田、仲村等の郷あり、正保圖多渡に作り、寛文中改めて多度に復す、寛知集以後之に仍る、地誌提要「タド」と稱し、今之に従ふ、明治三十二年那珂郡と合併して仲多度郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

タナカノミヤ

田中宮 在後舒明天皇の皇居 所在大和國高市郡山中村 起原 舒明天皇八年六月岡本宮に災あり、天皇田中宮に遷り給ふ、同十二年四月天皇麻坂宮に遷らる、迄即ち五年間の皇居たり(書紀)

タナスエノミツギ

手末調 上代の調のいふ、女子の手先にて作りたる布帛を調として上るをいふ、手のサキの調と云ふ義、書紀崇神天皇十二年九月に始校入民、更科調役、此謂男之彈調、女之手末調也と見えたり、「テウ」參看(書紀、古事記傳)

タナバタマツリ

七夕祭 名義 公武年中行事の一、毎年七月七日の夕、織女牽牛の二星を祭るをいふ、七日の夕に行ふ祭なるがゆゑに名付く、タナバタは、桐機津女(タナバタツメ)の時にして、即ち織女の和訓なり、按ずるに、神代に天棚機姫神あり、織女の織紵に巧なること、恰も我國の桐機姫神に類似せるが故に、爾が稱したるなり、萬葉集に、七夕とかきてナマカノヨと訓じたり、正しくはかく讀むべきに、桐機津女(タナバタツメ)に流布するに及び、タナバタと訓するに至りしなり、また織女祭とも書す、なほ一名を乞巧奠といへるは、荆楚歲事記に「七夕婦人

タテユ

十一年二月常陸龍ヶ崎に於て二萬石を加ふ、十二年家康の女市姫生る、や、政宗の子忠宗に配せんとしたるに、四歳にして天を以て、更に池田輝政の女を養うて忠宗に嫁し、また政宗の女を家康の子忠輝に配し、姻戚の義を結ぶ、十三年正月、松平の姓を賜ひ、陸奥守と改む、十九年大坂冬陣に、秀忠の先鋒として西上し、翌元和三年夏陣には、道明寺表の戦に、後藤基次等を斬る、戦終るの後、功によりて正四位下參議に陞り、寛永三年八月また從三位權中納言となる、十一年近江國にて五千石の加恩あり、十三年病に罹り、既に大漸に及べるを以て、五月二十一日徳川家光其邸に至りて病を問ふ、二十六日薨す、年七十二(野史、藩翰譜、徳川實紀)

タナハ

タナハ 名義 公武年中行事の一、毎年七月七日の夕、織女牽牛の二星を祭るをいふ、七日の夕に行ふ祭なるがゆゑに名付く、タナバタは、桐機津女(タナバタツメ)の時にして、即ち織女の和訓なり、按ずるに、神代に天棚機姫神あり、織女の織紵に巧なること、恰も我國の桐機姫神に類似せるが故に、爾が稱したるなり、萬葉集に、七夕とかきてナマカノヨと訓じたり、正しくはかく讀むべきに、桐機津女(タナバタツメ)に流布するに及び、タナバタと訓するに至りしなり、また織女祭とも書す、なほ一名を乞巧奠といへるは、荆楚歲事記に「七夕婦人

タナハ

年十八歳にして父の讓り承く、十三年美作守と稱す、此年輝宗同國二本松城主二本松義繼に殺されしかば、直ちに義繼を討つて、父の仇を報じ、十六年蘆名家を亡ぼして、會津七郡を併領し、黒川城に移徙す、十七年豊臣秀吉北條氏を討たんとするを聞き、十八年六月自ら小田原陣中に赴きて秀吉に謁す、秀吉淺野長政をして、私に國郡を横領し、蘆名家を亡すのみならず、音信を通ぜざる所以を詰問せしめたるに、政宗の答ふる處理に當れるを以て、其罪を免し、直ちに奥羽征討の先鋒を命じ、歸國して秀吉の出陣を俟たしむ、既にして北條氏亡び、秀吉東下するや、之を宇都宮に迎ふ、秀吉即ち會津仙道の地悉くを收めて蒲生氏郷、木村吉清に賜ひ、政宗をして黒川に住せしむ、十九年三月侍從越前守となり、羽柴の姓を賜ふ、六月大崎葛西の一揆等を責めて功あり、因て其舊領を復し、更に葛西大崎の地を加へ、凡そ五十八萬餘石を領す、此年始めて岩手澤城に移る、既にして征韓の役起るや、兵を率ゐて名護屋に陣し文祿二年朝鮮に渡航して戦功多からず、四年二月歸朝す、會々豊臣秀次罪を秀吉に得て殺さるるに及び、政宗また其與黨たるの嫌疑を受けしを以て、馳せて大阪に赴き、罪なきの由を辨明す、秀吉なほ疑解けざりしが、徳川家康、政宗の爲めに陳謝せるを以て、秀吉も疑を散じ、本國に歸るを許したり、政宗深く之を徳とし、爾來心を傾けて徳川氏に盡すに至る、慶長二年冬、從四位下に叙し少將に任ず、既にして秀吉薨じ、同五年上杉景勝、石田三成と謀りて兵を擧ぐるや、家康に屬して其先鋒となりまづ白石城を陥る、關ヶ原戦後には景勝と地を争うて止まず、これ兼ねての命に違ひしかば、此度の勳賞には、僅かに白石の地のみを賜はりたり、是後山崎城に居住す、

タヌガ

に改む、男重高、永祿八年八月丸山地蔵堂前に於て戦死す、孫忠吉信濃に移住す、其子吉次、紀伊頼宣に仕へ、曾孫意行、頼職及び吉宗に仕へ、後ち吉宗將軍職を賜ひ、江戸城に入る時同じく供奉す、六百石を加賜す、享保九年十二月五位下に叙し、主殿頭に任ず、男意次寶曆元年七月側室に補せられ、四千石を加賜、爾來屢々加封せらる、八年九月封を遠江國に移され相良を治む、明和四年七月側用人に補せられ、六年八月老中格に補し、安永元年正月老中に補せられ、城を相良に築きて之を治む、天明三年十二月嫡子意知若年寄に補せられ、慶長五千石を賜はる、五年正月五千石加賜、前封を併せて五萬七千石、六年十二月事を以て二萬石を削らる、七年十月意明二萬七千石を削られ、封を陸奥國下村に移さる、文政六年七月意正若年寄たるの累勳を以て、封を故封遠江國に移され、相良を治む、子孫相襲きて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系圖、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

- 重綱 重村 重名 重信 重隆 光房
- 重高 重高 重次 忠吉 吉次
- 吉重 義房 意行 意次 意知 意明
- 意忠 意信 意定 意正 意留 意算
- 意齊 忠千代 望正

タヌガ

助、叙爵して主殿頭と稱す、田沼意次(或は重意に作る)の子、田沼年十五にして西丸(徳川吉宗の世に家重此に住す)附の小姓となり、慶長三百石を賜ひ、享保二十年家を承けて秩六百石を領し、元文二年叙爵す、享保二十年家重將軍職を襲ぐに及び、従つて本

タヌガ

丸に移り、四年小性組番頭格申次見習となり、寛延元年其番頭に進み、昵近奮のこし、此年千四百石を加ふ、寶曆元年側室申次に轉じ、八年また六百石を加へ、はじめて萬石に列し、遠江相良の地を賜ふ、明和四年側用人に移り四品に叙し、なほ職を増して二萬石となり、城主に列し、新たに相良城を築く、六年老中格に上りて侍從に任じ、更に五千石を加へ、安永元年老中となる、爾來屢々加恩ありて、遂に五萬七千石に到る、三年子意知若年寄となり、父と相並びて顯職たり、天下目を側つ、是より先弟意誠を以て一橋家老となし、水野忠友を老中に、太田資愛を若年寄に推擧す、忠友は、後松本城主水野忠恒が後なれば、封地を増加して祖先の舊に復せんことを圖り、移めて意次に媚附し、意次の四子忠徳を養うて嗣となしたるを以て、竟に老中となりて三萬石を領し、實受また其女を意知に嫁したるがゆゑに、遂に若年寄に進む事を得たり、此に於て其親姻昔職に登り、天下大小の機務一門に集り、刑賞與奪の權悉く其手に出でしを以て、勢威頗る強盛なり、之によりて依幸の徒競ひ進みて、群僚其私黨に非ざるはなく、賄賂公行し、輿馬其門に輻湊す、然るに天明四年意知、佐野政言に害せられしより、漸く勢を失するの端を開き、六年八月將軍家重病大漸に至るに及び、八月二十日職を奪はれ、尋て家治將軍職を襲ぐや、更に封二萬石を削り、七年十月、また在職中不正の事多かりし故を以て二萬七千石を削り、致仕歸居を命ぜられ、特に一萬石を嫡孫意明に賜ひ、且相良城を沒収せらる、此に於て意次と婚を通じ親しく交りし者も突を絶ちて往來せず、忠友のごときは養子忠徳を離縁するに至り、八年七月二十四日歿す、年七十(野史、續徳川實紀、徳川太平記)

タヌガ

タヌガマモトモ 田沼意知 幼時龍助、叙爵して大和守、また播磨守と稱し、後ち山城守と改む、意次の子、寶曆十四年正月童形にて將軍徳川家重に初見の禮をとり、菊間隆頼詰となり、明和四年十二月叙爵す、六年九月父の蔭によりて溜間詰となり、天明元年十二月奏者番に進み、三年十一月若年寄に陞り、新に慶長五千石を賜ふ、時に父意知老中たりしのみならず、一門皆權要の地を占めたりしが、殊に意知の勢威は父にも超えたりといへり、然るに新番佐野新左衛門政言に怨を買ひしことありて、四年四月殿中に於て害せらる、年三十六、或はいふ、田沼氏の家系は佐野の支流なりしを以て、其系圖を政言に借り、遂に之を返却せざりしより奇禍を招きたりと、いまだ其眞偽を詳かにせず(野史、續徳川實紀)

タヌガ

種子島(多稱、多嶺) 大隅國熊毛郡、南北凡十四里、東西凡二里半の小島なり、天武天皇六年の條に、多爾島人を飛鳥寺の西楓の下に鑿したる事あり、八年十一月には倭馬飼部造連等を同島に遣したる事あり、十年の條、并に持統天皇九年の條にも其名見えたりとも、此に所謂多爾は南島の總稱なるべしといへり、尋て天武天皇十一年の條に「多爾人、掖次人、阿麻爾人、賜、各有差」は、明らかに今の種子島たるを知る、大寶年間、國に准じて、西は三島(豊岐、對馬、多爾)の一に列し、熊毛、能滿の二郡を置く、天長元年能滿郡を熊毛郡に併せてより、一島一郡となり、大隅國に屬せしめらる、鎌倉時代に及び、種子島信基はじめて南海十二島に封せられ、種子島を治所となし、以て子孫に傳ふ(或はいふ、此時代のはじめ、大浦口某島島の地頭となりて鎌倉に住し、代官上妻某をして在島)

タヌガ

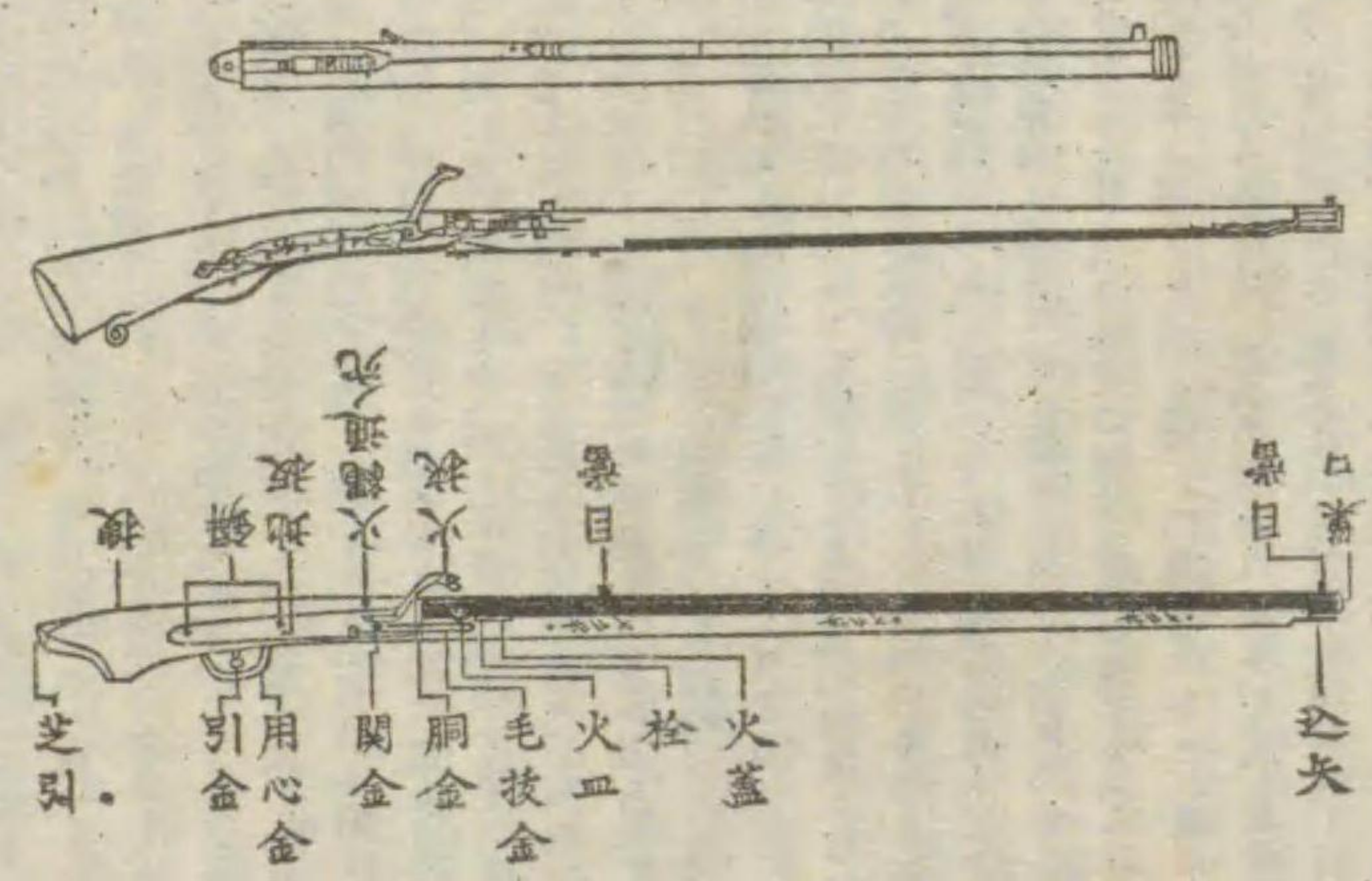
タヌガ

しめ、其下に野間、熊毛、高野の三氏ありて之を治めたりと、又一説に野間以下の三氏は建久以前より在島して其地を領したりと、いまだ其是非を詳かにせず、信基十三世の孫時堯の時、葡人此島に來り鐵砲を傳ふ(別項「タネガシマ」參看)尋て天正年間、豐臣秀吉種子島久時を薩摩智覽院に移封し、島津久以に與ふ、種子島氏茲に於て遂に島津氏の附屬となる、超えて慶長四年三月再び舊領に復し、子孫繼承して明治維新に至る、いま北種子、中種子、南種子の三村に分つ、「クマザノコホリ」「タネガシマウサ」參看(南島偉功傳、大日本地名辭書)

タネガシマ

種子島 西歐より種子島に傳來し、且其地に於て始めて製造せられたる小銃の名、天文十二年八月、薩摩の屬島たる種子島の西村浦に一大船漂着す、何國の人たるを知らず、西村の幸西村時賢之を訊問し、南蠻の買人たるを知り、命じて赤尾木浦に入らしむ、買人の長二人あり(外籍を按ずるに、此時來朝せる葡萄牙人三名、詳しくは下にいふべし)一人を李良叔舎といひ、一人を喜利志多他孟太といふ、手に一物を携ふ、即ち鳥銃なり、邦人其射擊の狀を見て、其奇妙なるを百發百中の巧なるに驚かざるはなし、島主種子島時義、重譯して其大要を曉り、二千兩を以て二挺を購ひて家珍となし、且家臣藤川小四郎秀重に命じ、製薬の法を學ばしむ、ピントの組行に、其時の狀を記して曰く、「斯くて島主はチエトモ(葡萄牙人)に向ひ、鐵砲ありとも彈薬の法を知らざれば其益なるべしとて、彈薬の製法を教へよと請ひしに、チエトモ快諾して之を教へ、島主は自ら之を製造するに至り、島主も今は他事を打ち捨て朝夕鐵砲を弄びて、恰も狂人の如く、或は銃の模倣を作り、或は鐵を鍛練する

第一圖 第二圖 第三圖



第一圖は、南島偉功傳所載の圖にて、時堯始めて葡萄牙人より獲し銃身、長二尺三寸九分、第二圖は、同上所載、八板金兵衛始めて鑄造せし小銃、銃身二尺三寸六分半、蓋共三尺三寸四分、第三圖は、銃の名所を示す、

タヌガ

タヌガ

などに餘念なかりき、元來常用なる日本人の習性として、製作の法も遂に成功し、半年の後我等出船の折までに、早くも六百餘挺の製作ありたりとあるに、時堯が如何に熱心なりしかを知らるべし、然れどもピントの文中六百餘挺を製造するに至りたりとあるは、誇張に過ぎたり、蓋し此時に銃身を作り得し、其底を塞ぐ事知らざりし頃なればなり(猶詳しくは下に説くべし)かくて外人等は留まる事殆ど五ヶ月にして去りしが、時堯等主従は、絶えず此奇世の珍器を研究する事を怠らざりき、時に紀伊根來寺の僧に杉之坊某といふ者あり、之を傳聞し、來りて傳授を乞ふ、時堯其志を慕ひ、銃一挺を分與し、且製薬の法と發火の法とを教ふ、此に於て銃器始めて内地に傳播す、是より先時堯、鐵匠數人をして其形象を熟視せしめ、月鍛年練、新たに之を製せんとなす、其形製頗る類似せりと雖も底を塞ぐべき所以を知らざるを以て、其目的を達する事能はざりしが、其翌年に至りて、上述の外人再び同島熊野浦に來る、買人の内一人の鐵匠あり、時堯以て天の授くる所と爲し、八板金兵衛清定をして、就きて底を塞ぐの法を學ばしめ、始めて數十の鐵砲を製し、然る後其蓋の形と其飾の鍵輪の如き物とを製造せしむ、我國歐式の小銃を造る事を以て權輿と爲す、而して八板氏の系圖に據るに、十二年外人の來れる時、其術を學ばんが爲に嫡女を船長に遣はして一朝の交を結ぶ、數月の後外人は其女を伴ひて去りしが、其翌年再來するに際し、遂に底を塞ぐの法を得たりとあり、傳説によれば其女の名を若狭と稱し、才色雙絶の婦人なりきといへり、此事たる別に記録の徵すべきものなしと雖も、當時の人情として外人に嫁するが如きは婦人の恥づる所に於て、決して榮譽とすべきものにあらずれば、故ら

タネガ

に之を作為し、假説を作るべくも思はれざれば、蓋し事實なるべし、翻て按ずるに、此時種子島に著せる商賈の長二人とは、皆葡萄牙人にして、其姓名は、吾國の記録には、喜利志多佐孟太といひ、一を李長叔舎といふとのみ見えたるが、近時坪井文學博士はテコノトのホルトガール傳記、カルワノのホルトガール海上發見記、ビントの東洋紀行等を参考して、ビントの紀行中鐵砲傳播の記事は、吾國の記録に合するがゆゑに、十二年に來れる外人の一人は、必ずビントなるべく、また喜利志多佐孟太は、二人の姓名混同せるものにして、佐孟太は却て他の李長叔舎の姓なるべく、フランシスコ、マ、モタと訓すべし、即ちビントの紀行に見えたるチエトモはマモタを誤りしものなるべし、喜利志多はクリストフにして其名に對する姓はおなじくビントの紀行に見えたるホルトガールなるべきかと考證せられたり、かくの如くにして種子島なる一小島は此銃器を傳來し、且其地にて製造するを得るに至り、我國の武器に一大革命を傳へたり、其後和泉國堺浦の商人に橋屋又三郎といふものあり、兩三年の間種子島に來住して此技を學びて歸る、人其名を云はずして、鐵砲又との稱したりといふ、これよりして畿内附近の諸國みなこれを傳習し、引いて關東にも及ぶに至り、遂には海内至る處として銃器を軍陣に用ひざるはなく、更に支那に傳播するの盛況を呈するに至り、かの文祿征韓の役のこときは、尤功力ある武器として、非常に明軍をなやましたりき、江戸時代に入りては、兵革既に飲まり、また幾干もなくして鎖國の令發せられたれば、種子島銃も特種の進歩を呈するに及ばず、維新の際に至り、幕府の兵制を改革するや、關人に注文して新式の銃器を輸入し、種子島遂に廢す、其器の名所は圖にて知るべし、

タネガ

ツバウシ參看(南浦文集、鐵砲傳來考、南島傳功傳) 出づ、清盛の孫行盛の子信基、平氏滅亡の時に當り年幼弱なるを以て、母と共に京都に潛匿したりしが、後ち北條時政の被護を受けて、始めて南海十二島(種子、屋久、喜良部、硫黃、竹島、口之島、臥蛇島、中之島、諏訪之瀬島、平島、惡石島、寶島)に封ぜられ、種子島を以て治所と定めたり、因りて氏と爲す、(按ずるに南島及び薩隅二州の舊家等、平氏の餘胤と稱する者多きも、皆信據するに足らず、種子島氏の如きも、果して行盛の子たりしや否や明かならず、いま暫く家傳に従ふ) 後ち慶應世變を閉して領土漸く減じたりと雖も、室町時代永正年間及ぶまで三百餘年間は、なほ初封(或は其大部分)を領有せしものに似たり、時勢の時に至り天文年中、葡人來著し鐵砲を傳へ、時勢其利器たるを悟り、家臣に命じて砲術及び製法を學ばしめたり、我國に洋式の鐵砲ある實に茲を以て嚆矢と爲す、(タネガシマ參看) 天正年間豐臣秀吉時勢の久次時を薩摩國智院院に移し、種子島を以て島津以久に與へしより以後、遂に島津氏の附庸となり、内外の征戰常に其陣に屬したり、慶長四年四月再び舊領を安堵せらる、久時の子忠時に至り、寛永二十年邸を鹿兒島に築きて之に居るに及び、君臣の分全く定まりしと雖も、島津氏の種子島島を遇するや、敢て他の臣屬と同くせず、名は一門格なりしも、實は資禮を以てしたりき、忠時の孫久基といふ、元祿十一年三月琉球王より贈與したる甘露を培養し、二三年にして島中に充滿せり、我國に於ける之を甘露栽培の始めと爲す、明治維新の際領地を返上し、近年また男爵を授けらる、(タネガシマ參看、南島傳功傳) 信基 信武 信真 眞時 時基 時充

タネヒ

賴時 清時 時長 備時 時氏 忠時 惠時 時幾 時次 久時 忠時 久時 久基 久達 久芳 久照 久道 久珍 久尙 時丸 守時 種彦 高屋種彦(タカヤタネヒコ) を見よ、 タノモイウヒツ 憑右筆 憑總奉行(タノモソウアギヤウ)を見よ、 タノモシ 頼母子 無盡(ムジン)を見よ、 タノモソウアギヤウ 憑總奉行 室町幕府の職名、八月朔日、贈遺獻納物を掌る、また八朔奉行ともいふ、(憑總奉行) 元年の條に見ゆ、此を頼時と云ふ、然れども大儀にはあらざりしを、尊氏將軍の時より嚴儀となり、義滿の時に至つては、七月晦、八月朔、及び三日、すべて三日間、物を獻すべき定となりき、當時は、朝廷へも獻物し、朝廷亦幕府へ下賜あり、幕府にても、物を獻せし將士神官等、各遺物あり、事務多端なる故に、殊に憑總奉行を置き、政所執事、伊勢氏の世職とす、又其族を以て憑右筆とす、(又奉行とも稱す) 諸家へ遺物の内書を調進す、又御憑使ありて遺物の使を奉す(官制沿革略史) タノモノイハヒ 田物祝(憑祝) 公武年中行事の一、八月朔日に行ふ祝賀にして、また「タノモノイハヒ」とも訓じたり、「ハツサケ」を看、 タノモアギヤウ 憑奉行 憑總奉行(タノモソウアギヤウ)を見よ、 タバコ 煙草 (タバコ) 煙草

タバコ

り出づ、其名、長命草、南草、相思草、金錢因等の別名あり、また多葉粉とも書す、(煙草) 船載の年代詳かならずと雖も、戰國時代の中葉ならんか、落穂集追加、崎陽古今物語には、天文年間となし、異本塔寺長帳、長崎古今要覽には慶長四年、奥富士物語、相真家年代記、歴代參考には慶長九年、當代記には慶長十年前後のこととなしたり、蓋し歐人の我國に來れるは、天文年間の事なれば、其時少くとも邦人の見聞に入りしなるべきも、同時に喫煙の風を生じたりと思はれず、其流行するに至りしは遙か後のこととなるべく、而してこれを培養したるは、温古年表に「慶長十年天下多葉粉始、其種從三寶來」と見え、異本塔寺長帳には「慶長十年、今年自異國種子を持來て作り、手入を指南す」と見え、奥富士物語には「慶長九甲辰、今年唐より初てたばこ日本に渡り、長崎櫻馬場へ植初め、是よりたばこ吞事はじまる」など見え、慶長十年、既に需用の多かりし事より考ふれば、慶長以前早く喫煙の流行せるを知るべし、なほ三省録には朝鮮陣の時將士等多く喫煙したる事を載せ、煙草録には文祿の頃に「きかぬもの、たばこの法度錢法度、玉のみ、ふにげんたくの醫者」といへる落首ありし事を載せたり、もし事實なりとせば、桃山時代には廣く流行し居たりしものなるべし、(煙草) 煙草の培養既に開け、其供給遍れかりし結果として、非常の速力を以て天下に行はるゝに至りしが、江戸幕府にては、これを以て有害無益のものとして認め、慶長十四年、同十五年、同十七年、元和元年、同二年等、屢々令を下して、喫煙を禁じたれども、永く行はれず、日を逐うて盛んとなり、遂に國民一般の常習となりたり、而して羅山文集を按ずるに、「佐波古草名、採之乾暴、剉其葉、而貼于紙、捲之、吹火吸、其煙瘴諸

タバコ

前一人多爲す、其後用之者益衆、而不服于紙、こと見えたり、其最初にありては、今日の巻煙草のこととして喫したるなるべし、後煙管行はれて此事衰へたり、また古くは刻み煙草といふものなく、各々手作りにしたるものなりしが、延寶天和の前後に至りて、これを行銷するもの生じ、尋で一般に商品を購ふ事となれり、なほ其刻み方は、元祿の頃は五分刻みとて荒く刻みたるを賞美せしが、後には細くせるもの廣く行はれたり、(煙草) 薩摩國分、肥前長崎、山城花山、攝津服部、大和吉野、河内龍泉、和泉新田、甲斐門前、同小松、信濃和田、同玄古、上野高崎、相模波多野、常陸赤土等名あり、其他各地に産するもの亦多し、明治維新の後舶來の煙草頗る行はれ、我國また其法を學びて製するもの尠からざりしが、明治卅八年遂に官營となれり、(煙草) キャセルと稱す、蓋し葡萄牙語なり、煙草の傳來と共に傳はりしものなるべしと雖も、古くは其製も粗にして僅に竹管に穴を穿ちて用ひたるに留まる、翁草に「今の如く煙草の道具はなし、竹させるにて、細き竹の節を込め、漸く火皿程に切り、筆の軸程なるものを夫へ横に付けて吞みしなり、夫さへ持たる人は稀なり、下々杯は、直に煙草の葉をくるくると巻、呑口に紙を巻き、火を付けて吞みたり」と見え、煙草百首に其圖あり、また慶長元和頃に至りては漸く進歩し、羅山文集によるに、希施妻之制、或用鑰或用竹、其盛、佐波古者、以鑰爲之、狀如牽牛花樣、其底尾有穴、斜屈連子續子竹鑰筒上ことあり、而して當時の古圖を按ずるに、煙管の丈頗る長く、外出の際從者が肩に打かつき行く様を描きたるもあり、また室内常用の物にても、今日のよりは更に長かりしこと、松浦伯爵家所藏風俗繪古屏風其他によりて知ることを得、なほ萬治寛文頃

タバコ

には煙管に煙を捲したるものあり、これは吹口口の煙などに觸れざる用意にて點火の時に於て用ひしこと嗜者語に見ゆ、其後世と共に進歩し金銀以下之美麗なる及び各種の形など流行するに至れり(當代記、異本塔寺年表、歴代參考、相真家年代記、温故年表、奥富士物語、長崎古今要覽、長津聞書、慶長見聞集、落穂集追加、三省録、羅山文集、翁草、本朝食經、扇軌範、嗜者語、嬉遊笑覽、煙草百首、塵塚談、我衣、千種日記、茅窓漫錄、藍錄) タバノコホリ 多磨郡 所置 武藏國に居る、國府此郡小野郷にあれば、蓋し建國の際之を置きしものなるべし、(煙草) 延喜式多摩に作り、「タマ」と稱す、和名抄に、小川、川口、小橋(フヤキ)小野、新田、小島、海田(アマタ)石津、柏江(チノエ)勢多等の郷あり、拾芥抄又多摩に作る、後分れて多東、多西二郡となり、天正の末、徳川氏東遷の後舊に復して又一郡となし、勢多郷は遂に荏原郡に入る、古圖多磨に作り、寛知集元祿帳多磨に作る、然るを郡名考又多磨に復して「タマ」と稱せしが、天保郷帳多磨に作りしより、以後之に従ひ「タマ」と稱す、明治十三年五月東西南北の四郡に分つ、明治二十九年東多磨郡と南豊島郡と合併して豊多磨郡と爲す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書) タハラ 俵 藁或は藁などを編みて作りたる袋の一種、米、炭、鹽等の類を納むる用に供す、字典に、俵散又分界なりと見え、倉米を分ち界て俵庫に充るの義に起れり、農政坐右に、「成形圖説曰、俵は和字なり、蓋把稗の略歟、一説に田釋也、或曰、俵は字書に散なりとあれば、散米といふより取りしならんともあり、按に、孝德天皇紀に、藁の字、加麻須とあるも

タハラノタビ

の、古の依の事にて、蒲荷てふものぞ其遺製なるべし、字書に、裏は苞也と注す、即ち倭と同じ、昔倭てふものは、二升以上五升盛のものにて今の裏の如し、然るに一統に、倭の大きくなりしは、上に納める料に製しけるにや、類聚國史延暦十七年正月、勅量取備載、斗斛有限、又備一俵二升已上、殺亦斛別五升已上云々、雜式曰、公私運米五斗爲俵、仍用三俵爲一駄、是五斗俵の始めにて、蓋載米なり、凡て駄荷馬の荷の重の積を四十貫と云ふも、五斗俵二俵を負する積りなりと云へり(公義の定め一俵三斗五升入り、重さ十六貫目なり、三斗五升は御料所平均三つ五分にあたるゆへなりと云ふ)といへり、

タハラトウタ

倭藤太 藤原秀郷(フナハラノヒテサト)を見よ、

タハラノシチタウ

の七黨即ち朽木、荒川、宮川、天野、松野、竹木、月田の七家を云ふ、

タハラノテンワウ

(シキノラウジ)を見よ、

タハラノヒガシノミササキ

光仁天皇の御陵、また後田原陵といふ、大和國添上郡田原村大字日笠に在り(形状圓にして、兆城東四八町、南北九町諸陵考云、高二丈許、周四十九丈許)守戸五烟あり(禮樂志、陵墓一覽)

タビ

茶毘 火葬をいふ、梵語、火化と譯す、又闇羅、耶維、闇毗と言ひ、正しくは闇羅多と云ふ、焚燒と譯す、火葬場を茶毘所と云ふ、諸宗にては無常堂、禪宗にては延壽堂と云ふ、茶毘所は京都にては初めは鳥邊野、後建仁寺の後林に移し、尋で鳥邊野に復し、赤花頂山に移せりと云ふ、江戸にては千住骨ヶ原、給ヶ原、利場の邊及び隅田川の東行徳

タビノタビ

街道に當れる中川邊に設けたりと云ふ、この火葬場に在りて死體の火葬を掌る者を茶毘師と云ふ、後世は隱坊と云へり、クワサウ、サウシキ(參看(傍州、類聚名物考、江戸砂子))

タビノミヤ

旅宮 御旅所(チタビシヨ)を見よ、

タヒラウチ

平氏 「ハイシ」を見よ、

タヒラノキヨモリ

平清盛 源朝長子、母詳かならず、平家物語には祇園女御となし、源平盛衰記には兵衛佐局となし、胡宮神社文書には祇園女御の妹となし、共に清盛を以て、白河法皇の落胤と爲す、蓋し清盛の母は院中に奉公せるものなる事は信すべきが如きも、落胤とするは疑ふべきものに似たり(大治四年從五位下に叙し、左兵衛佐に任じ、久安二年正四位下に累進して、安藝守に任ぜらる、保元元年崇徳上皇藤原賴長、源爲義等と兵を擧げて皇位を争ふや、清盛は後白河天皇の召に應じ、源義朝と共に、白河殿を攻め、大に上皇の軍を破る、功を以て播磨守に任じ、尋で太宰大貳に叙す、平治元年、是より先義朝清盛と隙あり、遂に藤原原賴と謀り、清盛の不在に乘じ、兵を發して後白河上皇を幽し、且つ二條天皇を擁して爲す所あらんとす、清盛變を聞きて馳せ歸り、天皇を六波羅の第に迎へ、更に諸子諸將を遣はし、信賴を誅し、義朝を走らす、既にして義朝尾張に趣き長田忠政の殺す所となる、永曆元年正三位に叙し、尋で參議に任ず、是に於て清盛の勢威漸く盛んなり、永萬元年權大納言に累進す、既にして高倉天皇位に即く、いまだ幼冲なるを以て、上皇親しく庶務を決す、時に清盛の要平時子、皇太后の幼少を以て、勢を益

タヒラノサタモリ

平貞盛 常平太

常陸大掾國香の子、承平中國香の平將門に殺さる、や、貞盛時に左馬介となりて京都に在り、父の死を聞き、官を棄て、東歸し、常陸大掾となりしかど、力將門に敵せざるを以て、隱忍して未だ發せず、後ち叔父平貞兼に従ひ、共に將門を撃ちて利あらず、帯に山道より京都に赴かんとす、將門之を聞き、輕騎を率ゐて信濃に追及す、貞盛苦戦して大敗し、僅に身を以て免れ、重騎京都に入る、既にして朝廷官符を貞盛に賜ひ、常陸に至りて將門の罪を推問せしむ、將門貞盛の至れるを知り、迎へ撃たんとす、

タヒラ

んなり、上皇猶々之を惡みしと雖も、能く制する事能はず、積憤の餘蘊髮して専ら佛乘に歸す、清盛竊かに喜ぶ、仁安二年從一位太政大臣に陞り、隨身兵仗を賜ひ、轡車宮中に入出入するを許す、幾干もなくして太政大臣兵仗轡車を辭す、三年病あり、剃髮して清蓮と稱し、尋で静海と改む、世に太政入道と稱す、嘗て別館を四八條に造りて土木を極し多く蓮を植う、因て蓬壺と號す、又別莊を攝津福原に營み四時の觀を窮む、此時に至り天下の政事一に其手に出で、放濫驕溢、上下之に苦む、承安元年女德子を入れて、中宮と爲す、同年子重盛、同宗盛兄弟相並びて左右大將となる、法皇の執事權大納言藤原成親亦之を望みて得る事能はず、因て藤原西光と謀り、法皇の密旨を以て、源行綱、平康賴、備後寬等と鹿谷の山莊に會し、平氏を滅ばさん事を謀る、清盛之を聞き福原より歸り、西光、成親を斬り、康賴寬等を配流し、また後白河法皇を鳥羽殿に移さん



(押花盛清)

と欲したりしも、重盛の諫により其事遂に廢む、三年重盛薨す、法皇關白基房と謀り、其所領越前之莊園を沒收し、尋で故攝政基實の妻薨するや亦其莊園を收め、更に基房の子師家を中納言と爲す、基房の兄の子基通は清盛の女婿なり、清盛によりて中納言を望みしかど、許されざりしかば、清盛大に怒り、即日奏請して關白基房を罷め、基通を内大臣關白と爲し、法皇に親近する三十九人の官職を奪ひ、また法皇を鳥羽殿に幽す、四年清盛天皇に迫りて位を皇太子に譲らむ、即ち安徳天皇にして、平德子の生む所なり、四月源賴政、平氏を滅ばさん事を謀りしかど、謀露はれて敗死す、是

タヒラ

より先清盛は、數山安良の僧徒が、藤々京都を窺するを疑み、都を福原に移して之を避けんとするに意ありしが、此年六月途に從る、人情崩散し物議紛紜たり、此に至りて法皇を三間板屋に幽す、人呼んで中御所といふ、是月清盛及び妻時子三宮に准し年官年爵を賜ひ、私第に宿直するもの、服飾院官の儀の如し、九月源賴朝、兵を伊豆に起す、即ち孫維盛、弟忠度、于知度等を追討使として之を征せしむ、尋で源義仲また兵を信濃に擧げて賴朝に應ず、十一月天下新京を擧げざるもの多きを以て、俄に公卿を率ゐて舊京に移る、此時に當りて天下諸道平氏に叛きて源氏に應ずるもの相續き、士卒多く逃亡す、清盛意頗る沮喪し、法皇に請うてまた政を院中に聽かしめ、且つ美濃叢岐の二國を獻じ、更に天下の事を以て専ら子宗盛に委ぬ、養和元年清盛、關東の兵將に南海を経て京に入らんとするを聞き、諸將を遣はして沿海の所々を守らしめたり、然るに平維盛同知盛等兵を東北に出せりと雖も、或は還挽し或は病んで還る、清盛忿悲す、時に宗盛院宣を幸し、將に東國に赴かんとして未だ發せざるに際し、會々清盛熱病を患ひ、宛轉煩燥する事七日にして薨す、歳六十四、愛宕に茶毗し、骨を經島に藏む、清盛身を武門に興して位人臣を極め、凡其一門公卿十六人、殿上人三十餘人、諸國受領衛府諸司六十餘人、所領郡國天下の半に過ぎ、宮皇室を凌ぎ、被服冠帽皆華麗を極む、一時之を尙びて、六波羅様といふ、大納言平時忠、常に人に語る毎に、平族にあらざれば、人にあらざるといへり、其隆盛なりし事思ふべきなり(大日本史)

タヒラノコレモリ

平維盛 名譽世に櫻梅少將といふ、重盛の嫡子、仁安中兼美濃權守となり、尋で右少將に任じ、承安二年中宮権亮を

タヒラ

常陸大掾國香の子、承平中國香の平將門に殺さる、や、貞盛時に左馬介となりて京都に在り、父の死を聞き、官を棄て、東歸し、常陸大掾となりしかど、力將門に敵せざるを以て、隱忍して未だ發せず、後ち叔父平貞兼に従ひ、共に將門を撃ちて利あらず、帯に山道より京都に赴かんとす、將門之を聞き、輕騎を率ゐて信濃に追及す、貞盛苦戦して大敗し、僅に身を以て免れ、重騎京都に入る、既にして朝廷官符を貞盛に賜ひ、常陸に至りて將門の罪を推問せしむ、將門貞盛の至れるを知り、迎へ撃たんとす、

タヒラノシゲケコ

平滋子 建春門院(ケンシユンモンケン)を見よ、

タヒラ

貞盛の所在不明なるを以て、其衆を散じ、千餘人を率ゐて下野に出づ、貞盛之を聞き、下野押領使藤原秀郷と共に、四千餘人を發し之を撃つ、將門敗走し下總幸島を保ちしが、貞盛等跡に乗じて北ぐるを逐ひ、火を縱ちて營を燒き、遂に自ら射て將門を殺す、功を以て從五位下に叙し右馬助に任じ、鎮守府將軍となる(テンシヤウノラン)參看(天祿天皇の問、丹波守陸奥守を歴、從四位下に叙す、段年詳かならず(大日本史))

タ
フ



位牌形石塔 (後藤基次墓)



寶篋院塔 (傳云平重盛墓)



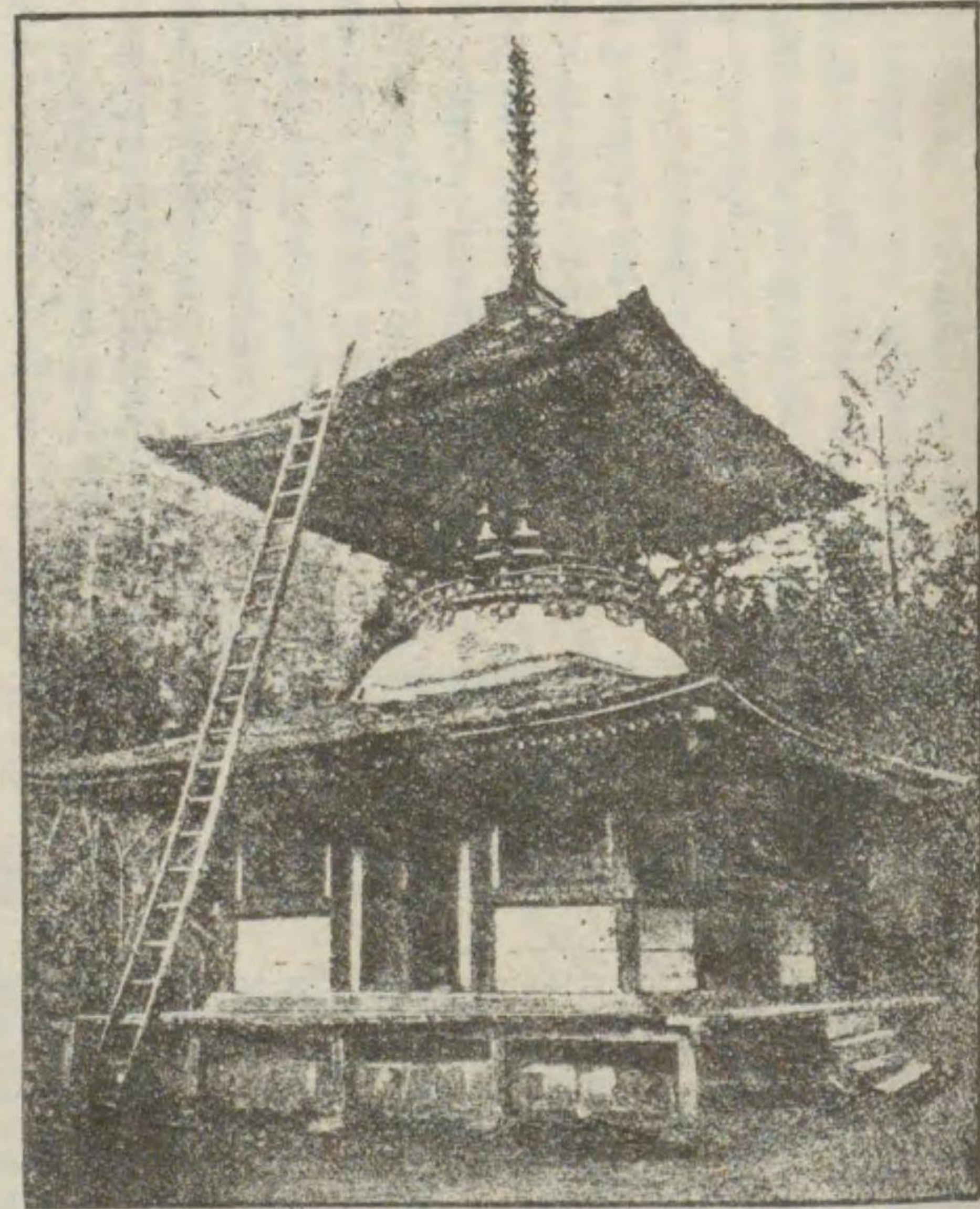
五輪塔 (大和納言塚)



多寶塔 (久能山徳川家康墓)

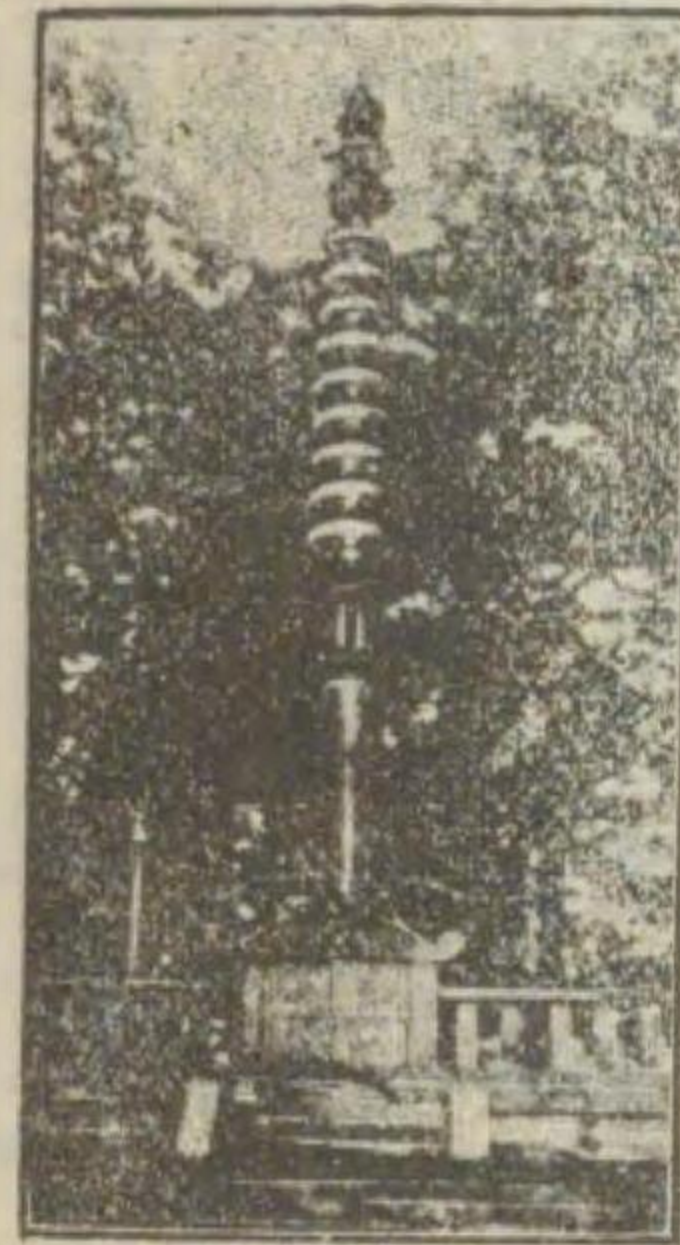


無縫塔 (春日局墓)



多寶塔 (高野山金剛三昧院)

タ
フ



相輪塔 (延暦寺)



十三重石塔 (般若寺)



百萬塔 (法隆寺)



五輪板塔婆 (新大佛寺)



十三重塔 (多武峯神社)



泥塔 (樂師寺)

タフシ

す(一)は舍利塔、供養塔、窠塔あり、窠塔は五穀豐饒を祈る爲に造りたるものにして、陀羅尼及び窠等を納む、木質にして高二寸許なり、室生寺の窠塔の如き是なり(二)は層塔、重層を爲すを以て名づく、之を建築物と非建築物とに區別す、並に一重より十三重に至る、而して建築物にありては木造なり、一層にして相輪を有するものを相輪塔、一層にして圓形なるものを寶塔(涅槃經に七寶を以て塔を裝飾する、と見えたるより出でたる名なるべし)二層にして上層の圓形に、下層方形なるものを多寶塔と稱し、三層以上は皆其層數を以て呼ぶ、三重塔、四重塔、五重塔、七重塔、九重塔、十三重塔の如し(我國における層塔は上に述べたるが如く一、二、三、四、五、七、九、十三の八種に限れり)非建築物は多くは供養の爲めに造れるものにして、石材を普通とす、相輪塔、層塔の上部なる九輪(即ち相輪)を地上に立てたるものといふ、其外寶篋印塔、五輪塔、角塔、板塔、笠塔、板碑(イタヒ)等無縫塔(又即塔)等あり、是等は形によりて名づけしと雖も、其目的は供養の爲めに立てたるものにて、供養の一種なり、尙ほ便宜上墓の條に詳説したれば、就て見よ(覺禪抄、阿婆婆抄、造塔功德經、西域記、南海寄歸傳、翻譯名義集、釋氏要覽、工藝志料、史學雜誌、日本佛塔建築の沿革、考古便覽)

タフシノコホリ

答志郡 所在 志摩國 起 元正天皇の養老三年四月、此郡を割て佐藤郡を置きし事見えれば、蓋し國郡制定の際既に之を置きしものなるべし(續紀塔志に作り、延喜式以後答志に作る、和名抄に答志、和具、伊可、伊稚、イザハ)驛家、神戸等の郷あり、郡名考「タフシ」と唱へ、地誌提要古に復して「タフシ」と稱す、明治廿九年英虞郡と合併して志摩郡を置く(郡名異同一覽、國郡制篇)

タベ

田部 王朝時代の初め屯田を掌りたる部族をいふ、景行天皇五十七年十月、始めて田部の屯倉を興さしめたり、欽明天皇の時、處々の韓人を以て倭國大身狹の屯倉の田部、高麗人を小身狹の田部と爲し、敏達天皇三年、蘇我馬子を吉備國に遣し、白猪の屯倉と田部とを増益せしむ(書紀)

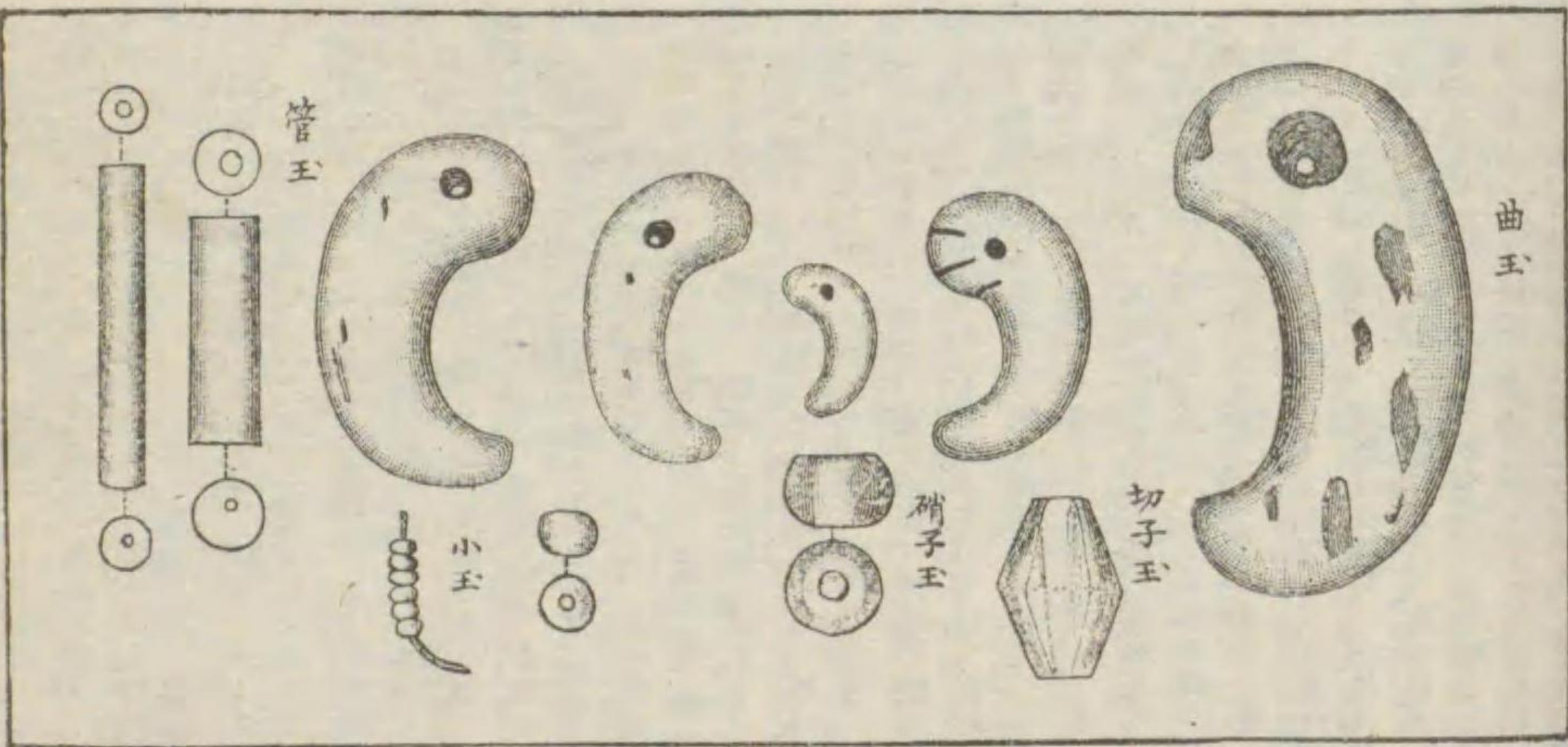
タマ

玉 名義 礦物類及び其他にて、裝飾の用に供せんが爲めに彫琢したるものをいふ、(なほ玉の稱呼は、凡て圓形を爲したるもの、總稱にも用ふれども、實用に供するものは、本項の記述に用なきを以て、凡て省略す)妙圓の略なりといへり、多くは圓形なれども、古くは巴形(曲玉といふ)圓筒形(管玉又竹玉といふ)稜角形(切子玉といふ)碁石形(平玉といふ)等なほ多し(起原塔志)玉の用は既に【太古】より見えたり、古事記を按ずるに、諸冊の二神が國土形成の際、天沼矛を天神より賜ひし事あり、尋で伊弉諾尊が橋小門に於て御視せる時、左右の手の手纏を解除せる事あり、沼矛は玉を飾りたる矛、手纏は玉を糸にて貫き手に纏ふ裝飾なり、なほ天照大神が高天原にて、素戔鳴尊の垂上を待ち迎ふる時、左右の手に八尺勾魂之五百津美須麻流之珠(糸を以て數百の美玉を連貫したる物)を纏き持ち給へる等の事あり、以て當時裝飾として各種の用に供したることを伺ふべし、時に櫛明玉命能く玉を作る、昔て御統玉を作りて天照大神に獻じ、また天孫瓊杵尊が降臨あるに及びては、玉造の工人を率ゐて隨行し、常に寶玉を造りたり【上代】神武天皇都を橿原の地に定

タマ

タマ

玉を作りて獻じ以て之を賀す、美保岐玉といふ、美保



め、即位し給ふに當り、櫛明玉命の孫某玉工を率ゐる、

タマ



を例としたり、藤原氏盛大を極むるに至り、崇尊尤も厚し、清和天皇の時延安寺塔を再興し、貞觀五年官符を以て墓附近の伐木を禁じ、明年四至を定む、十年勅して仁王講を修せしむ、醍醐天皇延長四年多武峯總社を建て、談山權現と勅號を賜ふ、村上天皇天曆年中、延曆寺座主實性多武峯座主となりしより、延曆寺末となる、後ち衆徒等屢々興福寺と争を生じ、兵火に罹りしこと數度に及べり、江戸幕府の時、寺祿三千石を給したり、嘉永二年祠廟を重修し、今猶祠堂數十、山腹に並びて規模最大なり、社殿の壯麗なる俗に關西の日光の稱あるを以て知るべし、明治維新の後、妙樂寺の所管を脱し、談山神社と稱して別格官幣社となる○大塔は高七間方一間半、妙樂寺の堂宇は、明治維新の際妙樂寺の廢亡と共に多く廢毀す○神社の寶物は繪緣起(土佐光茂筆一條兼良詞書)四卷、同住吉知度具慶畫二條光平詞書のもの二卷、狩野永徳筆と稱する三十六歌仙扇圖、粟原寺の銅鐘盤等あり(多武峯緣起、同略記、大和題)

タフミ

田文 土地の檢注を記せしものを云ふ、後世の水帳の類なり、田地の文籍の義なり、全國の田文を大田文といへり、(オホタマミ)參看)文治に奥羽兩國の省帳田文の燒失せしことあり、建久に全國の田文を總檢せしことあり、正治に諸國の田文を算勘せしことあり、貞應に日本國の大田文を作りしことあり、文永に諸國の田文を調進せしめしことあり、貞應二年淡路國大田文、文永十一年若狹大田文、弘安に注進せる常陸國田文總勘文、豐後國田文、但馬國大田文の類今尙ほ世に存せり、諸國の田文は時を以てその守護地頭に命じて注進せしめ、これに依りて公私の領地を正し、田圃の増減を知り、以て領家地頭の應許許を防止し、但馬國の大田文

タフセ

沿革考、法令全書) 田布施流 田布施忠宗の創めたる砲術の流派、忠宗は源助と稱し、河内の人なり、天文六年四月南蠻に赴きて其奥旨を得、其門人酒井市之丞正重といふ者あり、最も傑出す、末流諸州に在り、田布施流といふ(武藝小傳、武術流祖録) タフノヲノミササキ 塔尾陵 後醍醐天皇の御陵、大和國吉野郡吉野村大字吉野山に在り、吉野藏王堂の塔尾に在るを以て名づく、北面にして圓形、高さ一丈許、周圍二十丈許(續樂志、陵墓一覽) タフノミネ 多武峯(談峯、談山) 大和國十市郡(今磯城郡)多武峯村に在り、もと倉橋山と云ひしが、鎌足、天智天皇と此山の藤花の下に會談して入鹿を誅せしより名づくこと云ふ、舊訓「タムノミネ」と云ふ、峰上に(一)二樓宮(二)藤原鎌足の墓あり、(三)宮地は、多武峯西北に根柵と稱する所なりと云ふ、書紀齊明天皇二年九月に「於田身嶺、冠以周垣(田身山名、此云三太務)復於率上兩柵樹邊起觀、號爲三樓宮、亦曰天宮」とある是なり(二)鎌足の墓は山上北面に在り、延喜式に、多武峯臺、贈太政大臣正一位淡海公藤原朝臣と見えたり、淡海公は普通は不比等を云へど、鎌足も又淡海公と稱したることあり、委しくは「マンカイユウ」の條を見よ、初め鎌足攝津阿蘇山に葬りしが、其子僧定慧唐より歸朝して大和多武峯に改葬し、墓の上に十三重の塔を建て、數年の後塔の南に三間四面の堂を建て、妙樂寺と云ひ護國院と號す、又堂の東に三丈御殿を作り鎌足の像を安置す、後の聖靈院是なり、後世國家將に大變あらんとする時に、其像破裂し、また墓地鳴動せりと稱して、古來當寺より屢々之を朝廷に奏し、朝廷にては奏毎に占ひて然る後使を遣はして祈禱奉幣する

タフミ

を例としたり、藤原氏盛大を極むるに至り、崇尊尤も厚し、清和天皇の時延安寺塔を再興し、貞觀五年官符を以て墓附近の伐木を禁じ、明年四至を定む、十年勅して仁王講を修せしむ、醍醐天皇延長四年多武峯總社を建て、談山權現と勅號を賜ふ、村上天皇天曆年中、延曆寺座主實性多武峯座主となりしより、延曆寺末となる、後ち衆徒等屢々興福寺と争を生じ、兵火に罹りしこと數度に及べり、江戸幕府の時、寺祿三千石を給したり、嘉永二年祠廟を重修し、今猶祠堂數十、山腹に並びて規模最大なり、社殿の壯麗なる俗に關西の日光の稱あるを以て知るべし、明治維新の後、妙樂寺の所管を脱し、談山神社と稱して別格官幣社となる○大塔は高七間方一間半、妙樂寺の堂宇は、明治維新の際妙樂寺の廢亡と共に多く廢毀す○神社の寶物は繪緣起(土佐光茂筆一條兼良詞書)四卷、同住吉知度具慶畫二條光平詞書のもの二卷、狩野永徳筆と稱する三十六歌仙扇圖、粟原寺の銅鐘盤等あり(多武峯緣起、同略記、大和題)

タマツ

遂に中絶せし事、幾ど三百五十年、江戸時代光格天皇の寛政九年に至りまた再興あり、次で今日に及べり

タマツクリノコホリ

玉造郡 國郡沿革

武天皇神龜五年四月玉作と改稱し、後玉造に改む

に、府見(フシミ)玉造、信太(シタ)餘戸、等の郷あり、

中世東境を割て葛岡郡を置く、吾妻鏡に其名見えたり、

後世再び之を併せて一郡となす、寛知集以後之に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考)

タマテノヲカノヘノミササキ 玉手丘

上陵 孝安天皇の御陵、大和國葛上郡(今南葛城郡)掖上村大字玉手に在り

高き九間、根廻り四十間とす(禮樂志、陵墓一覽)

タマノコホリ 多摩郡 多摩郡(タマノコホリ)を見よ

タマヒ 田舞 田歌(タウタ)を見よ

タマホノミヤ 玉穂宮 磐余玉穂宮、イハレノタマホノミヤ)を見よ

タマツツリ 靈祭 俗に孟蘭盆供(ウラハシ)を云ふ、同條を見よ

タマヨバヒノマツリ 招魂祭 「セウコンノマツリ」を見よ

タマリツメ 溜詰 名義 江戸時代、親藩及び譜代大名にして、江戸城内黒書院の溜間に席を有するものをいふ

溜詰の略なり、在府の時は、毎月廿日廿四日に登城し溜間に出坐し、老中と諷し將軍の起居を候す、政務ある時は、老中と討議し、或は直に將軍に上申する事を得、また大事を諸大名に號令する時は老中と列坐し、將軍が三山(紅葉山、東叡山、三

タマリ

縁山)に參詣の時、豫差す、又先立を勤め、なほ大禮の時には、京都への上使を勤む、而して登城の際常に老中の上に着坐す

溜詰は重臣を優待し、兼て其言を進めしめんとしたるものにして、一の名譽職の如きものなれども、決して役名にあらず、

世或は職員と考ふるものあるは誤なり、起原溜詰もとは神原、井伊等の如く、世々家老の職に任ぜらるるもの、常に此に候したりしが、後に松平頼重(讚岐高松城主)保科正之共に世曹近親を以て此に候せしより、遂に井伊、松平(高松)保科の三家を以て世曹溜詰の家となし、其他にありては酒井、奥平の諸家及び老中の職を罷めたるもの、優遇せられて、臨時一代限り此席に列りしものも、後世に於ては、溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

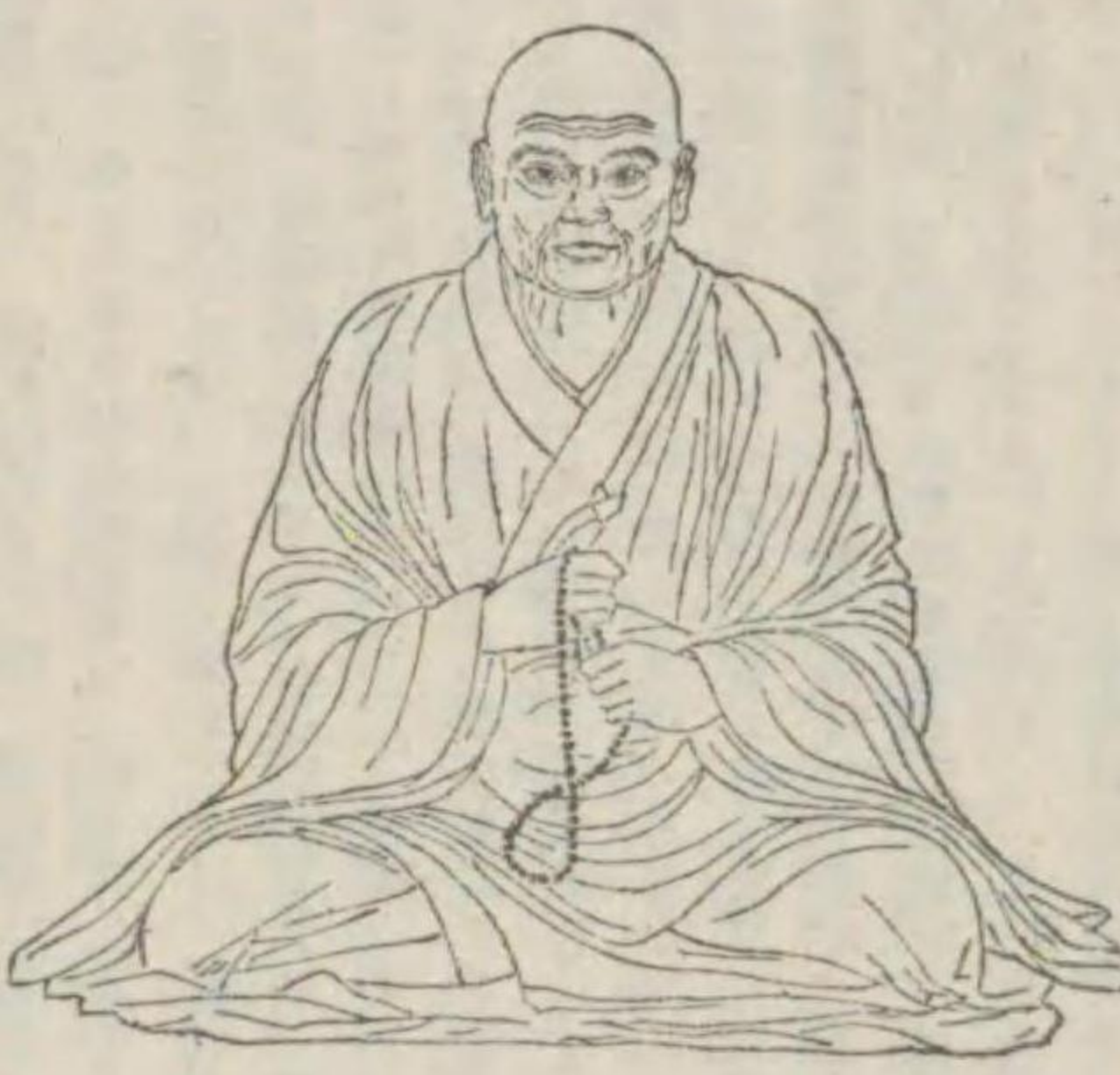
溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

溜詰に對しては、老中と雖も畏敬する所ありしが、後世其人員増加し、其他位に在る者また、昔日の如き有爲の人物多からざりしを以て、只毎月數回登城して老中に對面するのみ、所謂優待の典を存するまでにて、更に威權もなき虚位となりたり

タンカ

女より稱したり、商人より客を呼ぶにまた禮節とも稱することになりたり、
タンカ 短歌 五、七、五、七、七の五句三十一文字より成れる歌を云ふ、本邦韻文の首位を占めたり、世に傳はれるは、素戔鳴尊の「八雲たつ出雲八重垣つまごめに八重垣つくる其八重垣を」の詠を最も古しとす、詳しくは「ウタ」の條を見よ、
タンカイコウ 淡海公 藤原鎌足及び藤原不比等の諡號、古くはアフリコウと訓みたり、淡海は今の近江なり、鎌足は今昔物語に「吉野の郡藏橋山の峰、多武峯の岸重れる後に肇あり(中略)然て峰には大織冠淡海公と御墓をなしたる也」と見え、大鏡に鎌足のことをいひて、「うせ給へる後のいみな淡海公と申しけり」と説き、更にこれを否定して、「この繁樹がいふ様、大織冠をばいかで淡海公と申させ給ふぞ、(中略)主のたまふ事ども、天の川をかき流す様に侍れど、折々か、るひがごとくもぞまじりたる」と記したれど、これは本書の著者が、普通の流布説を信じて考の未だ足らざるによるなり、されば延喜式には多武峯を贈太政大臣正一位淡海公藤原朝臣の墓と記したり、後世淡海公を不比等と混同するに及び、多武峯墓をも不比等なりとし、政事要略の註にも記したれど、多武峯に鎌足を葬りたる事多武峯縁起によりて明かなれば、この淡海公は鎌足と見做すべきなり、また不比等のは、續日本紀天平寶字四年八月の不比等の傳中に「追以近江國十二郡封淡海公」とあるに知らる、今按ずるに、鎌足の邸宅淡海に在りし事、大織冠傳、多武峯縁起、濫觴抄等に「藤原淡海第」とあるに明かなれば、當時の人は、淡海の大正と淡海公と稱したるより、古書にも鎌足を淡海公と記したるものなるべし、(伴信友は藤



像木藏所寺密羅波六都京

後淡海を封國として賜はりしならんといへり、然るに其子不比等が淡海公に封せられてより後、専ら不比等ののみを稱したる結果、自ら鎌足に係りたる淡海公(或は淡海大臣)の傳説消滅したるものなるんか(史學雜誌、淡海公の説)なほ伴信友の松の藤波にも其辨あり、就きて見るべし、
タンケイ 湛慶 名義 尾張法印といふ、深淵運慶の子、佛工なり、早く彫刻の技を祖父康慶、父運慶に受け、名工の間あり、法印大和尚位に叙し、東寺大佛師職に補す、兼て繪畫を善くす、建久年中運慶と共に東寺の本尊を修理し、南大門西方の力士を造り、東方金剛力士は運慶彫刻せり、又共に二天を造り、東方は康慶、康慶、運慶彫刻し、西方増長天は湛慶、康慶、運慶彫刻す、而して湛慶の造る所は大門の金剛力士十三重寶塔の脇に多迦童子、梵天、帝釋、毘沙門等なりき、嘉祿の頃將軍藤原頼經の請により、一切經供養の本尊釋迦佛を大安寺釋迦に換して畫き、嘉祿三年高野山金剛力士三體を造

タンケ

説に、猶一切といふが如しといへり、農政坐右に「日本紀孝德天皇大化二年詔、凡田長三十步、廣十二步爲一段とあり、令もこれに同じ、方一步者三百六十とあり、拾芥抄には、凡田三十六步爲一段頭、計三百六十步爲一段積」とあり、然るに地方問答に、文祿中豊臣秀吉、改めて三百歩を以て一段とすと云へり、鈴條には、古へ六貫一疋と云ふ軍役あり、田六千坪を一貫とす、三百坪を一段とし、三千坪を一町とすれば、二町六貫にて積り安き故なりと云へり、田園類説これに従へり、分田備考には、御遺狀百ヶ條に、郡國所領の高は、文祿元年大河内淺野が割付けの通り、築裏の總政所へ注進す、此の時より三百坪に改め直すとあり、何れの道にも、今の三百歩を一段とせしは、秀吉の時と知るべし、制度通に、段の字今反の字を用ふ、段の草書なり、この段と云ふことは、漢士には見あたらず、一しきを段と云ふは、後世にも多く見たりと云へり、海東諸國記に、凡計田用日本町段、六十五歩爲一段と云へるは、傳聞の訛なるべし、按に拾芥抄に見えたる三十六歩爲一段頭と云ふは、心得がたきことなり、思ふに、これ三十六歩四方の地を、小口より見て一段頭と號し、これにて兵根を収むるものを地頭と云へるなるべしと見えたり、
タンチ 檀越 佛教の用語にして施主の義「ダンノチ」とも例なり、又檀那とも檀主とも云ふ、南海寄歸傳注に「梵云陀那鉢底譯爲施主、陀那鉢施、鉢底是主、而云檀越者、本非正譯、略去那字、取上陀音、標名爲檀、更加越字、意道由行檀捨、自可、越渡貧窮、妙釋難、終兼正本、舊云、達觀者説也」とあり、後世之より轉化して、家人婢僕より其主人を(江戸城大奥にては、奥女中を其召仕への

タンコ

貞徳三年高山寺善州州の善抄并に藤原大元を造る、建長三年七月蓮華王院中尊の佛像を作り、同六年正月竣る、時に年八十二、其餘彫刻する所甚多し、同年未詳、一説に元久二年五月十四日歿すと云ふも信ずべからず(佛工系圖、歴代大佛師譜、佛家人名辭書)
タンコ 端午 名義 公武年中行事の一、五月五日の節句をいふ、端午は初五の義にして、古く支那にては五と午と相通じたるよりか記したる也、初五即ち月初めの五日の意なれば、必ず五月に限りたる稱にあらざりしが、五月の節の重んじらるるに及び、自ら五月五日の稱となれり、また五五、重午、重五など稱するは、五月五日と五が二つ重なるを以てなり、江戸時代には俗に男の節句とも稱したり、
王朝時代、朝廷にては、まづ三日に六衛府より菖蒲艾を奉るを、四日に主殿寮これを所々の殿舎の軒に葺く、五日に系所より菖蒲を獻じ、主上之をかけ武徳殿に行幸し、節句を行はる、群臣皆菖蒲を壺にす、此日また典藥寮より菖蒲の机を獻す、なほ群臣に菖蒲を賜ふ、畢りて騎射の事あり、これを五日の節と稱す、また菖蒲を葺くことは枕草子に「九重の内をばはじめて、いひ知らぬ民のすみかまで、いかでわが許にしげく葺かんと、葺き渡したる云々」とあれば、上下一般の風習たりしを伺ふべきなり、なほ奥州にては菖蒲の代りにカツミ(眞蕪の買なりといへり)を葺きしこと、世繼物語、東齋隨筆に見えたり、後世に至り節句の事は衰へて行はれざりしも、江戸時代に及ぶまで、朝廷の公事は大略古と異なる處なし、武家並に民間に就きて述ぶれば、鎌倉時代には、幕府にても、此日を祝日と爲し菖蒲を葺き、菖蒲枕菖蒲酒等を用ひしも、委細の事は詳かならず、室町時代また然り、江戸時代には、五節句の一として頗る

タンザ

り、兩行とも假字なるは妨なきも、共に漢字なるは、見苦しき故避くべしと云ふ、題は三字まで一行とし、四字以上は二行に書す、假名題は散し書す、婦人の短冊は下句を一字下げて書き、裏の右によせて名を書す、雲形は青雲を上とし、紫雲を下とし、冷泉家にては春夏に青色を上とし、秋冬は紫を上にと云ふ、然れども此等の方式は、何れも後世の定めにて、必しも本式にあらざれば、時によりて取捨宜しきに随ふべきなり、(一)齊明天皇四年十一月の條に「取短冊」ト謀反之事とあるを初見とす、聖武天皇天平二年正月、大安殿に五位已上を宴し、酒食を賜ひ、短冊書を探らしめ、仁義禮智信の字を書し、其字に隨て物を賜ひたり、共に短冊を蔵となしたるなり、清和天皇貞觀十七年四月七日、式兵部兩省文武官擬階短冊を奏す、陽成天皇元慶五年四月九日、式兵部二省成選短冊を奏す、これ叙位すべき人の名を記したる札なり、(二)は初め詳ならず、清輔の裁草紙に「探題、各別題各分取詠也、若以三札子、賦取之時、以三探得短冊押紙、書三和歌、殊不書三題目、云々」とあれは、平安朝の中葉以降の事なるべし、鎌倉時代に至り、漸く行はれ、室町時代には、稍々一定の形式を備ふるに至り、江戸時代に至り、製作書式等の事を言ひはやせしものなるべし、又園太厩康永四年三月二日の條には、短尺にて和歌詠進の事見えれば、短冊にて和歌を詠進する事も古くより行はれしものなるべし(古今要覽稿、古事類苑文學部)

タンザンジンシヤ

多武峰(マフノミネ)を見よ

檀紙

紙の一種、厚くして色白く、黴文あるものを云ふ、マユミノカミとも云ふ、檀の皮にて造れる故なり、後には楮にて造る、陸奥紙とも云ふ

タンシ

ふ、陸奥國より始めて造り出せる故なり、引合とも云ふ、男女の鬘書に此紙を用ふる故なりと云ふ、もとは黴なき檀紙を引合と云ひしが、後には小高檀紙を引合と云へり、丈け高く長きを大高檀紙、狭く短きを小高檀紙と云ふ、又単に高檀紙、檀紙とも云へり、陸奥紙檀紙引合紙の異同につきては文藝類纂に「古の檀紙は、まゆみの紙の義なれば、蓋禿類の皮にて造れるなるべし、是まゆみの皮には織維多くして、杜仲に木綿の名あるに協へるを以てなり、如此織維ある者なれば、これを以て紙を抄き、仍りてこれを檀紙と云ひしなるべし、(杜仲は本草和名に、和名波比末由美、又衛矛和名加波久末都々良、一名久曾末由美乃加波とあるは、何物たるを的知すべからずと雖も、皆同抄に檀和名萬由三とあるものの一類なり) 加茂保憲女集に、みちのくのまゆみのみみと云ひ、新撰樂記にも陸奥の檀紙あり、細流抄にも、陸奥紙を檀紙なりと云ひ、河海抄陸奥國檀紙掃也、陸奥より檀紙をすきはむ、檀はマユミノの木也、萬葉に、みちのくのまゆみのみみ、あり、又明星抄陸奥にて創造すと云ふ、源氏物語の厚紙たるの文に據れば、即檀紙なるべきが如し、然れども方今陸奥には、絶えて檀紙を産せず、且廷喜主計式の諸國調に紙ありて、陸奥特に無し、後考を待つ」と疑ひ、貞丈雜記に檀紙と引合とは別の紙とし、引合と云ふ紙は、昔は有りて今はなき紙なり、色も黒紙なる故うす墨紙とも云ふ、又陸奥國より出でし故みちのく紙とも云ひしなり、條々聞書に云く、源氏物語に、みちのく紙のえならぬなども侍るは、當時の引合の事といへり云々、みちのく紙す墨紙の事、源氏物語須磨の巻の抄物にも見えたり、又引合と云ふ事、八雲大式に、此の引合紙は、或は陸奥紙と號し、又博識

タンシ

紙と云ふいはれば、往古他の女子を以て、我が子の男子に引合せ、夫婦の情を結ぶ時、此の紙に因縁を書きて、女子の親に遣はす、其の時女子の親我が機にあへば、彼紙の裏に書報を成して約束を結ぶ、又女子の親我が機に合はざれば書答なし、如此旨趣を以て夫婦を引合する所なり、故に引合紙と云ふ、其の儀分明なり、其の後何にても中興祝儀に用ひ、又云く今此の紙を祝言祝儀等に用ひ、水師黒檀などに飾るなり、又支猪之時餅を包む折形の時も、總じて祝儀に此の紙を用ふるなり云々(今京都にては紙のたけ大きくこにシホありて厚きをタンシと云ふ、紙のたけタンシよりは小くすくたてにシホあるを引合と云ひならはせり)と云ひて、引合と陸奥紙は同じとせり、之を要するに、三紙皆同物にて、材料產地、用法に依りて名を異にせるものなるべし、又體につきては好古日録に「大高檀紙の黴は、板に付て乾かす、繩にかけて干し、黴のよりたるを、朝露にあてて少し打たる故に、黴文あり、今は大高を始め、引合に至り、黴をよせて、板に付て乾かすなり、又古昔の檀紙は打たる故熱紙なり、塵して滑て板すきの如し、今はスタンメありて熱紙とは云ひ難し」と云へり、産地は備前中松山廣瀬にて製す、大高、縦一尺七寸一分、横二尺二寸三分、大縮と云ふ、横一尺九寸五分、縦二尺五分迄、引合中縮と云ふ、小高、縦一尺四寸五分、横一尺七寸五分、小縮奥杉原と云ふ、二百四十枚を二束とす、越前、阿波、京渡等あり、寸法種類總て備中に同じ(下學集、塵添塵抄、文藝類纂、貞丈雜記)

タンシヤウ

誕生(「上代」人の生るゝ、其汚穢を避けんが爲めに、別に假家を建て、産婦を此處に移したり、これを産屋といふ、而して生兒の餅帯を

タンシ

載るに竹刀を用ふ(アチヒエ参看)朝廷にては、皇子生るれば、先づ壬生の浴を掌る部民を置く、壬生部と稱す、一般貴族間には、生兒を養育するに乳母(哺乳して産兒を養ふ者)湯座(兒を浴せしむる婦)湯母(兒に飲ましむる婦)飯唄(飯を唄み和らげて、これに食はしむるもの)あり、生兒の命名には、生れし際に起れる山川、草木、禽獸などの瑞祥を見て直ちに、これを名とする事多かりき、されど人名の口碑に傳へ、史書に載せて、世に知られたるものには、其生長して後に、功德武勇等を賞したる美稱、或は後世より、これに附したる美稱も甚多し【平安朝時代】懷孕して目立つ程に至れば、吉日を撰びて、腹に帯を纏ふ、これ後世のゆへに帯なり、(結肌帯の儀、後世堅固を祝して岩田帯と書す)但し當時の腹帯は、衣の上より纏ひたるものならんといふ、臨月に及べば、産屋を設けて、産婦はこれに移り、僧をして經など讀ませ、産時に至りては、多くの僧侶を聘して、加持祈禱を行はせて物の怪を去り、安産を得せしめんとす、既に分娩すれば、餅帯を載る人、乳付の婦などありて、其事を執り行ふ、胞衣は土中に藏む、一に吉日吉方を撰びて之を爲せり、嬰兒は、侍仕の人々これを傳きて湯殿に至り、産湯の式を行ふ、沐浴の間は、弓弦を鳴らして惡魔を避け、僧侶は護身の法を行へり、嬰兒若し男子なれば、文章博士を招きて、高欄の許に立たして孝經史記などを誦讀せしむ、天子には特に孝經天子の章を讀みたり、而して出産の前後、特に湯殿にては、事に與る男女の衣裳調度及び産婦の帳蓋等皆白色を用ふ、これ清淨を尙ぶ遺風なるべし、なほ産時に邪氣を拂はんが爲めには散米(サンマイ)参看)を行ふ、また胞衣の滯りたる時、飯を産屋より轉ばし落すことあり、皇子誕生には南へ、皇女誕生には北へ

タンシ

落すといへり(ゴコシ参看)、これ餅と親類と同音相似たれば、ゴシケを下すといふ隱語より移りたり、もと陸奥國に行はれたるが、遂に後宮にも移りたり、天兒(アマガツ)参看)として人形を作り、これを其側に置く、諸々の災惡はすべてこれに負はするの意に出づ、産後三日、五日、及び七日には、親類眷族更なる産養を爲し、(ウアヤシナヒ)参看)五十日に至れば、また五十日の祝を催して、親縁知己の人を饗す(イカノイハヒ)参看)年の始には、戴餅と稱し、小兒の頭に餅を戴かせて、祝詞を演べて賀する等の事もありき(イタマキマキナノイハヒ)参看)而して此時代風俗落塵を極めたる結果、隨胎の事多く、一般の人敢て不徳と思惟せざりしが如し【鎌倉時代】第五箇月に至りては、胎を帯を結ぶこと此頃より見ゆ、また臨月には他の家に移りて産あり、胞衣の滯りたる時は、産屋の棟より飯を轉ばし落すことも前期の末に於けるが如し、出産の初夜には、安産祝を爲し、三夜には吸粥の祝を爲す、これ産婦の健かにして粥を吸り得るを祝へるなり、其後は五夜、七夜、九夜、其他五十日祝、百日祝等あり、又眞栗祝(眞味祝)は通常三歳位の時に行へり、(マナノイハヒ)参看)朝廷にては新誕の皇子初めて内裏に至り給ふを御行始といふ、大抵五十日以後に此事あり、後世の宮參は此遺風ならんか(室町時代)貴族を通じて、婦人懐妊すれば、第五箇月に着帯の式ある事、前期に同じ、其帯は將軍家にては、白絹と白綾を用ひ、平人は布を用ひたり、其家の主人此帯を進め、其家の重臣此帯を帯ふなり、着帯の式終りて三獻七五三等の祝あり、産婦には過勞を停め、食品にも鮎、鮭、鯉、鴨、鳩、雀、兔等を忌み、次で産後百二十日間もこれを禁じたり、産屋は別に設け臨月には之に移る、其廣さ

タンシ

凡十二歳敷とす、これ一月十二月に集りたるものに於て、年に四月あれば十三歳とす、北を上座とし、南面せしむ、また産屋の裏に、産の時時するべき座敷をも別に設け、弓、菴目、的、壺、籠等を備ふるなり、妊婦分娩に際しては、扇を折りてこれに倚らしむ、餅帯は竹刀を以て切る眞似を爲し、別に小刀にてこれを切る、餅帯は、胎衣桶に入れ、他所に運び去りて土中に埋め、其事に従ひたる人、故らに笑聲を揚げて歸る、生兒には産湯をひかせ、其時に虎の頭の影を湯にうつす事あり、産湯の後、第三日に至りて、湯に浴びさするを、湯殿始の祝といふ、産時の養目は、産所の方を射手の前において、白練の巻を倚せかけおき、之を的として射る(ヒキメ)参看)産兒の傍らには天兒をおき、大箱に小兒の護身符等を入れ置き、守刀は、殊に名作を撰び、また寶壽など、目出度銘物を用ひたり、産後吉日を撰びて祝を爲し、始めて生兒に産衣を着せしむ、産衣の祝といふ、將軍家にては、嘉例として、伊勢氏より白絹の帯を進上す、上着は定數なく、其表は堅紋に織りたる白練とす、銀箔にて松竹鶴龜を押し、裏は白練とす、家の紋など付くる事なし、産婦の湯帷子は、白布を以て作り、生兒のものには、白絹三尺四方にして端縫あり、生兒の頭髪は、吉日を撰びて剃る、また河臨祭として、吉日吉方を撰び、水邊にて陰陽師に祈禱を爲さしむる事あり、産後まづ初夜三夜とに内々の祝あり、五夜七夜に式三獻七五三等の祝あり、將軍家にては、初夜三夜の祝は、政所方の沙汰とし、五夜は管領、七夜は三職の沙汰とす、七夜には小兒に名を命す、誕生の日より百日の間は、産婦も小兒も、皆白色の衣服を着し、百一日目に至りて色小袖に更む、これを色直しの祝といふ(イロナホシ)参看)其日また筈立として

タシ

始めて小兒を食膳に向はしむる事あり、これを世に喰初まはる箸といへり、色直しの後、三七日を經て、吉日を撰び、母子相伴ひて鎮守の社に參詣す、これを宮參りとも、産神参りともいふ、其日は、置鳥、置鯛、二重折、瓶子等を室内に飾り供へて、産神を祭れり【江戸時代】五ヶ月目における着帯には生絹を用ふれども、庶民は布を以て足れりとす、吉日を撰びて行ふことも、前期に同じく、毎月朔日、俵日を避け、塞りの方にて爲すことをせず、妊娠中は過勞を避け、油膩、辛辣また酸味ある食物を忌み、肉食は胎兒を害するとしてまた之を忌み、却て大麥、蘿蔔、午麥等の植物性を撰びたり、貴族間にては産屋を設く、壬卯の日を撰びて卯の刻に地を平にし、鐵始を爲し南面して之を建つ、其屋は白縁を用ひ、産棚を設け、豫て手桶、水桶、柄杓、盥、瓶子、屏風、土器、臺子、火うち、組板、庖丁、魚箸、鷹、押桶等を備ふ、別に暮目の家を設く、産屋には鶴目返、無紋紫、紅絞等の色模様を忌み、すべて穢物を避け、妊婦は第九月吉日の鶴鳴直ちに之に臨む、其時式三獻あり、中流以下は、初産には實家に歸りて産み、第二回より、多くは夫の家に於てす、産氣催す時は産婆を聘す、(俗にトリアグバといふ) 俗間には催産の靈符として、預め神符佛札を請ひ受くるもあり、さて分娩すれば、産婆生兒を擁して之を壽き、初聲を擧げの以前に指に綿を巻きて兒の口中に啣める穢物を拭ひ去る、若し拭ひ去らざる時は、胎毒となりて抱疔重かるべしと信じたり、次に竹刀にて臍帯を斷る、多くは之を兩所にて結紮し、其中央より刀を以て截るなり、後に十二の押桶(所謂胎衣桶)に分ち入れて、米、芋、菜、引籠等を添へ、吉日吉方を撰びて地に埋む、餅の敷口は、杉原紙を以て包みて産湯を引く、浴後

タシ

湯上りとして生兒を布にて包み、暫くして産衣を着せしむ、男子は左より着せ、女子は右より袖を通さるなり、哺乳は産後十二時ばかり過ぎたる後らにし、初乳を嘔きしむる事を忌む、其前に布を以て、口中の穢物を拭ひ、アマモとして甘連湯(黃連、甘草、紅花、大黃の合劑)を吞ましめて胎尿を下痢せしむ、胎尿をカニクツといへり、また産後三日の内に、親縁の者相集りて祝ひ、産土神を祭る、之を三日の祝儀といふ、七夜に至るまでに生兒に名を命ず、偁名として親縁者のより、數多名をつくるを祝儀とす、産後父は七日の忌あり、母は三十五日とす、流産は、妊娠後三箇月までは月經の穢と同じく七日の忌あり、四箇月後なれば、父に五日、母に十日とす、さて産婦は産後十日間は椅褥の内に坐せしめ、第十一日より枕直しして、肩疊の上に臥すること許す、第三十日に至りて、産婦は産屋を出づ、此日生兒の胎髮を剃る、或は既に七日にして剃るもあり、生兒男子なれば三十三日、女子なれば三十二日を経て、産婦生兒を伴ひて産土神に詣つ、即ち宮參り、産土神詣り、歸途親縁知己を訪ふ、第十日に至りて喰ひの儀あり、はじめて生兒を食膳に向はしめて飯を食はしむ、男兒には男、女兒には女の儀むるもいふ、翌年の生日に至りては誕生祝を爲す、其後毎歲其儀あり(貞丈雜記、古事類苑禮式部、藤岡博士、日本風俗史)

タシ

日に京城内外を察し、官の苛法冤抑を訴ふる者は、推究して當を得れば奏し、否らざれば彈す、式部省と共に朝廷の衣冠禮儀を糾す【開元】尹一人從四位上、後世多く親王を任じ、或は大納言以上之を兼ね、大弼一人從四位下、少弼一人正五位下、公達諸大夫之に任ず、大弼は參議を兼ねることあり、大忠一人正六位上、少忠二人正六位下、六位諸大夫侍等之に任ず、大疏一人正七位上、少疏一人正八位上、疏以上は別勅にあらざれば、他務を掌るを得ず、巡察彈正十人正七位下、史生六人、臺掌二人、使部三十人、直丁二人【開元】天智天皇の時御史大夫あり、後大納言と改め、別に彈正臺を置きたり、大寶令に至りて職制始めて定る、天平寶字二年乳正臺と改められたり、幾干もなくして舊に改めたり、同三年尹を廢して從三位の官となす、延暦十一年新に彈正例八十三條を定む、弘仁四年令制大疏のみなりしを以て少疏一人を加ふ、十四年令制弼一人にて政體漸ずるを以て、大少弼各一人を分置し、彈正巡察二人を省く、淳和天皇の初年巡察彈正漸次減じて二人となる、更に巡察大少弼各一人を置く、(大弼正八位上、小弼大初位上)天長九年毎月京中を巡察し、諸司諸院諸家及び内外主典以上の犯狀を劾し、直に式部兵部二省に移し、貶して考課を奪ふ、仁明天皇初年巡察史生二人を置く、承和六年勅して臺檢非違使と同じく非違を糾彈す、但し犯人逃亡せば、臺追捕に堪へず、宜しく臺使と議し檢非違使を遣して追捕せしめ、永例となす、自後糾彈捕逮の權盡く使歸し、彈正臺は有名無實となり、巡察彈正の如きは寛平以後全く廢するに至りて、明治政府に至り、同年七月、京中出張内外の非違を糾彈する所となす、同年七月、京中出張本臺を設く(三年七月に廢す)、同四年二月、京中出張

タシ

巡察所を改め、本臺出張所と稱し、關を大阪に置く、尋で七月之を廢し、其事務を司法省に屬す(令義、續紀、延喜式、類聚國史、三代格、職原鈔、職官志)

タシヤク 短冊 【タシヤク】を見よ、

タシ 段錢 段別によりて課する錢を云ふ、段錢奉行(タシヤク)の條を見よ、

タシクニワケヤク 段錢國分奉行 【タシヤク】を見よ、

タシクニワケヤク 段錢總奉行 【タシヤク】を見よ、

タシヤク 段錢奉行 【開元】室町幕府の職名、段錢の事を掌る、段錢とは、重事ある時、段別により賦課する錢を云ふ、武家名目抄に、「後に至りては、地頭の輩、私に段錢を課せる事もあり、今の世に用金と云ふ類なり、國役金の名稱あるも、古の段錢の名殘」と見えたり、又段錢國分奉行とも段錢總奉行とも云ふ【開元】鎌倉時代、弘長三年、將軍入朝す、諸國段別に各錢百文、馬一匹、役夫二人を課し、以て其用に充つ、執權運籌、令を諸國に下す、特に其吏員を置かず、足利の世に至り、段別のみならず、臨時の諸課税を指して、亦段錢と云ふ、奉行を置き管知せしむ、應安四年十一月朝廷即位の儀を行ひ、諸國に段錢を課す、都鄙共に毎土藏に三十貫文、毎酒屋壺に二百文を課せしむ、始めとす、應安五年七月、日吉の神輿を改造せしむ、段別三十文を諸國に課し、其數に充つ、京極高秀總奉行たり、十月、松田貞秀を土佐國に遣して、段錢を催徴せしむ、康暦元年、吏を諸國に發し、段錢を課し、北野祇園の神輿改造費に充つ、每段錢三十文、又圖を探り諸國に派遣して段錢を課する奉行人を、段錢國分奉

タシ

行と云ふ、段錢は、名証寺の田を除く外、僧徒、嚴なり、若し例として免除に係る者は、奉行に具狀し、更に書を下してこれを除く、大永五年、細川高國、棟別奉行九員を置き、管内の段錢を徵す、此類は諸家にて命ぜし奉行にして、幕府の職員にあらず(武家名目抄、官制沿革略史)

タシヤク 丹前節 端頭の一、起原沿革詳かならず、東洋道名所記(萬治二年版)原宿の條に「比丘尼ども一人二人出でて歌をうたふ、頌歌はききもわげられず、たんとんとかや云ふ節なり」と、只あゝと長たらしく引ずりたるばかりなり云々【見えたり(聲曲類纂)】

タシ 探題 法會論議の時に論議を出す僧役を云ふ、後に種々に轉用せられ、詩歌を賦する時に題を探り取りて誦する歌を云ひ、また武家の職名に九州探題、奥州探題等あり、各條參看【釋家官班記に「公卿之名僧、山上之住侶、相交補之、至其器者、一流譜代之學徒、稽古拔群之秀才等、爲其器用其德等同之時者、學道勞功年高之高下、又有其沙汰、歟、凡當職者法道之淵源、學道之峻難也、朝儀更不_レ被_レ處_レ聊爾_レ者也、有_二其_一關之時、不可_レ有_二楚忽之沙汰_一歟」とあり、古は一人、若くは二人なりしが、嘉應承安の頃三人を定め置く、其後又別に加任候探題等を置く、加任は正員なく、缺員なき時、又は臨時朝獎の族、其關に補す、或は秀才暮齡後缺を期し難き時之を置く、假探題は正員三人の内禁忌所勞等の故障ある時、假に其役に從ふ、所謂代官なり、後慶長十五年九月、家康南光坊天海を比叡山の執行探題となし、一山の事務を監督せしむ、爾後比叡山に此職名ありて一山の事務を監督する重職となせり、

タシ

タシ 探題 武家時代、重要な地方を

タシ 日京城内外を察し、官の苛法冤抑を訴ふる者は、推究して當を得れば奏し、否らざれば彈す、式部省と共に朝廷の衣冠禮儀を糾す【開元】尹一人從四位上、後世多く親王を任じ、或は大納言以上之を兼ね、大弼一人從四位下、少弼一人正五位下、公達諸大夫之に任ず、大弼は參議を兼ねることあり、大忠一人正六位上、少忠二人正六位下、六位諸大夫侍等之に任ず、大疏一人正七位上、少疏一人正八位上、疏以上は別勅にあらざれば、他務を掌るを得ず、巡察彈正十人正七位下、史生六人、臺掌二人、使部三十人、直丁二人【開元】天智天皇の時御史大夫あり、後大納言と改め、別に彈正臺を置きたり、大寶令に至りて職制始めて定る、天平寶字二年乳正臺と改められたり、幾干もなくして舊に改めたり、同三年尹を廢して從三位の官となす、延暦十一年新に彈正例八十三條を定む、弘仁四年令制大疏のみなりしを以て少疏一人を加ふ、十四年令制弼一人にて政體漸ずるを以て、大少弼各一人を分置し、彈正巡察二人を省く、淳和天皇の初年巡察彈正漸次減じて二人となる、更に巡察大少弼各一人を置く、(大弼正八位上、小弼大初位上)天長九年毎月京中を巡察し、諸司諸院諸家及び内外主典以上の犯狀を劾し、直に式部兵部二省に移し、貶して考課を奪ふ、仁明天皇初年巡察史生二人を置く、承和六年勅して臺檢非違使と同じく非違を糾彈す、但し犯人逃亡せば、臺追捕に堪へず、宜しく臺使と議し檢非違使を遣して追捕せしめ、永例となす、自後糾彈捕逮の權盡く使歸し、彈正臺は有名無實となり、巡察彈正の如きは寛平以後全く廢するに至りて、明治政府に至り、同年七月、京中出張内外の非違を糾彈する所となす、同年七月、京中出張本臺を設く(三年七月に廢す)、同四年二月、京中出張

タシ 短刀 刀の極く小さきもの、又ミツカカタナとも云ふ、カカタナ參看、

タシ 段高 名義江戸時代新開地の内、地質粗惡、或は收穫不定等の土地にして、將來高入となす能はざるもの、段別のみを檢定して課税せる土地を云ふ、大日本租稅志に「段高場とは、草生地及び池沼、岸邊の埴地、川堤外の不定地等を高に結ぶも、百姓或は得る所なきを以て、唯其段別を定め、輕租を課するのみにして、高外に置くものを謂ふ、輕賤須知に據るに、享保八年武藏國の株場を懇明せしめ、芝地壹段に役米三升を課せり、諸國異同ありと雖も率れ此類なり、是等多くは村の附有にして、之に依て一村を成すもの甚夥し、然れども年を経て地味熱良すれば則ち收て高に結ぶの制とす」とみゆ【開元】寶曆六年九月、代官所段高場は、是迄取箇差出帳に附記すれども、今年より本途取箇に同じく吟味すべしと達し、安永七年七月、段高場の内、追次地味熱良に至る分は、嚴に檢査して高入と爲すべし、尤も川附不定地の場所は、専ら堤防に注意し、作毛に應じて取箇附を吟味すべしと令せり、爾後農民屢々高掛の費なきを利用し、地味熱良になると雖も、段高場と爲すを以て、代官をして嚴に之を檢せしむ(地方凡例錄、地方落穂集、大日本租稅志、幕府縣治要略)

タシ

タシ 談天門 【開元】大内裡外郭